上田市地域防災計画【資料編】

目　次

１上田市防災会議条例 1
２　上田市防災会議委員名簿 2
３　上田市災害対策本部条例 3
４　避難場所 4
（1）指定緊急避難場所 4
（2）第一次避難場所 6
（3）福祉避難所 11
５　備蓄状況 12
６　Ｗｉ－Ｆｉ整備状況 16
（1）Ｗｉ－Ｆｉ設置場所 16
（2）Ｗｉ－Ｆｉの開放条件・開放対象 17
７　地区防災計画の策定状況 17
第１章　総　　則 18
１　過去に発生した災害状況 18
（1）著名大地震記録 18
（2）昔の記録によって上田市に影響を与えたと思われる大地震 20
（3）過去の風水害 21
（4）地すべり 27
（5）上田市及びその近隣地域の主な気象災害 28
（6）浅間山の過去の噴火活動 31
（7）火　災 32
第２章　災害予防計画 34
１　災害危険箇所 34
（1）地すべり危険箇所 34
（2）山腹崩壊危険地区 38
（3）崩壊土砂流出危険地区 41
（4）土砂崩壊危険箇所 43
（5）急傾斜地崩壊危険箇所 47
（6）砂防指定地 50
（7）土石流危険渓流 51
（8）土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊） 54
（9）土砂災害警戒区域等（土石流） 66
（10）土砂災害警戒区域等（地滑り） 76
（11）雪崩危険箇所 79
（12）重要水防区域 82
（13）水防上重要な水門及びため池 88
２　気象・水位観測施設の市内の整備状況 92
（1）気象台関係の観測所 92
（2）国土交通省関係の観測所 92
（3）県関係の観測所 92
（4）その他の観測所 93
（5）市内の警報等の指定河川 93
３　鉄道施設の状況 94
４　上田市における文化財等の状況（有形・建造物） 94

（1）国県指定等文化財の防火施設の設置状況 94
（2）市指定文化財の防火施設の設置状況 95
５　河川、ため池の状況 96
６　水防倉庫状況 101
７　主要危険物貯蔵施設 101
８　土砂災害警戒区域内・浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設 102
第３章　災害応急対策計画 113
１　防災関係機関一覧表 113
（1）指定地方行政機関及びその他出先機関 113
（2）指定公共機関及びその他出先機関 113
（3）指定地方公共機関 113
（4）その他の機関 114
２　災害救助基準（災害救助法） 115
３　上水道配水池貯水量 120
（1）上水道配水池 120
（2）長野県営水道配水池 120
４　消防機関の組織体制 121
５　消防署管轄表 121
６　消防団管轄表 122
７　消防機関の人員・消防施設等の現況 122
（1）上田地域広域連合消防本部 122
（2）消防団の現勢力 123
（3）上田地域広域連合消防本部の消防車種別の保有状況 123
８　消防水利の確保 123
９　救急告示医療機関等 123
（1）災害拠点病院 123
（2）救急告示医療機関 124
１０　災害対策用ヘリポート一覧表 124
１１　大規模特殊災害時における広域航空消防応援 125
（1）大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱 125
（2）広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート 129
（3）消防広域応援交付金公布細則（抜粋） 129
（4）消防広域応援交付金申請手続き 130
１２　災害時応援協定 131
（1）協定締結団体等連絡先 131
（2）県内市町村 134
（3）県内消防 144
（4）姉妹都市 146
（5）防災協定都市 156
（6）外国人集住都市会議会員都市 160
（7）災害情報の収集等 164
（8）通信 174
（9）放送 176
（10）救援 178
（11）物資の調達 182
（12）給水 209
（13）応急措置等 225
（14）電気 262
（15）要援護者支援 266
（16）被災者支援 296

（17）医療救護等 300
（18）物資の調達 309
１３　上田市防災行政無線の運用 315
（1）デジタル防災行政無線 315
１４　被害状況判定基準 316
１５　水防資材の確保 318
（2）水防玉石 320
（3）水防用砂 320
１６　災害用医薬品目（備蓄場所１箇所あたり） 321
(1) 内服薬 321
(2) 注射薬 321
(3) 外用薬 322
(4) 衛生材料 322
１７　災害医薬品備蓄事業所及びワクチンの保管場所 323
（1）災害用医薬品備蓄事業所 323
（2）緊急用血清及びワクチンの保管場所一覧表 323
１８　庁用車両の現況 324
１９　緊急車両等事前届出状況 326
２０　給水用器具類配備状況 327
２１　下水道災害対策用資材の備蓄場所 327
２２　道路通行規制区間及び規制基準 327
（1）高速道路 327
（2）主要地方道 327
２３　油流出事故対策用資材の備蓄状況 328
２４　緊急輸送関係路線一覧表 329
（1）緊急交通路交通規制対象予定道路 329
（2）震災対策緊急輸送路線 329
第４章　復旧計画 330
１　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 330
２　上田市災害見舞金等の支給額 330
３　災害援護資金・生活福祉資金の貸付 331
４　被災者生活再建 331
（1）被災者生活再建支援金の支給 331
（2）上田市被災者生活再建支援金の支給 332
様式 333
様式１　危険箇所実態調査票 333
様式２　危険か所調査報告書 334
様式３　職員配備状況報告 335
様式４　対策本部内応援要請 336
様式５　県および近隣市町村への応援要請 337
様式６　指定行政機関に対する派遣要請 338
様式７　建物被害調査報告書 339
様式８　床上・床下浸水調査結果表 340
様式９　公共土木施設・農業施設・公共施設　被害調査報告書 341
様式 10　地区別被害状況調 342
様式 11　世帯別被害調査表 343
様式 12　相談カード 344
様式 13　公用負担命令書 345
様式 14　医療救護班・助産救護班　出動報告書 346
様式 15　取扱患者台帳 347

様式 16　救援実施状況 348
様式 17　指示の伝達 349
様式 18　指示の県への報告 349
様式 19　避難者名簿 350
様式 20　避難所物品使用状況簿 351
様式 21　避難所用品物品受払簿 352
様式 22　避難所の設置および収容状況 353
様式 23　炊き出しその他による食品給与物品受払簿 354
様式 24　炊き出し受給者名簿 355
様式 25　食料品現品給与簿 356
様式 26　物資受払簿 357
様式 27　物資給与および受領簿 358

平成２５年３月一部修正
平成２６年７月一部修正
平成２７年３月一部修正
平成２９年３月一部修正
平成３０年２月一部修正
平成３１年３月一部修正
令和　２年３月一部修正
令和　３年３月一部修正
令和　４年３月一部修正
令和　５年３月一部修正
令和　６年３月一部修正
令和　７年３月一部修正

１上田市防災会議条例

平成 18 年 3 月 6 日
条例第 229 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定により、上田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　上田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条に規定する上田市水防計画を調査審議すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平 24 条例 3・平 24 条例 28・一部改正）

（会長及び委員）

第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

(3)　長野県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(4)　長野県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(5)　市の職員のうちから市長が指名する者

(6)　教育長

(7)　消防団長

(8)　上田地域広域連合消防本部消防長

(9)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(10)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(11)　前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

6　前項に掲げる委員の定数は、45 人以内とする。

7　第 5 項第 9 号から第 11 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8　前項の委員は、再任されることができる。

（平 24 条例 28・一部改正）

（専門委員）

第 4 条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3　専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（補則）

第 5 条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附　則(平成 24 年 3 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 24 年 10 月 4 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

２　上田市防災会議委員名簿

選出区分	選出機関名等
会長	上田市長
指定地方行政機関の職員（第１号委員）	東信森林管理署
	長野国道事務所
	千曲川河川事務所
陸上自衛隊の自衛官（第２号委員）	陸上自衛隊第１３普通科連隊
長野県の知事の部局の職員（第３号委員）	上田地域振興局
	上田保健福祉事務所
	上田建設事務所
	上田水道管理事務所
長野県警察の警察官（第４号委員）	上田警察署
市の職員（第５号委員）	上田市副市長
教育長（第６号委員）	上田市教育委員会教育長
消防団長（第７号委員）	上田市消防団
上田地域広域連合消防本部消防長（第８号委員）	上田地域広域連合消防本部消防長
指定公共機関の職員（第９号委員）	東日本電信電話㈱長野支店
	東日本高速道路㈱関東支社長野管理事務所
	東日本旅客鉄道㈱上田駅
	日本通運㈱長野支店
	中部電力パワーグリッド㈱上田支社
指定地方公共機関の職員（第９号委員）	しなの鉄道㈱上田駅
	上田電鉄㈱
	千曲バス㈱上田営業所
	上田ガス㈱
	長野都市ガス㈱東信支店
	長野ＬＰ協会上小支部
	上小トラック協会
	信越放送㈱上田放送局
	㈱長野放送上田支局
	㈱テレビ信州上田支局
	長野朝日放送㈱上田支局
	㈱上田ケーブルビジョン
自主防災組織を構成する者（第１０号委員）	上田市自治会連合会
学識経験のある者（第１０号委員）	上田市議会
	上田市医師会
	小県医師会
	上田市防災支援協会
	上田市上下水道事業協同組合
	上田市赤十字奉仕団
	丸子赤十字奉仕団
	上田市社会福祉協議会
	信州うえだ農業協同組合
	丸子テレビ放送㈱
	上田バス㈱
	女と男うえだ市民の会
	上田市自主防災アドバイザー等連絡協議会会員

３　上田市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 6 日
条例第 230 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定により、上田市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 24 条例 28・一部改正）

（組織）

第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（補則）

第 5 条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附　則(平成 24 年 10 月 4 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4　避難場所

(1) 指定緊急避難場所

地域	指定避難所（指定緊急避難場所も兼ねる）【 】は指定指定緊急避難場所のみ		所在地	災害種別				
				土砂	洪水	地震	大規模な火事	火山現象
上田地域	1	信州大学繊維学部	常田 3-15-1	○	○	○	○	○
	2	上田東高等学校	常田 3-5-68	○	○	○	○	○
	3	東小学校	材木町 1-10-13	○	×校庭 ○校舎･体育館	○	○	○
	4	第二中学校	大手 1-1-45	○	×校庭 ○校舎･体育館	○	○	○
	5	上田高等学校	大手 1-4-32	○	×校庭 ○建物内	○	○	○
	6	交流文化芸術センター（サントミューゼ）	天神 3-15-15	○	×	○	○	○
	7	中央公民館	材木町 1-2-3	○	×屋外 ○建物内	○	○	○
	8	清明小学校	大手 2-4-41	○	×校庭 ○2 階以上	○	○	○
	9	北小学校	中央北 3-1-52	○	×校庭 ○2 階以上	○	○	○
	10	第三中学校	中央北 3-3-62	×西側市道側 ○その他	○	○	○	○
	11	西小学校	常磐城 5-1-53	○	×校庭 ○2 階以上	○	○	○
	12	西部公民館	常磐城 5-4-34	○	×	○	○	○
	13	上田城跡公園体育館（上田城跡公園含む）	常磐城 1-1-30	○	×	×体育館 ○公園	○	○
	14	城下小学校	諏訪形 928-2	○	×	○	○	○
	15	第四中学校	諏訪形 1200	○	×	○	○	○
	16	上田千曲高等学校	中之条 626	○	×	○	○	○
	17	南小学校	中之条 485	○	×	○	○	○
	18	塩尻小学校	上塩尻 219	○	×	○	○	○
	19	塩尻地区公民館	上塩尻 253-1	○	×	○	○	○
	20	上田西高等学校	下塩尻 868	○	×	○	○	○
	21	川辺小学校	上田原 367	○	○	○	○	○
	22	上田創造館（長池公園含む）	上田原 1640	×公園 ○2 階以上	○	○	○	○
	23	川辺・泉田地区防災センター	福田 30-4	○	○	○	○	○
	24	【上田古戦場公園多目的グラウンド】	下之条 330	○	×	○	○	○
	25	東京特殊電線㈱ ﾄｳﾄｸ会館	大屋 300	○	×屋外 ○建物内	×	○	○
	26	神川地区公民館・神川保育園	蒼久保 1212-1	○	×屋外 ○建物内	○	○	○
	27	神川小学校	国分 1386	○	×	○	○	○
	28	第一中学校	国分 200	○	○	○	○	○
	29	【国分寺史跡公園】	国分 1105	○	×	○	○	○
	30	神科小学校	住吉 386-1	○	○	○	○	○
	31	第五中学校	上野 441	○	○	○	○	○
	32	上野が丘公民館	住吉 378-1	○	○	○	○	○
	33	【染屋台多目的グラウンド】	古里 2033-1	○	○	○	○	○
	34	上田染谷丘高等学校	上田 1710	○	○	○	○	○
	35	豊殿小学校	芳田 968-1	○	○	○	○	○
	36	農村環境改善センター	芳田 1261-2	○	×屋外 ○建物内	○	○	○
	37	塩田構造改善センター	富士山 3349-1	○	×	○	○	○
	38	東塩田小学校	古安曽 1113	○	×校庭 ○2 階以上	○	○	○
	39	東塩田保育園	下之郷 806-3	○	×	○	○	○

地域	指定避難所 （指定緊急避難場所も兼ねる） 【 】は指定指定緊急避難場所のみ		所在地	災害種別				
				土砂	洪水	地震	大規模な火事	火山現象
上田地域	40	中塩田小学校	中野 93	○	×校庭 ○2 階以上	○	○	○
	41	塩田中学校	中野 377	○	×校庭 ○2 階以上	○	○	○
	42	長野大学	下之郷 658-1	×ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ北側 ○体育館	○	○	○	○
	43	上田女子短期大学	下之郷乙 620	○	○	○	○	○
	44	塩田の里交流館 （とっこ館）	手塚 792	○	○	○	○	○
	45	塩田西小学校	山田 476-1	○	×校庭 ○2 階以上	○	○	○
	46	相染閣（あいそめの湯）	別所温泉 58	×芝生広場 ○駐車場 ○施設	×	○	○	○
	47	浦里小学校	浦野 237	○	×	○	○	○
	48	川西小学校	仁古田 508	○	○	○	○	○
	49	第六中学校	小泉 21-1	○	○	○	○	○
	50	川西公民館	小泉 863-1	○	○	○	○	○
	51	室賀基幹集落センター 室賀健康増進センター	上室賀 1432-1	×	○	×基幹集落ｾﾝﾀｰ ○健康増進ｾﾝﾀｰ	○	○
	52	下室賀コミュニティセンター	下室賀 1877-1	×駐車場 ○建物内	○	○	○	○
丸子地域	53	旧西内小学校	平井 1704	×校舎 ○体育館 ○校庭(南側)	×校庭 ○2 階以上	○	○	○
	54	鹿教湯温泉交流センター	鹿教湯温泉 1434-2	×	○	○	○	○
	55	【東内グラウンド】 （東内屋内ゲートボール場含む）	東内 2498-3	○	○	○	○	○
	56	丸子中学校	上丸子 1878	○	×	○	○	○
	57	丸子中央小学校	上丸子 824	×校舎(北側) ○校舎(体育館側) ○校庭、体育館	○	○	○	○
	58	丸子修学館高等学校	中丸子 810-2	×	○	○	○	○
	59	【丸子ベルパーク】	中丸子 1821-2	○	×	○	○	○
	60	【丸子総合グラウンド】	御嶽堂 1-1	○	×	○	○	○
	61	丸子北中学校	生田 3298	○	×体育館(一部) ○校舎、校庭	○	○	○
	62	丸子北小学校 （丸子北部グラウンド含む）	生田 3556	○	×	○	○	○
	63	長瀬市民センター	長瀬 2476	○	×	○	○	○
	64	信州国際音楽村 (信州国際音楽村公園含む)	生田 2937-1	○	○	○	○	○
	65	塩川小学校	塩川 1400	○	○	○	○	○
真田地域	66	菅平高原アリーナ	菅平高原 1223-87	○	○	○	○	○
	67	真田中学校	真田町長 6326-1	○	×	○	○	○
	68	真田中央公民館 真田体育館	真田町長 7199-1	○	×屋外 ○公民館 ○体育館	×体育館 ○公民館	○	○
	69	長小学校	真田町長 4200-3	×	○	○	○	○
	70	【真田運動公園グラウンド】	真田町長 7220-1	○	×	○	○	○
	71	傍陽小学校	真田町傍陽 6035-1	×体育館 ×校庭 ○校舎	○	○	○	○
	72	本原小学校	真田町本原 2175-1	○	○	○	○	○
武石地域	73	武石小学校	上武石 20	○	○	○	○	○
	74	築地原トレーニングセンター	武石上本入 1710-1	○	○	○	○	○
	75	【武石総合グラウンド】	上武石 476-9	○	×	○	○	○

記号の見方　　○：開設する、×：開設しない

（注）指定避難所のみの施設はありません。

(2) 第一次避難場所

【上田地域】

	自治会名	第一次避難場所	所在地
1	踏入	踏入コミュニティ集会施設	踏入 2-10-11
2	泉町	泉町コミュニティ集会所	踏入 1-6-21
3	上常田	上常田公会堂	常田 2-24-10
4	中常田	中常田自治会館	常田 1-9-2
5	下常田	東部地区防災センター	常田 2-30-20
6	北常田	北常田公会堂	中央 2-16-18
7	材木町	材木町公会堂	中央 2-22-20
8	常入	常入自治会館	材木町 2-12-37
9	南天神町	南天神町(自治)会館	天神 4-7-14
10	泉平	泉平コミュニティセンター	天神 3-12
11	天神の杜	天神の杜自治会館	天神 3-24-6
12	北天神町	南部コミュニティセンター	天神 2-1-24
13	松尾町	松尾町自治会館	中央１-2-12
14	鷹匠町	長野県医療衛生専門学校	中央 2-3-17
15	本町	本町公会堂	中央 2-7-16
16	末広町	上田高等学校グラウンド	大手 1-4-32
17	大手町	大手町会館	大手 2-4-5
18	横町	横町公会堂	中央 2-20-4
19	海野町	海野町会館	中央 2-10-13
20	原町	ふれあい福祉センター 原町公会堂	中央 4-2-19 中央 4-2-21
21	袋町	袋町自治会館	中央 3-10-16
22	馬場町	馬場町自治会館	中央 3-14-4
23	田町	田町自治会館	中央 3-16-10
24	丸堀町	三区会館	中央西 1-1-27
25	木町	三区会館	中央西 1-1-27
26	北大手町	北大手町会館	中央西 1-9-11
27	上川原柳町	上川原柳町公会堂	中央東 7-3
28	下川原柳町	中央公民館	材木町 1-2-3
29	愛宕町	愛宕町公会堂	中央 6-11-19
30	上鍛冶町	上鍛冶町区民会館	中央 6-3-8
31	鍛冶町	鍛冶町会館	中央 6-4-12
32	上房山	上房山公会堂	中央 5-13-66
33	下房山	浄楽寺	中央 5-5-2
34	柳町	清明小体育館(地震) 勤労者福祉ｾﾝﾀｰ 3 階和室(地震以外)	大手 2-4-41 中央 4-9-1
35	新田	新田自治会館	中央北 2-1-17
36	山口	山口自治会館、自治会館前駐車場 区民健康広場	上田 1009 上田 1184-1
37	上紺屋町	上紺屋町公会堂	中央西 1-15-1
38	下紺屋町	下紺屋町コミュニティ集会施設	中央西 1-14-38
39	鎌原	鎌原自治会館	中央西 1-11-12
40	西脇	西脇会館	常磐城 1-7-21
41	新町	新町コミュニティ集会施設	常磐城 2-8-2
42	諏訪部	諏訪部公会堂	常磐城 3-11-31
43	生塚	生塚自治会館	常磐城 4-1-11
44	常磐町	常磐町自治会館	常磐城 6-9
45	緑が丘	緑が丘自治会館	緑が丘 1-4-15
46	新屋	新屋自治会館	緑が丘 1-22-17
47	緑が丘北	緑が丘北自治会館	緑が丘 2-10-4
48	緑が丘西	緑が丘西自治会館	緑が丘 3-12-15
49	城北	城北自治会館	常磐城 5-4-37

	自治会名	第一次避難場所	所在地
50	小牧	小牧会館	小牧 624-1
51	諏訪形	諏訪形公民館	諏訪形 687-3
52	須川	須川集会所	諏訪形 2903-3
53	中村	中村コミュニティセンター	諏訪形 1323-7
54	朝日ケ丘	朝日ケ丘自治会館	諏訪形 1590-50
55	三好町	三好町自治会館	諏訪形 1096-9
56	御所	御所公会堂	御所 210-1
57	中之条	中之条公民館	中之条 566-11
58	千曲町	千曲町自治会館	中之条 1095-26
59	秋和	秋和コミュニティ集会所	秋和 700-ロ
60	上塩尻	塩尻地区公民館	上塩尻 253-1
61	下塩尻	下塩尻公民館	下塩尻 130-1
62	上田原	上田原自治会館	上田原 567-1
63	川辺町	川辺町会館	上田原 720-1
64	倉升	倉升公民館	上田原 1640
65	神畑	神畑公民館	神畑 657-1
66	下之条	古戦場公園コミュニティセンター	下之条 599
67	築地	築地コミュニティ集会施設	築地 306
68	東築地	東築地公民館	築地 51-18
69	半過	山口生活改善センター 上半過ふれあいセンター 下半過生活改善センター	小泉 2335 小泉 3050 小泉 3567
70	福田	川辺・泉田地区防災センター	福田 30-4
71	吉田	吉田会館	吉田 257-3
72	大屋	大屋公会堂	大屋 506
73	岩下	岩下コミュニティセンター	岩下 81-5
74	下青木	下青木公民館	蒼久保 1265-イ
75	みすず台南	みすず台南公民館	蒼久保 1515-9
76	みすず台北	第一集会所	蒼久保 1564-2
77	上青木	上青木公民館	蒼久保 198-1
78	梅が丘	梅が丘集会場	蒼久保 500-1
79	久保林	久保林公民館、久保林神社、上田スター商会駐車場、 生コン事業協同組合駐車場	
80	黒坪	黒坪公民館	国分 534-8
81	上沢	上沢公会堂	国分 1217-1
82	国分	国分コミュニティセンター	国分 1072
83	下堀	下堀コミュニティセンター	国分 1886
84	上堀	上堀生活改善センター	国分 1-6
85	畑山	畑山生活改善センター	上野 2716-イ-1
86	伊勢山	伊勢山生活改善センター	上野 1280-4
87	富士見台	富士見台自治会館	上野 1451-145
88	神科新屋	新屋生活改善センター	上野 282-15
89	野竹	野竹公民館	古里 352-1
90	西野竹	西野竹自治会館	古里 85-4
91	笹井	笹井公民館	古里 1040-3
92	川原	川原集会所	古里 1247-1
93	岩門	岩門集落センター	古里 1539-23
94	染屋	染屋交流センター	古里 2001-22
95	蛇沢	蛇沢自治会館	上田 1523-1
96	金井	金井公民館	上田 309-2
97	大久保	大久保公民館	住吉 3002-1
98	長島	長島児童センター	住吉 1173
99	金剛寺	金剛寺生活改善センター	住吉 1597-1

	自治会名	第一次避難場所	所在地
100	住吉が丘	住吉が丘コミュニティセンター	住吉 842-10
101	森	森公民館	芳田 1160
102	大日木	大日木公民館 大日木生活改善センター	芳田 672-1 芳田 712
103	長入	長入生活改善センター	芳田 3672-4
104	宮之上	宮之上同和集会所 農村環境改善センター（サンラインライン南側５・６班）	芳田 1029-1 芳田 1262-1
105	小井田	豊殿の家（ＪＡ豊里店）	芳田 309-3
106	中吉田	中吉田生活改善センター	芳田 2470
107	町吉田	町吉田生活改善センター	芳田 1620-1
108	ひかり	ひかり自治会館	芳田 1380-172
109	桜台	桜台自治会館	芳田 1328-2
110	下吉田	下吉田生活改善センター	芳田 1944
111	林之郷	林之郷公民館	林之郷 170
112	下郷	下郷公民館	殿城 505-2
113	岩清水	豊殿地区転作促進研修センター	殿城 3573-1
114	矢沢	まほろばの里交流会館	殿城 995-1
115	赤坂	まほろばの里交流会館	殿城 995-1
116	漆戸	漆戸公民館	漆戸 12
117	下組	各班（４班）集会所	
118	富士山中組	塩田構造改善センター	富士山 3348-4
119	奈良尾	奈良尾生活改善センター	富士山 4436-5
120	平井寺	平井寺公民館	古安曽 490-3
121	鈴子	鈴子公民館	古安曽 922
122	石神	石神生活改善センター	古安曽 1722-1
123	柳沢	柳沢公民館	古安曽 3816-2
124	下之郷	下之郷公民館	下之郷 123-1
125	桜	桜自治会館	下之郷乙 557-1
126	下本郷	誉田別神社	本郷 916
127	東五加	東五加自治会館	五加 660-1
128	五加	五加自治会館	五加 1214-7
129	上本郷	上本郷自治会館	本郷 103
130	中野	中野公民館	中野 582
131	上小島	上小島コミュニティセンター	小島 43-1
132	下小島	下小島遊園地	小島 741
133	保野	保野公民館	保野 107-イ
134	学海南	学海南自治会館	中野 201-125
135	舞田	舞田公民館	舞田 257
136	八木沢	八木沢公民館	八木沢 153-2
137	八舞	八舞広場	八木沢 1480-4
138	学海北	学海北自治会館	中野 201-1
139	セレーノ八木沢	八木沢公民館	八木沢 153-2
140	十人	十人公民館	十人 86-2
141	塩田新町	西塩田会館	新町 187-2
142	東前山	多目的集会場	前山 412-2
143	西前山	西前山公民館	前山 1616-14
144	手塚	手塚公民館	手塚 839-1
145	山田	山田生活改善センター	山田 1106-1
146	野倉	野倉公民館	野倉 726-1
147	分去	あいそめの湯	別所温泉 58
148	大湯	西大湯会館	別所温泉 305-1
149	院内	別所温泉センター	別所温泉 1717-1
150	上手	日影集会所	別所温泉 1073-1
151	仁古田	仁古田公民館	仁古田 964-1

	自治会名	第一次避難場所	所在地
152	岡	川西地区防災センター	岡 1250-2
153	浦野	浦野公民館	浦野 67-10
154	越戸	越戸公民館	越戸 517-2
155	藤之木	藤之木自治会館	浦野 19-1
156	浦野南団地	浦野南団地集会所	越戸 88-54
157	小泉	小泉自治会館	小泉 644-1
158	下室賀	下室賀コミュニティセンター	下室賀 1877-1
159	上室賀	上室賀基幹集落センター	上室賀 1432-1
160	ひばりケ丘	ひばりヶ丘生活改善センター	下室賀 212-4

【丸子地域】

	自治会名	第一次避難場所	所在地
1	西内	各部落公民館	
2	平井	平井区公民館	平井 420
3	荻窪	荻窪公民館	東内 3615
4	和子	和子公民館	東内 2402-1
5	下和子	コミュニティセンター榎実の家	東内 1532-4
6	辰ノ口	辰ノ口公民館	東内 236-1
7	三反田	三反田公民館	上丸子 1955-1
8	海戸	丸子地域自治センター駐車場 海戸公民館	上丸子 1612 上丸子 999
9	沢田	沢田公民館	上丸子 318-9
10	八日町	八日町公民館	上丸子 173-1
11	腰越	腰越公民館	腰越 65
12	中丸子	中丸子公民館	中丸子 1181
13	下丸子	下丸子公民館	下丸子 351
14	御嶽堂	中山公民館	御嶽堂 1434-1
15	飯沼	コミュニティセンター熊の森	生田 5127-2
16	北原	北原公民館	生田 4176-1
17	茂沢	茂沢公民館	生田 2805
18	尾野山	尾野山公民館	生田 2007-1
19	上長瀬	上長瀬公会堂、練合公民館	長瀬 2377-1
20	長瀬中央	小路下公民館、町組公民館、金井公民館、 上平南公民館、上平県住公民館	
21	下長瀬	宮原公民館、東街道公民館、北街道公民館（地震） 向陽院、塩川小学校、狐塚公民館（水害） コミュニティセンター下長瀬、東組公民館、権現公民館（共通）	長瀬 3122-1 ほか
22	石井	コミュニティセンター塩川	塩川 2989-6
23	坂井	坂井公民館	塩川 1857
24	狐塚	狐塚公民館	塩川 3403-1
25	郷仕川原	郷仕川原公民館	塩川 191
26	南方	南方公民館	塩川 1319-1
27	藤原田	藤原田公民館 松山㈱駐車場	藤原田 272 塩川 5155

【真田地域】

	自治会名	第一次避難場所	所在地
1	菅平	菅平高原国際リゾートセンター	菅平高原 1223-1751
2	大日向	大日向公民館	真田町長 497-1
3	角間	角間公民館	真田町長 3043-1
4	横沢	横沢公民館	真田町長 3386-1
5	真田	真田公民館	真田町長 4445-1
6	十林寺	十林寺公民館	真田町長 5168-3
7	石舟	石舟公民館	真田町長 4022-3

	自治会名	第一次避難場所	所在地
8	戸沢	戸沢公民館	真田町長 7528-5
9	つくし	つくし集会所	真田町長 7300-44
10	横尾	長地区コミュニティ消防センター	真田町長 6946-1
11	四日市	四日市公民館	真田町長 6219-12
12	入軽井沢	入軽井沢公民館	真田町傍陽 9614-2
13	岡保	岡保公民館	真田町傍陽 8283-1
14	傍陽中組	傍陽西部地区コミュニティセンター	真田町傍陽 6644
15	大庭	大庭公民館	真田町傍陽 11442-1
16	曲尾	曲尾公民館	真田町傍陽 790-1
17	萩	萩集落センター	真田町傍陽 6169-1
18	田中	田中創作館	真田町傍陽 4982-1
19	下横道	下横道区民館	真田町傍陽 3930-3
20	中横道	中横道公民館	真田町傍陽 3834-2
21	上横道	上横道公民館	真田町傍陽 2923-2
22	穴沢	穴沢公民館	真田町傍陽 2670-2
23	三島平	三島平公民館	真田町傍陽 2318-1
24	上原	上原公民館	真田町本原 1915-1
25	下郷沢	下郷沢公民館	真田町本原 2768-1
26	小玉上郷沢	小玉上郷沢地区コミュニティセンター	真田町本原 2881-2
27	赤井	赤井公民館	真田町本原 3862-1
28	下塚	下塚公民館	真田町本原 4298
29	竹室	竹室公民館	真田町本原 2314-1
30	荒井	荒井公民館	真田町本原 1459-2
31	中原	中原公民館	真田町本原 1684-1
32	表木	表木公民館	真田町本原 1238-1
33	大畑	本原地区コミュニティ消防センター	真田町本原 513-2
34	下原	下原公民館	真田町本原 169-2
35	町原	本原地区コミュニティセンター	真田町本原 337-11
36	出早	出早コミュニティセンター	真田町本原 1967-56

【武石地域】

	自治会名	第一次避難場所	所在地
1	鳥屋	鳥屋地区集落集会施設	武石鳥屋 219
2	沖	沖転作促進研修センター	武石沖 711-1
3	藪合	藪合集会施設	下武石 353
4	中島	中島公民館	下武石 458-8
5	七ケ	七ケ公民館	下武石 1058-1
6	片羽	片羽集会施設	上武石 83-1
7	堀之内	堀之内集会施設	上武石 377-1
8	市之瀬	市之瀬集会施設	上武石 661-1
9	下本入	下本入集会施設	武石下本入 445-2
10	権現	権現集会施設	武石上本入 415-3
11	下小寺尾	下小寺尾集会施設	武石上本入 892-1
12	上小寺尾	上小寺尾集会施設	武石上本入 988
13	唐沢小原	唐沢集会施設	武石上本入 1588-2
14	築地原	武石上本入生活改善センター	武石上本入 1710-1
15	大布施巣栗	大布施集会施設	武石上本入 2276
16	西武	西武集会施設	武石上本入 2380-44
17	小沢根	小沢根公民館	武石小沢根 245-1
18	余里	余里集会施設	武石余里 271-8

(3) 福祉避難所

	名称	種別	所在地	連絡先	受入予定人員
1	上田しいのみ園	障害者施設	中之条 801	27-3166	3
2	しいのみ療護園	障害者施設	下室賀 2826	31-0001	3
3	特養　室賀の里	高齢者施設	上室賀 19	31-0002	状況に応じて
4	ともいきライフ住吉	障害者施設	住吉 1418-6	24-7616	5
5	上田悠生寮	障害者施設	諏訪形 1834-4	23-3838	10
6	ライフステージかりがね	障害者施設	真田町長 6430-1	72-3431	5
7	特養　アザレアンさなだ	高齢者施設	真田町長 7141-1	72-2781	状況に応じて
8	特養　うえだ敬老園	高齢者施設	中央 3-15-5	28-1165	状況に応じて
9	特養　ローマンうえだ	高齢者施設	殿城 250-1	26-8871	状況に応じて
10	別所温泉長寿園	高齢者施設	別所温泉 1828-2	38-3160	状況に応じて
11	依田窪特別養護老人ホーム	高齢者施設	下武石 776-1	85-2218	状況に応じて
12	介護老人保健施設チェリーガーデン	高齢者施設	保野 710	39-1187	状況に応じて
13	御所苑	高齢者施設	御所 666	22-2222	状況に応じて
14	老人保健施設ケアホーム上田	高齢者施設	中野 29-2	38-2905	状況に応じて
15	老人保健施設ほのぼの	高齢者施設	住吉 322	27-6755	状況に応じて
16	ケアまるこ	高齢者施設	上丸子 331-13	42-1110	状況に応じて
17	依田窪老人保健施設いこい	高齢者施設	長和町古町 3365-5	68-0281	状況に応じて

５　備蓄状況

備蓄場所	(1)公園管理事務所	(2)第一中学校	(3)第二中学校
	(4)第三中学校	(5)第四中学校	(6)塩尻小学校
	(7)豊殿地域自治センター	(8)上田創造館	(9)塩田中学校
	(10)東塩田小学校	(11)あいそめの湯	(12)川西小学校
	(13)神川地区公民館	(14)西部公民館	(15)塩田の里交流館
	(16)川辺小学校	(17)丸子北中学校	(18)丸子地域自治センター
	(19)東内グラウンド	(20)旧西内小学校	(21)塩川小学校
	(22)上平南公民館	(23)真田地域自治センター	(24)菅平高原アリーナ
	(25)真田中央公民館	(26)武石小学校	(27)築地原トレーニングセンター

R7.4.1 現在

分類	番号	備蓄品名		1 公園管理事務所	2 一中	3 二中	4 三中	5 四中	6 塩尻小	7 豊殿C	8 創造館	9 塩田中	10 東塩田小	11 あいそめの湯	12 川西小	13 神川公民館	14 西部公民館
食料品等	1	ごはん	食	3,650	750	1,100	1,900	1,800	1,100	1,000	2,000	3,400	900	1,000	1,300	1,000	950
	2	おかゆ	食	2,000	200	600	500	500	200	250	600	800	300	150	200	150	250
	3	パン	食	1,104	72	24	96	168	48	72	72	144	72	72	120	72	72
	4	クラッカー、ビスケット	食	300	120	120	180	120	60	120	180	120	120	60	120	60	60
	5	飲料水（500ml）	本	2,224	432	504	552	768	288	504	384	1,824	744	384	576	205	456
	6	粉ミルク（アレルゲン対応）	本	32													
	7	哺乳ビン	本	100													
浄水・給水	8	給水袋	枚	944	100	300	300	200	300	100	400	700	200	300	371	100	300
	9	浄水器	台	2													
	10	浄水器用フィルター	個	40		48				16	20	12			16		
	11	浄水器用滅菌剤	本	20													
	12	携帯用浄水器	台	62								25		10			
	13	ウォータータンク	個			10											
発電機等	14	発電機(2500W・2400W・ガソリン)	台	4													
	15	発電機(1800W・1500W・ガソリン)	台	10	1	2			2	1	2	1		1	2		1
	16	発電機(750W・900W・ガソリン)	台	2	1	1		2		4		1				1	
	17	発電機(900W・カセットボンベ)	台	4	1	2	2	1	2		3	2	1		3	1	1
	18	発電機(兼用)	台				1						1	1	1		
	19	ポータブル蓄電池	台	1		1					1				1		
投光器等	20	投光機(ハロゲン外)	台	17	1	4	1	2	4	3	4		2	2	4		2
	21	投光機(ｻｰｸﾙﾗｲﾄ・ﾎﾞｰﾙﾗｲﾄ)	台	2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1
	22	ヘッドライト	個	16	4	10	5	5	5	3	5	8	5	4	5	5	5
	23	強力ライト（懐中電灯）	個	47	2	10	5	5	5	3	5	6	2	2	5	9	5
	24	LEDランタン	個	16	3	4	4	5	5	5	3	6	3	4	5	8	5
	25	ハンドランプ	本		1				1	1				1			1
トイレ	26	トイレセット(ハウス・便器・凝固剤50個)	台														
	27	トイレ用テント（ﾊﾟｰｿﾅﾙ・ﾜﾝﾀｯﾁ）	張	26	8	17	15	13	12	11	14	16	7	5	12	7	10
	28	トイレ用便座（ﾜﾝﾀｯﾁ･ﾎﾞｰﾀﾌﾞﾙ等）	台	35	10	14	15	17	20	17	20	32	6	5	20	5	10
	29	ボックストイレ（ダンボール）	台	15	10	5	10		10	5	15	5	9	5	10	10	5
	30	マンホールトイレ（備品）	台			5	5	6				10					
	31	自動ラップ式トイレ	台	1													
	32	車椅子対応型仮設トイレ	台		1	1		1				4			1		
	33	一般・兼用型仮設トイレ	台					1									
	34	非常用排便収納袋	枚	2,000	800	1,300	1,500	1,100	500	800	500	4,350	500	350	500	700	500
テント等	35	テント（２間×３間）	張	3							1	1			1		
	36	簡単テント	張	1													
	37	ワンタッチパーテーション	張	31	30	43	24	38	28	22	14	44	26	10	55	18	20
	38	ワンタッチパーテーション対応屋根	張	31	30	43	24	44	28	22	8	44	26	10	55	18	20
	39	プライベートルーム（備品）	張	5	1	3	2	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1
	40	トリアージテント	張	3													
	41	トリアージシート	ｾｯﾄ	1													

R7.4.1 現在

分類	番号	備蓄品名		1 公園管理事務所	2 一中	3 二中	4 三中	5 四中	6 塩尻小	7 豊殿C	8 創造館	9 塩田中	10 東塩田小	11 あいそめの湯	12 川西小	13 神川公民館	14 西部公民館
衛生用品	42	生理用ナプキン	枚	7,044	672	720	672	1,032	672	672	672	672	672	672	672	672	672
	43	子供用おむつ	枚	2,538	102	420	420	204	248	248	140	578	420	420	350	140	102
	44	大人用おむつ	枚	1,572	158	114	114	96	84	84	38	126	114	126	126	38	42
	45	防塵マスク	個	420	60	120			60	180	340	80	40	60	300		60
寝具	46	寝袋	個	22	12	12	16	10	14	16	20	28	10	12	18		12
	47	多目的簡易ベッド	台	9	4	7	3	7	3	2	2	6	4	1	6	2	2
	48	毛布	枚	337	100	130	133	150	105	120	136	120	100	50	150	80	100
調理器具関係	49	やかん	個	19	2	2		3	2			2	1	2	2		2
	50	炊き出し器	台	5													
	51	エコロジー食器セット	人分		100	100			100			1,800	100	100	100		100
	52	カセットコンロ	台	5	1	6			3	3		6	2	2	4		2
	53	カセットコンロ用ボンベ	本	355	9	12	18	12	12	9	15	52	15	12	18	24	12
	54	固形燃料	個	96		48						60	24	36			
暖房	55	対流形石油ストーブ	台	3	1	2	1	2	1	1		2	1	1	1	1	1
	56	カセットボンベ式ガスヒーター	台	20													
その他資器材	57	ガソリン缶(20ℓ)	缶	8	2	2	2	2	2	4	2	6	2	2	2	1	2
	58	非常用水電池	本	1,500								800		200			
	59	乾電池アダプター（単一）	個	250								200		49			
	60	乾電池アダプター（単二）	個	250								100		74			
	61	事務用品セット	個	51	1	3	1	2	1	1	2	2	1	2	1	1	1
	62	工具セット	個	4	1	1		1	3	2	2	1	1	1	3		2
	63	脚立	台	1				1				1					
	64	台車	台	2								1					
	65	リアカー	台	2	1									1			
	66	一輪車	台	4								1					
	67	担架	台	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	68	コードリール（30m）	個	8	2	3	1	2	2	4	2	6	2	2	2		2
	69	延長コード（5m）	個	68	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	70	ブルーシート	枚	200	45	44	35	135	40	35	57	228	70	37	64	30	60
	71	トンパック	個	68													
	72	土のう袋	枚	1,897								200					
	73	スコップ（剣先）	丁	24	4	6		5	8	8	11	6	2	2	12		4
	74	スコップ（角）	丁	32													
	75	バール	本	9		2											
	76	カナテコ	本	6	1	1			3	2	4	5		1	4		1
	77	デッキブラシ	本	6													
	78	バケツ	個	49													
	79	拡声器	個	17	1	2		2	2	1	2	6	2	2	2		2
	80	手回し充電式ラジオライト	個	52	6	5	5	5	5	3	5	15	2	3	2	5	6
	81	非常持出袋セット	個														
	82	ゴーグル	個	12	4	4			8	4		14	4	4	8		4
	83	レインスーツ	着	21	3	8		5	10	7	6	13	5	6	8		5
	84	ポリタンク	個					12									
	85	給油ポンプ（手動・電池式）	個					11									
	86	乾電池	本	520	100	100	100	100	100	100	100	120	100	100	100	100	100
	87	ゴミ容器（40L）	個	4													
	88	カラーコーン（ウエイト付）	個	12		10		10				10					1
	89	プラスチック手袋	枚	6,200	200	100	100	100	100	200	200	200	100	100	200	200	200
	90	不織布マスク	枚	3,000	1,600	1,600	800	1,600	1,200	800	1,200	1,600	1,200	400	2,400	1,600	800
	91	フェイスシールド	個	237	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	92	手指消毒用ハンドジェル	個	13	1	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1
	93	手指消毒剤	個	27			1							1			
	94	ポンプ式容器	個	48	4	4	2	4	3	2	3	4	3	1	6	4	2
	95	スプレー式容器	個	28	4	4	2	4	3	2	3	4	3	1	6	4	2
	96	手指消毒剤（詰替用）	個	14	4	4	2	4	3	2	3	4	3	1	6	4	2
	97	赤外線体温計	個	34	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	98	感染症防護対策キット	ｾｯﾄ	16	16	16	8	10	12	8	12	16	12	4	24	16	8
	99	簡易マウスシールド	ｾｯﾄ	400													

R7.4.1現在

分類	番号	備蓄品名		15 塩田の里交流館	16 川辺小	17 丸子北中	18 丸子C	19 東内G	20 旧西内小	21 塩川小	22 上平南公民館	23 真田C	24 菅平アリーナ	25 真田公民館	26 武石小	27 築地原TC	合　計
食料品等	1	ごはん	食	1,000	1,000	1,200	2,750	350	300	900	700	1,894	500	500	1,084	700	34,728
	2	おかゆ	食	200	250	300	950	100	50	400	200	847	150	150	350	100	10,747
	3	パン	食	72	72	192	1,008	48	48	336	96	840	48	72	664	144	5,848
	4	クラッカー、ビスケット	食	60	60	180	720	60	60	180	60	240	60	60	180	60	3,720
	5	飲料水（500ml）	本	504	504	648	1,272	192	144	576	432	1,745	120	144	608	144	16,878
	6	粉ミルク（アレルゲン対応）	本														32
	7	哺乳ビン	本														100
浄水・給水	8	給水袋	枚	300	100	200	190		100	200	100	200	100		300		6,405
	9	浄水器	台														2
	10	浄水器用フィルター	個														152
	11	浄水器用滅菌剤	本														20
	12	携帯用浄水器	台				25	10				35			25	10	202
	13	ウォータータンク	個														10
発電機等	14	発電機(2500W・2400W・ガソリン)	台														4
	15	発電機(1800W・1500W・ガソリン)	台														23
	16	発電機(750W・900W・ガソリン)	台	1	1	2	2	1	3	1	2	5		1	2	1	34
	17	発電機(900W・カセットボンベ)	台	1	1	1	1	1		1	1		1	1	1	1	34
	18	発電機(兼用)	台														4
	19	ポータブル蓄電池	台				1					1			1		7
投光器等	20	投光機(ハロゲン外)	台	2													48
	21	投光機(ｻｰｸﾙﾗｲﾄ・ﾎﾞｰﾙﾗｲﾄ)	台	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	34
	22	ヘッドライト	個	5	5	5	3	2	5	5	5	5	5	5	5	5	145
	23	強力ライト（懐中電灯）	個	4	5	5	4	3	8		5	20	5	5	9	5	189
	24	LEDランタン	個	4	5		10	10		5	5	25	3	3	30		176
	25	ハンドランプ	本	1	1		4				1	1		1		1	15
トイレ	26	トイレセット(ハウス・便器・凝固剤50個)	台			2	2	4	3	1	3	2					17
	27	トイレ用テント（ﾊﾟｰｿﾅﾙ・ﾜﾝﾀｯﾁ）	張	10	5	6	16	2	8	3	5	13	13	5	16	10	285
	28	トイレ用便座（ﾜﾝﾀｯﾁ･ﾎﾞｰﾀﾌﾞﾙ等）	台	10	5	9	11	4	13	5	5	11	15	5	21	5	345
	29	ボックストイレ（ダンボール）	台	5	5	5	5	5	5	5	5	10	10		5	5	184
	30	マンホールトイレ（備品）	台														26
	31	自動ラップ式トイレ	台				1					1			1		4
	32	車椅子対応型仮設トイレ	台														8
	33	一般・兼用型仮設トイレ	台														1
	34	非常用排便収納袋	枚	500	500	800		600	1,100	200	300	1,100	1,400	500	1,100	500	24,000
テント等	35	テント（２間×３間）	張			1	1		1			1	1		1		12
	36	簡単テント	張				1					1					3
	37	ワンタッチパーテーション	張	20	20	18	27	23	32	28	10	31	19	20	15	10	676
	38	ワンタッチパーテーション対応屋根	張	20	20	8	37	22	32	26	10	31	19	20	15	10	673
	39	プライベートルーム（備品）	張	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	43
	40	トリアージテント	張														3
	41	トリアージシート	ｾｯﾄ														1

R7.4.1 現在

分類	番号	備蓄品名		15 塩田の里交流館	16 川辺小	17 丸子北中	18 丸子C	19 東内G	20 旧西内小	21 塩川小	22 上平南公民館	23 真田C	24 菅平ｱﾘｰﾅ	25 真田公民館	26 武石小	27 築地原TC	合　計
衛生用品	42	生理用ナプキン	枚	672	936	672	672	672	672	672	1,008	672	672	672	1,344		25,524
	43	子供用おむつ	枚	140	402	318	884	464	464	288	420	1,608		536	1,354		13,208
	44	大人用おむつ	枚	38	114	126	306	126	126	60	114	438		192	630		5,102
	45	防塵マスク	個	60	60	280	240	240	400	240	200	520	400	200	300	60	4,920
寝具	46	寝袋	個	6	12		12	12	24	12		11	10	10	13	5	329
	47	多目的簡易ベッド	台	2	2		13	1		2		5	3	3	6	2	97
	48	毛布	枚	100	100	85	221	90	86	57	80	230	50	80	150	80	3,220
調理器具関係	49	やかん	個	2	2								2				43
	50	炊き出し器	台														5
	51	エコロジー食器セット	人分	100		100	100		200			100	200		1,400	400	5,100
	52	カセットコンロ	台	4			6	8		3	3	17		4	6	2	87
	53	カセットコンロ用ボンベ	本	17	11	4	35	18		11		36	9	14	27	10	767
	54	固形燃料	個	24			72	48		12	12	144			96	48	720
暖房	55	対流形石油ストーブ	台	1	1	1	1	1	1			4	1	1	9	1	40
	56	カセットボンベ式ガスヒーター	台														20
その他資器材	57	ガソリン缶(20ℓ)	缶	2	2		8					7	1	2	8	2	71
	58	非常用水電池	本				290	200				500			500		3,990
	59	乾電池アダプター（単一）	個				70	30				100			100		799
	60	乾電池アダプター（単二）	個				70	30				100			100		724
	61	事務用品セット	個	1	1		1					1			1		75
	62	工具セット	個	1		2	2	1	2	1	1	2	3	1	2	1	41
	63	脚立	台	1													4
	64	台車	台			1			1			1	1				7
	65	リアカー	台														4
	66	一輪車	台														5
	67	担架	台	1	1	1	2	1	1		1	1	1	1	1	1	28
	68	コードリール（30m）	個	2	2	2	3	2	1	1	1	7	1	2	10	2	74
	69	延長コード（5m）	個	1	1		1					1			1		86
	70	ブルーシート	枚	60	60	20	15	3	30	30	30	59	10	20	180	50	1,647
	71	トンパック	個												110		178
	72	土のう袋	枚									175					2,272
	73	スコップ（剣先）	丁	2		4	8	4	12	4	4	8	12	4			154
	74	スコップ（角）	丁														32
	75	バール	本		1	2	2	1	3	1		2	3	1	2	1	30
	76	カナテコ	本	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	40
	77	デッキブラシ	本														6
	78	バケツ	個														49
	79	拡声器	個	2	2	2	3	4	2	2		3	1	2	5	2	71
	80	手回し充電式ラジオライト	個	6	5	3	25	10	5	5	5	30	5	5	16		239
	81	非常持出袋セット	個										5		20		25
	82	ゴーグル	個	4	4		25	4		4	5	50			20	5	187
	83	レインスーツ	着	5	4	6	9	6	7	3		2			18		157
	84	ポリタンク	個														12
	85	給油ポンプ（手動・電池式）	個														11
	86	乾電池	本	90	100					10							2,040
	87	ゴミ容器（40L）	個														4
	88	カラーコーン（ウエイト付）	個							2							45
	89	プラスチック手袋	枚	100	200		800					300		200	150	50	10,000
	90	不織布マスク	枚	800	800		4,400					1,600		800	800		29,000
	91	フェイスシールド	個	2	2		61					40		10	39	10	427
	92	手指消毒用ハンドジェル	個														24
	93	手指消毒剤	個	1			1					1			1		33
	94	ポンプ式容器	個	2	2		19					12		2	8	2	137
	95	スプレー式容器	個	2	2		19					12		2	10		117
	96	手指消毒剤（詰替用）	個	2	2		12					4		4	3	1	84
	97	赤外線体温計	個	1	1		11					5		1	1	1	68
	98	感染症防護対策キット	ｾｯﾄ	8	10		44					20		4	4	4	272
	99	簡易マウスシールド	ｾｯﾄ														400

６　Ｗｉ－Ｆｉ整備状況

(1) Ｗｉ－Ｆｉ設置場所

番号	整備箇所	住所	整備箇所の種別	アクセスポイント数
1	東小学校	上田市材木町 1-10-13	避難場所・避難所	1
2	第二中学校	上田市大手 1-1-45	避難場所・避難所	1
3	清明小学校	上田市大手 2-4-41	避難場所・避難所	1
4	北小学校	上田市中央北 3-1-52	避難場所・避難所	1
5	第三中学校	上田市中央北 3-3-62	避難場所・避難所	1
6	西小学校	上田市常磐城 5-1-53	避難場所・避難所	1
7	城下小学校	上田市諏訪形 928-2	避難場所・避難所	1
8	第四中学校	上田市諏訪形 1200	避難場所・避難所	1
9	南小学校	上田市中之条 485	避難場所・避難所	1
10	塩尻小学校	上田市上塩尻 219	避難場所・避難所	1
11	川辺小学校	上田市上田原 367	避難場所・避難所	1
12	神川小学校	上田市国分 1386	避難場所・避難所	1
13	第一中学校	上田市国分 200	避難場所・避難所	1
14	神科小学校	上田市住吉 386-1	避難場所・避難所	1
15	第五中学校	上田市上野 441	避難場所・避難所	1
16	豊殿小学校	上田市芳田 968-1	避難場所・避難所	1
17	東塩田小学校	上田市古安曽 1113	避難場所・避難所	1
18	中塩田小学校	上田市中野 93	避難場所・避難所	1
19	塩田中学校	上田市中野 377	避難場所・避難所	1
20	塩田西小学校	上田市山田 476-1	避難場所・避難所	1
21	浦里小学校	上田市浦野 237	避難場所・避難所	1
22	川西小学校	上田市仁古田 508	避難場所・避難所	1
23	第六中学校	上田市小泉 21-1	避難場所・避難所	1
24	旧西内小学校	上田市平井 1704	避難場所・避難所	1
25	丸子中学校	上田市上丸子 1878	避難場所・避難所	1
26	丸子中央小学校	上田市上丸子 824	避難場所・避難所	1
27	丸子北中学校	上田市生田 3298	避難場所・避難所	1
28	丸子北小学校	上田市生田 3556	避難場所・避難所	1
29	塩川小学校	上田市塩川 1400	避難場所・避難所	1
30	真田中学校	上田市真田町長 6326-1	避難場所・避難所	1
31	菅平小中学校	上田市菅平高原 223-1419	避難場所・避難所	1
32	長小学校	上田市真田町長 4200-3	避難場所・避難所	1
33	傍陽小学校	上田市真田町傍陽 6035-1	避難場所・避難所	1
34	本原小学校	上田市真田町本原 2175-1	避難場所・避難所	1
35	武石小学校	上田市上武石 20	避難場所・避難所	1
36	中央公民館	上田市材木町 1-2-3	避難場所・避難所	1
37	西部公民館	上田市常磐城 5-4-34	避難場所・避難所	3
38	上野が丘公民館	上田市住吉 378-1	避難場所・避難所	2
39	川西公民館 (川西地域自治センター)	上田市小泉 863-1	避難場所・避難所	1
40	真田中央公民館	上田市真田町長 7199-1	避難場所・避難所	2
41	交流文化芸術センター (サントミューゼ)	上田市天神 3-15-15	避難場所・避難所	1
42	豊殿地域自治センター	上田市芳田 1261-2	避難場所・避難所	3
43	上田市役所本庁舎	上田市大手 1-11-16	官公署	34
44	ひとまちげんき・健康プラザうえだ	上田市中央 6-5-39	官公署	8

番号	整備箇所	住所	整備箇所の種別	アクセスポイント数
45	城南公民館	上田市中之条 460	官公署	2
46	塩田公民館 （塩田地域自治センター）	上田市中野 20	官公署	1
47	丸子地域自治センター	上田市上丸子 1612	官公署	4
48	丸子公民館	上田市上丸子 1592-2	官公署	2
49	真田地域自治センター	上田市真田町長 7178-1	官公署	1
50	武石地域総合センター （武石地域自治センター・武石公民館）	上田市下武石 742	官公署	6
計				106

（2）Ｗｉ－Ｆｉの開放条件・開放対象

開放の操作は、情報システム課が行う

開放条件	開放対象
公衆無線 LAN（Wi-Fi）整備済の施設に避難所の開設が決定された場合	当該施設
本市において震度 5 弱以上を観測する地震が発生した場合	全ての Wi-Fi
気象庁から本市の区域に特別警報が発表された場合	全ての Wi-Fi
無線 LAN ビジネス推進連絡会または大手通信各社が、本市の区域において「00000JAPAN」の提供について報道発表がなされた場合	全ての Wi-Fi
その他災害対策本部が必要と判断した場合	必要な Wi-Fi

7　地区防災計画の策定状況

番号	地域	地区	計画名	策定年度	備考
1	丸子	長瀬	長瀬地区防災計画	平成 30 年度	令和 2 年度見直し
2	上田	城下	城下地区防災計画	令和 3 年度	

第１章　総　　則

１　過去に発生した災害状況

(1) 著名大地震記録

地震名	発生年月日	マグニチュード	被害状況
濃尾地震	M24.10.28	８．４	死者 7,273 人
明治三陸地震	M29. 6.15	７．６	死者 27,112 人、建物流失(津波)10,617 戸
陸羽地震	M29. 8.31	７．５	死者 209 人、家屋全壊 4,387 棟、その他建物全壊 1,692 棟
関東大震災	T12. 9. 1	７．９	死者 99,331 人、負傷者 103,733 人、行方不明 43,476 人 家屋全壊 128,266 棟、半壊 126,233 棟、焼失 447,128 棟
北丹後地震	S 2. 3. 7	７．４	死者 3,017 人、家屋全壊 4,974 棟、焼失 2,651 棟
北伊豆地震	S 5.11.26	７．０	死者 259 人、家屋全壊 2,141 棟
三陸沖地震	S 8. 3. 3	８．５	死者 2,986 人、家屋流失(津波)4,086 棟(津波高さ 24.8402m)
鳥取地震	S18. 9.10	７．３	死者 1,083 人、重傷者 6,156 人、家屋全壊 26,136 棟、 半壊 6,125 棟、焼失 254 棟
東南海地震	S19.12. 7	８．３	死者 998 人、重傷者 2,135 人、家屋全壊 26,136 棟、半壊 46,950 棟、津波流失 3,059 棟
南海地震	S21.12.21	８．１	死者 1,339 人、家屋全壊 9,070 棟、半壊 19,204 棟 流失 1,451 棟、焼失 2,598 人
福井地震	S23. 6.28	７．２	死者 3,895 人、負傷者 16,375 人、建物全壊 35,420 棟
十勝沖地震	S27. 3. 4	８．２	死者 28 人、行方不明者 5 人、負傷者 287 人、建物全壊 815 棟、 半壊 1,324 棟
新潟地震	S39. 6.16	７．５	死者 24 人、建物全壊 879 棟、半壊 1,602 棟
日向灘地震	S43. 4. 1	７．７	死者 1 人、負傷者 24 人、床下浸水 56 戸、道路決壊 32 箇所、堤防決壊 15 箇所、山崩れ 19 箇所
十勝沖地震	S43. 5.16	７．８	死者 38 人、行方不明者 9 人、負傷者 222 人、建物全壊 178 棟、半壊 788 棟
伊豆半島沖地震	S49. 5. 9	６．９	死者･行方不明者 29 人、負傷者 78 人、家屋全壊 46 棟、半壊 125 棟
伊豆大島近海地震	S53. 1.14	７．０	死者 25 人、負傷者 205 人、家屋全壊 96 棟、半壊 616 棟
宮城県沖地震	S53. 6.12	７．４	死者 28 人、負傷者 11,028 人、家屋全壊 1,383 棟、半壊 6,190 棟
浦賀沖地震	S57. 3.21	７．１	負傷者 167 人、家屋損壊 41 棟
日本海中部地震	S58. 5.26	７．７	死者 104 人、負傷者 324 人、家屋全壊 1,584 棟、半壊 3,515 棟
長野県西部地震	S59. 9.14	６．８	死者 29 人、負傷者 10 人、家屋全壊 14 棟、半壊 73 棟
千葉県東方沖地震	S62.12.17	６．６	死者 2 人、負傷者 53 人、家屋全壊 1 棟、半壊 1 棟
釧路沖地震	H 5. 1.15	７．８	死者 2 人、負傷者 966 人、家屋全壊 53 棟、半壊 254 棟 一部破損 5,311 棟、非住家全半壊 51 棟
北海道南西沖地震	H 5. 7.12	７．８	死者 202 人、行方不明者 28 人、負傷者 323 人 家屋全壊 601 棟、半壊 408 棟、一部破損 5,409 棟
北海道東方沖地震	H 6.10. 4	８．１	負傷者 437 人、家屋全壊 61 棟、半壊 348 棟 一部破損 7,095 棟
三陸はるか沖地震	H 6.12.28	７．５	死者 3 人、負傷者 787 人、家屋全壊 72 棟、半壊 429 棟、一部破損 9,021 棟
阪神・淡路大震災	H 7. 1.17	７．３	死者 6,433 人､行方不明者 3 人､負傷者 43,792 人､家屋全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟、一部破損 263,702 棟、火災 285 件
鳥取県西部地震	H12.10. 6	７．３	負傷者 182 人、家屋全壊 435 棟　半壊 3,101 棟、一部破損 18,544 棟、非住家全半壊 3,197 棟
芸予地震	H13. 3.24	６．４	死者 2 人、負傷者 288 人、家屋全壊 70 棟、半壊 774 棟、一部破損 48,994 棟、火災 4 件
宮城県沖地震	H14. 5.26	７．１	負傷者 174 人、家屋全壊 2 棟、家屋半壊 21 棟、一部破損 2,404 棟、火災 4 件
宮城県北部地震	H14. 7.26	６．４	負傷者 677 人、家屋全壊 1,276 棟、家屋半壊 3,809 棟、一部破損 10,976 棟、火災 3 件
十勝沖地震	H14. 9.26	８．０	行方不明者 2 人、負傷者 849 人、家屋全壊 116 棟、半壊 368 棟、一部破損 1,580 棟、火災 4 件
新潟県中越地震	H16.10.23	６．８	死者 59 人、負傷者 4,805 人、家屋全壊 3,175 棟、家屋半壊 13,772 棟、一部破損 104,666 棟、火災 9 件

地震名	発生年月日	マグニチュード	被害状況
福岡県西方沖地震	H17. 3.20	７．０	死者 1 人、負傷者 1,087 人、家屋全壊 133 棟、家屋半壊 244 棟、一部破損 8,620 棟
能登半島地震	H19. 3.25	６．９	死者 1 人、負傷者 356 人、家屋全壊 684 棟、家屋半壊 1,733 棟、一部破損 26,935 棟
新潟県中越沖地震	H19. 7.16	６．８	死者 15 人、負傷者 2,316 人、家屋全壊 1,331 棟、家屋半壊 5,710 棟、一部破損 37,275 棟
岩手・宮城内陸地震	H20. 6.14	７．２	死者 17 人、負傷者 426 人、家屋全壊 30 棟、家屋半壊 146 棟　一部破損 2,521 棟
十勝沖地震	H20 .9.11	７．１	人的･住家被害なし
駿河湾沖地震	H21. 8.11	６．５	死者 1 人、負傷者 319 人、家屋半壊 6 棟、一部破損 8,672 棟
沖縄本島近海地震	H22 .2.27	７．２	負傷者 2 人、家屋一部破損 7 棟
東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	H23 .3.11	９．０	死者 18,493 人、負傷者 6,217 人、行方不明者 2,683 人 家屋全壊 128,801 棟、家屋半壊 269,675 棟、一部破損 756,814 棟
長野県北部地震	H23. 3.12	６．７	死者 3 人、負傷者 66 人、家屋全壊 63 棟、家屋半壊 334 棟、一部破損 2,080 棟
長野県中部地震	H23. 6.30	５．４	負傷者 15 人、家屋半壊 3 棟、一部破損 1,585 棟
長野県神城断層地震	H26.11.22	６． ７	負傷者 46 人、家屋全壊 81 棟、家屋半壊 175 棟、一部損壊 2,146 棟
熊本地震	H28. 4.16	７．３	死者 193 人、負傷者 2,717 人、家屋全壊 8,414 棟、家屋半壊 33,056 棟、一部破損 148,730 棟
鳥取県中部地震	H28.10.21	６．６	負傷者 30 人、家屋全壊 16 棟、家屋半壊 251 棟、一部破損 14,186 棟
福島県沖地震	H28.11.22	７．４	負傷者 20 人、家屋一部破損 1 棟
大阪北部を震源とする地震	H30. 6.18	６．１	死者 6 人、負傷者 443 人、家屋全壊 18 棟、家屋半壊 517 棟、一部破損 57,784 棟
平成 30 年北海道胆振(いぶり)東部地震	H30. 9. 6	６．７	死者 41 人、負傷者 749 人、家屋全壊 415 棟、家屋半壊 1,346 棟、一部破損 8,607 棟
山形県沖を震源とする地震	R 元. 6.18	６．７	負傷者 43 人、家屋半壊 35 棟、一部破損 1,619 棟
能登半島地震	R 6. 1. 1	７．６	
南海トラフ地震	R 6. 8. 8	７．１	長崎県日向灘を震源とする地震発生により、国内初の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表

(2) 昔の記録によって上田市に影響を与えたと思われる大地震

宝永地震 宝永 4 年 10 月 4 日 13 時 (1707 年 10 月 28 日) M＝8.4	・我が国最大級の地震の１つ ・信州の諏訪と南北安曇郡に潰家があった。 上田：震度 4、小県郡：震度 6、軽井沢：震度 4、追分：震度 4、 松本：震度 5～6、松代：震度 5～6
善光寺地震 弘化 4 年 3 月 24 日 22 時頃 (1847 年 5 月 8 日) M＝7.4［Ⅲ］	・午後 10 時頃、善光寺町（現在の長野市の市街地）の直下を震源として発生した地震は、M7.4 と推定され、日本の地震災害史の中でも屈指の大地震であった。 ・被害地域は善光寺平を中心に、北は新潟県高田の北方（現在の上越市付近）から南は上田市に及び、南北約 100km、東西は広い所で約 35km、総被害面積は約 3,500km^2 の広範囲に及んだ。 上田:震度 5～6、麻績:震度 5～6、小諸:震度 4、上御牧:震度 4～5
安政東海地震 嘉永 7 年(安政 1)11 月 4 日 9 時頃 (1854 年 12 月 23 日) M＝8.4［Ⅳ］	・被害地区は関東から近畿に及ぶ。 上田：震度 5～6、松代：震度 6、小諸：震度 4～5、長野：震度 4、 松本：震度 5～6、諏訪：震度 5～6
上田地震 大正元年 8 月 17 日 23 時 21 分 31 秒 (1912 年) M＝5.1	・震動区域：上田町を中心に直径 12km、東は神川村、西は埴科郡南条村を界としたほぼ円形でその面積は 113 km^2 ・被害程度：震度は強震であったが、中心の上田町では棚上の器物、白壁の亀裂剥落、招魂社、松平神社の石灯篭の足の折損、屋根瓦の転落（小破）、地盤の小裂、墓石の廻転、陶器店及び硝子器具店の商品被害等の小破を認めた。（出典：「上田消防のあゆみ」）

注）表中の（　）内の年月は太陽暦で示したものである。

出典：『新編日本被害地震総覧』(1996)『長野県砂防史』(1992)『上田消防のあゆみ』(1994)

(3) 過去の風水害

【上田市】

発生年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況
H18. 7.15 ～ 19	水害（平成 18 年 7 月豪雨） 降雨量 221mm（上田）	市内全域 （主に依田川、浦野川、産川水系）	市内全域	行方不明 1 人、床下浸水 9、治山施設被害 17、市道被害 85、林道被害 97、農業水路被害 87、農業施設被害 63、農地被害 56、河川被害 90、橋梁被害 5、体育施設被害 4
H19. 8. 6	水害（集中豪雨） 降雨量 24.5mm （川西消防署）	上田地域	浦野	道路法面崩落 2
H19. 9. 6 ～ 7	水害（台風 9 号） 降雨量 79mm（上田）	市内全域	真田町長、殿城、国分、上室賀、腰越、蒼久保、秋和ほか	床下浸水 1、公園施設被害 1、道路被害 6、水路被害 2、農道被害 2、農業水路被害 18、河川被害 5、林道被害 1、体育施設被害 1
H20. 6. 9	水害（集中豪雨） 降雨量 39mm（生田）	丸子地域	生田、御嶽堂	床下浸水 2、法面崩落 2
H20. 6.23	水害（集中豪雨） 降 雨 量 76.5mm （上田）	上田地域	上野、住吉、上田、下塩尻、芳田	床下浸水 2、畑法面崩落 5、農業用施設被害 1、河川被害 1
H20. 7. 5	水害（集中豪雨） 降雨量 23mm（上田）	上田地域	芳田、上野	水路溢水 2、土砂崩落 1
H20. 7.27	水害（集中豪雨） 降雨量 39.5 mm （鹿教湯）	上田地域	新町（塩田）	床下浸水 1、倒木 5
H20. 8.16	水害（集中豪雨） 降 雨 量 43.5mm （菅平）	真田地域	菅平高原	道路被害 1
H20. 8.30	水害（集中豪雨） 降雨量 91mm（真田消防署）	上田地域 真田地域	真田町長、傍陽、菅平高原、本原、小島、上野、八木沢	床下浸水 7、道路被害 11、河川被害 1、林道被害 1、水路被害 4、農道被害 2、土砂崩落 1、農業用施設被害 4
H20. 9. 6	水害（集中豪雨） 降 雨 量 27.5mm （上田）	上田地域	芳田、神畑、住吉、小牧	農道被害 1、農業水路被害 1、農地被害 3
H21. 6.26	水害（集中豪雨） 降雨量 19mm（上田）	真田地域	日影	法面崩落 1
H21. 8. 8	水害（台風 9 号） 降雨量 63mm（鹿教湯）	市内全域	菅平高原、別所温泉、山田、手塚、東前山、腰越、東内、西内、上武石ほか	床下浸水 1、路肩崩落 5、道路法面崩落 3、倒木 1、路面・路肩洗掘 5、農地法面崩落 7、用水路閉塞 9、堤外水路土手崩落 2、道路冠水 1
H21.10. 7 ～ 8	水害(台風 18 号) 降雨量 69mm（上田）	上田地域	手塚、仁古田、岩下、須川、秋和	床下浸水 1、強風による家屋一部損壊 2、路肩崩落 1、農地法面崩落 2
H22. 2.26	水害（集中豪雨） 降 雨 量 25.5mm （鹿教湯）	上田地域	富士山	土砂崩落 1
H22. 7. 1 ～ 3	水害（集中豪雨） 降雨量 90.5mm （川西消防署）	市内全域	神畑、上田原、上室賀、下室賀、小泉、西前山、東前山、横尾、真田町長、腰越、武石ほか	床上浸水 1、床下浸水 12、河川・道路被害 25、林道被害 8、農地被害 31、農業用施設被害 18、農作物被害、上下水道施設被害 6
H22. 7.15 ～ 16	水害（集中豪雨） 降 雨 量 58.5mm （上田）	市内全域	小牧、別所温泉、住吉、小泉、東内、真田	倒木 4、林道被害 3
H22. 7.24	水害（突風・雷雨） 降雨量 9.5mm（上田）	上田地域	天神、蒼久保、上田原、御所、中央、大手、殿城ほか	人的被害 3、倒木 35、家屋被害 9、公共施設被害 17、鉄道運休、停電

発生年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況
H22. 7.26	水害（突風・雷雨） 降雨量 17.5mm（鹿教湯）	上田地域 丸子地域	下之郷、富士山、西内、塩川など	床下浸水 1、土砂崩落 1、倒木 6、建物被害 3、停電、農作物被害、農業用施設被害
H22. 8. 2	水害（集中豪雨） 降雨量 93mm（菅平）	上田地域 真田地域	北部、西部、塩尻、神科、真田地区ほか	床上浸水 108、床下浸水 282、河川･道路･橋梁被害 53、林道・林地被害 17、農地被害 115、農業用施設被害 133、農作物被害
H22. 8.25 ～26	水害（集中豪雨） 降雨量 72.5m（丸子消防署）	丸子地域	上丸子、中丸子、長瀬、塩川、藤原田、生田、腰越	床上浸水 5、床下浸水 34、河川・道路被害 37、農地被害 45、建物被害 1
H22. 8.27	水害（集中豪雨） 降雨量 14mm（上田）	上田地域 真田地域	常磐町、新屋、城北、真田町傍陽	床下浸水 4、水道施設被害 1
H23. 5.29	水害（台風 2 号） 降雨量 110mm（巣栗観測所）	市内全域	小泉、十人、神畑、上室賀、古安曽など	床上浸水 3、床下浸水 1、建物被害 2、道路･河川被害 46、林道･林地被害 27、農地･農業用施設被害 67
H23. 7.12	水害（集中豪雨） 降雨量 19mm（東内観測所）	丸子地域	上丸子、塩川、坂井、長瀬	床下浸水 5、道路河川被害 14
H23. 8.25	水害（集中豪雨） 降雨量 44mm（東内観測所）	丸子地域	塩川、藤原田	倒木 2
H23. 9.12	水害（集中豪雨） 降雨量 18.5mm（上田）	上田地域	小牧	農地法面崩落 1
H23. 9.20 ～21	水害（台風 15 号） 降雨量 197mm（鹿教湯）	市内全域	上田、丸子、武石、真田地域	農作物被害、農地･農業用施設被害 43、林道・林地被害 13、道路・河川被害 1、倒木 2
H24. 4. 3	強風	丸子地域	下丸子	建物被害 1
H24. 6.19	水害（台風 4 号） 降雨量 15.5mm（上田）	市内全域	上田、丸子、真田地域	倒木 6、停電
H24. 7. 7	水害（集中豪雨） 降雨量 35.5mm（菅平）	真田地域	菅平高原	道水路被害 7
H24. 7.20	水害（集中豪雨） 降雨量 58mm（菅平）	上田地域 真田地域	真田町長、傍陽、殿城、上室賀、手塚	農地被害 7
H24. 7.28	水害（集中豪雨） 降雨量 38.0mm（鹿教湯）	市内全域	別所温泉、前山、手塚、真田町傍陽、武石	床下浸水 2、林道被害 1、道水路被害 5
H24. 7.29	水害（集中豪雨） 降雨量 64.5mm（上田）	上田地域	中央･神科地区、小牧、塩尻	床上浸水 1、床下浸水 12、農業用施設被害 1、公共施設被害 1
H24. 8.17	水害（集中豪雨） 降雨量 79mm（上田）	上田地域 丸子地域	別所温泉、山田、十人、手塚、住吉、川西、城下地区、丸子地域ほか	床上浸水 5、床下浸水 7、建物被害 4、林道被害 24、道水路被害 10、農地･農業用施設被害 56、果樹被害 2、公共施設被害 5
H24. 9.30	水害（台風 17 号） 降雨量 106mm（鹿教湯）	市内全域	上田、丸子、真田、武石地域	倒木 2、農地･農業用施設被害 7
H25. 3.10	強風	上田地域 丸子地域	上田、上丸子	建物被害 1、農業用施設被害 1
H25. 4. 6	強風	上田地域 真田地域	中之条、芳田、上田、上野、古里、住吉、真田町長、真田町傍陽、真田町本原	建物被害 1、倒木 1、停電
H25. 7.28	水害（集中豪雨） 降雨量 27mm（塩田観測所）	上田地域	別所温泉	床下浸水 1

発生年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況
H25. 8.23	水害（集中豪雨） 降雨量 68mm（菅平）	上田地域	国分	公共施設被害 1
H25. 9.16	水害(台風 18 号) 降雨量 155mm(鹿教湯)	市内全域	上田、丸子、真田、武石地域	床上浸水 6、床下浸水 12、建物損壊 1、道路被害 104、林道被害 51、農地･農業用施設被害 154 件、公共施設被害 7
H25.10.15	水害(台風 26 号) 降雨量 104.5mm（菅平）	市内全域	上田、丸子、真田、武石地域	建物損壊 63、道路被害 1、農地･農業用施設被害 3 件、公共施設被害 11
H26. 2. 8	雪害 積雪深 40cm（大手）	市内全域	上田、丸子、真田、武石地域	通行規制（三才山トンネル）
H26. 2.15	雪害 積雪深 76cm（大手）	市内全域	上田、丸子、真田、武石地域	人的被害 6、建物一部損壊 455 件、農業用施設 1,359 件、公共施設 6 件
H26. 7. 5	水害（集中豪雨） 降雨量 31 mm（上田塩田）	上田地域	本郷	公共施設被害 1
H26. 7. 9	水害（集中豪雨） 降雨量 48mm（東内）	上田地域 丸子地域	古里、芳田、上野、上丸子、中丸子、腰越、生田、塩川	床上浸水 1、床下浸水 6、公共土木施設 3、倒木 2、農作物（降ひょう）、住家被害（落雷）1
H26. 7.19	水害（集中豪雨） 降雨量 16.5mm（傍陽）	上田地域	殿城	農地法面崩落 1
H26. 8. 1	水害（集中豪雨） 降雨量 38.5mm（上室賀）	上田地域	小泉、吉田、岡	床上浸水 2、床下浸水 1、農作物（降ひょう）
H26. 10.6	水害(台風 18 号) 降雨量 88.5mm（鹿教湯）	丸子地域	腰越	倒木 1
H26. 12.17	雪害（大雪） 積雪深 28cm（菅平）	上田地域	芳田	倒木 1
H27. 6.20	水害（集中豪雨） 降雨量 58mm（丸子）	上田地域 丸子地域	天神、国分、御所、塩川、生田	床下浸水 5、公共土木施設被害 9、林道施設被害 11、農業施設等被害 21、公共施設被害 1
H27. 6.21	水害（集中豪雨） 降雨量 32.5mm（丸子）	上田地域	保野、芳田、常入	床下浸水 1、倒木 2
H27. 6.23	水害（集中豪雨） 降雨量 32.5mm（丸子）	上田地域 丸子地域 武石地域	大屋、国分、岩下、芳田、長瀬、生田、塩川、腰越、下武石	床上浸水 2、床下浸水 7、公共施設被害 1、公共土木施設被害 5、農業施設等被害 6、農作物（降ひょう）
H27. 7.29	水害（集中豪雨） 降雨量 57mm(上田塩田)	上田地域	神畑、上田原、保野、八木沢、山田、五加、小島、仁古田	床上浸水 1、床下浸水 2、農業施設等被害 5
H27. 8. 2	水害（集中豪雨） 降雨量 59mm（武石）	丸子地域 武石地域	上丸子、武石上本入、長瀬	建物被害 1、農作物（降ひょう）、倒木 1
H27. 8. 3	水害（集中豪雨） 降雨量 32.5mm（塩尻）	上田地域	上塩尻、下塩尻	床下浸水 3、建物被害 3
H27. 8. 5	水害（集中豪雨） 降雨量 30mm（東内）	武石地域	武石鳥屋、下武石	農業施設等被害 1、倒木 1、農作物(強風)
H27. 8.29	水害（集中豪雨） 降雨量 61.5mm（東内）	上田地域	富士山、古安曽	倒木 2
H27. 8.30	水害(集中豪雨) 降雨量 45mm(巣栗)	上田地域	浦野	農業施設等被害 1

発生年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況
H27. 9. 9	水害(台風 18 号) 降雨量 109mm(鹿教湯)	上田地域 丸子地域	芳田、下丸子	倒木 3、土砂崩落 1
H28. 1.29	雨氷害	武石地域	武石上本入、武石小沢根	倒木、公共土木施設被害 2
H28. 7.14	強風、水害(集中豪雨)、降雨量 21mm(上田)	上田地域	常田、吉田、下之郷、上田原	床上浸水 2、建物被害 1、倒木 2
H28. 8.18	水害（集中豪雨）	市内全域	上田、丸子、真田、武石地域	床上浸水 5、床下浸水 28、公共土木施設被害 143、農業施設等被害 147、林道施設被害 21、公園施設被害 1
H28. 9.20	水害(台風 16 号)	市内全域	上田、丸子、真田、武石地域	床下浸水 1、公共土木施設被害 15、農業施設等被害 17、林道施設被害 16、公共施設被害 1、公園施設被害 2
H28.10. 6	強風(台風 18 号)	上田地域 丸子地域 武石地域	別所温泉、西内、武石上本入	建物被害 1、倒木 2、農業施設被害 4
H29.10.22 ～ 23	強風(台風第 21 号)、水害(集中豪雨)	市内全域	下塩尻、傍陽	倒木
H29.10.29 ～ 30	強風・水害（台風第 22 号）	上田地域	古里、小泉、神畑、野倉、神畑ほか	公共土木施設被害(市道、河川)
H30.9.4 ～5	強風・水害（台風第 21 号）	市内全域	上野・古安曽・菅平高原ほか	建物被害 8、公共土木施設被害 9、農業施設被害 2
H30.9.29 ～10.1	水害（台風第 24 号）	市内全域	神畑・西内・武石上本入ほか	床下浸水 1、公共土木施設被害 1、農業施設被害 21、
R 元. 7.24	水害（集中豪雨）	上田地域 丸子地域 武石地域	神畑、東内、上武石ほか	床下浸水 2、公共土木施設被害 4、農業施設被害 4
R 元. 7.27 ～ 7.29	水害（集中豪雨）	上田地域 丸子地域 真田地域	殿城、東内、本原ほか	床上浸水 2、床下浸水 8、公共土木施設被害 40、農業施設被害 41、公共施設被害 4
R 元. 7.29	水害（集中豪雨）	真田地域	長、本原ほか	床下浸水 2
R 元. 8. 6	風害（突風）	上田地域	上田原	一部損壊 1
R 元. 8. 7	強風・水害（集中豪雨）	上田地域 丸子地域	本郷、生田ほか	全壊 4、一部損壊 25、床下浸水 4、公共土木施設被害 27、農業施設被害 1、公共施設被害 31、保存樹木 3
R 元. 8. 8	強風・水害（集中豪雨）	上田地域	天神、上田原ほか	一部損壊 1、床上浸水 1、床下浸水 16、公共土木施設被害 11、農業施設被害 1、公共施設被害 3
R 元.10.12 ～ 10.13	強風・水害（台風第 19 号「令和元年東日本台風」）	市内全域	市内全域	重症 1 名、軽症 5 名 全壊 19、大規模半壊 1、半壊 18、一部損壊 626、公共土木施設被害 469、農業施設被害 562、公共施設被害 296
R 2. 8. 5	水害（集中豪雨）	丸子地域	上丸子、中丸子	床下浸水 7
R 2. 8.30	水害（集中豪雨）	上田地域 武石地域	芳田、殿城、小沢根	床下浸水 1、農業用施設被害 10、公共土木施設被害 1
R 3. 7. 2	水害（集中豪雨）	上田地域	上川原柳、上室賀ほか	公共土木施設被害 1、農業用施設被害 4
R 3. 7.13	水害（集中豪雨）	上田地域	上川原柳	公共土木施設 1
R 3. 8.14 ～ 8.15	水害（前線停滞）	市内全域	手塚、腰越、権現ほか	床下浸水 2、公共土木施設 35、農業用施設 36、観光施設 7、その他 7
R 4. 5.25	水害（集中豪雨）	真田地域	本原	床下浸水 1
R 4. 6.22	水害（集中豪雨）	丸子地域	上丸子	床下浸水 1

発生年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況
R 4. 7.29 ～ 8. 1	水害（前線停滞）	市内全域	材木町、長瀬、長、上本入ほか	床上浸水 3、床下浸水 22、建物損壊 5、公共土木施設 37、林業施設 12、観光施設 4、学校教育施設 7
R 5. 1.24 ～ 1.25	雪害・強風（大雪）	上田地域 丸子地域	常磐城 4、東内ほか	建物損壊 4
R 5. 2. 4	雪害（大雪）	真田地域	菅平高原	人的被害 1
R 5. 5. 8	水害（前線停滞）	市内全域	諏訪形、古里、上野、野倉、古安曽、上室賀、仁古田、越戸、上丸子、傍陽、上本入、下本入、上武石、小沢根他	公共土木施設 15、農地農業用施設 18、林業施設 3、観光施設 2
R 5. 6. 2	水害（前線停滞）	丸子地域 真田地域 武石地域	平井、生田、傍陽、上本入、下本入、上武石、下武石	公共土木施設 5、農地農業用施設 4
R 5. 9.16	水害（集中豪雨）	真田地域	長、本原	床上浸水 6、床下浸水 13、公共土木施設 47、農業用施設 41、林業施設 12、上下水道施設 7、観光施設 1
R 6. 2. 5	雪害（大雪）	上田地域	踏入、上田、新田	建物 1、倒木 2
R 6. 2.29	雪害（大雪）	上田地域 丸子地域	中央北、常磐城、緑が丘、上田、住吉、芳田、腰越	倒木 2、停電（2,570 戸） 1
R 6. 5.28	水害（大雨警報）	上田地域 武石地域	古安曽、材木町、中吉田、御所 上武石、下本入、上本入、余里	公共土木 4、農林業施設 4
R 6.11. 2	水害（大雨警報）	上田地域 丸子地域	下室賀、住吉、築地、生田	公共土木 2、宅地内法面崩落 2

【旧上田市】

発生年月日	原因	災害箇所	被害地域	被害状況
S24. 9. 1	水害(キティ台風) 降雨量(軽井沢)348mm	北天神町 堤防決壊 150・8402	北天神町	流失 10 戸、全壊 2 戸
S33. 9.18	水害(台風 21 号) 降雨量 86mm	尾根川、駒瀬川、舞田橋	塩田地区	死亡 1 人、床上浸水 6 戸、床下浸水 43 戸
S34. 8.14	水害(台風 7 号) 降雨量 88.4mm	千曲川、神川、湯川、舞田橋	蒼久保、神畑、諏訪形、塩尻、半過、豊殿、塩田地区	死亡 1 人、負傷者 2 人、全壊 22 戸、半壊 83 戸、床上浸水 29 戸、床下浸水 55 戸
S40. 8. 2	水害(集中豪雨) 降雨量 85mm	下塩尻	下塩尻	床上浸水 51 戸、床下浸水 210 戸
S42. 7. 9	水害(台風 7 号) 降雨量 82.9mm	千曲川、蛇沢川、矢出沢川、神川、六ヶ村堰	川辺、泉田、豊殿、塩尻、神川、東部、中央、西部	死亡 1 人、床上浸水 22 戸、床下浸水 46 戸、河川決壊 5
S46. 9. 6	水害(集中豪雨) 降雨量 117.8mm		大屋、天神町、塩田、城下、神畑	負傷者 1 人、床上浸水 34 戸、床下浸水 115 戸
S51. 7.19	風害 降雨量 52mm	第四中学校	三好町	校舎屋根 660㎡
S56. 8.23	水害(台風 15 号) 降雨量 120mm	市内全域 (主に神川、産川水系)	市内全域	負傷者 2 人、非住家流失 2 棟、床上 62、床下 332、河川決壊 70、橋梁決壊 14、道路決壊 17、山・崖崩れ 13、田畑冠水 200ha
S57. 8. 2	水害(台風 10 号) 降雨量 183mm	市内全域 (主に産川水系)	市内全域	負傷者 2 人、床上浸水 5、一部破損 5、道路決壊 2、河川決壊 1
S57. 9.12	水害(台風 18 号) 降雨量 183mm	市内全域	市内全域	床下浸水 41、道路決壊 6、河川決壊 9
S58. 9.28	水害(台風 10 号) 降雨量 176mm	市内全域 (主に神川、浦野川水系)	市内全域	負傷者 5 人、床上浸水 8、床下浸水 185、道路決壊、河川決壊 7
S60. 6.30	水害(台風 6 号) 降雨量 120mm	市内全域	市内全域	床下浸水 13、道路、橋梁被害 16
H 1. 8.17	水害(集中豪雨) 降雨量 98mm	市内全域	市内全域 (主に東部地区)	床上浸水 61、床下浸水 248、道路・橋梁・河川被害 18、農地被害 24、農業施設被害 31、水道被害 3
H10. 9.22	風害(台風 7 号) 最大風速 10.0m/s	市内全域	市内全域	農産物被害 157.18ha、果樹落下(リンゴ、洋ナシ、巨峰など)被害額 17,331 万円
H11. 7.22	水害(集中豪雨) 降雨量 18.5mm/h	塩尻地区、川西地区、矢口用水溢水	塩尻地区、川西地区、川辺・泉田地区	床上浸水 5、床下浸水 8、橋梁落下 1、法面崩落 53、護岸崩落 7
H12. 8.16	水害(集中豪雨) 降雨量 31.0mm/h	塩尻地区(矢口用水溢水)、東部・南部地区	塩尻地区、東部地区、南部地区	床下浸水 29、農業用施設被害 2、農地被害 1
H13. 9.11	水害(台風 15 号) 降雨量 172mm		大屋、神科地区	床下浸水 1、道路被害 26、河川被害 2、治山施設被害 4、農業施設被害 31、避難勧告 9 世帯 29 人
H16.10.21	水害(台風 23 号) 降雨量 150mm	市内全域	市内全域	床下浸水 25、物置倒壊 2、治山施設被害 17、農業施設被害 65、農地被害 87、道路被害 121、河川被害 36、水道被害 10、体育施設被害 1、避難勧告 20 世帯 62 人

【旧丸子町】

発生年月日	原因	災害箇所	被害状況
S33. 9.18	水害（台風 21 号）	全町	死者 1 名、家屋流失全壊 3 戸、家屋半壊 11 戸、床上浸水 362 戸、床下浸水 645 戸、水田流失 4,110a、水田埋没 5,800a、水田冠水 9,900a、水田倒伏 35,890a
S33. 9.27	水害（台風 22 号）	全町	水田流失 4,000a、畑埋没 2,900a、畑冠水 3,180a、罹災人員 1,820 人、県関係堤防橋梁被害見積額 170,800 円、町関係道路橋梁被害見積額 53,780,000 円
S34. 8.14	水害（台風 7 号）	全町	家屋流失 6 戸、半壊 61 戸、床上浸水 336 戸、田畑流失 4, 780a、田畑冠水 8,580a、田畑埋没 6,160a、罹災世帯 660 戸、罹災人員 2,758 人、農作物被害見積額 175,153,000 円、県関係堤防橋梁被害見積額 339,000 円、町関係道路橋梁被害見積額 97,180,000 円
S34. 9.26	水害（台風 15 号）	全町	家屋全壊 10 戸、半壊 84 戸、田畑流失 40a、罹災人員 467 人、農作物総被害見積額 15,586,000 円
S43. 8.28	水害（集中豪雨）	全町	床下浸水 51 戸、農業関係総被害見積額 3,482,000 円、公共土木施設総被害見積額 33,741,000 円
S46. 9. 6 S46. 8.22	水害（集中豪雨）	全町	床下浸水 99 戸、農業関係総被害見積額 51,820,000 円、林業関係総被害見積額 7,730,000 円、公共土木施設関係総被害見積額 24,000,000 円
S56. 8.23	水害（台風 15 号）	全町	床下浸水 88 戸、公共土木施設関係総被害見積額 255 箇所 1,240,454,000 円、農林関係総被害見積額 216 箇所 317,851,000 円
S57. 6. 2 S57. 7.28 S57. 9. 8	水害(台風 10・18 号)	全町	床上浸水 1 戸、床下浸水 26 戸、公共土木施設関係総被害見積額 216 箇所 1,512,250,000 円、農林関係総被害見積額 100 箇所 173,274,000 円
S58. 8. 6 S58. 9.20	水害（台風 10 号）	全町	床上浸水 21 戸、公共土木施設関係総被害見積額 87 箇所 924,219,000 円、農林関係総被害見積額 77 箇所 92,242,000 円
S60. 6.29 S60. 6.30	水害（台風 6 号）	全町	公共土木施設関係総被害見積額 74 箇所 504,000,000 円、農林関係総被害見積額 14 箇所 19,621,000 円

【旧武石村】

発生年月日	原因	災害箇所	被害状況
S28. 9	水害（台風）	武石川､茂沢川	土井橋流失、茂沢川被害総額 1,500 千円
S33. 9	水害（台風 21 号）	村全域	道路決壊 25、河川決壊 15、橋梁決壊 4、家屋流出 2 被害総額 39,210 千円
S34. 9.26	水害(伊勢湾台風)	村全域	道路決壊 23、河川決壊 48、橋梁決壊 22、砂防ダム決壊 7、被害総額 196,848 千円
S36. 9.16	水害（第二室戸台風）	村全域	道路決壊 10、河川決壊 18、橋梁決壊 3、被害総額 39,900 千円
S56. 8. 22・23	水害（台風 15 号）	村全域	道路決壊 10、河川決壊 18、橋梁決壊 3、土砂崩 14 田畑冠水 8ha、被害総額 440,000 千円
S57. 8. 1	水害（台風 10 号）	村全域	道路決壊、河川決壊、橋梁決壊、農地冠水、堤防･砂防ダム決壊、被害総額 1,770,000 千円
S57. 9.11	水害（台風 18 号）	村全域	堤防決壊 2、河川決壊 28、道路決壊 13、農地冠水 35、 堤防･砂防ダム決壊、被害総額 800,000 千円
S58. 9.28	水害（台風 10 号）	村全域 (主に小沢根川水系)	橋梁決壊 6、河川決壊 10、道路決壊 3、土砂崩 1 被害総額 813,230 千円

(4) 地すべり

【旧上田市】

発生年月日	原因	災害箇所	被害状況
S44	地すべり	野倉、女神地区	
S50. 7. 2	地すべり	別所愛宕山	土砂 5,000m2、避難世帯 4 世帯

(5) 上田市及びその近隣地域の主な気象災害

発生日	災害名称	発生区域	気象状況	災害状況
S11. 9.13	大雨・ひょう(雷雨)	東信		上田市内祝町、新田町等で床上床下浸水数百戸、道路、堤防の決壊多数
S20.10. 3	台風	県下全域	＜連続雨量＞上田 346㎜、長野 291㎜、松本 420㎜、諏訪 328㎜	死者 42 人、行方不明者 1 人、重傷 6 人、全壊 102 戸、半壊 4 戸、床上浸水 2,204 戸、床下浸水 4,848 戸
S21. 3. 3	大雪	全域	＜最深積雪＞上田 65.3㎝、松本 78㎝※松本は測候所開設以来の記録的大雪	交通機関に大きな影響
S21.12. 9 ～10	大雪	全域	＜積雪＞上田 29㎝、和田 38㎝、長野 65㎝、軽井沢 31.5㎝	交通機関に影響
S22. 9.14 ～15	カスリーン台風	東信	＜連続雨量＞上田 91㎜、軽井沢 169㎜、川上 140㎜、岩村田 184㎜	田畑浸冠水 1,415ha、林道 14km、作業道 25km
S24. 6.19 ～7. 2	デラ台風	中・南信	＜連続雨量＞上田 41㎜、軽井沢 63㎜、長野 29㎜、大町 136㎜	死者 1 人､床上浸水 2 戸､床下浸水 4 戸、田冠水 78 町歩、道路損壊 8 箇所
S24. 8.31 ～9. 1	キティ台風	県下全域	＜連続雨量＞上田 77㎜、軽井沢 350㎜、長野 92㎜、大町 201㎜	上田市の被害状況 家屋流失 9 棟、半壊 7 棟 (出典:上田消防のあゆみ)
S24. 9.21 ～23	豪雨	県下全域	＜連続雨量＞上田 110㎜、軽井沢 94㎜、長野 94㎜、大町 164㎜	死者 6 人、行方不明者 2 人、重傷 86 人、住家全壊 1 戸、半壊 48 戸、流失 25 戸、床上浸水 3,224 戸、床下浸水 2,167 戸
S25. 6. 9 ～14	大雨	県下全域	＜連続雨量＞上田 155㎜､軽井沢 181㎜、長野 90㎜、大町 110㎜	死者 5 人、行方不明者 2 人、負傷者 24 人、住家全壊 17 戸、半壊 10 戸、流失 3 戸
S25. 7.27 ～30	ヘリーン台風	県下全域	＜連続雨量＞上田 45㎜、軽井沢 183㎜、長野 39㎜、大町 48㎜	重傷 4 人、床上浸水 4 戸、床下浸水 215 戸、田畑流失埋没 12 町歩、道路損壊 21 箇所
S26. 7. 8 ～17	梅雨末期の大雨	県下全域	＜連続雨量＞上田 114㎜､軽井沢 169㎜、長野 79㎜、大町 139㎜	負傷者 6 人、住家全壊 31 戸、床上浸水 23 戸、床下浸水 307 戸、堤防･橋梁流失 17 箇所
S27. 6.30 ～7.19	梅雨前線による大雨	県下全域(特に北信･諏訪地方)	＜連続雨量＞上田 213㎜､軽井沢 166㎜、長野 259㎜、大町 308㎜	死者 1 人、行方不明 1 人、住家全壊 15 戸、床上浸水 4 戸、床下浸水 19 戸、非住家被害 115 棟、河川決壊 96 箇所
S28. 7.16 ～23	梅雨末期の大雨	県下全域(特に南信)	＜連続雨量＞上田 109㎜､軽井沢 166㎜、長野 121㎜、大町 137㎜	死者 7 人、行方不明 9 人、重傷 11 人、軽傷 158 人、住家全壊 110 戸、半壊 143 戸
S33. 9.17 ～18	台風 21 号	県南部､北部	＜連続雨量＞上田 86㎜、軽井沢 170㎜、長野 93㎜、大町 82㎜	死者 1 人、行方不明 1 人、家屋の流失 15 棟、床下浸水約 400 戸
S34. 8.14	台風 7 号	県下全域	＜連続雨量＞上田 91㎜、軽井沢 228㎜、長野 84㎜、大町 156㎜	全壊家屋 67 戸、半壊家屋 187 戸、床上浸水 19 戸(出典:上田消防のあゆみ)
S35. 8.10 ～14	台風 11 号～12 号	南信	＜連続雨量＞上田 126㎜､軽井沢 112㎜、長野 132㎜、大町 239㎜	住家全壊 4 戸、半壊 2 戸、床上浸水 1 戸､床下浸水 12 戸､河川被害 198 箇所、砂防施設被害 27 箇所
S36. 6.23 ～30	梅雨前線豪雨	全県(特に下伊那上伊那)	＜連続雨量＞上田 318㎜、 軽井沢 288㎜、長野 221㎜、大町 249㎜、松本 276㎜、諏訪 369㎜	死者 107 人、行方不明 29 人、重傷 119 人、軽傷 1,045 人、住家全壊 903 戸、半壊 621 戸、床上浸水 3,170 戸
S37. 7.15	雷雨	東信(特に小県､北佐久)	この雨は東部町地区で最も多く、祢津観測所では 1 時間に 72㎜ を記録	河川 55 箇所、砂防 45 箇所、道路 80 箇所、橋梁 9 箇所、治山 149 箇所
S38. 1. 6 ～8	大雪	上田	8 日積雪　上田 30㎝	交通通信網混乱
S39. 8. 6	大雨・ひょう・雷(雷雨)	北･東信		午後 4 時 30 分頃、市内全域に局地的な集中豪雨があり、中小河川が大氾濫(出典:上田消防のあゆみ)
S40. 4. 2 ～3	強風	北・東信	＜最大瞬間風速＞戸隠 30m/s	戸隠村で住家全壊 1 戸、一部破損 2 戸、床上浸水 74 戸、上田市で体育館や住家のガラス、瓦に被害

発生日	災害名称	発生区域	気象状況	災害状況
S40. 8. 2	雷雨	上田市､埴科郡坂城町	上田市を中心に強い雨が降り、西上田で 120㎜の雨量を観測した。	住家半壊 2 戸、一部破損 2 戸、床上浸水 74 戸、床下浸水 389 戸
S40. 9.17 ～18	台風 24 号	県下全域	＜雨量＞上田 109㎜､軽井沢 102㎜､長野 96㎜、飯山 101㎜	死者 2 人、住家全壊 32 戸、半壊 31 戸、一部破損 29 戸、床上浸水 265 戸
S43. 2.15 ～16	大雪	上田	＜16 日降雪＞上田 44cm、和田 60cm、丸子 42cm、祢津 45cm	上田市、丸子町ビニールハウス倒壊 321 万円
S43. 8.25 ～30	台風10号と前線による大雨	伊那谷	＜連続雨量＞上田 132㎜、軽井沢 144㎜、三岳 252㎜、平岡 453㎜	死者 6 人、行方不明 1 人、重軽傷 12 人、家屋全壊 28 戸、半壊 47 戸一部破損 27 戸
S44. 3.12 ～13	大雪		＜13 日降雪＞上田 30cm、和田 60cm、丸子 42cm、祢津 44cm、富士見 99cm	農産物、同施設に被害
S44. 9. 5 ～6	大雨･雷	坂城町付近､北･中･東信	＜1 時間降水量＞上田 16.5㎜、長野 20㎜	住家床下浸水、落雷による停電の被害
S45. 6.14 ～16	大雨	県下全域(県南部中心)	＜雨量＞上田 106㎜、長野 85㎜、三岳 301㎜、諏訪 108㎜	死者 1 人、重傷者 3 人、家屋全壊 6 戸、半壊 4 戸、一部損壊 6 戸、床上浸水 85 戸
S46. 9. 6 ～7	秋雨前線豪雨	県下全域	＜雨量＞上田 128.5㎜､臼田 114㎜､佐久 137.5㎜、松本 185㎜	重傷 1 人、軽傷 1 人、家屋全壊 6 戸半壊 4 戸、一部損壊 6 戸、床上浸水 85 戸
S50. 1.22 ～23	大雪	全域	＜降雪量＞上田 22cm、野辺山 30cm、松本 27cm、飯田 14cm	南信地方でバス運休続出 国鉄大糸線で運休、部分運休
S50. 7. 2	地すべり	東信		上田市の県道鹿教湯別所上田線で約 5,000㎥の地すべり、4 世帯 20 人が遭難
S55. 3.22 ～23	大雪･着氷	全域	＜降雪量＞上田 42cm、佐久 50cm	上田市、北佐久地方を中心に、園芸用施設 69 棟倒壊
S56. 8.22 ～23	台風 15 号	全県(南信を除く)	＜雨量＞上田 121㎜､長野 117.5㎜､松本 82㎜、軽井沢 198.5㎜	死者 11 人、重傷 3 人、軽傷 20 人、全壊家屋 10 戸、半壊家屋 20 戸、床上浸水 582 戸
S57. 6.11	大雨･ひょう(雷雨)	中･東信		床下浸水 84 棟､上田市中心に 12 市町村で果樹、野菜等 500ha3 億 5,560 万円の被害
S57. 9.11 ～13	台風 18 号	県下全域	＜雨量＞上田 151㎜、野沢温泉 201㎜、信濃町 180㎜、飯山 153㎜	死者 2 人、負傷者 44 人、全壊家屋 3 戸、半壊家屋 13 戸、一部破損 13 戸
S58. 9.28 ～29	台風 10 号	県下全域	＜雨量＞上田 177㎜、野沢温泉 135㎜、飯山 133㎜、白馬 174㎜	死者 9 人、負傷者 44 人、農林業その他被害額 65,644,471 千円
S59. 1.21 ～22	大雪･着雪	中･東･南信	＜降雪量＞上田 16cm､飯島 10cm､木曽福島 17cm	国鉄飯山線で架線事故､列車運休 10 本、遅延 30 本、幹線道路混乱
S59. 8. 1 ～3	雷雨	県下全域	＜雨量＞上田 17㎜､鬼無里 56㎜､大町 37㎜、菅平 27㎜	床上浸水 2 戸、床下浸水 97 戸、農林関係その他日害額 1,371,593 千円
S60. 6.29 ～7. 1	台風 6 号	県下全域	＜雨量＞上田 156㎜、野沢温泉 151㎜、飯山 107㎜、長野 102㎜	死者 1 人、全壊 1 戸、半壊 8 戸、一部損壊 6 戸、床上浸水 57 戸
S61. 7.29 ～8. 2	大雨･ひょう雷（雷雨）	全県	＜雨量＞上田 19㎜､東部町 35㎜､鹿教湯 25㎜、立科 57㎜	床上浸水 2 戸､床下浸水 41 戸、 公共土木施設被害 238,200 千円、 被害総額 1,969,330 千円
S63. 9. 8	大雨・雷(雷雨)	上小、諏訪、北佐久､南佐久	＜雨量＞上田 26㎜､諏訪 34㎜､八ヶ岳 21㎜、高ボッチ 23㎜、菅平 15㎜、東部 9㎜	重傷 1 人、軽傷 1 人、半壊 1 戸、床上浸水 23 戸、床下浸水 179 戸、 農林業その他被害額 306,692 千円
H10. 1. 8	大雪	県下全域	＜降雪深＞上田 31cm	農業用施設被害(ビニールハウス倒壊等)704 棟、農作物被害 22,410.6 ㎡、被害額 95,230 千円
H10. 9.15 ～16	台風 5 号	東信	＜雨量＞20～30㎜/h ＜風速＞12m/s	更埴市 1 人死亡、床上浸水 112 棟、橋梁流出 5 箇所、農作物被害 170,000 千円、農地･農業用施設被害 940,000 千円、土木関係被害 4,780,000 千円､林業関係被害 950,000 千円
H13. 9. 9 ～11	台風 15 号	東信	＜雨量＞上田 171㎜、長野 66.5㎜、松本 71.5㎜、軽井沢 375.5㎜	死者 2 人、床上浸水 2 戸、床下浸水 74 戸

発生日	災害名称	発生区域	気象状況	災害状況
H16.10.20 ～21	台風23号	県下全域	＜雨量＞上田150㎜、長野140.5㎜、松本162.5㎜、軽井沢152.5㎜	重傷2人、軽傷6人、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊4棟、床上浸水40棟、床下浸水630棟
H18. 7.15 ～19	18年7月豪雨	県下全域	＜雨量＞上田211㎜、松本265㎜、諏訪391㎜、白樺湖408㎜、上高地504㎜	長野県の死者12人、不明者1人、負傷者20人、家屋全壊22戸、半壊34戸、一部損壊3戸、床上浸水779戸、床下浸水1,876戸
H19. 9. 6 ～ 7	台風9号	佐久地域	＜期間雨量･最大瞬間風速＞ 軽井沢：396㎜、27.7m/s	死者1人、負傷者1、住家全壊1、住家半壊3戸、住家一部損壊15、床上浸水9戸、床下浸水104戸
H21. 8. 8	豪雨	諏訪地域外	＜雨量＞諏訪：78.5㎜	死者1人、家屋半壊1戸、床上浸水2戸、床下浸水77戸
H22. 7. 1	豪雨	佐久･上小長野	＜期間雨量＞上田51.5㎜､鹿教湯32.5㎜、青木120㎜	死者1人、住家半壊71戸、住家一部損壊1、床上浸水38戸、床下浸水278戸、非住家全半壊1
H22. 8. 2	豪雨	松本･上小長野	＜雨量＞上田82㎜、菅平93㎜、松本52㎜	床上浸水55、床下浸水297
H25. 9. 16	台風18号	県下全域	＜雨量＞浪合293㎜、南信濃216.5㎜、鹿教湯155㎜	負傷者1人、住家半壊1戸、住家一部損壊21戸､床上浸水9戸､床下浸水177戸
H26. 2. 14	大雪	県下全域	＜最大積雪深＞軽井沢99cm､飯田81cm、松本75㎜、長野70cm	死者4人、重症20人、軽症37人、住家一部損壊97戸､農業生産施設等被害、15,863棟、被害額9,256,270千円
H29.10. 2 ～10.23	台風21号	県下全域	＜期間降水量＞小谷195.0㎜､野沢温泉184.5㎜、聖高原180.5㎜	死者1人、住家半壊1棟、一部破損60棟､、床上浸水14棟、床下浸水63棟
R元.10.12 ～ 10.13	台風19号（令和元年東日本台風）	県下全域	＜期間降水量＞北相木 395.5㎜、笠立322.5㎜、鹿教湯355.5㎜	死者15人、重傷6人、軽傷39人、住家全壊920棟、半壊2,515棟、一部破損3,535棟、床上浸水2棟、床下浸水1,360棟
R 2. 7. 3 ～ 7.14	豪雨	中信・南信	＜期間降水量＞御嶽山1453.0㎜、浪合767.5㎜、上高地708.5㎜	死者1人、重傷2人、住家半壊1棟、一部破損4棟、床上浸水5棟、床下浸水109棟
R 3. 8.12 ～ 8.19	豪雨	県下全域	＜期間降水量＞御嶽山292.5㎜､宮田高原246.0㎜、須原207.0㎜	死者3人、重傷1人、軽傷1人、住家全壊7棟、半壊4棟、一部破損73棟、床上浸水1棟、床下浸水479棟

(6) 浅間山の過去の噴火活動

発生年月日	記事
S29 年 10 月を除く全月	噴火：1～7 月毎月数十回、8 月以降 10 月を除き毎月数回噴火 6 月 24 日関東南部に達する降灰、9 月 6 日かなりの範囲に噴石、降灰
S30 年 1～6 月	噴火：1～6 月毎月 1 回～数十回噴火、6 月 11 日爆発音の外聴域出現
S33 年 10～12 月	噴火：10～12 月活発に噴火、11 月 10 日 22 時 50 分爆発、爆発音の可聴域大、多量の噴石、火砕流、降灰、噴出物総量 360,000m^3、空震による山麓のガラス･戸、障子の被害広範囲、爆発地震の震度Ⅱ（追分）
S34 年 3～8 月	噴火：3 月～8 月毎月数回～数十回噴火し時々降灰 4 月 14 日は噴石のため山腹に多数の山火事、関東南部まで降灰
S36 年 8～11 月	噴火：8 月～11 月毎月数回～数十回噴火、8 月 18 日に 23 ヶ月ぶりに噴火、かなりの範囲に噴石、降灰、行方不明 1 人、耕地･牧草に被害、噴出物総量 70,000m^3
S40 年 5 月	噴火：5 月に弱い噴火、黒煙のみ確認、その後約 4 年間地震活動の活発な状態続く
S48 年 2 月 1 日	噴火：2 月 1 日に 11 年 3 ヶ月ぶり（1965 年 5 月の弱い噴火を除く）に大きな噴火をして 5 月 24 日まで活動、2 月 1 日の空震により山麓のガラス戸破損小規模の火砕流が 3 回発生
S56 年 3･8 月	3 月 7 日～11 日、8 月 10 日～12 日　地震群発
S57 年 4 月 26 日・10 月 2 日	噴火：小規模の火砕流、房総半島まで降灰、農作物被害 微噴火：群馬県長野原町で極少量の降灰
S58 年 4 月 8 日	爆発：爆発音、火口上に電光と火柱、山腹（南斜面）で山火事発生、長野県･関東地方北部･福島県の太平洋岸まで降灰
H2～H3	1990 年 3 月～1991 年 9 月　地震･微動多発
H6～H7	微噴火：火口から東～東北東山麓の狭い範囲で微量の降灰、地震多発
H16 年 9 月 1 日	中爆発：9/1 に非常に大きい爆発音と空震が発生、山頂の北東 6km に最大径 3cm の火山れきが飛散、北東方向の群馬県･福島県の一部で降灰を確認
R1 年 8 月	小噴火：8/7 に山頂火口で噴火が 20 分間継続。噴煙の高さは、火口縁上 1800m 以上あがり、北へ流れた。弾道を描いて飛散する大きな噴石が火口から 200m 程度まで飛散。群馬県嬬恋村及び長野原町でわずかな降灰。 小噴火：8/25 に山頂火口で噴煙の高さが、火口縁上概ね 600m まで上がり、東へ流れた。浅間山の東側約 4 km付近の長野県軽井沢町でごくわずかな降灰。

(7) 火　災

［昭和 25 年以降　損害額 40,000 千円以上または 10 棟以上、林野 5ha 以上焼失］

【上田地域】

発生年月日	災害箇所	被害状況		災害原因
S28. 4.26	八木沢地区	24 棟焼損（全半焼 11 棟　外 13 棟）		火遊び
S31. 5. 1	太郎山	山林 50 ヘクタール	(151 千円)	焚き火の不始末
S32. 3. 7	原町	住家全半焼 7 世帯	(8,442 千円)	こたつの火の不始末
S35. 3.23	太郎山	山林 45 ヘクタール	(712 千円)	たばこの不始末
S35. 6. 5	新田　山洋電機㈱	工場　8 棟	(64,825 千円)	不明
S35. 7.12	上田東高校（旧小県蚕業）	校舎　15 棟	(44,706 千円)	放火
S36. 1. 4	海野町　岡野菓子舗外	商店外 10 棟	(145,533 千円)	ガスコンロの不始末
S37. 3. 5	秋和　大明神	山林 6 ヘクタール	(600 千円)	たばこの不始末
S37. 8.29	別所小学校	校舎 2 棟全焼		給食室の煙突過熱
S39.10.24	松尾町　いさみや外	商店・倉庫外 4 棟	(65,153 千円)	焚き火の不始末
S40. 3.19	秋和　太郎山	山林 148 ヘクタール	(2,800 千円)	不明
S42. 4.27	常磐城　太郎山	山林 6 ヘクタール	(300 千円)	マッチの不始末
S50.12.18	小井田　永山食品㈱	工場 1 棟	(49,390 千円)	石油ストーブの不始末
S51. 5.25	上田市農協　神科事業所	倉庫 1 棟	(103,379 千円)	冷却ユニットの故障
S52. 3. 3	諏訪形　信濃合金㈱	工場 1 棟	(42,561 千円)	石油ストーブの不始末
S53. 8. 1	宮之上　井出製作所	工場 1 棟	(66,679 千円)	たばこの不始末
S56. 7.14	木町　上田製菓㈱	工場・事務所 1 棟	(65,602 千円)	パン焼用電気釜の過熱
S57. 1.25	丸堀　信州ハリカ	店舗・作業場 1 棟	(73,603 千円)	不明
S57.10.13	上鍛冶町　永田商店	店舗外 3 棟	(93,187 千円)	火遊び
S60. 2.22	浦野　滝沢商会	店舗外 2 棟	(46,282 千円)	たばこの不始末
S61. 1.17	踏入　明植商事部	工場 1 棟	(86,997 千円)	再燃
S61. 3.24	袋町　ウィスタリア外	店舗	(55,735 千円)	ガスコンロの不始末
S62. 4.21	金剛寺　太郎山	山林 163 ヘクタール	(260,476 千円)	不明
S62. 4.21	下之郷　神畑山	山林 31 ヘクタール	(49,382 千円)	不明
H 1. 8.10	川西小学校	校舎 1 棟	(51,067 千円)	不明
H 6.10. 9	下塩尻 モービル石油㈱上田油槽所	一般取扱所 2 屋外タンク 8	(113,003 千円)	不明
H 7. 1.29	築地　コレクト製作所	工場 1 棟	(56,717 千円)	不明
H 8.12.24	塩田中学校	校舎 1 棟	(57,202 千円)	不明
H 9. 3.20	材木町 上田第三木材合資会社	事務所・工場	(84,383 千円)	不明
H10. 3.22	下之郷　エクセル㈱	工場	(83,650 千円)	不明
H12.11.26	東築地	住宅全焼 2 世帯 2 棟	(41,086 千円)	石油ストーブの不始末
H14. 3.25	下之郷　紅平	山林 9.5 ヘクタール	(13,000 千円)	焚き火の飛火
H18. 4. 9	別所温泉	店舗外 2 棟	(51,941 千円)	不明
H19. 5. 5	上田市古安曽	山林 21.9 ヘクタール	(3,225 千円)	焚き火の飛火
H21. 5.30	下之郷 ㈱小林カンパニー塩田工場	工場 1 棟	(160,010 千円)	不明
H24. 9. 5	浦野 浦里小学校	校舎外 6 棟	(43,226 千円)	不明
H26. 8.12	殿城　（株）高見澤	工場 1 棟	(484,851 千円)	不明
H29.12.17	天神	住宅 1 棟	(42,476 千円)	電気配線

【丸子地域】

発生年月日	災害箇所	被害状況	災害原因
S36. 4. 4	平井	霊泉寺町有林　30 ヘクタール	たばこの不始末
S54. 8. 5	長瀬　掛川製作所	工場１棟　(57,200 千円)	たばこの不始末
S62. 4. 9	西内	町有、私有林　2.5 ヘクタール	不明
H 9. 4.14	東内	山林　15 ヘクタール　(22,11 千円)	焚き火の不始末
H17. 8. 1	生田　ニチロ毛皮	工場１棟　(1,203,470 千円)	不明
H20. 4.16	中丸子 上田市給食センター	建設工事中作業場１棟　(234,030 千円)	溶接の火花
H27. 2. 4	長瀬 シナノモールディン外	工場３棟、倉庫１棟 事務所１棟、住宅１棟　(48,058 千円)	電気装置
R6.10.29	塩川（神の倉工業団地内） ホクト株式会社 上田きのこセンター	工場１棟　(損害額調査中)	調査中

【真田地域】

発生年月日	災害箇所	被害状況	災害原因
S41. 5. 7	入軽井沢 傍陽山国有林及び組合有林	山林 12 ヘクタール　(3,000 千円)	家屋火災
S43. 5. 5	菅平高原	原野 30 ヘクタール　(損害額なし)	マッチの不始末
S43.11.24	菅平高原	牧草地 10 ヘクタール　(損害額なし)	マッチの不始末
S50. 5. 7	菅平高原　ひいらぎ山荘	旅館１棟　(41,094 千円)	プロパンガス漏れ
S54. 3.19	菅平高原　やまびこ山荘	旅館１棟　(46,710 千円)	オイルヒーター加熱
S59.10. 9	竹室　真田製作所外	作業所２棟、住宅２棟、 物置１棟　(82,270 千円)	たばこの不始末
S61. 3.10	菅平高原	住宅１棟　(42,460 千円)	ストーブの不始末
S62. 4.22	曲尾　傍陽町有林	山林 15 ヘクタール　(1,800 千円)	上田市山林火災
S63. 5.27	菅平高原	原野６ヘクタール　(損害額なし)	不明
H 2. 1. 8	菅平高原 プチホテルファミリー	旅館２棟　(41,094 千円)	ストーブの不始末
H13. 1.27	横尾 ㈲滝澤プラスチック金型製作所	工場１棟　(42,841 千円)	コンセント・トラッキング

【武石地域】

発生年月日	災害箇所	被害状況	災害原因
S51.12.31	下武石 高橋健人エノキ作業所	作業所１棟　(47,008 千円)	不明
S63. 2. 5	余里　浅間岳	山林 8.9 ヘクタール　(4,932 千円)	焚き火
H 8. 4.15	余里	山林 6.3 ヘクタール　(9,446 千円)	焚き火
R 7. 2.28	上本入	山林（被害規模調査中）　(損害額調査中)	調査中

第２章　災害予防計画

１　災害危険箇所

災害危険箇所等総括表

区分		国・県担当部署	市担当課	箇所数
地すべり危険箇所	地すべり危険箇所	県農政部	農地整備課 各地域農地整備事務所	11
	地すべり防止区域			4
	地すべり危険地区	県林務部	森林整備課	9
	地すべり防止区域			4
	地すべり危険箇所	県建設部	土木課	45
	地すべり防止区域			1
山腹崩壊危険地区		県林務部	森林整備課	104
崩壊土砂流出危険地区				108
土砂崩壊危険箇所		県農政部	農地整備課	110
急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	県建設部	土木課	252
	急傾斜地崩壊危険区域			48
砂防指定地				92
土石流危険渓流				363
土砂災害警戒区域等	急傾斜地の崩壊			496
	土石流			379
	地滑り			83
雪崩危険箇所				132
重要水防区域		千曲川河川事務所	農地整備課 土木課 各地域農地整備事務所	66
		県		113
		市		23
水防上重要な水門及びため池	水門	県農政部	農地整備課 各地域農地整備事務所	75
	ため池			86

(1) 地すべり危険箇所

ア　地すべり危険箇所（県農政部所管）

（ア）地すべり危険箇所

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名	面積（ha）		箇所番号	箇所名	面積（ha）
1	31	上野	21.20	7	69	塩川	55.10
2	32	上塩尻	83.50	8	70	辰ノ口	11.60
3	33	上室賀	55.20	9	71	南原	13.10
4	34	手塚	69.70	10	72	下横道	128.8
5	67	生田	275.20	11	73	傍陽	43.2
6	68	上池	10.70				

（イ）地すべり防止区域（地すべり等防止法第３条第１項による指定区域）

【上田地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名	面積(ha)	法指定年月日	保全対象		災害発生
					人家（戸）	その他公共施設	
1	54	野倉	31.93	S46. 3.16 H10. 3.17	29		S43
2	102	岩清水	33.46	S58.11.14 H 5. 4.22 H13. 3.21	4		S34

【丸子地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名	面積(ha)	法指定年月日	保全対象		災害発生
					人家（戸）	その他公共施設	
1	73	練合	30.00	S48. 3.30	38		

【真田地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名	面積(ha)	法指定年月日	保全対象		災害発生
					人家（戸）	その他公共施設	
1	103	天狗平	11.48	S58.11.14	31		

イ　地すべり危険箇所（県林務部所管）

（ア）地すべり危険地区

【上田地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名	面積(ha)	備考	災害発生
1	22030001	別所温泉字岳ノ尾	14	人家 8 戸、市道	S43
2	22030002	越戸字美志ヶ沢	17	人家 7 戸、市道	S34
3	22030003	別所温泉字大谷	12	人家 27 戸、市道 3000m、耕地 10ha	
4	22030004	別所温泉字西大湯	11	人家 20 戸、市道	
5	22030005	野倉字十二ノ沢	8	林道	
6	22030006	別所温泉字塩水	24	林道	
7	22030007	上室賀字中畑	8	人家 12 戸、市道	
8	22030008	上室賀字日陰	14	人家 100 戸、公共施設 2 棟、県道	
9	22030009	越戸字下手	6	人家 50 戸、公共施設 1 棟、市道	H3

（イ）地すべり防止区域（地すべり等防止法第３条第１項による指定区域）

【上田地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名	面積(ha)	法指定年月日	保全対象		災害発生
					人家(戸)	その他公共施設	
1	96 岳ノ尾	別所温泉字 岳ノ尾	14.46	S49. 4. 9	8	市道 1050m、田畑 4.41 ha、その他 1 棟、水道配水池 1 箇所	S43
2	97 美志ヶ沢	越戸字 美志ヶ沢	7.98	S49. 4. 9	5	林道 2000m、田畑 2.54 ha、その他 2 棟、農業用水路 1500m、溜池 3 箇所	S34
3	135 大谷	別所温泉字 大谷	12.39	S60. 4.25	27	道路 2200m、田畑 6.58 ha、その他 2 棟	
4	148 日陰	上室賀字 日陰	5.01	H 6. 7.11	12	道路 350m、田畑 8.0ha	

ウ　地すべり危険箇所（県建設部所管）

（ア）地すべり危険箇所

【上田地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名	河川名			面積(ha)	災害発生
			水系名	幹川名	渓流名		
1	70	桶の口	信濃川	産川		5.0	S44
2	71	岳の尾	信濃川	湯川		11.0	S62
3	72	観音沢	信濃川	湯川		7.0	S38
4	73	別所	信濃川	湯川		63.0	
5	74	大湯下	信濃川	湯川		20.0	S45
6	75	山田池上	信濃川	湯川	追開沢川	6.0	S40
7	76	舞田下	信濃川	湯川		7.0	
8	77	宮の入	信濃川	湯川		6.0	
9	78	長入	信濃川	瀬沢川		19.0	
10	79	氷沢	信濃川	神川	行沢川	28.0	H1・H3
11	80	羽黒	信濃川	阿鳥川	羽黒沢	11.0	S40
12	81	古城	信濃川	阿鳥川	古城沢	6.0	S30・S55
13	82	氷沢２号	信濃川	室賀川	氷沢	11.0	
14	83	氷沢１号	信濃川	室賀川	氷沢	14.0	
15	84	鼻石	信濃川	室賀川	鼻石沢	5.0	S25
16	85	池沢	信濃川	室賀川	池沢	5.0	S24
17	86	中畑	信濃川	室賀川	中畑沢	5.0	S34
18	87	松尾	信濃川	室賀川	松尾沢	5.0	S30
19	88	西松尾	信濃川	室賀川	原組沢	10.0	S30
20	89	大野田	信濃川	室賀川	大野田沢	20.0	S46
21	90	原組２号	信濃川	室賀川	原組沢	15.0	S36
22	91	原組１号	信濃川	室賀川	上洞沢	6.0	S34・S57
23	92	小山	信濃川	室賀川	大沢	55.0	S34
24	93	日向	信濃川	室賀川	日向沢	10.0	S34
25	94	長谷	信濃川	室賀川	長谷沢	8.0	S30
26	95	押切前	信濃川	室賀川	押切沢	12.0	S24・S58
27	97	小牧	信濃川		初太郎沢	12.0	
28	98	埴口	信濃川	瀬沢川		24.0	
29	99	松尾２号	信濃川	室賀川	松尾沢	3.0	
30	100	浦野	信濃川	浦野川		12.0	
31	101	上手	信濃川	湯川		19.0	S58
32	117	殿城	信濃川	神川	矢沢川	14.0	
33	118	穴平	信濃川	産川		5.0	
34	119	日影	信濃川	湯川		5.0	
35	129	平井寺	信濃川	産川	尾根川	8.0	

【丸子地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名	河川名			面積(ha)	災害発生
			水系名	幹川名	渓流名		
1	68	金井	信濃川	依田川	矢の沢川	16.3	
2	69	尾野山	信濃川	依田川	明賀沢	52.4	
3	122	小屋坂	信濃川	依田川	洞川	10.9	
4	123	辰ノ口	信濃川	依田川	内村川	6.0	
5	124	上組	信濃川	依田川	内村川	7.0	

【真田地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名	河川名			面積(ha)	災害発生
			水系名	幹川名	渓流名		
1		大日向	信濃川	神川		48.04	

【武石地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名	河川名			面積(ha)	災害発生
			水系名	幹川名	渓流名		
1	67	小沢根	信濃川	依田川	余里川	10.0	S45
2	125	余里 1	信濃川	依田川	余里川		
3	126	余里 2	信濃川	依田川	余里川		
4	127	二本木	信濃川	依田川	茂沢川		

（イ）地すべり防止区域（地すべり等防止法第３条第１項による指定区域）

R7.1.1 現在

	区域名	指定日	面積(ha)		区域名	指定日	面積(ha)
1	別所	H30.7.11	6.17	2	尾野山	H22.6.7	25.44

(2) 山腹崩壊危険地区

【上田地域】

R7.1.1 現在

	地区番号	地区名	位置	面積(ha)	人家・道路等の概要
1	12030001	畑山	上野	4.0	人家 40 戸、公共施設 1、市道 1000m、耕地 2ha
2	12030002	堀越	上野	3.0	人家 10 戸、公共施設 1、市道 1000m、耕地 5ha
3	12030003	上ノ久保	殿城	1.0	人家 10 戸、公共施設 1、農道 200m
4	12030004	牛久保	神科	3.0	林道 300m
5	12030005	座摩	上塩尻	2.0	人家 10 戸、国道 300m、農地 1ha
6	12030006	鉢額	上塩尻	5.0	人家 11 戸、国道 400m、農地 1ha
7	12030007	大沢	上塩尻	5.0	人家 11 戸、国道 400m、農地 1ha
8	12030008	赤石	上塩尻	2.0	人家 10 戸、国道 200m
9	12030009	半過山	小泉	4.0	人家 5 戸、県道 500m、市道 500m、耕地 5ha
10	12030010	上半過山	小泉	2.0	人家 30 戸、他公施設 1 棟、県道 500m、市道 800m、耕地 5ha
11	12030011	日影	下室賀	3.0	人家 35 戸、学校 1 棟、市道 1000m、耕地 4ha
12	12030012	田中前	下室賀下室賀	1.0	人家 20 戸、市道 1000m、耕地 10ha
13	12030013	滝古城	岡	1.0	人家 25 戸、市道 500m、耕地 3ha
14	12030014	西松尾	上室賀	2.0	人家 5 戸、市道 500m、林道 2000m、耕地 5ha
15	12030015	上二段	小牧	1.0	人家 30 戸、市道 600m、耕地 6ha
16	12030016	朝日山	小泉	4.0	人家 50 戸、市道 50m、耕地 6ha、寺 1ha
17	12030017	久保	上室賀	2.0	人家 10 戸、県道 700m、畑 0.5ha、墓地 0.1ha
18	12030018	アケサイ	上塩尻	3.0	人家 15 戸、国道 200m
19	12030019	岩鼻	上塩尻	4.0	国道 100m、鉄道 (100m) 1 箇所
20	12030020	東昌寺	浦里	1.0	市道 100m
21	12030021	城山	小牧	4.0	人家 10 戸、市道 100m
22	12030022	大豆石	野倉	1.0	県道 100m
23	12030023	吉沢入	古安曽	6.0	人家 50 戸､県道 200m､市道 100m､田 2ha、畑 0.5ha
24	12030024	下塩尻	下塩尻	10.0	人家 198 戸、道路他 6100m、鉄道(1000m)1 箇所
25	12030025	日向山	下室賀	5.0	人家 40 戸、他公施設 1 棟、県道 300m、市道 500m、林道 1500m、田 5ha、畑 3ha、用水路 300m、ため池 1 箇所
26	12030026	紅平	下之郷	1.0	人家 12 戸、他公施設 4 棟、市道 700m、林道 400m
27	12030027	黄金沢	上田	1.0	林道 250m
28	12030028	大明神	秋和	7.0	人家 8 戸、工場 1 棟、旅館 1 棟、他公施設 1 棟、市道 200m、畑 1ha
29	12030029	平井寺	古安曽	4.0	人家 30 戸、市道 100m
30	12030030	伊勢山	上野	1.0	人家 1 戸

【丸子地域】

R7.1.1 現在

	地区番号	地区名	位置	面積(ha)	人家・道路等の概要
1	13410001	岩谷堂	御嶽堂	3.0	人家 3 戸、市道 200m、農地 2ha
2	13410002	日向山	東内	3.0	人家 35 戸、他公施設 1 棟、国道 500m、市道 500m、耕地 5ha
3	13410003	丸子公園	上丸子	2.0	人家 3 戸、市道 200m
4	13410004	腰越向	上丸子	1.0	人家 8 戸、市道 200m
5	13410005	町	腰越	1.0	人家 20 戸、他公施設 1 棟、県道 500m、市道 500m
6	13410006	和子	東内	5.0	人家 40 戸、国道 500m、市道 500m、耕地 2ha
7	13410007	鳥屋峠	東内	1.0	人家 7 戸、国道 500m、市道 500m、耕地 10ha
8	13410008	荻窪東	東内	3.0	人家 10 戸、県道 300m、耕地 9ha
9	13410009	荻窪	東内	1.0	人家 15 戸、国道 1000m、市道 500m、耕地 5ha
10	13410010	茂沢入	平井	2.0	人家 10 戸、国道 600m、市道 1000m、耕地 10ha
11	13410011	霊泉寺	平井	7.0	人家 25 戸、市道 600m、耕地 1ha
12	13410012	明神脇	西内	4.0	人家 25 戸､他公施設 1 棟､国道 1000m､県道 1000m、耕地 10ha
13	13410013	鹿教湯裏	西内	3.0	人家 60 戸、他公施設 3 棟、国道 300m、県道 1500m
14	13410014	びあげ	西内	3.0	国道 200m
15	13410015	下川原	生田	1.0	県道 100m
16	13410016	所沢	東内	2.0	林道 100m、農地 1.0ha、用排水路 130m
17	13410017	寺沢	鹿教湯温泉	1.0	市道 200m

【真田地域】

R7.1.1 現在

	地区番号	地区名	位置	面積(ha)	人家・道路等の概要
1	13450001	鳥居峠	真田町長	1.0	国道 500m
2	13450002	渋沢	真田町長	2.0	国道 600m、林道 600m
3	13450003	菅平湖	菅平高原	1.0	県道 500m
4	13450004	宮浦東	真田町長	6.0	人家 40 戸、国道 400m、市道 800m、耕地 3ha
5	13450005	宮浦	真田町長	2.0	人家 30 戸、国道 300m、市道 300m、耕地 2ha
6	13450006	大日向	真田町長	4.0	人家 40 戸、他公施設 1 棟、国道 400m、市道 400m、耕地 2ha
7	13450007	湯ノ平	真田町長	6.0	国道 500m、耕地 2ha
8	13450008	小西横沢	真田町長	2.0	人家 2 戸、国道 200m
9	13450009	上屋敷	真田町長	5.0	人家 2 戸、国道 400m、県道 400m、耕地 1ha
10	13450010	北赤井	真田町本原	2.0	人家 30 戸、他公施設 1 棟、市道 300m、耕地 3ha
11	13450011	大柏木	真田町長	2.0	人家 5 戸、林道 2000m、耕地 10ha
12	13450012	赤石	真田町傍陽	2.0	人家 20 戸、他公施設 1 棟、市道 500m、耕地 5ha
13	13450013	横道	真田町傍陽	3.0	人家 30 戸、他公施設 1 棟、市道 800m、耕地 3ha
14	13450014	宮ノ前	真田町傍陽	4.0	人家 5 戸、県道 500m、耕地 5ha
15	13450015	大沢	真田町傍陽	2.0	人家 30 戸、他公施設 1 棟、市道 600m、耕地 2ha
16	13450016	石堂沢	真田町傍陽	2.0	人家 15 戸、市道 500m、林道 1500m、耕地 2ha
17	13450017	岡保	真田町傍陽	10.0	人家 35 戸、他公施設 1 棟、県道 500m、市道 1000m、耕地 5ha
18	13450018	別当	真田町傍陽	5.0	人家 10 戸、県道 300m
19	13450019	入軽井沢	真田町傍陽	6.0	人家 6 戸、県道 200m、農地 1ha
20	13450020	和平	真田町傍陽	4.0	人家 4 戸、県道 500m、市道 200m、農地 2ha
21	13450021	矢坪	真田町傍陽	3.0	人家 10 戸、市道 500m、農地 2ha
22	13450022	小鷲尾	真田町傍陽	1.0	県道 500m、耕地 1ha
23	13450023	鞍掛	真田町本原	1.0	人家 55 戸、県道 1000m、水田 5ha
24	13450024	中組	真田町傍陽	1.0	人家 3 戸、市道 100m
25	13450025	菅平	菅平高原	1.0	人家 3 戸、市道 100m、農地 3ha
26	13450026	石堂	真田町傍陽	1.0	人家 15 戸、林道 300m
27	13450027	萩	真田町傍陽	1.0	人家 8 戸、市道 100m
28	13450028	大松尾	真田町傍陽	1.0	市道 200m、県道 200m
29	13450029	田中	真田町傍陽	1.0	人家 34 戸
30	13450030	三島平	真田町傍陽	1.0	人家 1 戸、神社 1 箇所

【武石地域】

R7.1.1 現在

	地区番号	地区名	位置	面積(ha)	人家・道路等の概要
1	13460001	十二沢	上武石	7.0	人家 15 戸、県道 800m、農地 18ha
2	13460002	追之窪	武石余里	7.0	人家 3 戸、市道 500m、耕地 10ha
3	13460003	栃木新田	武石余里	4.0	人家 4 戸、市道 500m、耕地 5ha
4	13460004	上原西	武石小沢根	10.0	人家 4 戸、市道 1000m、耕地 5ha
5	13460005	宿小屋(A)	武石小沢根	2.0	人家 1 戸、市道 1000m、耕地 2ha
6	13460006	宿小屋(B)	武石小沢根	2.0	人家 2 戸、市道 500m
7	13460007	宿小屋(C)	武石小沢根	4.0	市道 800m
8	13460008	獅子ケ城(A)	武石小沢根	1.0	市道 500m
9	13460009	獅子ケ城(B)	武石小沢根	3.0	市道 500m
10	13460010	下小寺尾	武石上本入	5.0	人家 10 戸、市道 500m
11	13460011	上権現	武石上本入	8.0	県道 1000m、市道 500m、耕地 10ha
12	13460012	中居	武石上本入	2.0	人家 4 戸、市道 600m、耕地 5ha
13	13460013	小原	武石上本入	4.0	人家 4 戸、県道 500m、耕地 2ha
14	13460014	上小寺尾	武石上本入	3.0	県道 200m、耕地 2ha
15	13460015	大布施	武石上本入	6.0	人家 10 戸、市道 500m、耕地 3ha
16	13460016	内の山	武石上本入	2.0	人家 10 戸、市道 500m、耕地 3ha
17	13460017	巣栗(A)	武石上本入	6.0	人家 17 戸、県道 700m、耕地 12ha
18	13460018	巣栗(B)	武石上本入	2.0	県道 500m
19	13460019	巣栗(C)	武石上本入	2.0	県道 300m、農地 4ha
20	13460020	巣栗(D)	武石上本入	5.0	県道 1000m
21	13460021	巣栗(E)	武石上本入	1.0	県道 300m

	地区番号	地区名	位置	面積(ha)	人家・道路等の概要
22	13460022	竜ケ沢(A)	武石上本入	2.0	市道 500m
23	13460023	竜ケ沢(B)	武石小沢根	2.0	市道 500m
24	13460024	上原	武石小沢根	10.0	市道 500m
25	13460025	巣栗(F)	武石上本入	6.0	県道 1000m
26	13460026	宿小屋	武石下本入	2.0	人家 6 戸、林道 300m
27	13460027	唐沢	武石上本入	1.0	林道 300m

(3) 崩壊土砂流出危険地区

【上田地域】

R7.1.1 現在

	地区番号	地区名	位置	面積(ha)	延長(m)	人家・道路等の概要
1	22030001	金剛寺	住吉	6.00	1,000	人家 30 戸､他公施設 1 棟､市道 1500m､林道 1000m､耕地 20ha
2	22030002	大久保	住吉	6.00	1,000	人家 60 戸､他公施設 1 棟､市道 1500m､林道 1000m､耕地 15ha
3	22030003	白蛇神社	常磐城	3.15	700	人家 60 戸、学校 2 棟、病院 1 棟、市道 3000m、耕地 5ha
4	22030004	上平	常磐城	4.80	1,000	人家 30 戸、市道 2000m、耕地 2ha
5	22030005	声沢	常磐城	2.25	500	人家 60 戸、市道 2000m、耕地 10ha
6	22030006	魚之沢	秋和	2.70	600	人家 60 戸、市道 2000m、耕地 8ha
7	22030007	東沢	上塩尻	6.00	1,000	人家 50 戸､学校 1 棟､他公施設 1 棟､国道 1000m､市道 1000m､耕地 10ha
8	22030008	座摩	上塩尻	5.25	700	人家 50 戸､他公施設 1 棟､国道 1000m､市道 1000m､耕地 10ha
9	22030009	下半過山	小泉	2.70	600	人家 20 戸､他公施設 1 棟､県道 500m､市道 500m､耕地 2ha
10	22030010	朝日山西	小泉	6.00	1,000	人家 20 戸､他公施設 1 棟､市道 1000m､林道 1000m､耕地 10ha
11	22030011	馬背神社	浦野	1.80	600	人家 15 戸､他公施設 1 棟､国道 500m､市道 1500m､耕地 10ha
12	22030012	日沢	上室賀	8.10	1,800	人家 5 戸、市道 500m、林道 2000m、耕地 5ha
13	22030013	祢連沢	小牧	8.10	1,800	人家 5 戸、市道 500m、耕地 5ha
14	22030014	高呂	小牧	3.15	700	市道 800m、耕地 2ha
15	22030015	沢入	小牧	3.96	600	人家 25 戸、他公施設 1 棟、市道 1500m、耕地 10ha
16	22030016	向山	古安曽	4.95	1,100	人家 5 戸、他公施設 1 棟、市道 500m、耕地 20ha
17	22030017	吉沢入	古安曽	7.80	1,300	人家 30 戸､他公施設 1 棟､市道 1000m､林道 500m､耕地 20ha
18	22030018	柳沢	塩田	2.70	600	人家 20 戸、他公施設 1 棟、市道 1000m、耕地 10ha
19	22030019	前山寺	前山	6.00	1,000	人家 40 戸、市道 1500m、耕地 30ha
20	22030020	大胡桃	塩田	8.10	1,800	人家 8 戸、県道 500m、耕地 5ha、ため池 5 箇所
21	22030021	宮ノ入	前山	11.25	1,500	人家 30 戸、市道 1000m、耕地 20ha
22	22030022	手塚	前山	2.40	400	人家 45 戸、他公施設 2 棟、市道 1500m、耕地 20ha
23	22030023	大上手	塩田	1.80	600	人家 10 戸、市道 800m、耕地 5ha
24	22030024	西大湯	別所温泉	3.60	600	人家 60 戸、市道 1500m、耕地 10ha
25	22030025	吉ノ沢	別所温泉	4.05	900	人家 60 戸、市道 2000m、林道 1000m、耕地 10ha
26	22030026	駄留ノ沢	別所温泉	3.00	500	人家 60 戸、市道 2000m、林道 1000m、耕地 10ha
27	22030027	夫神岳	別所温泉	6.00	1,000	人家 60 戸、市道 2000m、林道 1000m、耕地 10ha
28	22030028	栗尾	古安曽	3.60	800	人家 30 戸、市道 50m、ため池 1 箇所
29	22030029	高梨	野倉	9.90	1,100	他公施設 1 棟、林道 100m、ため池（沢山）1 箇所
30	22030030	朝日山東	小泉	2.70	600	人家 10 戸、市道 50m、耕地 6ha、寺院 1 箇所
31	22030031	入組	上室賀	2.10	700	人家 75 戸、県道 2000m、市道 1000m、農地 10ha
32	22030032	原組	上室賀	3.00	1,000	人家 31 戸、他公施設 1 棟、市道 1000m、林道 2000m、耕地 4ha
33	22030033	八丁ジメ	野倉	2.10	700	林道 1000m
34	22030034	大上手(B)	山田	1.26	600	市道 200m
35	22030035	木戸沢	小牧	2.10	700	市道 100m
36	22030036	長谷	上室賀	0.18	600	人家 10 戸、他公施設 1 棟、県道 100m
37	22030037	沢山(1)	西前山	1.20	800	人家 10 戸、林道 200m
38	22030038	沢山(2)	野倉	0.60	400	人家 854 戸、他公施設 3 棟、林道 2000m
39	22030039	矢坂	小泉	1.20	800	人家 20 戸、他公施設 1 棟、県道 100m、市道 500m、林道 100m、農地（田畑）2ha
40	22030040	古屋	下室賀	0.34	75	人家 20 戸、市道 600m
41	22030041	ぬすっと入	下室賀	0.38	128	人家 11 戸、集会施設 1 棟、県道 300m、市道 700m、農道 500m、田畑 11ha
42	22030042	大野田	上室賀	0.10	67	県道 200m
43	22030043	菖蒲沢	諏訪形	1.05	700	人家 40 戸、他公施設 1 棟、県道 300m、市道 300m

【丸子地域】

R7.1.1 現在

	地区番号	地区名	位置	面積(ha)	延長(m)	人家・道路等の概要
1	23410001	辰ノ口	東内	2.16	600	人家 25 戸、他公施設 1 棟、国道 1000m、市道 800m、耕地 5ha
2	23410002	新屋向東	東内	2.25	500	国道 500m、市道 500m、耕地 5ha
3	23410003	新屋向西	東内	3.00	500	国道 500m、市道 500m、耕地 5ha
4	23410004	新屋	東内	4.50	1,000	人家 20 戸、国道 500m、市道 500m、耕地 5ha
5	23410005	荻窪	東内	3.60	600	人家 25 戸、国道 1000m、市道 1000m、耕地 10ha
6	23410006	虚空蔵	東内	3.60	600	人家 5 戸、国道 1000m、市道 500m、耕地 5ha
7	23410007	滝の沢	東内	3.15	700	人家 4 戸、林道 1500m、耕地 10ha
8	23410008	大沢	東内	5.25	700	人家 5 戸、国道 500m、林道 1000m、耕地 5ha
9	23410009	宮沢	平井	6.00	1,000	人家 10 戸、国道 500m、市道 500m、耕地 8ha
10	23410010	戸羽	平井	4.50	1,000	人家 25 戸、他公施設 1 棟、国道 500m、市道 500m、耕地 10ha
11	23410011	原	平井	5.85	1,300	人家 5 戸、国道 500m、市道 1000m、林道 500m、耕地 10ha
12	23410012	霊泉寺	平井	7.20	1,200	人家 25 戸、市道 1000m、林道 500m、耕地 10ha
13	23410013	山の神	平井	1.80	500	人家 25 戸、市道 500m、林道 1000m、耕地 5ha
14	23410014	高梨	西内	2.70	600	人家 15 戸、他公施設 1 棟、国道 500m、市道 1000m、耕地 10ha
15	23410015	中ノ久保	西内	1.20	400	国道 1000m、耕地 10ha
16	23410016	大塩	西内	6.00	800	人家 20 戸、国道 500m、市道 1000m
17	23410017	寺沢	西内	1.80	400	人家 50 戸、国道 1000m、市道 100m、耕地 10ha
18	23410018	きっこずみ	西内	1.50	500	人家 50 戸、国道 1000m、市道 1000m、耕地 10ha
19	23410019	中洞	西内	2.40	400	人家 15 戸、国道 1000m、市道 1000m、耕地 5ha
20	23410020	長沢	西内	1.35	300	人家 4 戸、県道 2000m、耕地 10ha
21	23410021	大明神	西内	0.90	300	県道 1000m、市道 1000m、耕地 10ha
22	23410022	細尾	西内	0.90	300	県道 500m、林道 2000m、耕地 15ha
23	23410023	トナコメ沢	西内	1.68	400	国道 500m、市道 1500m、耕地 10ha
24	23410024	渋田見沢	西内	3.00	1,000	国道 500m、市道 1000m、耕地 5ha
25	23410025	大洞	西内	9.00	2,000	人家 5 戸、国道 500m、市道 500m、耕地 5ha
26	23410026	せうぶ沢	上丸子	3.75	500	人家 121 戸、県道 500m、市道 300m、耕地 5ha
27	23410027	生田大沢	生田	2.40	400	人家 96 戸、他公施設 4 棟、県道 100m
28	23410028	入山	西内	4.50	500	人家 5 戸、国道 300m、市道 500m、
29	23410029	中大沢	藤原田	1.20	200	人家 30 戸、市道 200m、耕地 17ha
30	23410030	みぞれ沢	平井	0.36	400	人家 1 戸、国道 400m、農地 2ha
31	23410031	穴ノ坊	東内	0.36	150	人家 70 戸、他公施設 1 棟、県道 400m、市道 40m
32	23410032	小平六	東内	0.45	500	人家 14 戸、郵便局 1 棟、県道 200m、市道 100m
33	23410033	上ノ平	東内	0.24	400	人家 18 戸、国道 200m
34	22030044	金棒沢	西内	0.35	390	人家 22 戸、国道 216m

【真田地域】

R7.1.1 現在

	地区番号	地区名	位置	面積(ha)	延長(m)	人家・道路等の概要
1	23450001	根子岳	菅平高原	16.20	1,800	国道 500m
2	23450002	滝ノ入	真田町長	12.00	2,000	国道 500m
3	23450003	菅平口	真田町長	5.40	1,200	国道 500m
4	23450004	和熊川	真田町長	9.00	2,000	市道 500m、林道 1000m
5	23450005	宮浦向	真田町長	0.90	300	市道 500m
6	23450006	大日向	真田町長	0.90	300	人家 20 戸、国道 500m、市道 1000m、耕地 3ha
7	23450007	本沢	真田町長	5.40	900	人家 2 戸、市道 500m、林道 1500m、耕地 2ha
8	23450008	大倉	真田町傍陽	2.25	500	人家 15 戸、市道 1000m、耕地 5ha
9	23450009	扇原	真田町傍陽	7.20	800	市道 1500m、耕地 15ha
10	23450010	大良	真田町傍陽	3.60	800	人家 3 戸、市道 1500m、耕地 10ha
11	23450011	樋ノ口	真田町傍陽	1.20	400	人家 25 戸、県道 1000m、市道 500m、耕地 2ha
12	23450012	前ノ田	真田町傍陽	1.80	400	人家 35 戸、他公施設 1 棟、県道 1000m、市道 500m、耕地 5ha
13	23450013	曲尾	真田町傍陽	5.40	900	人家 8 戸、県道 200m、市道 500m、耕地 8ha、神社 1 箇所
14	23450014	中ノ沢	真田町長	5.28	2,200	国道 300m
15	23450015	大庭	真田町傍陽	0.12	200	人家 31 戸、他公施設 1 棟、市道 300m
16	23450016	中島	真田町傍陽	1.50	1,000	人家 12 戸、市道 800m、農地 2ha
17	23450017	上海道	真田町長	0.03	80	人家 35 戸、他公施設 1 棟、国道 300m
18	23450018	中組	真田町傍陽	0.19	320	県道 50m
19	22030046	角間	真田町長	43.92	4,160	人家 20 戸

【武石地域】

R7.1.1 現在

	地区番号	地区名	位置	面積(ha)	延長(m)	人家・道路等の概要
1	23460001	崩口	武石上本入	5.25	700	人家 3 戸、市道 1000m、耕地 5ha
2	23460002	下小寺尾	武石上本入	3.24	600	人家 8 戸、市道 1000m、耕地 5ha
3	23460003	築地原	武石上本入	3.60	600	人家 8 戸、県道 8000m、耕地 10ha
4	23460004	内之山	武石上本入	1.35	300	人家 5 戸、学校 1 棟、市道 500m
5	23460005	親嶽	武石余里	5.40	1,000	人家 6 戸、市道 500m、林道 800m、耕地 1ha
6	23460006	日影宿小屋	武石小沢根	3.75	500	市道 1000m
7	23460007	倉地無沢	武石余里	4.32	800	人家 8 戸、市道 500m
8	23460008	餅ケ沢	武石余里	5.40	900	人家 8 戸、市道 500m、林道 1000m
9	23460009	茅ヶ沢	武石余里	4.50	600	市道 500m、林道 100m、耕地 5ha
10	23460010	唐沢	武石上本入	0.36	400	人家 5 戸、県道 200m
11	22030045	小原	武石上本入	0.36	400	人家 7 戸、県道 224m
12	23460012	ホドガイ	武石余里	3.09	2,060	人家 21 戸

(4) 土砂崩壊危険箇所

【上田地域】

R7.1.1 現在

	地区名	所在地 (大字、字)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	被害数量	改修度			管理団体名
						A	B	C	
1	長入	芳田字長入	30	4	水田 50a、農道 200m			○	長入自治会
2	下郷	殿城字宮之上	25	5	水田 50a、水路 50m		○		下郷自治会
3	吉田堰	殿城字中樋ノ口 ほか	1,183	355	水田 100a、人家 6 戸、 水路 50m			○	吉田堰管理組合
4	吉田堰	殿城字北屋敷	1,183	355	人家 2 戸、水路 50m			○	吉田堰管理組合
5	吉田堰	芳田字毛無ほか	1,183	355	水田 300a、水路 750m 、 人家 2 戸			○	吉田堰管理組合
6	吉田堰	芳田（行沢川）	1,183	355	水田 10ａ、人家 1 戸		○		吉田堰管理組合
7	林之郷堰	殿城字下樋ノ口	180	54	水田 100a、農道 50m			○	林之郷堰水利組合
8	大屋堰(1)	殿城字上川原	131	30	水田 100a、人家 1 戸、 市道 70m			○	大屋堰水利組合
9	大屋堰(2)	蒼久保字一丁田	131	30	水田 50a、人家 2 戸			○	大屋堰水利組合
10	大屋堰(3)	大屋字択立	131	30	水田 50a、人家 1 戸、市 道 30m			○	大屋堰水利組合
11	二区堰	上野字川東	176	120	水田 100a、人家 4 戸			○	二区堰水利組合
12	岩門堰(1)	古里字廣野	64	85	市道 200m、水路 500m、 水田 50a、人家 2 戸	○			岩門堰水利組合
13	岩門堰(2)	古里字神ノ嶽	64	85	水路 500ｍ、水田 50a、 人家 11 戸、市道 100m、 水路 500ｍ			○	岩門堰水利組合
14	常田堰(1)	古里字久保	108	22	水田 50a、人家 2 戸、農 道 30m	○			常田堰水利組合
15	常田堰(2)	国分字黒坪	108	22	水田 50a	○			常田堰水利組合
16	堀越堰	上野字堀越	670	299	人家 4 戸、市道 300m			○	堀越堰水利組合
17	岩下堰	岩下字中田	50	10	水田 20a、人家 12 戸	○			岩下堰水利組合
18	六ヶ村堰 (1)	諏訪形字一本木	950	352	水田 50a、人家 10 戸、 市道 200m、農道 200ｍ			○	上田市六ヶ村堰 土地改良区
19	六ヶ村堰 (2)	上田原字鉄砲	950	352	水田 400a、人家 15 戸、 市道 200m、農道 200ｍ			○	上田市六ヶ村堰 土地改良区
20	六ヶ村堰 (3)	小牧字堂平	3,077	1240.6	市道 150m、用水路 150m、表土流出 20a、土 砂埋没 20a、冠水 20a			○	上田市六ヶ村堰 土地改良区
21	六ヶ村堰 (4)	御所字原堰下	3,077	1240.6	市道 100m、用水路 100m、表土流出 10a、土 砂埋没 10a、冠水 10a、 人家 10 戸			○	上田市六ヶ村堰 土地改良区
22	北線(1)	富士山字鴻巣	180	93	水田 150a、農道 200m、 水路 300m			○	依田川導水管理組合
23	北線(2)	富士山字上居守 沢	180	93	水田 100a、農道 50m、 水路 100m			○	依田川導水管理組合
24	北線(3)	大字富士山字入 雲雀	180	93	水田 150a、農道 200m、 水路 150m			○	依田川導水管理組合
25	南線(1)	富士山字窪峠	150	75	水田 350a、農道 200m、 水路 200m	○			依田川導水管理組合
26	南線(2)	富士山字上二ツ 木	150	75	水田 300a、農道 400m、 水路 200m	○			依田川導水管理組合
27	塩田	古安曽字三ヶ沖	65	30	水田 100a、農道 200m			○	五加農家組合

	地区名	所在地 (大字、字)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	被害数量	改修度			管理団体名
						A	B	C	
28	塩吹	舞田字金王山	60	28	水田 200a		○		保野農家組合
29	保野	保野字飯米場	50	16	水田 100a、農道 200m			○	保野農家組合
30	新堰	手塚字中山	135	50	水田 10a			○	手塚自治会
31	幕宮堰	別所温泉字幕宮	58	20	人家 1 戸、水田 50a、市道 30m、農道 50m		○		別所水利組合
32	山崎堰(1)	越戸字小瀬	150	121	水田 45a、人家 4 戸、水路 200m			○	川西地区土地改良区
33	山崎堰(2)	小泉字箕輪	150	121	水田 100a、市道 300m、水路 200m、人家 4 戸			○	川西地区土地改良区
34	菅の沢	下室賀字平芝	80	10	水田 70a、市道 300m、人家 7 個、水路 500m			○	下室賀自治会
35	観音堂	上室賀字久保	30	5	水田 50a、人家 4 戸、県道 200m			○	上室賀自治会
36	欠口用水路	下塩尻字岩鼻	500	88.6	国道 200m、鉄道 200m、用水路 100m、排水路 200m	○			上田市坂城町欠口土地改良区
37	上堰	下室賀桐之木	60	21.2	市道 1,000m、用水路 1,000m、表土流出 20a、民家 15 戸	○			川西地区土地改良区
38	富士山	富士山字上居守沢	20	13	市道 250m、農道 550m、用水路 550m、土砂埋没 50a、水田 20a		○		下組自治会
39	八幡秋和堰	中央西一丁目字八幡裏	120	16	水田 160a、水路 100m	○			堀越堰秋和水利組合

※改修度　A:ただちに改修する必要がある　B:数年のうち改修する必要がある　C:当面の間改修する必要はない

【丸子地域】

R7.1.1 現在

	地区名	所在地 (大字、字)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	被害数量	改修度			管理団体名
						A	B	C	
1	大堰 (1)	西内字上弓場	30	6	床下浸水 1 戸、流失 30a、水路 30m			○	西内自治会
2	大堰 (2)	西内字原前	30	6	床下浸水 1 戸、流失 30a、水路 150m			○	西内自治会
3	赤岩(1)	平井字穴沢	92	22	床下浸水 1 戸、流失 30a、水路 30m	○			平井自治会
4	赤岩(2)	平井字穴沢	92	22	床下浸水 2 戸、水路 50m、市道 60m、水路 50m	○			平井自治会
5	戸羽(1)	平井字戸羽～反り	40	8	床下浸水 18 戸、流失 200a、水路 300m			○	平井自治会
6	戸羽(2)	平井字観音脇～前川原	40	8	床下浸水 10 戸、流失 90a、水路 40m			○	平井自治会
7	荻窪 (1)	東内字上ノ平～休石	25	5	床下浸水 10 戸、市道 50m		○		荻窪自治会
8	荻窪 (2)	東内字前田	25	5	床下浸水 3 戸、国道 200m、市道 120m		○		荻窪自治会
9	和子 (1)	東内字道添	15	3	床下浸水 10 戸、市道 10m、水路 10m		○		和子自治会
10	和子 (2)	東内字西川原	25	6.1	流出 30a、用水路 70m		○		和子自治会
11	辰ノ口	東内字今津	96	8	冠水 180a、市道 150m			○	辰ノ口自治会
12	左岸幹線(1)	腰越字寺開土	1,139	370	半壊 1 戸、床下浸水 2 戸、流出 500a、県道 20m			○	依田川沿岸土地改良区
13	左岸幹線(2)	東内字上町～押出	1,139	370	半壊 2 戸、床下浸水 30 戸、流出 500a、水路 100m、市道 100m		○		依田川沿岸土地改良区
14	左岸幹線(3)	御嶽堂字岩下	1,139	370	全壊 2 戸、一部破損 3 戸、水路 50m	○			依田川沿岸土地改良区
15	左岸幹線(4)	御嶽堂字上組	1,139	370	一部破損 2 戸、床下浸水 20 戸		○		依田川沿岸土地改良区
16	左岸幹線(5)	御嶽堂字原組	1,139	370	床下浸水 20 戸、流失 30a、市道 50m	○			依田川沿岸土地改良区
17	上向原	東内字町浦	56	10	冠水 50a、埋没 30a、水路 100m	○			辰ノ口自治会

	地区名	所在地 (大字、字)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	被害数量	改修度			管理団体名
						A	B	C	
18	生田	御嶽堂字岩下	261	64	床下浸水 21 戸、 流失 200a			○	依田川沿岸 土地改良区
19	池下	生田字池下	25	6	人家 3 戸、流出 300a		○		尾野山自治会
20	鵜ノ脇	生田字川原	15	4	床下浸水 1 戸、 冠水 400a、市道 30m		○		茂沢自治会
21	宮原	腰越字繁倉～ 明神開戸	33	5	床下浸水 65 戸、 流失 300a、市道 100m、 水路 50m	○			依田川沿岸 土地改良区
22	塩川上堰 (1)	中丸子字寺浦～ 下山岸	461	97	床下浸水 30 戸、 流失 300a、市道 100m		○		依田川沿岸 土地改良区
23	塩川上堰 (2)	長瀬字藤塚～ 袖山	461	97	床下浸水 2 戸、 流失 200a、水路 50m		○		依田川沿岸 土地改良区
24	塩川上堰 (3)	塩川字陣場	461	97	床下浸水 10 戸、 流失 200a、水路 50m	○			依田川沿岸 土地改良区
25	塩川上堰 (4)	上丸子字藤塚	461	97	床下浸水 20 戸、 県道 200m、 市道 100m、水路 100m		○		依田川沿岸 土地改良区
26	藤原田 上堰	藤原田字上ノ山	93	28	流失 20a、冠水 30a、 農道 50m		○		藤原田自治会
27	藤原田	立科町字虎御前	93	28	床下浸水 20 戸、 流失 500a		○		藤原田自治会
28	石井堰	塩川字壱丁田～ 前田	13	3	一部破損 3 戸、 床下浸水 5 戸､流失 30a	○			依田川沿岸 土地改良区
29	旧石井堰	塩川字市ノ町	13	3	床下浸水 30 戸、 市道 300m		○		依田川沿岸 土地改良区
30	表川	長瀬字桜田	8	2	床下浸水 20 戸、 市道 200m	○			下長瀬自治会
31	塩川下堰 (1)	下丸子字塚田～ 長瀬字八ツ口	450	310.3	床下浸水 20 戸、 流失 200a、冠水 300a、 県道 200m	○			依田川沿岸 土地改良区
32	塩川下堰 (2)	長瀬字中平	430	246.1	流出 500a、市道 200m	○			依田川沿岸 土地改良区
33	横辻	東内字巾下	32	3.5	用水路 100m		○		下和子自治会 辰ノ口自治会
34	上原	鹿教湯温泉 字上原	24	6	市道 50m		○		西内自治会
35	新屋	東内字久保田	37	12.7	流失 78a、用水路 200m		○		和子自治会 下和子自治会

※改修度　A:ただちに改修する必要がある　B:数年のうち改修する必要がある　C:当面の間改修する必要はない

【真田地域】

R7.1.1 現在

	地区名	所在地 (大字、字)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	被害数量	改修度			管理団体名
						A	B	C	
1	真田水路	横沢	25	7	農道 100m、水田 20a		○		横沢自治会
2	真田水路	横沢	25	7	農道 100m、水田 20a		○		横沢自治会
3	後沢水路	真田	12	2	県道 20m		○		上田市
4	岩井堂水路	真田	10	3	県道 20m			○	真田自治会
5	三島平水路	三島平	10	2	市道 100m			○	上洗馬換地区 ほ場整備委員会
6	赤井水路	赤井	20	5	農道 50m、水田 30a			○	赤井自治会
7	小玉水路	小玉上郷沢	15	4	県道 200m、水田 10a			○	小玉上郷沢・下郷沢 自治会
8	揺石水路	小玉上郷沢	32	8	農道 40m、水路 120m、 水田 40a			○	小玉上郷沢・下郷沢 自治会

※改修度　A:ただちに改修する必要がある　B:数年のうち改修する必要がある　C:当面の間改修する必要はない

【武石地域】

R7.1.1 現在

	地区名	所在地 (大字、字)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	被害数量	改修度			管理団体名
						A	B	C	
1	西武	武石上本入 字巣栗	20	4	水路 200m		○		上田市
2	大布施	武石上本入 字大布施	20	5	人家 1 戸、水路 100m			○	上田市

	地区名	所在地 (大字、字)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	被害数量	改修度			管理団体名
						A	B	C	
3	西武	武石上本入 字西武	30	20	人家 2 戸、水路 300m		○		上田市
4	小寺尾	武石上本入字小寺尾	40	40	水路 300m		○		上田市
5	築地原	武石上本入字築地原	25	10	水田 80a、水路 300m		○		上田市
6	下小寺尾	武石上本入字下小寺尾	15	15	水田 100a、、市道 100m 水路 350m		○		上田市
7	権現	武石上本入字権現	35	25	水路 100m		○		上田市
8	権現	武石上本入字権現	35	25	水路 50m		○		上田市
9	二本木	武石上本入字権現	80	30	水路 100m		○		上田市
10	石経	下武石字石経	150	50	水田 50a、、人家 1 戸 水路 500m、市道 300m		○		上田市
11	半台	下武字半台	10	5	水路 150m			○	上田市
12	下沖	武石沖字大平	10	5	人家 3 戸、水田 100a、 水路 200m		○		上田市
13	上余里	武石余里字上余里	30	5	水路 200m	○			上田市
14	余里	武石余里字杉原	20	10	水路 150m			○	上田市
15	余里	武石余里字杉原	20	10	水路 150m			○	上田市
16	余里川原	武石余里字余里川原	15	8	人家 2 戸、水路 250、 市道 100m		○		上田市
17	ホドガイ	武石余里字ホドガイ	5	2	水路 250m		○		上田市
18	余里宮之前	武石余里字宮之前	10	2	水路 200m、農道 200m		○		上田市
19	下小屋	武石小沢根字下小屋	5	2	水路 200m		○		上田市
20	上原	武石小沢根字上原	80	15	水田、100a、水路 300m		○		上田市
21	日陰	武石小沢根字日陰	20	5	水路 50m			○	上田市
22	山人	武石小沢根字山人	20	10	水路 140m			○	上田市
23	山人	武石小沢根字山人	20	10	水路 140m、市道 100m		○		上田市
24	山人	武石小沢根字山人	20	10	農道 120m、水路 120m		○		上田市
25	保代	武石小沢根字猪子路田	10	5	水路 200m		○		上田市
26	上保代	武石小沢根字保代川原	5	2	水田 50a、水路 200m、 市道 30m		○		上田市
27	猪子路田	武石小沢根字猪子路田	10	3	水田 50a、水路 200m		○		上田市
28	大堰	上武石字堀之内	776	120	人家 2 戸、水路 450m、 市道 100m		○		上田市

※改修度　A:ただちに改修する必要がある　B:数年のうち改修する必要がある　C:当面の間改修する必要はない

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所

ア　急傾斜地崩壊危険箇所

【上田地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名		箇所番号	箇所名		箇所番号	箇所名
1	20311001	岩清水 1 号	51	20311051	日影	101	20312031	小牧上
2	20311002	氷沢	52	20311052	長谷 2 号	102	20312032	小牧西
3	20311003	宿組	53	20311053	長谷	103	20312033	須川
4	20311004	長入 2 号	54	20311054	本組	104	20312034	常磐城
5	20311005	富士見台団地	55	20311055	原組	105	20312035	上塩尻 3 号
6	20311006	富士見台団地 2 号	56	20311056	形山	106	20312036	下塩尻 4 号
7	20311007	伊勢山 1 号	57	20311057	古城	107	20312037	山口
8	20311008	伊勢山 2 号	58	20311058	岡	108	20312038	上半過下
9	20311009	伊勢山 3 号	59	20311059	浦野	109	20312039	半過下
10	20311010	伊勢山 3 号	60	20311060	上越戸 1 号	110	20312040	上半過上
11	20311011	金剛寺 1 号	61	20311061	大湯上	111	20312041	下半過
12	20311012	金剛寺中	62	20311062	大湯 1 号	112	20312042	日向
13	20311013	長島 1 号	63	20311063	石湯	113	20312043	下室賀
14	20311014	大久保	64	20311064	院内上	114	20312044	下室賀 2 号
15	20311015	上川原柳	65	20311065	院内下	115	20312045	本組
16	20311016	野竹	66	20311066	森林公園 1 号	116	20312046	中組 2 号
17	20311017	笹井	67	20321001	金井	117	20312047	ささらの湯
18	20311018	岩門	68	20321002	染谷	118	20312048	中組 1 号
19	20311019	常田	69	20321003	古里	119	20312049	中組 3 号
20	20311020	常入 2 号	70	20321004	平井寺 1 号	120	20312050	貝戸田
21	20311021	大屋 1 号	71	20312001	岩清水	121	20312051	東昌寺
22	20311022	大屋 2 号	72	20312002	氷沢 2 号	122	20312052	上越戸 2 号
23	20311023	大屋 3 号	73	20312003	氷沢 3 号	123	20312053	上越戸 3 号
24	20311024	大屋 4 号	74	20312004	赤坂 2 号	124	20322001	長島 3 号
25	20311025	岩下	75	20312005	赤坂 1 号	125	20313001	長入 1 号
26	20311026	下青木 1 号	76	20312006	矢沢	126	20313002	長入 2 号
27	20311027	久保林	77	20312007	下郷	127	20313003	長入 3 号
28	20311028	国分 1 号	78	20312008	長入 3 号	128	20313004	野竹
29	20311029	国分 2 号	79	20312009	新屋	129	20313005	久保林
30	20311030	蛇沢 3 号	80	20312010	伊勢山 4 号	130	20313006	緑ヶ丘三丁目
31	20311031	中央東	81	20312011	金剛寺 2 号	131	20313007	小牧
32	20311032	泉町	82	20312012	金剛寺 3 号	132	20313008	上半過下 1 号
33	20311033	上堀	83	20312013	金剛寺下	133	20313009	上半過下 2 号
34	20311034	踏入	84	20312014	金剛寺上	134	20313010	上半過 1 号
35	20311035	常入	85	20312015	長島 2 号	135	20313011	上半過 2 号
36	20311036	天神町	86	20312016	金剛寺 4 号	136	20313012	中組 1 号
37	20311037	天神東	87	20312017	大久保 2 号	137	20313013	中組 2 号
38	20311038	天神西	88	20312018	美穂ヶ池下	138	20313014	中組 3 号
39	20311039	朝日ヶ丘	89	20312019	下青木 2 号	139	20313015	中組 4 号
40	20311040	上田原	90	20312020	国分 3 号	140	20313016	中組 5 号
41	20311041	上塩尻 1 号	91	20312021	小岩門 2 号	141	20313017	平井寺 1 号
42	20311042	上塩尻 2 号	92	20312022	岩門	142	20313018	平井寺 2 号
43	20311043	下塩尻 1 号	93	20312023	金井 4 号	143	20313019	東前山
44	20311044	下塩尻 2 号	94	20312024	蟹原	144	20313020	西前山
45	20311045	下塩尻 3 号	95	20312025	山口 1 号	145	20313021	手塚
46	20311046	天狗神社前	96	20312026	新田 2 号	146	20313022	上手
47	20311047	中村	97	20312027	新田 1 号			
48	20311048	岳ノ組 1 号	98	20312028	西丘			
49	20311049	岳ノ組 2 号	99	20312029	祝町			
50	20311050	白砂	100	20312030	常入上			

【丸子地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名		箇所番号	箇所名		箇所番号	箇所名
1	34111001	水押	21	34111021	和子 1 号	41	34113007	深山 1 号
2	34111002	東街道	22	34111022	荻窪	42	34113008	深山 2 号
3	34111003	平戸	23	34111023	茂沢	43	34113009	町腰越
4	34111004	押出 2 号	24	34111024	霊泉寺	44	34113010	虚空蔵
5	34111005	茂沢	25	34111025	穴沢 1 号	45	34113011	宮沢
6	34111006	下道通	26	34111026	陽寿荘	46	34113012	霊泉寺
7	34111007	ひえ田	27	34111027	雀原	47	34113013	大塩 1 号
8	34111008	中越	28	34111028	高梨	48	34113014	穴沢
9	34111009	岩崎	29	34111029	落合	49	34113015	高梨
10	34111010	町	30	34111030	鹿教湯	50	34113016	大塩 2
11	34111011	海戸	31	34111031	入山	51	34113017	鹿教湯 1 号
12	34111012	道久上	32	34111032	奥鹿教湯	52	34113018	鹿教湯 2 号
13	34111013	深山団地	33	34121001	三才山病院 1 号	53	34113019	鹿教湯 3 号
14	34111014	町腰越 1 号	34	34121002	三才山病院 2 号	54	34113020	鹿教湯 4 号
15	34111015	桜田	35	34113001	上平	55	34113021	入山 1 号
16	34111016	腰越	36	34113002	南方 1 号	56	34113022	入山 2 号
17	34111017	押出	37	34113003	南方 2 号			
18	34111018	岩清水	38	34113004	茂沢			
19	34111019	辰ノ口	39	34113005	尾野山 1 号			
20	34111020	宮脇団地	40	34113006	尾野山 2 号			

【真田地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名		箇所番号	箇所名		箇所番号	箇所名
1	34511001	渋沢上	16	34511016	大倉 1 号	31	34511031	入軽井沢 3
2	34511002	大日向 1 号	17	34511017	大倉 2 号	32	34511032	入軽井沢 2 号
3	34511003	宮前	18	34511018	三島			
4	34511004	大日向 2 号	19	34511019	三島 (2)			
5	34511005	大日向 3 号	20	34511020	坂下			
6	34511006	岩屋観音	21	34511021	下横道			
7	34511007	十林寺	22	34511022	大良 1 号			
8	34511008	戸沢	23	34511023	萩			
9	34511009	つくし	24	34511024	大庭			
10	34511010	四日市 2	25	34511025	石堂			
11	34511011	四日市 1	26	34511026	中組 2 号			
12	34511012	向組 1	27	34511027	中組 1 号			
13	34511013	向組 2	28	34511028	岡保 1 号			
14	34511014	大畑下	29	34511029	岡保 2 号			
15	34511015	下原	30	34511030	入軽井沢 1 号			

【武石地域】

R7.1.1 現在

	箇所番号	箇所名		箇所番号	箇所名		箇所番号	箇所名
1	34611001	沖	4	34611004	余里	7	34611007	ベルデ武石
2	34611002	博物館下	5	34611005	余里 2 号	8	34621001	うつくしの湯
3	34611003	保代	6	34611006	岳の湯			

イ　急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第３条第１項による指定区域）

【上田地域】

R7.1.1 現在

	区域名	指定日		区域名	指定日		区域名	指定日
1	常入	S45.3.23	12	院内下	H1.8.3	23	上堀（追加）	H19.2.15
2	浦野	S47.3.27	13	大久保	H2.6.14	24	川原	H21.3.26
3	長谷	S49.4.8	14	天神東	H6.9.5	25	笹井	H21.3.26
4	天神町	S50.2.17	15	天神西	H7.2.16	26	下室賀	H23.6.16
5	中央東	S51.5.20	16	長谷	H8.2.19	27	鈴子	H24.10.29
6	常入（追加）	S52.2.21	17	氷沢	H8.2.19	28	住吉	H25.1.24
7	常入２号	R1.10.10	18	上川原柳	H8.8.15	29	国分	H25.1.24
8	上堀	S55.2.21	19	踏入	H8.8.15	30	上川原柳	H20.2.18
9	蛇沢	S55.2.21	20	上田原	H9.11.10	31	大塩温泉	H20.1.31
10	蛇沢２号	S57.4.5	21	長谷	H11.8.26			
11	蛇沢３号	S57.4.5	22	金井	H11.8.26			

【丸子地域】

R7.1.1 現在

	区域名	指定日		区域名	指定日		区域名	指定日
1	高梨	S46.3.25	4	海戸	H3.7.8	7	東街道	H12.5.25
2	海戸	S48.3.26	5	高梨	H12.3.30	8	穴沢	H22.11.11
3	押出	S55.2.21	6	鹿教湯	H12.3.30	9	和子	H26.9.18

【真田地域】

R7.1.1 現在

	区域名	指定日		区域名	指定日		区域名	指定日
1	十林寺	S48.3.26	4	三島	S55.2.21	7	萩（追加）	R3.7.26
2	真田	S50.2.17	5	つくし	S61.4.3			
3	十林寺	S55.2.21	6	萩	R3.1.21			

【武石地域】

R7.1.1 現在

	区域名	指定日		区域名	指定日		区域名	指定日
1	小之入	H27.4.23	2	上小寺尾	R2.6.22			

(6) 砂防指定地

【上田地域】

R7.1.1 現在

	指定地名	指定日		指定地名	指定日		指定地名	指定日
1	湯川	S11.9.8	16	雨吹川	S30.8.10	31	矢の口川	S47.3.1
2	黄金沢川	S11.9.22	17	神戸川	S38.7.13	32	神戸川	S48.9.5
3	産川	S11.10.15	18	尻無川	S38.7.13	33	氷沢	H1.11.1
4	尾根川	S26.10.17	18	矢沢川	S39.7.28	34	黄金沢川	H3.3.20
5	駒瀬川	S26.10.17	20	湯川	S40.1.12	35	三郎川	H7.2.9
6	湯川	S26.10.17	21	黄金沢川	S40.2.23	36	和合沢	H22.3.25
7	湯川	S26.10.17	22	山沢川、支川	S41.7.7	37	八日町沢	H22.12.24
8	湯川	S26.10.17	23	雨吹川	S42.11.30	38	小別堂	H25.5.20
9	湯川	S27.10.9	24	追開沢川	S42.11.30	39	ウドツ沢	H27.8.10
10	行沢川	S27.10.18	25	塩野川	S42.11.30	40	此入沢	H27.10.16
11	樋ノ口沢	S27.10.18	26	腰巻川	S42.11.30	41	藤沢	H27.10.16
12	氷沢	S27.10.18	27	三郎川	S42.11.30	42	内の山沢	H27.10.16
13	山沢	S29.11.8	28	尻無川	S43.5.17	43	御屋敷の沢	H29.5.26
14	瀬沢川	S30.2.19	29	曲沢川	S47.3.1	44	上手沢	H30.12.21
15	瀬沢川	S30.3.28	30	滝の沢川	S47.3.1			

【丸子地域】

R7.1.1 現在

	指定地名	指定日		指定地名	指定日		指定地名	指定日
1	大塩沢	S22.11.21	6	堀田沢	S30.11.18	11	金棒沢	H1.3.4
2	向巾下沢	S22.11.21	7	大沢	S30.11.18	12	柏木沢	H5.3.2
3	深山沢	S27.10.9	8	唐沢	S30.11.18	13	鞍骨沢川	H8.4.9
4	練合沢	S27.10.18	9	内村川	S31.11.10	14	箱畳沢	H11.3.17
5	塩川沢	S27.10.18	10	柏木沢	S39.7.28	15	大塩沢	H16.3.10

【真田地域】

R7.1.1 現在

	指定地名	指定日		指定地名	指定日		指定地名	指定日
1	石堂沢	S22.11.21	9	角間川	S32.8.12	17	堤入谷川	H8.4.9
2	洗馬川	S22.11.21	10	唐沢	S39.7.28	18	滝ノ入沢	H14.5.20
3	傍陽川	S22.11.21	11	大柏木沢	S39.7.28	17	小別堂	H25.5.20
4	半田川	S22.11.21	12	熊久保沢	S43.12.10	18	此入沢	H27.10.16
5	猛沢	S22.11.21	13	戸沢川	S47.3.1	19	渋沢川	R3.4.19
6	大沢	S22.11.21	14	唐沢川	S56.12.23	20	高屋沢	R3.4.19
7	堤入谷川	S25.11.2	15	洗馬川	H6.11.21	21	和熊川	R3.4.19
8	岩井堂川	S29.11.8	16	大柏木沢	H8.4.9			

【武石地域】

R7.1.1 現在

	指定地名	指定日		指定地名	指定日		指定地名	指定日
1	小沢根川	S22.11.21	6	小沢根川	S36.2.7	11	焼山川	S37.12.1
2	武石川	S22.11.21	7	余里川	S36.2.7	12	ほそう沢	S40.6.9
3	武石川	S27.10.9	8	武石川	S36.2.7	13	茂沢川	S41.7.7
4	茂沢川	S28.6.5	9	横沢川	S36.12.19	14	道巣沢	H10.3.23
5	余里川	S30.3.28	10	鍛冶横沢川	S37.12.1			

(7) 土石流危険渓流

【上田地域】

R7.1.1 現在

	渓流番号	河川名	渓流名		渓流番号	河川名	渓流名		渓流番号	河川名	渓流名
1	20311001	神川	岩戸沢 2	47	20311047	室賀川	日向沢	93	20311093	湯川	腰巻川
2	20311002	神川	岩戸沢 1	48	20311048	室賀川	本組沢 2	94	20311094	湯川	観音沢川
3	20311003	神川	上佐口	49	20311049	室賀川	本組沢 1	95	20311095	湯川	湯の入川 5
4	20311004	神川	佐口川	50	20311050	室賀川	上洞 1	96	20311096	湯川	湯の入川 4
5	20311005	神川	行沢川	51	20311051	室賀川	蛇退沢 3	97	20311097	湯川	上手沢
6	20311006	神川	瀬沢川	52	20311052	室賀川	中畑沢	98	20311098	湯川	永沢
7	20311007	神川	堀越川	53	20311053	室賀川	中組沢 3	99	20311099	湯川	西川
8	20311008	神川	城山沢	54	20311054	室賀川	蛇退沢 2	100	20311100	湯川	後沢
9	20311009	矢出沢川	荻久保川	55	20311055	室賀川	蛇退沢 1	101	20311101	追開沢川	山田沢 2
10	20311010	矢出沢川	湯入沢	56	20311056	室賀川	氷沢	102	20311102	追開沢川	山田沢 1
11	20311011	矢出沢川	大久保沢	57	20311057	室賀川	猫池沢	103	20311103	追開沢川	追開川沢 2
12	20311012	矢出沢川	湯の入川 3	58	20311058	室賀川	中組沢 2	104	20311104	追開沢川	追開川沢 1
13	20311013	矢出沢川	湯の入川 2	59	20311059	室賀川	中組沢 1	105	20311105	湯川	竜王
14	20311014	矢出沢川	湯の入川 1	60	20311060	室賀川	大野田沢	106	20311106	産川	手塚沢 2
15	20311015	矢出沢川	沢入川 2	61	20311061	室賀川	上洞 2	107	20311107	駒瀬川	矢の口川
16	20311016	矢出沢川	沢入川 1	62	20311062	室賀川	西松尾 2	108	20311108	駒瀬川	水出川
17	20311017	矢出沢川	黄金沢	63	20311063	室賀川	西松尾 1	109	20311109	駒瀬川	駒瀬川
18	20311018	矢出沢川	和合沢	64	20311064	浦野川	兵庫沢 2	110	20311110	駒瀬川	雨吹川 1
19	20311019	矢出沢川	こくぞう沢	65	20311065	浦野川	兵庫沢 1	111	20311111	駒瀬川	雨吹川 2
20	20311020	千曲川	こい沢	66	20311066	阿鳥川	杉ノ沢	112	20311112	駒瀬川	雨吹川 3
21	20311021	千曲川	秋和沢	67	20311067	浦野川	城沢	113	20311113	駒瀬川	雨吹川 4
22	20311022	千曲川	魚の沢	68	20311068	千曲川	稲荷沢	114	20311114	尾根川	平井寺沢 1
23	20311023	千曲川	東沢	69	20311069	千曲川	木戸沢	115	20311115	尻無川	尻無川 1
24	20311024	千曲川	大沢 2	70	20311070	千曲川	沢入	116	20311116	尻無川	尻無川 2
25	20311025	千曲川	大沢 1	71	20311071	千曲川	八太郎沢	117	20311117	尻無川	曲沢川
26	20311026	千曲川	飯綱沢 2	72	20311072	千曲川	金窓寺川	118	20311118	産川	中の沢
27	20311027	千曲川	飯綱沢 1	73	20311073	千曲川	御所沢	119	20311119	産川	西向山
28	20311028	千曲川	下半過沢 2	74	20311074	千曲川	押出沢 1	120	20311120	産川	梅窪
29	20311029	千曲川	下半過沢 1	75	20311075	千曲川	押出沢 2	121	20311121	神戸川	神戸川 1
30	20311030	千曲川	北沢	76	20311076	産川	御陣ノ入沢	122	20311122	神戸川	神戸川 2
31	20311031	千曲川	北沢川	77	20311077	産川	大洞沢	123	20311123	産川	前山沢
32	20311032	浦野川	山口沢 1	78	20311078	産川	神畑沢	124	20311124	産川	塩の川
33	20311033	浦野川	築地沢	79	20311079	尾根川	下本郷沢	125	20311125	産川	滝の沢川
34	20311034	浦野川	小泉沢 1	80	20311080	尾根川	下之郷沢 1	126	20311126	産川	手塚沢 1
35	20311035	浦野川	大日堂沢 1	81	20311081	尾根川	下之郷沢 2	127	20311127	産川	樋ノ口沢
36	20311036	浦野川	西の入沢	82	20311082	尾根川	下之郷沢 3	128	20312001	浦野川	小泉沢 2
37	20311037	室賀川	岳ノ組沢 2	83	20311083	尾根川	下之郷沢 4	129	20312002	室賀川	根連沢
38	20311038	室賀川	笹ぼら 2	84	20311084	尾根川	下之郷沢 5	130	20312003	浦野川	原組沢
39	20311039	室賀川	笹ぼら 1	85	20311085	尾根川	富士山沢	131	20312004	湯川	別所沢 1
40	20311040	室賀川	岳ノ組沢 1	86	20311086	浦野川	本村沢 1	132	20312005	尾根川	平井寺沢 2
41	20311041	室賀川	池下沢	87	20311087	浦野川	本村沢 2	133	20313001	千曲川	山口沢
42	20311042	室賀川	神宮寺沢 2	88	20311088	浦野川	本村沢 3	134	20313002	産川	築地沢
43	20311043	室賀川	神宮寺沢 1	89	20311089	浦野川	越戸沢 1	135	20313003	室賀川	田中組沢
44	20311044	室賀川	神宮寺組沢	90	20311090	浦野川	越戸沢 2	136	20313004	室賀川	日影沢
45	20311045	室賀川	田中沢 1	91	20311091	腰巻川	ムツソウ沢	137	20313005	室賀川	上手組沢
46	20311046	室賀川	御屋敷の沢	92	20311092	湯川	北谷	138	20313006	室賀川	本組沢

	渓流番号	河川名	渓流名		渓流番号	河川名	渓流名		渓流番号	河川名	渓流名
139	20313007	尾根川	下之郷沢	142	20313010	尾根川	古安曽沢	145	20313013	尾根川	平井寺沢
140	20313008	駒瀬川	富士山沢 1	143	20313011	尻無川	柳沢沢	146	20313014	追開沢川	手塚沢 1
141	20313009	駒瀬川	富士山沢 2	144	20313012	追開沢川	分去沢	147	20313015	追開沢川	手塚沢 2

【丸子地域】

R7.1.1 現在

	渓流番号	河川名	渓流名		渓流番号	河川名	渓流名		渓流番号	河川名	渓流名
1	34111001	千曲川	明神沢	33	34111033	依田川	唐沢	65	34111065	内村川	金棒沢 2
2	34111002	千曲川	狐塚沢	34	34111034	依田川	曲沢 2	66	34111066	内村川	大塩沢
3	34111003	依田川	矢ノ沢川	35	34111035	依田川	曲沢 1	67	34111067	内村川	西内沢 1
4	34111004	依田川	練合沢	36	34111036	内村川	辰ノ口沢 2	68	34111068	内村川	内村川
5	34111005	依田川	長瀬沢	37	34111037	内村川	辰ノ口沢 1	69	34112001	依田川	腰越沢 5
6	34111006	依田川	羽黒沢	38	34111038	内村川	殿入沢	70	34112002	内村川	和子沢 2
7	34111007	依田川	金山沢	39	34111039	内村川	押出沢 2	71	34112003	内村川	田ノ入沢川
8	34111008	依田川	箱畳沢 1	40	34111040	内村川	横辻沢	72	34112004	内村川	御屋敷沢
9	34111009	依田川	中丸子沢	41	34111041	内村川	新屋沢	73	34112005	内村川	宮沢沢
10	34111010	依田川	箱畳沢 2	42	34111042	内村川	押出沢 1	74	34112006	内村川	八郎沢
11	34111011	依田川	八日町沢	43	34111043	内村川	栗山沢	75	34112007	内村川	市洞沢川
12	34111012	依田川	鞍骨沢 1	44	34111044	内村川	和子沢 1	76	34112008	内村川	西内沢 2
13	34111013	依田川	かっとうくぼ	45	34111045	内村川	西ノ入沢	77	34112009	内村川	西内沢 3
14	34111014	依田川	鞍骨沢 2	46	34111046	内村川	東原沢	78	34113010	内村川	鹿沢川
15	34111015	依田川	腰越沢 1	47	34111047	内村川	あやし沢	79	34113001	千曲川	尾野山沢 1
16	34111016	依田川	腰越沢 2	48	34111048	内村川	柏木の沢	80	34113002	千曲川	尾野山沢 2
17	34111017	深山沢川	腰越沢 3	49	34111049	内村川	見切沢	81	34113003	依田川	腰越沢
18	34111018	深山沢川	深山沢 1	50	34111050	内村川	伊勢戸沢	82	34113004	内村川	横辻沢
19	34111019	依田川	深山沢 2	51	34111051	内村川	宮沢川	83	34113005	内村川	新屋沢 1
20	34111020	依田川	鳥羽 1	52	34111052	内村川	戸羽沢 2	84	34113006	内村川	新屋沢 2
21	34111021	依田川	鳥羽 2	53	34111053	内村川	戸羽沢 1	85	34113007	内村川	和子沢 1
22	34111022	依田川	向井沢 1	54	34111054	内村川	茂沢	86	34113008	内村川	和子沢 2
23	34111023	依田川	向井沢 2	55	34111055	内村川	後沢	87	34113009	内村川	大沢
24	34111024	依田川	向井沢 3	56	34111056	内村川	梅ノ木沢	88	34113010	内村川	湯原沢川
25	34111025	依田川	腰越沢 4	57	34111057	内村川	海口川沢	89	34113011	内村川	平井沢
26	34111026	依田川	大沢 2	58	34111058	内村川	中洞沢 4	90	34113012	内村川	大塩沢
27	34111027	依田川	大沢 1	59	34111059	内村川	中洞沢 3	91	34113013	内村川	西内沢
28	34111028	依田川	飯沼沢	60	34111060	内村川	中洞沢 2	92	34113014	内村川	渋田見沢
29	34111029	依田川	堀田沢	61	34111061	内村川	中洞沢 1	93	34113015	内村川	鹿教湯沢
30	34111030	依田川	原沢川	62	34111062	内村川	東内沢 1	94	34113016	内村川	花河原沢
31	34111031	依田川	南原沢	63	34111063	霊泉寺川	山の神沢	95	34113017	内村川	熊倉沢
32	34111032	依田川	中山沢	64	34111064	内村川	金棒沢 1	96	34113018	内村川	内村川 2

【真田地域】

R7.1.1 現在

	渓流番号	河川名	渓流名		渓流番号	河川名	渓流名		渓流番号	河川名	渓流名
1	34511001	神川	唐沢３	32	34511032	洗馬川	トヤノ沢	63	34511063	傍陽川	石堂川
2	34511002	神川	唐沢２	33	34511033	洗馬川	洗馬川	64	34512001	渋沢川	渋沢沢２
3	34511003	神川	唐沢１	34	34511034	洗馬川	高屋川	65	34512002	渋沢川	高屋沢
4	34511004	神川	菅平沢２	35	34511035	洗馬川	三墓沢	66	34512003	大洞川	大洞沢
5	34511005	大洞川	つば黒沢２	36	34511036	洗馬川	田中沢	67	34512004	神川	宮浦川
6	34511006	大洞川	つば黒沢１	37	34511037	洗馬川	萩沢２	68	34512005	神川	和熊川
7	34511007	神川	中組沢	38	34511038	堤入谷川	萩沢１	69	34512006	半田入谷川	大倉沢１
8	34511008	大洞川	西山沢３	39	34511039	堤入谷川	堤入谷川２	70	34512007	洗馬川	大良沢
9	34511009	大洞川	西山沢２	40	34511040	堤入谷川	堤入谷川３	71	34512008	傍陽川	矢坪沢
10	34511010	大洞川	西山沢１	41	34511041	堤入谷川	堤入谷川１	72	34512009	傍陽川	松井新田沢１
11	34511011	神川	菅平沢１	42	34511042	傍陽川	岡保沢	73	34512010	傍陽川	鳴尾沢
12	34511012	神川	玉井沢	43	34511043	傍陽川	樋ノ口沢	74	34512011	傍陽川	沼入沢１
13	34511013	神川	西組沢	44	34511044	傍陽川	北の入沢	75	34512012	傍陽川	沼入沢２
14	34511014	神川	つばくろ川	45	34511045	傍陽川	唐沢川	76	34513001	渋沢川	渋沢沢３
15	34511015	神川	向組沢３	46	34511046	真田角間川	角間川１	77	34513002	神川	長沢２
16	34511016	神川	向組沢２	47	34511047	真田角間川	角間川２	78	34513003	神川	神川
17	34511017	神川	大松川３	48	34511048	神川	雲雀沢１	79	34513004	神川	長沢３
18	34511018	神川	大松川２	49	34511049	神川	雲雀沢２	80	34513005	神川	長沢１
19	34511019	神川	向組沢１	50	34511050	神川	雲雀沢３	81	34513006	神川	大明神沢
20	34511020	神川	大松川１	51	34511051	神川	後沢	82	34513007	神川	長沢４
21	34511021	神川	三日城沢	52	34511052	神川	古ぼう沢	83	34513008	神川	大日向沢１
22	34511022	渋沢川	原ヤチ川	53	34511053	神川	岩井堂川１	84	34513009	神川	大日向沢２
23	34511023	渋沢川	渋沢沢１	54	34511054	神川	岩井堂川２	85	34513010	神川	大日向沢３
24	34511024	神川	滝入沢	55	34511055	神川	小別堂	86	34513011	神川	大日向沢４
25	34511025	渋沢川	下渋沢川２	56	34511056	神川	熊久保沢川	87	34513012	神川	大日向沢５
26	34511026	神川	下渋沢川１	57	34511057	神川	大沢川	88	34513013	神川	大倉沢
27	34511027	神川	宮前沢	58	34511058	神川	戸沢川	89	34513014	神川	長沢５
28	34511028	神川	丸山沢	59	34511059	洗馬川	大柏木沢	90	34513015	神川	戸沢沢
29	34511029	半田入谷川	半田入谷川	60	34511060	洗馬川	横尾沢	91	34513016	洗馬川	大良沢
30	34511030	半田入谷川	はざまの沢	61	34511061	傍陽川	堂場沢	92	34513017	傍陽川	沼入沢３
31	34511031	半田入谷川	三島平沢	62	34511062	傍陽川	大沢	93	34513018	傍陽川	松井新田沢２

【武石地域】

R7.1.1 現在

	渓流番号	河川名	渓流名		渓流番号	河川名	渓流名		渓流番号	河川名	渓流名
1	34611001	鳥屋川	鳥屋	10	34611012	武石川	熊沢	19	34611021	余里川	親嶽沢
2	34611002	洞川	田之入沢	11	34611013	武石川	板取	20	34611022	余里川	余里川１
3	34611005	所沢川	富沢山	12	34611014	武石川	正連坊	21	34611023	小沢根川	ダキマワシ沢
4	34611006	所沢川	所沢	13	34611015	武石川	唐沢	22	34612001	余里川	保代の沢
5	34611007	藤沢川	藤沢	14	34611016	武石川	横沢	23	34612002	余里川	トキノス
6	34611008	武石川	中尾沢	15	34611017	武石川	内の山沢２	24	34612003	余里川	余里沢
7	34611009	武石川	十二ノ沢	16	34611018	武石川	内の山沢１	25	34612004	余里川	ほとがい
8	34611010	武石川	道巣沢	17	34611019	武石川	クルミ沢	26	34612005	武石川	唐沢２
9	34611011	武石川	常滑川	18	34611020	余里川	余里川２	27	34612006	武石川	巣栗沢

(8) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）

【上田地域】

（H21.3.16　長野県指定、H27.1.13　指定一部解除、H28.1.14　指定一部解除）

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
1	中組4号	K03-203-001	0	14,347	310.0	0	37,209	310.0	1	
2	中組5号	K03-203-002	0	9,183	210.0	0	9,699	210.0	1	
3	中組6号	K03-203-003	0	6,236	165.0	0	11,057	165.0	1	
4	中組7号	K03-203-004	0	3,446	85.0	0	4,923	85.0	1	
5	中組8号	K03-203-005	0	4,275	115.0	0	4,202	115.0	1	
6	中組9号	K03-203-006	0	6,351	190.0	0	9,318	190.0	1	
7	中組10号	K03-203-007	0	8,343	200.0	2	11,376	200.0	1	
8	中組11号	K03-203-008	0	2,591	80.0	0	2,475	80.0	1	
9	中組1号	K03-203-009	0	39,769	900.0	0	45,179	845.0	1	
10	原組2号	K03-203-010	0	4,222	115.0	0	3,540	115.0	1	
11	原組3号	K03-203-011	4	11,679	215.0	0	12,056	215.0	1	
12	原組4号	K03-203-012	3	5,415	145.0	0	6,108	145.0	1	
13	原組5号	K03-203-013	1	7,156	225.0	2	5,373	225.0	1	
14	原組6号	K03-203-014	2	3,152	105.0	4	1,496	105.0	1	
15	原組1号	K03-203-015	11	25,435	515.0	8	16,848	515.0	1	
16	原組7号	K03-203-016	0	4,277	185.0	0	1,471	185.0	1	
17	原組8号	K03-203-017	0	3,047	120.0	0	999	110.0	1	
18	形山2号	K03-203-018	2	6,972	160.0	0	11,665	160.0	2	
19	形山1号	K03-203-019	7	19,982	465.0	3	21,689	465.0	2	
20	中組12号	K03-203-020	0	2,062	90.0	1	572	40.0	2	
21	入組1号	K03-203-021	1	6,782	150.0	1	4,082	150.0	2	
22	貝戸田1号	K03-203-022	3	4,793	180.0	0	2,062	180.0	2	
23	貝戸田2号	K03-203-023	2	4,208	155.0	0	1,690	155.0	2	
24	貝戸田3号	K03-203-024	3	2,060	85.0	0	998	85.0	2	
25	入組2号	K03-203-025	1	2,410	90.0	0	599	90.0	2	
26	入組3号	K03-203-026	0	1,963	85.0	0	3,366	85.0	2	
27	入組4号	K03-203-027	0	1,496	55.0	0	511	55.0	2	
28	入組5号	K03-203-028	0	30,170	640.0	0	25,721	640.0	2	
29	入組6号	K03-203-029	3	21,676	450.0	0	18,518	450.0	2	
30	中組2号	K03-203-030	3	14,277	310.0	0	23,317	310.0	2	
31	中組3号	K03-203-031	1	7,440	170.0	2	11,769	170.0	2	
32	中組13号	K03-203-032	1	3,113	130.0	2	605	75.0	2	
33	中組14号	K03-203-033	0	16,170	470.0	0	9,636	470.0	2	
34	中組15号	K03-203-034	3	40,078	855.0	6	37,800	855.0	2	
35	本組1号他1	K03-203-035	8	8,820	210.0	5	10,539	210.0	2	本組1号
		K03-203-036	2	2,129	60.0	1	4,049	60.0	2	本組3号
36	本組2号	K03-203-037	3	12,668	290.0	3	15,995	290.0	3	
37	本組4号	K03-203-038	3	10,420	225.0	0	13,347	225.0	3	
38	長谷1号	K03-203-039	2	36,113	335.0	0	0	0.0	3	
39	本組5号他1	K03-203-040	3	10,271	230.0	0	6,386	230.0	3	本組5号
		K03-203-041	3	18,521	530.0	1	11,344	530.0	3	本組6号
40	本組7号	K03-203-042	3	26,376	300.0	0	1,248	300.0	3	
41	長谷2号	K03-203-043	5	33,402	745.0	6	86,038	745.0	3	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
42	長谷３号	K03-203-044	1	17,324	370.0	0	11,692	370.0	3	
43	日影	K03-203-045	4	4,861	145.0	0	4,385	145.0	3	
44	下室賀	K03-203-046	12	26,613	640.0	0	29,344	640.0	3	下室賀１号
		K03-203-047	1	1,702	70.0	0	643	70.0	3	下室賀２号
45	白砂	K03-203-048	11	21,461	550.0	12	17,042	550.0	4	
46	岳ノ組２号	K03-203-049	11	10,135	260.0	5	6,962	260.0	4	
47	岳ノ組３号	K03-203-050	0	1,386	50.0	1	1,526	50.0	4	
48	岳ノ組４号	K03-203-051	1	1,133	50.0	0	579	50.0	4	
49	岳ノ組１号	K03-203-052	6	6,253	130.0	0	3,997	130.0	4	
50	岳ノ組５号	K03-203-053	4	3,088	55.0	0	1,926	55.0	4	
51	小泉	K03-203-054	3	5,197	185.0	3	1,810	150.0	4	
52	日向２号	K03-203-055	1	6,610	250.0	0	2,501	230.0	5	
53	日向３号	K03-203-056	0	1,627	65.0	0	1,759	65.0	5	
54	日向１号	K03-203-057	0	4,598	105.0	0	8,556	105.0	5	
55	中村	K03-203-058	7	23,381	530.0	5	32,998	530.0	5	
56	日向４号	K03-203-059	1	11,767	225.0	2	13,944	225.0	5	
57	日向５号	K03-203-060	1	526	30.0	0	195	30.0	5	
58	築地１号	K03-203-061	3	8,594	220.0	0	6,386	220.0	5	
59	築地２号	K03-203-062	1	8,581	200.0	0	7,649	200.0	5	
60	山口	K03-203-063	9	32,834	710.0	2	64,425	710.0	6	
61	上半過下１号	K03-203-064	0	38,008	790.0	0	62,294	790.0	6	
62	半過下	K03-203-065	1	4,738	80.0	1	2,291	80.0	6	
63	上半過上	K03-203-066	2	11,289	265.0	1	12,002	265.0	6	
64	上半過３号	K03-203-067	3	5,777	115.0	2	5,103	115.0	6	
65	上半過１号他２	K03-203-068	4	18,334	370.0	0	47,324	370.0	7	上半過１号
		K03-203-069	2	8,090	185.0	0	14,955	185.0	7	上半過２号
		K03-203-070	0	3,910	160.0	0	1,495	160.0	7	上半過４号
66	下半過２号	K03-203-071	1	7,449	165.0	0	6,022	165.0	7	
67	下半過１号	K03-203-072	5	9,743	185.0	0	21,995	185.0	7	
68	天狗神社前	K03-203-073	5	42,304	820.0	1	120,921	820.0	7	
69	下塩尻１号	K03-203-101	2	29,033	605.0	2	103,069	605.0	8	
70	下塩尻２号	K03-203-102	55	63,964	1220.0	22	163,050	1220.0	8	
71	上塩尻	K03-203-103	18	19,621	410.0	2	29,473	410.0	9	上塩尻１号
		K03-203-104	2	1,748	65.0	3	610	65.0	8,9	上塩尻２号
72	秋和１号	K03-203-105	2	29,273	635.0	0	76,669	635.0	9	
73	秋和２号	K03-203-106	4	23,794	520.0	1	47,757	520.0	9	
74	緑が丘西１号	K03-203-107	0	18,311	370.0	0	22,498	370.0	10	
75	緑が丘西２号	K03-203-108	0	22,027	450.0	0	89,490	450.0	10	
76	緑が丘西３号	K03-203-109	0	11,413	420.0	0	16,417	420.0	10	
77	緑が丘西４号	K03-203-110	0	10,567	230.0	0	0	0.0	10	
78	緑が丘西５号他２	K03-203-111	1	5,900	145.0	0	3990	145.0	10	緑が丘西５号
		K03-203-112	0	364	20.0	0	96	20.0	10	緑が丘西６号
		K03-203-113	0	858	30.0	0	357	30.0	10	緑が丘西７号
79	新田１号	K03-203-114	2	10,325	240.0	0	0	0.0	10	
80	新田２号	K03-203-115	16	29,910	520.0	5	71,560	520.0	10	
81	新田３号	K03-203-116	0	4,509	85.0	0	2,888	85.0	11	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
82	山口１号	K03-203-117	4	15,242	365.0	0	0	0.0	11	
83	山口２号	K03-203-118	1	4,302	130.0	0	1,156	110.0	11	
84	山口３号	K03-203-119	2	6,001	130.0	0	3,206	130.0	11	山口３号
	他１	K03-203-120	0	1,678	100.0	0	437	100.0	11	山口４号
85	大久保	K03-203-121	12	18,359	290.0	1	1,917	90.0	11	
86	大久保２号	K03-203-122	0	3,088	95.0	0	1,639	95.0	12	
87	金剛寺１号	K03-203-123	0	2,983	110.0	1	1,530	110.0	12	
88	金剛寺２号	K03-203-124	1	9,200	215.0	0	5,688	215.0	12	
89	大久保３号	K03-203-125	1	10,015	190.0	2	13,460	190.0	12	
90	金剛寺３号	K03-203-126	20	44,602	900.0	5	51,872	900.0	12	金剛寺３号
	他１	K03-203-127	2	2,117	125.0	0	0	0.0	12	金剛寺４号
91	金剛寺５号	K03-203-128	0	36,646	790.0	0	29,121	790.0	12	
92	金剛寺６号	K03-203-129	0	1,174	50.0	0	237	50.0	12	
93	金剛寺７号	K03-203-130	3	6,760	175.0	0	0	0.0	12	
94	金剛寺８号	K03-203-131	0	1,702	65.0	0	694	65.0	12	
95	伊勢山１号	K03-203-132	2	1,443	50.0	0	0	0.0	12,13	
96	伊勢山２号	K03-203-133	0	6,901	200.0	0	614	62.0	12,13	
97	伊勢山３号	K03-203-134	1	7,808	220.0	0	5,823	220.0	13	
98	伊勢山４号	K03-203-135	5	18,120	410.0	0	33,034	410.0	13	
99	伊勢山５号	K03-203-136	2	10,186	220.0	0	4,994	220.0	13	
100	伊勢山６号	K03-203-137	2	8,460	280.0	0	6,994	280.0	13	
101	伊勢山７号	K03-203-138	2	4,197	180.0	3	2,059	180.0	13	
102	伊勢山８号	K03-203-139	7	9,302	240.0	4	5,293	240.0	13	
103	伊勢山９号	K03-203-140	3	4,264	235.0	1	1,821	235.0	13	
104	伊勢山 10 号	K03-203-141	6	8,969	270.0	0	3,629	195.0	13,14	伊勢山 10 号
	他１	K03-203-144	1	36,539	710.0	0	26,944	710.0	14	神科新屋２号
105	富士見台	K03-203-142	2	3,461	35.0	0	0	0.0	13	
106	神科新屋1号	K03-203-143	5	17,593	415.0	0	31,198	415.0	14	
107	矢沢１号	K03-203-145	4	2,563	75.0	0	1,351	75.0	13	
108	赤坂	K03-203-146	10	18,233	410.0	0	12,249	410.0	13	
109	矢沢２号	K03-203-147	3	6,857	150.0	2	3,340	150.0	13,14	
110	矢沢３号	K03-203-148	2	3,920	100.0	0	1,938	100.0	14	
111	矢沢４号	K03-203-149	4	9,256	315.0	0	4,601	315.0	14	
112	下郷１号	K03-203-150	2	5,462	205.0	1	2,441	205.0	14	
113	下郷２号	K03-203-151	5	6,679	250.0	0	4,285	250.0	14	
114	氷沢	K03-203-152	1	1,921	80.0	0	748	55.0	15	
115	氷沢２号	K03-203-153	3	2,183	75.0	0	171	20.0	15	
116	氷沢３号	K03-203-154	1	7,585	260.0	0	2,080	190.0	15	
117	長入１号	K03-203-155	0	7,097	140.0	0	6,382	140.0	15	
118	長入２号	K03-203-156	0	2,244	40.0	0	1,230	40.0	15	
119	長入３号	K03-203-157	0	1,248	85.0	0	593	85.0	15	
120	天神西	K03-203-158	5	8,387	265.0	0	311	20.0	16	
121	鷹匠町	K03-203-159	12	13,957	385.0	0	0	0.0	16	
122	下常田	K03-203-160	12	9,786	295.0	1	1,608	130.0	16	
123	中常田	K03-203-161	0	5,165	415.0	0	2,389	415.0	16	
124	上常田	K03-203-162	1	5,021	195.0	0	2,133	170.0	16	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(㎡)	延長(m)	人家戸数	面積(㎡)	延長(m)		
125	踏入	K03-203-163	4	6,593	225.0	6	2,640	225.0	16	
126	上堀	K03-203-164	16	32,091	690.0	0	0	0.0	22	
127	中央東	K03-203-165	11	3,492	125.0	0	0	0.0	11,17	
128	蛇沢	K03-203-166	11	5,815	180.0	0	0	0.0	11,17	
129	蛇沢2号	K03-203-167	14	8,151	255.0	0	0	0.0	11	
130	蛇沢3号	K03-203-168	10	8,214	290.0	0	0	0.0	11	
131	金井	K03-203-169	9	13,735	345.0	0	0	0.0	11	
132	上川原柳町1号	K03-203-170	0	2,703	100.0	0	1,259	100.0	17	
133	上川原柳町2号	K03-203-171	0	1,777	65.0	0	632	65.0	17	
134	上川原柳町3号	K03-203-172	1	786	45.0	0	876	45.0	17	
135	上川原柳町4号	K03-203-173	3	2,800	110.0	0	201	35.0	17	
136	上川原柳町5号	K03-203-174	1	1,427	60.0	1	521	60.0	17	
137	上川原柳町6号	K03-203-175	1	2,199	90.0	2	637	75.0	17	
138	上川原柳町7号	K03-203-176	2	2,350	135.0	0	1,017	95.0	17	
139	染屋1号	K03-203-177	14	27,579	720.0	12	17,481	720.0	17	
140	染屋2号	K03-203-178	6	8,232	235.0	4	3,096	170.0	17	染屋2号
	他1	K03-203-179	3	6,256	215.0	4	2,789	215.0	17	染屋3号
141	染屋4号	K03-203-180	9	6,077	190.0	1	1,312	140.0	17	
142	染屋5号	K03-203-181	20	13,611	365.0	5	6,757	365.0	17	
143	染屋6号	K03-203-182	8	9,869	330.0	9	5,210	330.0	17	
144	染屋7号	K03-203-183	2	4,467	180.0	1	1,585	155.0	17	
145	染屋8号	K03-203-184	1	2,203	95.0	0	584	95.0	17	
146	染屋9号	K03-203-185	7	12,985	360.0	1	7,461	360.0	17	
147	踏入2号	K03-203-186	18	17,124	605.0	8	11,303	605.0	18	
148	踏入3号	K03-203-187	3	4,346	150.0	1	2,139	150.0	18	
149	国分1号	K03-203-188	17	14,209	330.0	0	1,675	203.0	18	
150	国分2号	K03-203-189	3	1,742	70.0	0	707	70.0	18	
151	黒坪1号	K03-203-190	1	1,439	55.0	0	0	0.0	18	
152	黒坪2号	K03-203-191	0	2,015	85.0	0	406	60.0	18	
153	黒坪3号	K03-203-192	3	1,712	85.0	0	99	15.0	18	
154	岩門	K03-203-193	19	67,124	970.0	0	20,024	970.0	19	
155	笹井1号	K03-203-194	1	3,748	110.0	0	1,104	110.0	19	笹井1号
	他1	K03-203-195	4	6,217	160.0	0	163	160.0	19	笹井2号
156	笹井3号	K03-203-196	5	11,447	400.0	0	2,732	295.0	19	
157	野竹	K03-203-197	2	5,992	335.0	0	2,369	335.0	14	
158	久保林	K03-203-198	2	2,738	110.0	2	725	75.0	18	
159	下青木2号	K03-203-200	4	5,845	245.0	0	719	80.0	18	
160	岩下1号	K03-203-201	3	3,546	155.0	0	0	0.0	18	
161	岩下2号	K03-203-202	4	8,662	325.0	0	4,796	245.0	20	
162	大屋1号	K03-203-203	10	5,990	230.0	0	1,275	140.0	20	
163	大屋2号	K03-203-204	1	969	40.0	0	0	0.0	20	
164	大屋3号	K03-203-205	7	3,937	95.0	4	2,465	95.0	20	
165	大屋4号	K03-203-206	0	1,282	50.0	2	438	50.0	20	大屋4号
	他1	K03-203-207	1	3,336	140.0	1	1,376	140.0	20	大屋5号
166	大屋6号	K03-203-208	7	9,332	245.0	4	4,376	145.0	20	大屋6号
	他1	K03-203-209	4	1,554	60.0	0	0	0.0	20	大屋7号

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(㎡)	延長(m)	人家戸数	面積(㎡)	延長(m)		
167	大屋８号	K03-203-210	1	1,942	80.0	2	689	80.0	20	大屋８号
	他１	K03-203-211	2	2,452	75.0	3	856	70.0	20	大屋９号
168	須川１号	K03-203-212	2	2,232	40.0	1	884	40.0	21	
169	須川２号	K03-203-213	0	3,192	100.0	2	919	65.0	21	
170	須川３号	K03-203-214	0	2,649	85.0	0	1,245	85.0	21	
171	小牧１号	K03-203-215	3	8,433	165.0	0	10,247	165.0	22	
172	小牧２号	K03-203-216	2	3,863	85.0	0	2,944	85.0	22	
173	諏訪形１号	K03-203-217	0	5,147	140.0	2	3,460	140.0	22	
174	諏訪形２号	K03-203-218	0	1,575	60.0	0	791	60.0	22	
175	諏訪形３号	K03-203-219	1	8,352	250.0	0	4,429	250.0	23	
176	諏訪形４号	K03-203-220	0	4,042	160.0	1	1,777	160.0	23	
177	諏訪形５号	K03-203-221	1	7,247	215.0	0	0	0.0	23	
178	朝日ヶ丘１号	K03-203-222	5	4,579	170.0	0	1,979	130.0	23	朝日ヶ丘１号
	他１	K03-203-223	7	9,083	305.0	2	4,337	260.0	23	朝日ヶ丘２号
179	朝日ヶ丘３号	K03-203-224	18	10,378	290.0	2	3,856	205.0	23	朝日ヶ丘３号
	他１	K03-203-225	1	974	40.0	0	0	0.0	23	朝日ヶ丘４号
180	朝日ヶ丘５号	K03-203-226	2	2,490	115.0	0	781	75.0	23	
181	御所１号	K03-203-227	5	6,605	265.0	2	3,212	265.0	23	
182	御所２号	K03-203-228	1	3,549	145.0	0	1,765	100.0	23	
183	御所３号	K03-203-229	2	4,658	215.0	0	2,893	215.0	23	
184	上田原２号	K03-203-230	1	1,836	85.0	0	694	85.0	23,24	
185	倉升	K03-203-231	1	4,514	115.0	0	2,895	115.0	23	
186	川辺町	K03-203-232	16	6,580	300.0	0	2,504	230.0	24	
187	上田原	K03-203-233	20	7,314	300.0	0	3,318	300.0	24	
188	下之郷１号	K03-203-234	0	1,760	65.0	0	0	0.0	25	
189	下之郷２号	K03-203-235	3	1,808	65.0	0	488	65.0	25	
190	下之郷３号	K03-203-236	0	3,836	50.0	0	2,067	50.0	25	
191	中組21号	K03-203-237	0	1,337	60.0	0	390	60.0	26	
192	中組22号	K03-203-238	0	801	25.0	0	345	25.0	26	
193	中組23号	K03-203-239	0	5,229	120.0	0	0	0.0	26	
194	奈良尾１号	K03-203-240	3	16,874	385.0	0	10,331	385.0	26	
195	奈良尾２号	K03-203-241	0	8,110	210.0	0	6,346	210.0	27	
196	平井寺１号	K03-203-242	0	8,810	210.0	0	11,406	210.0	27	
197	平井寺４号	K03-203-245	0	5,766	120.0	0	5,490	120.0	27	
198	平井寺５号	K03-203-246	1	4,014	75.0	0	4,146	75.0	27	
199	鈴子	K03-203-247	8	5,595	190.0	0	0	0.0	27	
200	東前山１号	K03-203-248	0	11,687	275.0	0	23,107	275.0	28	
201	東前山２号	K03-203-249	0	7,534	170.0	0	10,336	170.0	28	
202	西前山１号	K03-203-250	0	9,293	210.0	0	11,253	210.0	28	
203	西前山２号	K03-203-251	0	7,856	160.0	0	6,718	160.0	28	
204	西前山３号	K03-203-252	0	15,006	325.0	0	11,906	325.0	28	
205	西前山４号	K03-203-253	1	4,563	130.0	0	0	0.0	28	
206	西前山５号	K03-203-254	2	3,230	80.0	0	0	0.0	28	
207	西前山６号	K03-203-255	0	2,292	55.0	0	0	0.0	28	
208	西前山７号	K03-203-256	6	8,527	275.0	0	0	0.0	28	
209	西前山８号	K03-203-257	0	6,588	190.0	0	0	0.0	28	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
210	西前山 9 号他 2	K03-203-258	0	3,673	125.0	0	1,449	105.0	28	西前山 9 号
		K03-203-259	1	5,609	190.0	0	2,253	165.0	28	西前山 10 号
		K03-203-260	0	7,013	150.0	0	0	0.0	28	西前山 11 号
211	西前山 12 号	K03-203-261	0	6,721	210.0	0	2,908	145.0	28	
212	西前山 13 号	K03-203-262	1	7,485	220.0	0	0	0.0	28	
213	西前山 14 号	K03-203-263	0	5,291	130.0	0	0	0.0	28	
214	西前山 15 号	K03-203-264	0	32,390	380.0	0	0	0.0	29	
215	手塚 1 号	K03-203-266	0	921	40.0	1	284	40.0	29	
216	手塚 2 号	K03-203-267	1	1,513	45.0	0	0	0.0	29	
217	手塚 3 号	K03-203-268	0	10,176	345.0	0	5,055	345.0	29	
218	手塚 4 号	K03-203-269	0	7,237	310.0	0	4,019	310.0	29	
219	手塚 5 号	K03-203-270	0	3,231	80.0	0	1,966	80.0	29	
220	手塚 6 号	K03-203-271	0	6,915	125.0	0	3,929	125.0	29	
221	手塚 7 号	K03-203-272	0	3,149	125.0	0	2,208	125.0	29	
222	山田 1 号	K03-203-273	0	12,013	210.0	0	6,868	210.0	29	
223	山田 3 号	K03-203-275	1	1,807	80.0	0	701	80.0	29	
224	山田 4 号	K03-203-276	0	5,088	220.0	1	1,492	220.0	29	
225	山田 5 号	K03-203-277	0	2,408	105.0	0	1,798	105.0	29	
226	山田 6 号	K03-203-278	2	4,557	120.0	0	2,465	120.0	29,30	
227	山田 7 号	K03-203-279	0	3,175	130.0	0	1,567	130.0	30	
228	八木沢 1 号	K03-203-280	0	7,459	190.0	0	4,226	190.0	30	
229	大湯 1 号	K03-203-281	4	6,943	135.0	1	6,653	135.0	30	
230	大湯 2 号	K03-203-282	0	2,606	60.0	1	1,453	60.0	30	
231	大湯 3 号	K03-203-283	5	11,783	155.0	2	7,841	155.0	30	
232	大湯 4 号	K03-203-284	6	10,118	230.0	2	4,187	210.0	30	
233	大湯 5 号	K03-203-285	1	2,320	75.0	0	1,275	75.0	30	
234	大湯 8 号	K03-203-288	9	3,902	155.0	2	961	95.0	30	
235	大湯 9 号	K03-203-289	12	28,094	615.0	1	25,418	615.0	30	
236	上手 1 号	K03-203-290	1	5,273	215.0	0	3,045	215.0	30	
237	上手 2 号	K03-203-291	0	3,253	125.0	0	935	95.0	30	
238	上手 3 号	K03-203-292	3	6,466	240.0	4	2,591	240.0	30	
239	院内 1 号	K03-203-293	2	11,951	345.0	0	5,972	225.0	30	
240	院内 2 号	K03-203-294	1	6,170	110.0	0	4,357	110.0	30	
241	院内 3 号	K03-203-295	1	6,974	195.0	0	6,658	195.0	30	
242	院内 4 号	K03-203-296	1	1,958	75.0	0	757	75.0	30	
243	院内下	K03-203-297	1	1,534	65.0	0	480	65.0	30	院内 5 号
		K03-203-298	0	1,236	45.0	0	421	45.0	30	院内 6 号
		K03-203-300	6	4,839	100.0	0	171	25.0	30	院内 8 号
		K03-203-301	6	13,443	345.0	5	7,655	345.0	30	院内 9 号
244	分去 1 号	K03-203-302	2	3,335	125.0	2	1,318	125.0	30	
245	分去 2 号	K03-203-304	3	16,712	425.0	3	9,161	400.0	30	
246	野倉 1 号	K03-203-305	1	2,472	80.0	1	1,381	80.0	31	
247	野倉 2 号	K03-203-306	0	1,670	65.0	1	600	65.0	31	
248	野倉 3 号	K03-203-307	2	2,436	90.0	0	1,156	90.0	31	
249	野倉 4 号	K03-203-308	0	801	25.0	0	391	25.0	31	
250	上手 4 号	K03-203-309	0	3,810	95.0	0	2,238	95.0	31	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
251	上手 7 号	K03-203-312	0	6,009	125.0	0	5,314	125.0	31	
252	上手 8 号	K03-203-313	0	9,220	170.0	0	7,393	170.0	31	
253	上手 9 号	K03-203-314	0	3,827	170.0	0	2,120	170.0	31	
254	上手 10 号	K03-203-315	0	12,748	365.0	0	7,098	365.0	31	
255	八木沢 2 号	K03-203-316	1	9,025	250.0	2	4,865	235.0	32	
256	舞田 1 号	K03-203-317	1	7,344	140.0	0	6,789	140.0	32	
257	舞田 2 号	K03-203-318	1	1,934	75.0	0	808	75.0	32	
258	越戸 1 号	K03-203-319	1	8,690	185.0	1	5,809	185.0	33	
259	八木沢 3 号	K03-203-320	3	10,835	370.0	6	6,461	370.0	32	
260	越戸 3 号	K03-203-321	0	11,164	220.0	0	7,161	220.0	33	
261	越戸 4 号	K03-203-322	0	14,011	400.0	0	14,006	400.0	33	
262	越戸 5 号	K03-203-323	6	17,101	305.0	1	18,094	305.0	33	
263	越戸 6 号	K03-203-324	3	5,696	145.0	1	3,990	145.0	33	
264	越戸 7 号他 1	K03-203-325	4	30,487	630.0	3	20,770	630.0	33	越戸 7 号
		K03-203-326	0	1,747	75.0	0	416	75.0	33	越戸 8 号
265	越戸 9 号	K03-203-327	3	4,294	245.0	3	1,611	245.0	33	
266	越戸 10 号	K03-203-328	2	4,268	170.0	0	1,879	170.0	33	
267	岡	K03-203-329	6	6,307	245.0	0	2,329	245.0	34	
268	浦野	K03-203-330	4	22,396	320.0	0	71,268	320.0	34	
269	中組 17 号	K03-203-331	0	975	50.0	0	0	0.0	2	

※ 人家戸数は居室を有する建物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合

【丸子地域】

（H18.6.12　長野県指定）

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
1	丸子 001	K-03-341-001	1	3,960	130.0	0	265	33.0	1	
2	丸子 002	K-03-341-002	1	1,790	75.0	0	0	0	1	
3	丸子 003	K-03-341-003	0	9,180	100.0	0	5,970	100.0	1	
4	丸子 004	K-03-341-004	1	27,420	185.0	0	18,420	185.0	1	
5	丸子 005	K-03-341-005	1	3,790	125.0	0	480	13.0	2	
6	丸子 006	K-03-341-006	2	30,750	150.0	1	24,780	150.0	2	
7	丸子 007	K-03-341-007	1	84,120	483.0	2	66,230	483.0	2	
8	丸子 008	K-03-341-008	68	99,200	765.0	0	69,030	765.0	2	注 1
9	丸子 009	K-03-341-009	1	6,440	112.0	2	3,320	112.0	2	
10	丸子 010	K-03-341-010	9	42,730	362.0	3	26,140	362.0	2	
11	丸子 010-2	K-03-341-010-2	7	15,270	353.0	5	4,740	353.0	2	
12	丸子 011	K-03-341-011	12	41,000	340.0	1	25,590	340.0	2	
13	丸子 012	K-03-341-012	7	32,580	295.0	0	19,930	295.0	2	
14	丸子 013	K-03-341-013	2	3,550	85.0	0	1,060	75.0	2	
15	丸子 014	K-03-341-014	13	16,190	342.0	0	0	0	2	
16	丸子 015	K-03-341-015	3	17,670	208.0	1	7,900	208.0	2	
17	丸子 016	K-03-341-016	1	7,670	76.0	2	4,240	76.0	2	
18	丸子 016-2	K-03-341-016-2	2	4,030	101.0	1	1,220	101.0	2	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
19	丸子 017	K-03-341-017	3	16,920	405.0	1	6,910	405.0	2	
20	丸子 018	K-03-341-018	0	2,400	48.0	1	790	48.0	2	
21	丸子 019	K-03-341-019	3	8,300	181.0	2	2,800	181.0	2	
22	丸子 020	K-03-341-020	0	4,040	38.0	1	1,730	38.0	2	
23	丸子 021	K-03-341-021	3	21,960	246.0	2	13,100	246.0	2	
24	丸子 022	K-03-341-022	5	59,170	399.0	3	45,700	399.0	3	
25	丸子 023	K-03-341-023	2	68,380	475.0	0	50,110	475.0	3	
26	丸子 024	K-03-341-024	7	47,490	410.0	2	33,260	410.0	3	
27	丸子 025	K-03-341-025	10	112,780	675.0	8	76,970	675.0	3	
28	丸子 026	K-03-341-026	10	70,900	405.0	2	52,640	405.0	4	
29	丸子 027	K-03-341-027	30	206,860	900.0	5	164,630	900.0	5	
30	丸子 028	K-03-341-028	1	5,990	75.0	1	2,980	75.0	5	
31	丸子 029	K-03-341-029	5	5,930	67.0	3	2,340	50.0	5,6,7	
32	丸子 030	K-03-341-030	4	39,620	225.0	0	29,700	225.0	6,7	
33	丸子 031	K-03-341-031	2	78,170	506.0	2	56,100	506.0	6,7	
34	丸子 032	K-03-341-032	8	96,980	670.0	7	71,930	670.0	7	
35	丸子 033	K-03-341-033	3	2,540	32.0	0	1,120	32.0	7	
36	丸子 034	K-03-341-034	8	28,850	140.0	1	20,880	140.0	7	
37	丸子 035	K-03-341-035	14	81,520	775.0	11	50,530	775.0	7	
38	丸子 036	K-03-341-036	4	4,100	122.0	6	1,180	122.0	8	
39	丸子 037	K-03-341-037	5	3,060	90.0	0	260	20.0	8	
40	丸子 038	K-03-341-038	2	5,100	95.0	4	1,780	95.0	9	
41	丸子 039	K-03-341-039	0	2,020	48.0	2	590	48.0	9	
42	丸子 040	K-03-341-040	6	49,210	542.0	3	23,160	542.0	9	
43	丸子 041	K-03-341-041	1	3,330	77.0	0	960	62.0	9,10	
44	丸子 041-2	K-03-341-041-2	2	13,520	197.0	1	4,680	197.0	9,10	
45	丸子 042	K-03-341-042	7	17,560	240.0	2	6,400	240.0	9,10	
46	丸子 043	K-03-341-043	6	9,170	160.0	1	3,210	160.0	9,10	
47	丸子 044	K-03-341-044	22	17,890	340.0	0	0	0	9,10	
48	丸子 045	K-03-341-045	3	20,590	312.0	1	8,220	312.0	8,9,10	
49	丸子 046	K-03-341-046	24	19,770	406.0	0	7,080	355.0	10	
50	丸子 047	K-03-341-047	9	21,380	435.0	0	8,890	375.0	10	
51	丸子 048	K-03-341-048	0	7,580	140.0	2	3,210	140.0	10	
52	丸子 049	K-03-341-049	6	6,230	210.0	1	1,780	210.0	8	
53	丸子 050	K-03-341-050	0	3,330	105.0	0	1,360	105.0	8	
54	丸子 051	K-03-341-051	4	20,390	300.0	3	8,140	300.0	8	
55	丸子 052	K-03-341-052	1	1,270	45.0	0	350	45.0	8	
56	丸子 053	K-03-341-053	14	124,370	1017.0	3	80,060	1017.0	7	
57	丸子 054	K-03-341-054	2	2,650	75.0	0	970	55.0	6,7	
58	丸子 055	K-03-341-055	44	299,500	2000.0	15	210,790	2000.0	6	
59	丸子 056	K-03-341-056	0	1,520	26.0	1	930	26.0	6	
60	丸子 057	K-03-341-057	0	45,380	438.0	2	24,120	435.0	6	
61	丸子 058	K-03-341-058	5	5,320	175.0	1	2,160	175.0	6	
62	丸子 059	K-03-341-059	1	3,080	75.0	3	1,000	75.0	6	
63	丸子 060	K-03-341-060	1	1,990	38.0	1	790	38.0	6,7	
64	丸子 061	K-03-341-061	1	28,060	242.0	1	20,330	242.0	6,7	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(㎡)	延長(m)	人家戸数	面積(㎡)	延長(m)		
65	丸子 062	K-03-341-062	3	31,330	189.0	6	24,350	189.0	6	
66	丸子 063	K-03-341-063	19	36,450	210.0	2	24,870	210.0	6	
67	丸子 064	K-03-341-064	2	1,270	52.0	0	170	28.0	6	
68	丸子 065	K-03-341-065	1	7,220	98.0	0	3,650	98.0	6	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合

注 1：急傾斜地の崩壊 K-03-341-008 の土砂災害特別警戒区域は、今回の指定には含まれない。

【真田地域】

(H22.3.29 長野県指定)

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(㎡)	延長(m)	人家戸数	面積(㎡)	延長(m)		
1	沼入(1)	K03-345-001	2	8,775	161	0	7,063	161	1	
2	沼入(2)	K03-345-002	2	7,400	143	0	6,511	143	1	
3	沼入(3)	K03-345-003	1	31,250	606	9	57,524	606	1	
4	沼入(4)	K03-345-004	0	5,496	103	1	4,724	103	1	
5	沼入(5)	K03-345-005	1	15,540	360	1	12,696	360	1	
6	沼入(6)	K03-345-006	6	11,095	288	2	8,688	288	1	
7	沼入(7)	K03-345-007	0	3,125	80	2	3,193	80	1	
8	沼入(8)	K03-345-008	0	3,967	146	5	2,359	146	1	
9	沼入(9)	K03-345-009	7	17,262	367	0	16,364	367	1	
10	沼入(10)	K03-345-010	13	22,895	481	0	19,485	481	1	
11	沼入(11)	K03-345-011	1	13,173	290	11	9,524	290	1	
12	中組	K03-345-012	0	1,393	45	0	566	45	2	
13	向組(1)	K03-345-013	0	869	18	0	503	18	3	
14	向組(2)	K03-345-014	0	1,185	31	0	668	31	3	
15	向組(3)	K03-345-015	0	2,813	92	0	1,319	92	3	
16	東組	K03-345-016	0	8,442	201	1	5,320	134	4	
17	上渋沢(1)	K03-345-017	0	1,275	29	0	1,385	29	5	
18	上渋沢(2)	K03-345-018	0	1,900	77	1	737	77	5	
19	上渋沢(3)	K03-345-019	4	6,907	204	2	4,271	154	5	
20	下渋沢(1)	K03-345-020	1	1,430	58	1	470	58	5	
21	下渋沢(2)	K03-345-021	0	339	16	1	230	16	5	
22	菅平口	K03-345-022	0	19,553	427	0	57,059	427	6	
23	大日向(1)	K03-345-023	1	4,827	158	0	7,733	158	6	
24	大日向(2)	K03-345-024	2	9,378	191	1	7,288	191	6	
25	大日向(3)	K03-345-025	11	21,829	430	0	59,765	430	6	
26	大日向(4)	K03-345-026	9	43,010	813	0	105,658	813	7	
27	大日向(5)	K03-345-027	1	2,534	98	5	1,131	98	7	
28	大日向(6)	K03-345-028	0	45,641	1,050	0	231,813	1,050	7	
29	角間(1)	K03-345-029	0	6,496	164	0	25,148	164	8	
30	角間(2)	K03-345-030	0	6,178	161	0	3,581	161	8	
31	角間(3)	K03-345-031	0	8,161	196	0	9,589	196	8	
32	角間(4)	K03-345-032	0	3,853	123	1	2,679	123	8	
33	横沢(1)	K03-345-033	0	6,609	176	0	42,273	176	9	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(㎡)	延長(m)	人家戸数	面積(㎡)	延長(m)		
34	横沢(2)	K03-345-034	0	3,789	83	0	3,286	83	9	
35	真田(1)	K03-345-035	2	27,381	589	2	28,068	589	9	
36	真田(2)	K03-345-036	1	2,974	79	0	5,626	79	9	
37	真田(3)	K03-345-037	0	7,958	142	0	5,675	142	10	
38	十林寺(1)	K03-345-038	0	10,513	201	1	12,855	201	10	
39	十林寺(2)	K03-345-039	0	851	32	1	538	32	10	
40	十林寺(3)	K03-345-040	1	472	21	0	0	0	10	
41	十林寺(4)	K03-345-041	1	1,482	61	0	37	8	10	
42	十林寺(5)	K03-345-042	1	8,336	188	5	7,216	168	10	
43	赤井(1)	K03-345-043	0	10,204	285	1	49,966	285	10	
44	赤井(2)	K03-345-044	0	2,649	84	0	11,293	84	10	
45	十林寺(6)	K03-345-045	0	1,143	39	0	519	39	10	
46	石舟(1)	K03-345-046	4	11,214	261	0	18,445	261	11	
47	石舟(2)	K03-345-047	2	23,416	469	0	20,694	469	11	
48	石舟(3)	K03-345-048	1	22,877	751	0	10,224	249	11	
49	大畑	K03-345-049	7	7,540	145	0	0	0	12	
50	下原	K03-345-050	3	15,818	302	0	578	37	12	
51	四日市	K03-345-051	10	14,299	484	10	3,508	306	11	
52	つくし	K03-345-052	13	13,706	415	0	0	0	13	
53	戸沢(1)	K03-345-053	6	13,609	296	2	18,633	296	13	
54	戸沢(2)	K03-345-054	0	6,912	175	0	13,072	175	13	
55	戸沢(3)	K03-345-055	2	2,441	63	0	2,220	63	13	
56	信綱寺(1)	K03-345-056	0	1,310	61	1	306	33	13	
57	信綱寺(2)	K03-345-057	0	2,420	69	1	1,459	69	13	
58	横尾	K03-345-058	0	39,633	872	1	62,698	872	13	
59	大庭(1)	K03-345-059	2	12,313	268	0	15,338	268	14,18	
60	大庭(2)	K03-345-060	4	7,052	193	1	4,322	193	14,18	
61	大庭(3)	K03-345-061	7	16,649	391	6	11,919	391	14,18	
62	萩(1)	K03-345-062	0	9,548	272	0	244	36	14,18	
63	萩(2)	K03-345-063	1	11,840	277	0	11,147	277	14	
64	萩(3)	K03-345-064	3	28,786	610	3	31,997	610	14,18	
65	田中(1)	K03-345-065	1	3,986	150	0	2,480	150	14,18	
66	田中(2)	K03-345-066	0	5,909	166	2	6,794	166	14,18	
67	田中(3)	K03-345-067	0	1,867	78	1	1,760	78	15	
68	田中(4)	K03-345-068	4	6,459	188	3	4,555	188	15	
69	三島(1)	K03-345-069	1	28,880	749	4	44,803	719	16	
70	三島(2)	K03-345-070	1	6,205	175	1	4,518	175	16	
71	大倉(1)	K03-345-073	3	7,849	280	2	21,973	280	16	
72	大倉(2)	K03-345-074	5	14,312	316	2	21,487	316	16	
73	中横道(1)	K03-345-075	2	6,961	243	6	3,014	232	15,16	
74	中横道(2)	K03-345-076	0	2,011	75	1	750	75	15,16	
75	中横道(3)	K03-345-077	0	600	28	1	139	28	15,16	
76	中横道(4)	K03-345-078	8	20,891	502	2	57,782	502	15	
77	上横道 (1)	K03-345-079	2	7,281	174	0	18,540	174	16	
78	上横道 (2)	K03-345-080	1	13,698	363	0	53,201	363	16	
79	大良(1)	K03-345-081	0	12,510	282	0	35,090	282	17	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(㎡)	延長(m)	人家戸数	面積(㎡)	延長(m)		
80	大良(2)	K03-345-082	1	3,085	78	0	3,193	78	17	
81	大良(3)	K03-345-083	0	6,544	152	0	5,216	152	17	
82	大良(4)	K03-345-084	1	7,472	171	0	5,197	171	17	
83	大良(5)	K03-345-085	0	27,073	580	0	67,398	580	17	
84	石堂(1)	K03-345-086	4	17,890	357	0	29,718	357	18	
85	石堂(2)	K03-345-087	0	5,209	131	0	12,268	131	18	
86	石堂(3)	K03-345-088	2	25,574	506	1	23,435	506	18,19	
87	中組(1)	K03-345-089	3	18,860	501	1	10,944	501	18,19	
88	中組(2)	K03-345-090	5	6,836	171	3	4,729	171	19	
89	中組(3)	K03-345-091	2	2,508	105	4	1,596	105	19	
90	岡保	K03-345-093	29	72,131	1,485	5	359,496	1,485	18,19	岡保
91	峰山	K03-345-094	0	8,638	175	0	19,664	175	15	
92	入軽井沢(1)	K03-345-095	10	43,497	941	2	152,031	941	19,20	
93	入軽井沢(2)	K03-345-096	1	8,208	149	2	11,235	149	20	
94	入軽井沢(3)	K03-345-097	4	15,890	418	0	16,097	418	20	
95	入軽井沢(4)	K03-345-098	6	44,698	942	1	101,583	942	20	
96	入軽井沢(5)	K03-345-099	4	46,100	919	3	137,436	919	20	
97	入軽井沢(6)	K03-345-100	0	1,896	47	0	2,590	47	20	
98	矢坪	K03-345-101	0	4,681	109	0	3,411	109	21	
99	松井新田(1)	K03-345-102	1	28,252	495	0	80,346	495	21	
100	松井新田(2)	K03-345-103	2	21,913	428	1	53,280	428	21	
101	松井新田(3)	K03-345-104	1	15,409	371	0	46,150	371	21	
102	松井新田(4)	K03-345-105	0	16,450	327	0	17,902	327	21	
103	松井新田(5)	K03-345-106	0	14,963	327	0	35,447	327	21	
104	沼入(12)	K03-345-107	0	2,221	70	1	1,128	70	1	

※ 人家戸数は居室を有する建物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合

【武石地域】

(H24.3.26 長野県指定)

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(㎡)	延長(m)	人家戸数	面積(㎡)	延長(m)		
1	西武 1	K03-203-201	0	1,644	63	0	5,531	63	1	
2	西武 2	K03-203-202	0	1,137	26	1	903	26	1	
3	内の山 1-1	K03-203-203	0	1,788	38	2	1,354	38	1	
4	内の山 1-2	K03-203-204	2	8,809	193	3	11,494	193	1	
5	内の山 2	K03-203-205	1	3,537	71	0	4,483	71	1	
6	ベルデ武石	K03-203-206	1	5,856	185	0	3,511	170	1	
7	大布施 1	K03-203-207	1	3,953	130	2	20,310	130	2	
8	大布施 2	K03-203-208	0	838	48	1	6,998	48	2	
9	上小寺尾	K03-203-209	2	5,296	236	5	56,732	236	2	
10	下小寺尾	K03-203-210	5	14,846	328	2	83,540	328	3	
11	堀之内 1	K03-203-211	10	3,039	109	1	1,335	109	6	
12	堀之内 2	K03-203-212	2	8,240	243	1	39,400	243	6	
13	うつくしの湯	K03-203-213	7	5,256	135	0	6,553	127	6	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
14	ともしび博物館	K03-203-214	1	2,779	90	0	1,423	90	5,6	
15	武石公園１	K03-203-215	2	7,711	168	2	5,460	168	5,6	
16	武石公園２	K03-203-216	1	3,567	145	1	3,800	145	5,6	
17	稲荷	K03-203-217	3	2,297	65	1	957	47	5	
18	下武石	K03-203-218	1	6,009	150	3	3,364	150	5,6	
19	金ヶ崎	K03-203-219	1	2,770	85	1	3,980	85	4,5	
20	弥勒堂	K03-203-220	3	3,644	70	0	3,745	70	4	
21	田之入	K03-203-221	2	1,491	33	0	2,498	33	4	
22	小之入	K03-203-222	10	9,490	218	2	18,427	218	4	
23	沖１	K03-203-223	2	2,716	72	0	4,696	72	4,5	
24	沖２	K03-203-224	1	700	20	0	666	20	4,5	
25	藪合	K03-203-225	1	6,262	169	0	13,685	169	5	
26	保代 1-1	K03-203-226	0	1,455	32	1	2,453	32	7,8	
27	保代 1-2	K03-203-227	0	4,468	84	3	3,914	84	7,8	
28	保代２	K03-203-228	0	972	42	1	2,470	42	8	
29	保代３	K03-203-229	3	7,852	193	1	17,770	193	7,8	
30	躍開戸１	K03-203-230	2	3,733	99	0	2,709	99	8	
31	躍開戸２	K03-203-231	3	8,572	184	2	12,236	184	8	
32	トキノス１	K03-203-232	1	2,028	68	1	1,251	68	8	
33	トキノス２	K03-203-233	1	3,802	85	0	0	0	8	
34	余里ホドガイ１	K03-203-234	3	6,485	136	0	6,034	136	9	
35	余里ホドガイ２	K03-203-235	1	2,710	65	0	3,990	65	9	
36	余里日影１	K03-203-236	1	3,798	116	1	3,922	78	9	
37	余里日影２	K03-203-237	2	2,153	82	1	942	82	9	
38	余里日影３	K03-203-238	4	5,815	162	0	13,144	162	9	
39	余里親嶽沢	K03-203-239	2	3,547	98	1	9,847	98	9	
40	余里小久保日影	K03-203-240	2	2,361	78	0	9,134	78	9	
41	余里親嶽	K03-203-241	1	1,751	38	0	5,173	38	9	
42	余里北親嶽	K03-203-242	1	1,359	48	0	0	0	9	
43	地免坊	K03-203-243	8	19,811	457	5	100,327	457	8	
44	余里余里川原１	K03-203-244	1	1,826	71	0	703	71	8	
45	余里余里川原２	K03-203-245	0	1,009	38	1	376	38	8	
46	余里川原	K03-203-246	3	7,472	198	0	4,479	198	7,8	
47	宮ノ前	K03-203-247	0	347	45	2	5,336	45	7,8	
48	小沢根１	K03-203-248	5	4,548	153	0	2,221	153	7	
49	小沢根２	K03-203-249	1	2,524	58	1	1,940	58	10	
50	岳ノ湯	K03-203-250	0	8,873	214	1	12,221	214	10	
51	小沢根３	K03-203-251	2	2,803	114	0	972	114	6,7	
52	城山	K03-203-252	8	14,602	313	1	24,941	313	6,7	
53	小沢根４	K03-203-253	0	1,975	37	2	2,883	37	6,7	
54	下本入	K03-203-254	1	2,639	69	0	10,153	69	7	
55	長尾	K03-203-255	0	998	39	1	686	39	3	

※ 人家戸数は居室を有する建物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合

(9) 土砂災害警戒区域等（土石流）

【上田地域】

（H21.3.16 長野県指定）

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
1	猫池沢	D03-203-001	0	89,755	0	6,351	1	004 と重複
2	中組沢 2	D03-203-002	5	53,124	0	384	1,2	003、004、163 と重複
3	中組沢 1	D03-203-003	8	70,874	0	731	1,2	002、004、163 と重複
4	氷沢	D03-203-004	37	178,263	0	0	1,2	001、002、003、007、163 と重複
5	蛇退沢 1	D03-203-005	0	33,642	0	289	1	
6	蛇退沢 2	D03-203-006	0	36,435	0	2,330	1	
7	中組沢 3	D03-203-007	30	123,644	0	1,239	1,2	004、008、009 と重複
8	中畑沢	D03-203-008	35	162,117	0	7,976	2	004、007、009、163 と重複
9	蛇退沢 3	D03-203-009	4	38,034	0	3,676	2	004、007、008、163 と重複
10	本組沢 1	D03-203-010	9	53,749	0	664	2	011、012、153、154 と重複
11	本組沢 2	D03-203-011	16	64,406	0	1,210	2,3	010、012、013、153 と重複
12	本組沢 3	D03-203-012	6	31,453	0	664	2,3	010、011、013、153 と重複
13	日向沢	D03-203-013	7	58,601	0	1,387	2,3	011、012 と重複
14	御屋敷の沢	D03-203-014	14	45,712	0	3,093	3	151 と重複
15	田中沢 1	D03-203-015	0	47,198	0	683	3	
16	神宮寺組沢	D03-203-016	16	25,442	0	188	3	017、018 と重複
17	神宮寺沢 1	D03-203-017	23	94,702	0	2,031	3	016、018 と重複
18	神宮寺沢 2	D03-203-018	47	161,212	0	3,571	3	016、017 と重複
19	池下沢	D03-203-019	6	17,699	1	2,089	4	020 と重複
20	岳の組沢 1	D03-203-020	11	25,947	0	1,173	4	019 と重複
21	笹ぼら 1	D03-203-021	20	26,243	0	492	4	022、023 と重複
22	笹ぼら 2	D03-203-022	17	23,271	0	234	4	021、023 と重複
23	岳の組沢 2	D03-203-023	16	27,613	0	0	4	021、022 と重複
24	西の入沢	D03-203-024	2	26,858	0	363	4	
25	大日堂沢 1	D03-203-025	57	108,705	0	4,438	4	026 と重複
26	小泉沢 2	D03-203-026	1	22,254	0	159	4	025 と重複
27	小泉沢 1	D03-203-027	2	5,919	0	303	4	
28	築地沢	D03-203-029	7	30,509	1	2,143	4	
29	山口沢 1	D03-203-030	3	19,673	0	1,691	4	
30	山口沢	D03-203-031	0	14,144	0	3,798	5	
31	北沢川	D03-203-032	12	51,560	0	3,102	5	
32	北沢	D03-203-033	19	79,128	0	37	5	
33	下半過沢 1	D03-203-034	10	62,360	0	1,585	5	035 と重複
34	下半過沢 2	D03-203-035	10	75,647	0	2,626	5	034 と重複
35	飯綱沢 1	D03-203-036	12	26,938	0	2,368	6	
36	飯綱沢 2	D03-203-037	22	28,487	3	4,672	6	
37	大沢 1	D03-203-038	34	37,718	2	2,355	6	039 と重複
38	大沢 2	D03-203-039	27	57,194	0	514	6	038 と重複
39	東沢	D03-203-040	21	37,238	0	1,322	6	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
40	魚の沢	D03-203-041	61	96,642	0	7,679	7	
41	こい沢	D03-203-042	17	49,938	0	6,603	7	
42	こくぞう沢	D03-203-043	178	67,576	0	6,061	7	044 と重複
43	和合沢	D03-203-044	391	250,440	0	4,549	7	043 と重複
44	黄金沢	D03-203-045	110	88,255	0	0	8	
45	沢入沢 1	D03-203-046	28	54,270	0	5,085	8,9	047、048、049、050 と重複
46	沢入沢 2	D03-203-047	34	64,599	0	1,039	8,9	046、048、049、050 と重複
47	湯の入川 1	D03-203-048	8	32,544	0	1,080	8,9	046、047、049、050 と重複
48	湯の入川 2	D03-203-049	9	20,257	0	6,744	8,9	046、047、048、050 と重複
49	湯の入川 3	D03-203-050	11	32,693	0	1,920	8,9	046、047、048、049 と重複
50	大久保沢	D03-203-051	7	50,058	0	839	8,9	
51	湯入沢	D03-203-052	73	178,423	0	1,841	9	053、054 と重複
52	荻久保川 1	D03-203-053	96	225,563	0	77	9	052、054 と重複
53	荻久保川 2	D03-203-054	96	227,231	0	226	9	052、053 と重複
54	堀越沢	D03-203-056	5	47,582	0	942	9	
55	上佐口	D03-203-057	12	70,696	0	0	10	
56	左口沢	D03-203-059	87	283,660	0	38,104	10	060 と重複
57	岩戸沢 2	D03-203-060	175	763,162	1	36,919	10	057 と重複
58	行沢川	D03-203-061	0	42,297	0	38,470	11	
59	瀬沢川	D03-203-062	0	98,401	0	17,037	11	
60	稲荷沢 1	D03-203-063	0	62,785	0	859	12	064 と重複
61	稲荷沢 2	D03-203-064	1	85,905	0	1,196	12	063、065 と重複
62	木戸沢	D03-203-065	3	32,680	0	2,414	12	063、066 と重複
63	沢入	D03-203-066	24	40,114	0	4,368	12	065 と重複
64	八太郎沢	D03-203-067	21	38,236	0	1,564	12	
65	金窓寺川	D03-203-068	20	57,343	0	1,995	13	
66	御所沢	D03-203-069	71	76,107	0	1,107	13	
67	押出沢 1	D03-203-070	190	144,174	0	3,544	13	
68	御陣ノ入沢	D03-203-071	80	71,619	0	20	13	
69	大洞沢	D03-203-072	25	44,355	0	18	13	
70	神畑沢	D03-203-073	3	44,923	0	805	13	
71	下之郷沢 2	D03-203-074	0	29,752	0	3,203	14	075、076 と重複
72	下之郷沢 3	D03-203-075	0	119,025	0	252	14	074、076、077 と重複
73	下之郷沢 4	D03-203-076	2	259,629	0	222	14	074、075、077 と重複
74	下之郷沢 5	D03-203-077	0	109,136	0	35,075	14	075、076 と重複
75	富士山沢 1	D03-203-078	0	24,702	0	395	15	079 と重複
76	富士山沢 2	D03-203-079	0	44,918	0	505	15	078 と重複
77	矢の口沢	D03-203-080	0	81,117	0	26,909	16	081 と重複
78	水出沢	D03-203-081	71	293,960	0	5,640	16	080、082、083、084、085 と重複
79	駒瀬川	D03-203-082	43	143,981	0	1,186	16	081、084、085 と重複
80	雨吹川 1	D03-203-083	31	187,620	0	590	16	081、084、085、086 と重複

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
81	雨吹川 2	D03-203-084	65	387,424	0	319	16	081、082、083、085、086 と重複
82	雨吹川 3	D03-203-085	83	434,049	0	0	16	081、082、083、084、086 と重複
83	雨吹川 4	D03-203-086	48	302,547	0	272	16	083、084、085、088 と重複
84	平井寺沢 1	D03-203-088	15	89,174	0	1,129	16	086 と重複
85	古安曽沢	D03-203-089	0	22,749	0	76	17	
86	尻無川 1	D03-203-090	205	604,675	0	5,082	17	091 と重複
87	曲沢川	D03-203-091	63	243,541	0	681	17	090、092 と重複
88	中の沢	D03-203-092	38	128,926	0	4,048	17	091、093、094 と重複
89	西向山	D03-203-093	52	150,292	0	1,062	17,18	092、094 と重複
90	柳沢沢	D03-203-094	42	106,638	0	118	18	092、093 と重複
91	梅窪	D03-203-095	26	59,500	0	1,206	18	096、097 と重複
92	神戸川 1	D03-203-096	34	278,673	0	2,378	18	095、097 と重複
93	神戸川 2	D03-203-097	28	196,868	0	8,859	18	095、096 と重複
94	前山沢 1	D03-203-098	10	106,569	0	1,020	18	099 と重複
95	前山沢 2	D03-203-099	15	129,348	0	793	18	098 と重複
96	塩の川	D03-203-100	0	36,800	0	2,133	18	
97	滝の沢川	D03-203-101	71	350,888	0	2,335	19	
98	手塚沢 3	D03-203-102	0	5,263	1	2,007	19	103 と重複
99	手塚沢 4	D03-203-103	2	10,586	0	476	19	102、104 と重複
100	手塚沢 5	D03-203-104	0	4,549	0	1,728	19	103、105 と重複
101	手塚沢 6	D03-203-105	0	18,928	0	2,623	19	103、104 と重複
102	手塚沢 2	D03-203-109	9	48,998	0	1,974	19	110 と重複
103	竜王	D03-203-110	26	183,088	0	690	19	109 と重複
104	追開川沢 2	D03-203-111	47	71,896	0	1,368	20	
105	山田沢 1	D03-203-112	4	55,840	0	306	20	113 と重複
106	山田沢 2	D03-203-113	2	60,778	0	708	20	112 と重複
107	分去沢	D03-203-114	2	11,611	0	444	20	115、117 と重複
108	別所沢 1	D03-203-115	3	5,414	0	237	20,21	114、117 と重複
109	後沢	D03-203-116	24	29,764	0	912	20,21	117 と重複
110	西川	D03-203-117	64	83,641	0	1,303	20,21	114、115、116、118、119、120、127、128、129、130 と重複
111	永沢 2	D03-203-118	110	104,272	0	8,546	20,21	117、119、120、127、128、129、130 と重複
112	永沢	D03-203-119	101	123,484	0	1,414	21	117、118、120、127、128、129、130 と重複
113	上手沢	D03-203-120	112	121,562	0	2,161	21	117、118、119、127、128、129、130 と重複
114	別所湯の入川 10	D03-203-121	0	21,716	0	211	21	122、123、124、126、127 と重複
115	別所湯の入川 11	D03-203-122	0	31,391	0	1,063	21	121、123、124、126、127 と重複
116	別所湯の入川 8	D03-203-123	0	48,236	0	149	21	121、122、124、126、127 と重複
117	別所湯の入川 12	D03-203-124	0	38,304	0	2,255	21	121、122、123、126、127 と重複
118	別所湯の入川 9	D03-203-126	0	55,806	0	1,738	21	121、122、123、124、127 と重複

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
119	別所湯の入川 4	D03-203-127	103	133,780	0	994	21	117、118、119、120、121、122、123、124、126、128、129、130 と重複
120	別所湯の入川 13	D03-203-128	136	123,731	0	8,510	21	117、118、119、120、127、129、130 と重複
121	別所湯の入川 5	D03-203-129	108	128,254	0	1,315	21	117、118、119、120、127、128、130 と重複
122	別所湯の入川 6	D03-203-130	108	109,466	0	113	21	117、118、119、120、127、128、129 と重複
123	観音沢川	D03-203-131	14	21,353	0	2,005	21	
124	腰巻川	D03-203-132	25	46,171	0	708	20	133 と重複
125	北谷	D03-203-133	5	36,193	0	110	20	132 と重複
126	越戸沢 12	D03-203-134	0	21,756	0	2,372	22	
127	越戸沢 2	D03-203-135	0	11,450	0	110	22	
128	越戸沢 9	D03-203-136	0	6,948	0	282	22	137 と重複
129	越戸沢 8	D03-203-137	0	12,935	0	308	22	136、138、139 と重複
130	越戸沢 7	D03-203-138	0	13,382	0	130	22	137、139 と重複
131	越戸沢 6	D03-203-139	0	6,528	0	50	22	137、138 と重複
132	越戸沢 4	D03-203-140	3	21,664	0	37	22	
133	越戸沢 1	D03-203-141	0	9,179	0	431	22	
134	ムツソウ川	D03-203-142	7	27,543	0	845	22	
135	本村沢 2	D03-203-143	1	38,596	0	35	22	
136	本村沢 1	D03-203-144	2	36,454	0	76	22	
137	杉ノ沢	D03-203-145	20	32,558	0	601	23	146 と重複
138	城沢	D03-203-146	34	67,463	0	2,252	23	145 と重複
139	兵庫沢 1	D03-203-147	33	96,697	0	684	23	148 と重複
140	兵庫沢 2	D03-203-148	38	150,776	0	2,525	23	147 と重複
141	田中組沢	D03-203-149	9	23,354	0	1,094	3	
142	日影沢	D03-203-150	9	24,632	0	2,098	3	
143	上手組沢	D03-203-151	3	25,208	0	1,416	3	014 と重複
144	上洞 1	D03-203-153	3	14,054	0	844	2	010、011、012 と重複
145	本組沢	D03-203-154	0	21,853	0	1,123	2	010 と重複
146	原組沢 2	D03-203-155	0	23,998	0	4,509	2	158、161、162 と重複
147	原組上沢	D03-203-158	0	51,243	0	19,535	2	155、159、160、161、162 と重複
148	西松尾 1	D03-203-159	5	44,839	0	492	2	158、160 と重複
149	西松尾 2	D03-203-160	6	52,119	0	122	2	158、159、162 と重複
150	根連沢	D03-203-161	22	75,067	0	296	2	155、158、162 と重複
151	上洞 2	D03-203-162	7	29,593	0	0	2	155、158、160、161 と重複
152	大野田沢	D03-203-163	19	117,467	0	13,308	1	002、003、004、007、008 と重複
153	胡桃沢川	D12-521-039	0	**9,964**	0	669		坂城町と重複

※人家戸数は居室を有する建物の数

【丸子地域】

（H18.6.12　長野県指定、H24.1.26　指定（一部）解除、H27.1.13　指定解除）

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
1	狐塚沢	D03-341-002	32	62,622	0	2,277	12	
2	矢ノ沢川	D03-341-003	0	8,095	0	330	12	
3	長瀬沢	D03-341-005	27	97,621	0	249	12	
4	羽黒沢	D03-341-006	0	44,279	0	0	10	
5	金山沢	D03-341-007	86	142,051	0	5,884	10	
6	箱畳沢	D03-341-008	114	178,143	1	5,847	10	
7	中丸子沢	D03-341-009	95	179,690	0	0	10	
8	箱畳沢 2	D03-341-010	86	138,063	2	7,519	10	
9	八日町沢	D03-341-011	213	182,405	0	0	6	
10	鞍骨沢	D03-341-012	246	211,679	0	3,313	8	
11	かっとうくぼ	D03-341-013	172	189,282	0	0	8	
12	鞍骨沢 2	D03-341-014	203	216,467	0	948	8	
13	腰越沢 1	D03-341-015	7	23,970	0	608	8	
14	腰越沢 2	D03-341-016	3	22,556	1	954	8	
15	腰越沢 5	D03-341-017	6	41,481	0	2,498	7	
16	腰越沢 3	D03-341-018	25	43,368	0	160	7	
17	深山沢 1	D03-341-019	0	87,165	0	2,206	7	
18	深山沢 2	D03-341-020	0	46,180	0	4,047	7	
19	鳥羽 1	D03-341-021	19	56,003	0	1,227	7	
20	鳥羽 2	D03-341-022	19	60,209	0	1,843	7	
21	向井沢 1	D03-341-023	163	171,792	0	167	8	
22	向井沢 2	D03-341-024	55	93,735	0	4,191	8	
23	向井沢 3	D03-341-025	3	60,550	0	1,950	7	
24	腰越沢 4	D03-341-026	1	45,187	0	541	7	
25	東内沢 1	D03-341-027	1	40,679	1	6,395	6	
26	田ノ入沢川	D03-341-028	1	36,948	0	3,394	6	
27	宮沢沢	D03-341-029	4	27,421	0	5,720	5	
28	山の神沢	D03-341-030	7	34,622	0	10,262	4	
29	金棒沢 1	D03-341-031	11	57,614	0	1,578	3	
30	金棒沢 2	D03-341-032	17	84,243	0	3,102	2	
31	大塩沢	D03-341-033	4	37,314	0	0	2	
32	西内沢 2	D03-341-034	3	19,253	0	524	2	
33	西内沢 3	D03-341-035	1	11,037	0	2,553	2	
34	西内沢 1	D03-341-036	1	4,466	0	614	2	
35	渋田見沢	D03-341-037	9	18,589	0	6,855	2	
36	花河原沢	D03-341-038	0	18,727	0	9,417	1	
37	熊倉沢	D03-341-039	1	41,429	0	13,674	1	
38	内村川 2-1	D03-341-040-1	0	28,983	1	26,835	1	
39	内村川 2-2	D03-341-040-2	0	32,825	0	2,367	1	
40	内村川 1-1	D03-341-041-1	0	34,874	0	18,511	1	
41	内村川 1-2	D03-341-041-2	0	14,245	0	6,677	1	
42	鹿教湯沢	D03-341-042	0	5,100	0	1,941	2	
43	鹿沢川	D03-341-043	6	49,034	0	1,222	2	
44	西内沢	D03-341-044	0	9,785	0	1,033	2	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
45	中洞沢 1	D03-341-045	2	18,912	0	206	2	
46	中洞沢 2	D03-341-046	1	7,260	0	728	2	
47	中洞沢 3	D03-341-047	34	53,066	1	2,673	2	
48	中洞沢 4	D03-341-048	26	38,009	1	1,309	2	
49	海口沢川	D03-341-049	9	25,920	2	5,098	2	
50	市洞沢川	D03-341-050	3	24,669	0	2,648	2	
51	大塩沢 2	D03-341-051	0	17,260	0	5,313	2	
52	平井沢	D03-341-052	0	2,668	0	1,955	3	
53	梅ノ木沢	D03-341-053	18	45,945	0	2,575	3	
54	後沢	D03-341-054	18	101,814	0	2,723	3	
55	茂沢	D03-341-055	6	50,707	0	1,188	3	
56	戸羽沢 1	D03-341-056	15	51,776	0	720	3	
57	戸羽沢 2	D03-341-057	14	44,742	6	10,420	3	
58	宮沢川	D03-341-058	13	33,867	2	6,601	5	
59	御屋敷沢	D03-341-059	2	39,494	1	13,485	5	
60	伊勢戸沢	D03-341-060	9	58,772	3	16,066	5	
61	見切沢	D03-341-061	11	52,220	0	1,601	5	
62	柏木の沢	D03-341-062	12	38,439	0	0	5	
63	あやし沢	D03-341-063	28	92,919	0	1,766	5	
64	東原沢	D03-341-064	41	115,422	0	1,614	5	
65	西ノ入沢	D03-341-065	8	48,536	1	1,018	5	
66	和子沢 3	D03-341-066	0	14,788	0	5,015	6	
67	和子沢 2	D03-341-067	1	25,379	0	945	6	
68	和子沢 1	D03-341-068	11	73,237	0	2,335	6	
69	栗山沢	D03-341-069	22	167,146	0	10,009	6	
70	押出沢 1	D03-341-070	34	116,012	0	7,257	6	
71	新屋沢	D03-341-071	94	316,663	0	1,835	6	
72	横辻沢	D03-341-072	32	135,854	0	1,686	6	
73	押出沢 2	D03-341-073	23	58,926	0	70	6	
74	殿入沢	D03-341-074	38	109,104	0	756	6	
75	辰ノ口沢 1	D03-341-075	42	44,538	0	96	9	
76	辰ノ口沢 2	D03-341-076	37	39,093	4	2,157	9	
77	曲沢 1	D03-341-077	26	76,334	0	3,596	9	
78	曲沢 2	D03-341-078	61	137,262	0	494	9	
79	唐沢	D03-341-079	111	139,014	0	8,081	9	
80	中山沢	D03-341-080	0	9,764	0	1,463	9	
81	南原沢	D03-341-081	29	45,990	0	104	11	
82	原沢川	D03-341-082	66	226,969	0	15,132	11	
83	掘田沢	D03-341-083	98	209,914	0	1,898	11	
84	飯沼沢	D03-341-084	12	34,273	0	5,879	11	
85	大沢 1	D03-341-085	64	102,327	0	4,464	11	
86	大沢 2	D03-341-086	61	77,788	0	1,485	11	
87	尾野山沢 2	D03-341-087	0	18,808	0	970	13	
88	尾野山沢 1	D03-341-088	0	3,442	0	337	13	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

【真田地域】

（H22.3.29 長野県指定）

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
1	塔ノ沢川	D03-203-164	8	17,921	6	8,189	10	1
2	大沢	D03-203-165	20	31,602	0	0	10	2
3	下二田の沢	D03-203-166	19	25,066	0	0	10	3
4	猛沢	D03-203-167	1	56,362	0	8,373	4,5	4
5	当座狭間	D03-203-168	1	41,607	0	1,984	3,4	5
6	樋ノ口川	D03-203-169	22	43,647	0	267	3,4	6
7	此入沢	D03-203-170	16	51,655	7	17,932	3	7
8	唐沢	D03-203-171	7	18,741	0	0	3	8
9	餅地川	D03-203-172	4	26,398	0	5,568	2	9
10	沼入沢４	D03-203-173	3	20,764	0	46	1	10
11	沼入沢５	D03-203-174	6	28,127	0	379	1	11
12	沼入沢３	D03-203-175	10	24,258	0	1,810	1	12
13	沼入沢１	D03-203-176	4	11,263	0	193	1	13
14	沼入沢２	D03-203-177	13	24,785	0	428	1	14
15	沼入沢６	D03-203-178	2	19,396	0	611	1	15
16	小板橋川	D03-203-179	1	15,506	2	6,750	2	16
17	矢坪川	D03-203-180	1	18,330	0	9,215	2	17
18	滝ノ沢	D03-203-181	4	21,157	0	99	3	18
19	御岳沢	D03-203-182	3	30,626	0	2,171	3,4	19
20	堤入谷川	D03-203-183	41	59,894	0	0	5,10	20
21	カミヤツ沢	D03-203-184	3	57,255	0	2,262	5	21
22	堂前沢	D03-203-185	19	48,543	0	151	5	22
23	細田	D03-203-186	7	34,807	0	589	5	23
24	柏木１	D03-203-187	19	61,783	0	164	5,10	24
25	柏木２	D03-203-188	2	23,306	0	214	5,10	25
26	十二ゼン	D03-203-189	7	34,155	0	6	10	26
27	洗馬城	D03-203-190	4	36,678	0	258	9,10	27
28	西ノ入沢	D03-203-191	7	32,888	0	415	9,10	28
29	清水の沢	D03-203-192	7	36,642	0	320	9,10	29
30	桂沢川	D03-203-193	3	21,597	0	898	9	30
31	荒田沢川	D03-203-194	51	180,556	1	2,501	9,10	31
32	高屋川	D03-203-195	71	226,191	0	3,015	8,9	32
33	大良川	D03-203-196	3	74,213	0	1,108	6	33
34	則城	D03-203-197	3	118,959	0	1,478	6	34
35	穴沢川	D03-203-198	64	308,462	0	1,517	7,8,9	35
36	ウドの沢	D03-203-199	10	63,090	0	138	7,8	36
37	ヨシガ沢	D03-203-200	1	55,467	0	2,924	7	37
38	ハサマの沢	D03-203-201	8	135,152	0	1,801	7,8,9	38
39	スゲの沢	D03-203-202	9	183,066	0	2,396	7,8,9	39
40	オオヒカゲ	D03-203-203	2	10,229	0	2,177	7	40
41	日影川	D03-203-204	7	74,502	0	613	8,9	41
42	牧の平沢	D03-203-205	10	29,168	0	500	9,10	42
43	湯の入川	D03-203-206	34	114,754	0	2,081	10	43
44	鳥頭沢	D03-203-207	7	43,461	0	176	28	44

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
45	大柏木川	D03-203-208	4	47,746	0	0	28	45
46	戸沢川	D03-203-209	30	46,102	0	1,114	28	46
47	戸沢沢	D03-203-210	0	3,241	0	2,053	28	47
48	長沢５	D03-203-211	0	19,451	0	3,096	26,27	48
49	大場沢	D03-203-212	0	17,894	1	2,465	24	49
50	大日向明神沢	D03-203-213	36	50,162	0	2,055	23,24	50
51	宮前蚕影社の沢	D03-203-214	15	32,814	0	1,717	23	51
52	細尾の沢	D03-203-215	19	39,158	2	3,575	23	52
53	本沢川	D03-203-216	2	62,325	0	752	18	53
54	浦の沢	D03-203-217	3	47,143	0	101	18	54
55	大松４	D03-203-218	22	365,044	0	22	16,17	55
56	大松３	D03-203-219	15	171,438	0	1,864	16,17	56
57	大松２	D03-203-220	15	314,309	0	244	16,17	57
58	大松１	D03-203-221	23	415,730	0	0	16,17	58
59	向組２	D03-203-222	30	520,495	0	1,090	16,17	59
60	善光寺窪	D03-203-223	13	313,914	0	778	16,17	60
61	向組１	D03-203-224	27	305,875	0	2,458	15,16	61
62	西組５	D03-203-225	5	93,584	0	296	14,15	62
63	西組４	D03-203-226	3	271,197	0	0	14,15	63
64	西組３	D03-203-227	8	144,560	0	0	14,15	64
65	西組２	D03-203-228	15	285,335	0	0	13,14,15	65
66	西組１	D03-203-229	4	61,734	0	77	13,14	66
67	中組４	D03-203-230	13	73,693	0	0	13,14	67
68	中組３	D03-203-231	38	266,730	0	18	13,14	68
69	中組２	D03-203-232	30	207,944	0	97	13	69
70	中組１	D03-203-233	14	172,470	0	34	13	70
71	根子岳１	D03-203-234	10	316,745	0	14,627	11,12	71
72	根子岳２	D03-203-235	33	701,290	0	31,005	11,12	72
73	大明神沢	D03-203-236	1	76,308	0	46,776	18,19	73
74	十の原	D03-203-237	1	51,591	0	35	18,19	74
75	ノボロ川	D03-203-238	2	83,450	0	31,319	21,22,23	75
76	座頭塚	D03-203-239	4	32,748	0	18	21	76
77	犬の巣	D03-203-240	9	37,897	0	0	20,21	77
78	滝の入川	D03-203-241	28	253,575	0	305	20,21,22	78
79	土屋川	D03-203-242	27	259,262	0	4,634	20,21,22	79
80	小屋根入沢	D03-203-243	3	45,384	0	827	23,24	80
81	小塩田	D03-203-244	17	31,611	0	1,196	23,24	81
82	九竜原	D03-203-245	47	145,743	0	766	23,24	82
83	四万沢	D03-203-246	17	127,637	0	4,284	23,24	83
84	崩の沢	D03-203-247	1	30,585	0	1,004	24	84
85	内雲雀沢	D03-203-248	8	134,108	1	42,566	25,26	85
86	外雲雀沢	D03-203-249	40	200,122	0	19,579	26	86
87	三枚場	D03-203-250	43	128,521	0	336	26,27	87
88	芦ノ沢	D03-203-251	36	166,198	0	164	26,27	88
89	後沢	D03-203-252	89	209,870	0	670	26,27	89
90	古ぼう沢	D03-203-253	38	199,760	0	270	26,27	90

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
91	岩井堂川 1	D03-203-254	156	490,881	6	35,050	27,28	91
92	岩井堂川 2	D03-203-255	104	296,066	0	779	26,27	92
93	岩井堂川 3	D03-203-256	83	127,198	0	130	26,27	93
94	小別堂	D03-203-257	27	138,696	13	53,407	26,27,28	94
95	城のこし川	D03-203-258	6	18,600	0	372	27,28	95
96	小屋場沢	D03-203-259	2	23,001	0	261	28	96
97	熊久保沢川	D03-203-260	145	712,332	0	408	31	97
98	奈良尾の沢	D03-203-261	21	311,726	0	14,068	29,30,31	98

※ 人家戸数は居室を有する建物の数

【武石地域】

（H24.3.26 長野県指定）

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
1	番所 1	D03-203-163	1	171,591	0	9,142	1	
2	内の山沢 1	D03-203-166	3	187,767	2	34,380	3	
3	内の山沢 2	D03-203-167	9	156,599	0	1,014	3	
4	内の山沢 3	D03-203-168	1	127,101	0	1,754	3	
5	うつべ	D03-203-169	7	58,400	0	297	6	
6	熊沢	D03-203-170	1	59,798	0	3,559	6	
7	下本入	D03-203-171	0	109,252	0	5,887	7	
8	道巣沢	D03-203-173	71	326,899	0	0	7	
9	十二沢	D03-203-174	5	68,141	0	2,294	7	
10	市之瀬	D03-203-175	1	71,933	0	240	7	
11	藤沢	D03-203-176	24	142,208	1	30,855	8	
12	富沢山	D03-203-177	28	81,890	0	649	8	
13	田之入 1	D03-203-178	20	62,626	0	8,612	9	
14	田之入 2	D03-203-179	1	73,734	0	107	9	
15	小之入	D03-203-180	1	41,656	0	940	9	
16	鳥屋立	D03-203-181	63	128,706	0	564	9	
17	小沢根 1	D03-203-182	0	18,021	0	774	10	
18	小沢根 2	D03-203-183	1	16,010	0	6,011	10	
19	小沢根 3	D03-203-184	1	4,384	0	191	11	
20	小沢根 4	D03-203-185	1	12,491	0	742	11	
21	保代沢	D03-203-186	5	70,184	0	4,693	11	
22	躍開戸	D03-203-187	5	28,702	0	54	11,12	
23	トキノス	D03-203-188	3	55,049	1	19,752	11,12	
24	ホドガイ 1	D03-203-190	5	43,898	2	24,303	13	
25	余里川	D03-203-191	13	175,366	5	109,608	12,13	
26	倉地無沢	D03-203-192	20	149,949	1	13,276	12,13	
27	親嶽沢	D03-203-193	2	15,259	0	4,662	12	
28	余里沢	D03-203-195	1	13,986	0	377	12	
29	地免坊	D03-203-196	8	30,262	0	617	12	
30	立池 1	D03-203-197	0	14,316	0	394	14	
31	ダキマワシ沢	D03-203-200	1	102,327	0	9,127	14,15	

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	人家戸数	面積（㎡）		
32	アシオネ沢	D03-203-202	1	126,711	0	111,192	16	
33	正連坊	D03-203-203	4	60,700	0	218	6	
34	小原	D03-203-204	0	41,002	0	2,732	6	
35	唐沢 1	D03-203-205	3	113,489	0	666	6	
36	唐沢 2	D03-203-206	1	69,292	0	1,241	6	
37	築地原	D03-203-207	16	301,962	0	649	5	
38	横沢川 2	D03-203-209	0	247,471	0	154,703	4,5	
39	巣栗沢	D03-203-210	12	305,036	0	5,091	2,3	
40	クルミ沢	D03-203-211	2	115,334	0	26,658	2,3	
41	巣栗	D03-203-212	1	161,848	0	6,896	2	

※ 人家戸数は居室を有する建物の数

(10) 土砂災害警戒区域等（地滑り）

【上田地域】

（H28.2.29 長野県指定）

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			うち特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
1	埴口	J03203001A	2	28,189	－	－	－	－	1	Aブロック
2		J03203001B	1	28,137	－	－	－	－	1	Bブロック
3		J03203001C	1	32,935	－	－	－	－	1	Cブロック
4	長入	J03203002A	10	15,924	－	－	－	－	1	Aブロック
5		J03203002B	1	8,427	－	－	－	－	1	Bブロック
6		J03203002C	4	8,842	－	－	－	－	1	Cブロック
7	岩清水	J03203401A	8	11,780	－	－	－	－	2	Aブロック
8		J03203401B	6	56,128	－	－	－	－	2	Bブロック
9		J03203401C	0	13,541	－	－	－	－	2	Cブロック
10	殿城	J03203003A	5	69,338	－	－	－	－	2	Aブロック
11		J03203003B	6	56,899	－	－	－	－	2	Bブロック
12	上塩尻	J03203402A	68	372,026	－	－	－	－	3	Aブロック
13		J03203402B	34	173,411	－	－	－	－	3	Bブロック
14	上室賀	J03203403A	14	123,190	－	－	－	－	4	Aブロック
15	鼻石	J03203004A	3	23,918	－	－	－	－	4	Aブロック
16		J03203004B	1	4,188	－	－	－	－	4	Bブロック
17		J03203004C	2	5,787	－	－	－	－	4	Cブロック
18	日陰	J03203201A	5	69,755	－	－	－	－	5	Aブロック
19		J03203201B	2	34,909	－	－	－	－	5	Bブロック
20	小山	J03203005A	3	37,273	－	－	－	－	5	Aブロック
21		J03203005B	1	274,760	－	－	－	－	5	Bブロック
22	押切前	J03203006A	14	239,734	－	－	－	－	6	Aブロック
23	羽黒	J03203007A	1	94,868	－	－	－	－	7	Aブロック
24	浦野	J03203008A	28	96,672	－	－	－	－	7	Aブロック
25	古城	J03203009A	18	44,625	－	－	－	－	7	Aブロック
26	下手	J03203202A	0	26,599	－	－	－	－	8	Aブロック
27		J03203202B	0	10,702	－	－	－	－	8	Bブロック
28	宮の入	J03203010A	2	23,148	－	－	－	－	9	Aブロック
29	別所	J03203011A	36	183,890	－	－	－	－	10	Aブロック
30		J03203011B	3	6,705	－	－	－	－	10	Bブロック
31		J03203011C	1	38,680	－	－	－	－	10	Cブロック
32		J03203011D	2	88,677	－	－	－	－	10	Dブロック
33		J03203011E	51	132,597	－	－	－	－	10	Eブロック
34	樋の口	J03203012A	0	23,435	－	－	－	－	11	Aブロック
35	野倉	J03203404A	11	69,075	－	－	－	－	11	Aブロック
36		J03203404B	2	72,460	－	－	－	－	11	Bブロック
37	日影	J03203013A	20	37,793	－	－	－	－	12	Aブロック
38	岳ノ尾	J03203203A	5	33,417	－	－	－	－	12	Aブロック
39		J03203203B	0	7,355	－	－	－	－	12	Bブロック
40		J03203203C	3	29,936	－	－	－	－	12	Cブロック
41		J03203203D	0	21,746	－	－	－	－	12	Dブロック
42	岳の尾	J03203014A	1	111,198	－	－	－	－	12	Aブロック
43	平井寺	J03203015A	3	11,493	－	－	－	－	13	Aブロック
44	日陰	J03203201A	5	69,755	－	－	－	－		Aブロック
45		J03203201B	2	34,909	－	－	－	－		Bブロック

46	下手	J03203202A	0	26,599	－	－	－	－		Aﾌﾞﾛｯｸ
47		J03203202B	0	10,702	－	－	－	－		Bﾌﾞﾛｯｸ
48	岳の尾	J03203203C	3	29,936	－	－	－	－		Cﾌﾞﾛｯｸ
49		J03203203A	5	33,417	－	－	－	－		Aﾌﾞﾛｯｸ
50		J03203203B	0	7,355	－	－	－	－		Bﾌﾞﾛｯｸ
51		J03203203D	0	21,746	－	－	－	－		Dﾌﾞﾛｯｸ
52	岩清水	J03203401A	8	11,780	－	－	－	－		Aﾌﾞﾛｯｸ
53		J03203401B	6	56,128	－	－	－	－		Bﾌﾞﾛｯｸ
54		J03203401C	0	13,541	－	－	－	－		Cﾌﾞﾛｯｸ
55	上塩尻	J03203402A	68	372,026	－	－	－	－		Aﾌﾞﾛｯｸ
56		J03203402B	34	173,411	－	－	－	－		Bﾌﾞﾛｯｸ
57	上室賀	J03203402A	14	123,190	－	－	－	－		Aﾌﾞﾛｯｸ
58	野倉	J03203404	11	69,075	－	－	－	－		Aﾌﾞﾛｯｸ
59		J03203404	2	72,640	－	－	－	－		Bﾌﾞﾛｯｸ

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数（378 戸のうち 28 戸が重複）

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合

【丸子地域】

（H28.2.29 長野県指定）

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			うち特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
1	上池	J03341001	21	96,561	－	－	－	－	1	Aﾌﾞﾛｯｸ
2		J03341001	26	74,327	－	－	－	－	1	Bﾌﾞﾛｯｸ
3	生田	J03341002	15	78,278	－	－	－	－	2	Aﾌﾞﾛｯｸ
4		J03341002	33	144,694	－	－	－	－	2	Bﾌﾞﾛｯｸ
5		J03341002	22	49,019	－	－	－	－	2	Cﾌﾞﾛｯｸ
6		J03341002	3	17,903	－	－	－	－	2	Dﾌﾞﾛｯｸ
7		J03341002	25	119,680	－	－	－	－	1	Eﾌﾞﾛｯｸ
8		J03341002	28	255,597	－	－	－	－	1	Fﾌﾞﾛｯｸ
9		J03341002	33	122,756	－	－	－	－	2	Gﾌﾞﾛｯｸ
10	尾野山	J03341003	49	108,610	－	－	－	－	3	Aﾌﾞﾛｯｸ
11		J03341003	3	70,129	－	－	－	－	3	Bﾌﾞﾛｯｸ
12		J03341003	25	45,168	－	－	－	－	3	Cﾌﾞﾛｯｸ
13		J03341003	53	100,680	－	－	－	－	3	Dﾌﾞﾛｯｸ
14		J03341003	43	56,273	－	－	－	－	3	Eﾌﾞﾛｯｸ
15		J03341003	10	132,856	－	－	－	－	3	Fﾌﾞﾛｯｸ
16		J03341003	2	207,556	－	－	－	－	3	Gﾌﾞﾛｯｸ
17		J03341003	1	119,743	－	－	－	－	3	Hﾌﾞﾛｯｸ
18	金井	J03341004	2	16,775	－	－	－	－	4	Aﾌﾞﾛｯｸ
19		J03341004	4	24,042	－	－	－	－	4	Bﾌﾞﾛｯｸ
20	練合	J03341005	5	80,473	－	－	－	－	4	Aﾌﾞﾛｯｸ
21		J03341005	11	56,076	－	－	－	－	4	Bﾌﾞﾛｯｸ
22		J03341005	8	31,913	－	－	－	－	4	Cﾌﾞﾛｯｸ
23		J03341005	17	34,155	－	－	－	－	4	Dﾌﾞﾛｯｸ
24		J03341005	8	16,668	－	－	－	－	4	Eﾌﾞﾛｯｸ
25		J03341005	1	28,658	－	－	－	－	4	Fﾌﾞﾛｯｸ
26	南原	J03341006	7	34,765	－	－	－	－	5	Aﾌﾞﾛｯｸ
27		J03341006	2	8,730	－	－	－	－	5	Bﾌﾞﾛｯｸ
28	上組	J03341007	17	35,435	－	－	－	－	6	Aﾌﾞﾛｯｸ
29	小屋坂	J03341008	4	13,313	－	－	－	－	7	Aﾌﾞﾛｯｸ

30		J03341008	10	25,791	－	－	－	－	7	Bﾌﾞﾛｯｸ
31		J03341008	12	31,950	－	－	－	－	7	Cﾌﾞﾛｯｸ

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数（506 戸のうち 111 戸が重複）

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合

【真田地域】

（H28.2.29 長野県指定）

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			うち特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
1	天狗平	J03203409A	14	118,045	－	－	－	－	1	Aﾌﾞﾛｯｸ
2	大日向	J03203020A	1	15,506	－	－	－	－	2	Aﾌﾞﾛｯｸ

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合

【武石地域】

（H28.2.29 長野県指定）

	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			うち特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積（㎡）	延長（m）	人家戸数	面積（㎡）	延長（m）		
1	小沢根	J03203021A	0	58,660	－	－	－	－	1	Aﾌﾞﾛｯｸ
2	余里２	J03203022A	8	108,054	－	－	－	－	2	Aﾌﾞﾛｯｸ
3		J03203022B	7	63,700	－	－	－	－	2	Bﾌﾞﾛｯｸ
4	余里１	J03203023A	3	77,821	－	－	－	－	2	Aﾌﾞﾛｯｸ
5		J03203023B	2	105,806	－	－	－	－	2	Bﾌﾞﾛｯｸ
6		J03203023C	1	53,203	－	－	－	－	2	Cﾌﾞﾛｯｸ
7	二本木	J03203024A	3	33,290	－	－	－	－	3	Aﾌﾞﾛｯｸ

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊

(11) 雪崩危険箇所

【上田地域】

R7.1.1 現在

	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所等の種類	箇所番号	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険斜面面積	人家戸数
1	上野・伊勢山	伊勢山	I	8	20	39	19,500	13
2	上塩尻・上塩尻	上塩尻	I	11	25	39	1,995,500	419
3	小泉・下半過	下半過	I	13	26	30	630,500	30
4	小泉・上半過	半過下	I	15	38	39	247,000	54
5	小泉・古屋敷	山口(1)	I	17	39	39	201,500	37
6	国分・染屋	染屋	I	18	22	22	26,000	30
7	小牧・小牧西	小牧下	I	20	29	39	110,500	64
8	住吉・金剛寺	金剛寺上	I	24	27	39	39,000	9
9	大屋・下吉田	大屋	I	27	22	22	6,500	6
10	芳田・長入	長入	I	29	20	28	39,000	8
11	芳田・長入	長入下	I	30	22	28	52,000	14
12	諏訪形・中村	朝日ヶ丘	I	32	20	28	117,000	7
13	秋和・秋和	秋和	I	33	31	31	26,000	578
14	緑が丘三丁目	新田	I	34	24	31	1,254,500	245
15	上田・山口	山口(2)	I	35	53	58	58,500	12
16	上野・畑山	畑山	I	36	30	31	260,000	51
17	住吉・金剛寺	真-1	I	46	20	39	175,500	62
18	国分・国分	国分	I	61	20	28	26,000	28
19	大屋・西深井	大屋(3)	I	64	20	22	6,500	10
20	住吉・金剛寺	金剛寺北	I	914	37	39	104,000	15
21	上田・新田東大星	新田東大星	I	915	24	28	812,500	572
22	上田・山口	山口上	I	916	28	51	188,500	39
23	住吉・大久保	大久保西	I	917	23	39	240,500	46
24	住吉・大久保	大久保東	I	918	28	28	65,000	7
25	殿城・岩清水	岩清水	I	919	21	39	42,250	5
26	上野・赤坂	赤坂	I	920	20	27	19,500	9
27	上野・矢沢	矢沢	I	921	26	28	6,500	5
28	上野・伊勢山	伊勢山中	I	922	20	28	19,500	8
29	林之郷・梅が丘	梅が丘下	I	923	22	45	6,500	8
30	古里・岩門	岩門	I	924	22	27	6,500	29
31	国分・常入一丁目	常入一丁目	I	925	22	39	6,500	12
32	国分・材木町二丁目	材木町下	I	926	20	39	3,250	21
33	国分・材木町二丁目	材木町中	I	927	22	39	3,250	7
34	国分・材木町二丁目	材木町上	I	928	28	39	13,000	8
35	住吉・長島	長島	I	929	20	39	19,500	31
36	上野・樋之沢	樋之沢西	I	930	20	22	19,500	12
37	上野・樋之沢	樋之沢東	I	931	22	39	6,500	8
38	大屋・大屋	大屋下	I	932	20	39	6,500	6
39	諏訪形・須川	須川	I	933	20	22	22,750	11
40	小泉・下半過	下半過西	I	934	44	47	130,000	9
41	小泉・下半過	下半過東	I	935	41	41	370,500	18
42	小泉・上半過	上半過北	I	936	37	39	104,000	5
43	小泉・上半過	上半過西	I	937	38	39	214,500	22
44	小泉・上半過	上半過南	I	938	33	39	78,000	12
45	小泉・上半過	上半過東	I	939	33	39	71,500	7
46	築地・箕輪	箕輪	I	940	28	28	143,000	8

	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所等の種類	箇所番号	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険斜面面積	人家戸数
47	神畑・志神原	志神原	Ⅰ	941	31	31	19,500	8
48	神畑・倉井	倉井	Ⅰ	942	39	39	19,500	7
49	林之郷・梅が丘	梅が丘上	Ⅱ	1	20	22	6,500	1
50	上野・伊勢山	伊勢山下	Ⅱ	2	20	22	13,000	4
51	岩下・岩下	岩下	Ⅱ	3	20	27	19,500	1
52	小牧・小牧	小牧東	Ⅱ	4	34	47	55,250	1
53	小牧・小牧	小牧西	Ⅱ	5	28	39	71,500	2
54	古里・笹井	笹井	Ⅱ	6	20	22	6,500	2
55	殿城・氷沢	氷沢	Ⅱ	7	22	22	9,750	1
56	国分・常入一丁目	常田	Ⅱ	8	22	39	6,500	1
57	小泉・上半過	半過上	Ⅱ	9	42	47	52,000	3

※危険箇所等の種類　Ⅰ：危険箇所内に人家５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設、駅、旅館等のある場合を含む）存在する。
Ⅱ：危険区域内に人家が 1～4 戸存在する。

【真田地域】

R7.1.1 現在

	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所等の種類	箇所番号	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険斜面面積	人家戸数
1	真田町長・熊久保	十林寺	Ⅰ	37	25	31	170,950	10
2	真田町長・戸沢	戸沢	Ⅰ	38	22	22	286,000	46
3	真田町長・大日向	宮前	Ⅰ	39	26	39	864,500	67
4	真田町傍陽・上横道	坂下	Ⅰ	40	28	39	91,000	33
5	真田町傍陽・三島平	三島(1)	Ⅰ	41	28	28	266,500	14
6	真田町傍陽・大倉	大倉	Ⅰ	42	20	31	455,000	6
7	真田町傍陽・入軽井沢	入軽井沢(1)	Ⅰ	44	34	34	533,000	53
8	真田町本原・赤井	真-2	Ⅰ	47	39	45	169,000	53
9	真田町長・角間	真-3	Ⅰ	48	28	51	216,450	33
10	真田町長・大日向	真-4	Ⅰ	49	46	51	69,550	31
11	真田町長・大日向	真-5	Ⅰ	50	31	31	201,500	40
12	真田町傍陽・岡保	真-6	Ⅰ	52	37	39	325,000	58
13	真田町傍陽・入軽井沢	真-10	Ⅰ	55	22	28	188,500	30
14	真田町傍陽・入軽井沢	真-14	Ⅰ	59	30	31	52,000	26
15	真田町長・千古	真-15	Ⅰ	60	24	31	273,000	6
16	真田町傍陽・入軽井沢	入軽井沢(2)	Ⅰ	66	27	39	6,500	6
17	真田町傍陽・岡保	岡保	Ⅰ	67	23	39	292,500	5
18	真田町傍陽・中組	中組(1)	Ⅰ	68	33	39	17,550	11
19	真田町傍陽・石堂	中組(2)	Ⅰ	70	33	39	6,500	10
20	真田町傍陽・中横道	下横道	Ⅰ	71	30	31	19,500	106
21	真田町長・角間	岩屋観音	Ⅰ	74	57	58	13,000	1
22	真田町傍陽・大庭	大庭	Ⅰ	75	20	22	6,500	10
23	真田町傍陽・萩	萩	Ⅰ	912	33	39	19,500	7
24	菅平高原・日本ダボス	日本ダボス上	Ⅰ	943	22	31	6,500	2
25	菅平高原・日本ダボス	日本ダボス下	Ⅰ	944	22	22	6,500	12
26	菅平高原・菅平	菅平	Ⅰ	945	32	32	19,500	11
27	菅平高原・中組	中組	Ⅰ	946	20	28	45,500	1
28	菅平高原・西組	西組下	Ⅰ	947	28	31	13,000	1
29	菅平高原・向組	向組西	Ⅰ	948	25	39	45,500	7
30	菅平高原・向組	向組東	Ⅰ	949	20	22	84,500	13

	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所等の種類	箇所番号	平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険斜面面積	人家戸数
31	菅平高原・向組	向組南	Ⅰ	950	29	39	13,000	2
32	真田町長・十ノ原	十ノ原西	Ⅰ	951	26	39	58,500	1
33	真田町長・十ノ原	十ノ原北	Ⅰ	952	20	22	39,000	1
34	真田町長・渋沢	下渋沢北	Ⅰ	953	28	28	16,250	9
35	真田町長・渋沢	渋沢橋西	Ⅰ	954	20	31	22,750	11
36	真田町長・渋沢	渋沢公民館	Ⅰ	955	20	39	45,500	6
37	真田町長・菅平口	菅平口下	Ⅰ	956	36	39	71,500	15
38	真田町長・大日向	大日向上	Ⅰ	957	47	47	78,000	7
39	真田町長・大日向	大日向下	Ⅰ	958	30	39	39,000	42
40	真田町長・横沢	横沢上	Ⅰ	959	36	39	84,500	1
41	真田町長・横沢	横沢下	Ⅰ	960	25	39	442,000	69
42	真田町長・角間	角間東	Ⅰ	961	44	47	56,550	1
43	真田町長・角間	角間西	Ⅰ	962	41	41	39,000	26
44	真田町長・真田	真田東	Ⅰ	963	20	39	92,950	83
45	真田町長・真田	真田西	Ⅰ	964	33	39	47,450	25
46	真田町長・真田	寺村	Ⅰ	965	30	30	52,000	8
47	真田町長・十林寺	十林寺下	Ⅰ	966	49	58	13,000	18
48	真田町長・十林寺	十林寺中	Ⅰ	967	24	51	45,500	2
49	真田町長・十林寺	十林寺上	Ⅰ	968	28	51	13,000	1
50	真田町長・横尾	横尾	Ⅰ	969	27	39	8,450	6
51	真田町傍陽・大倉	大倉東	Ⅰ	970	37	39	260,000	7
52	真田町傍陽・下横道	下横道南	Ⅰ	971	20	22	14,950	5
53	真田町傍陽・田中	田中西	Ⅰ	972	39	39	6,500	13
54	真田町傍陽・田中	田中東	Ⅰ	973	41	41	58,500	7
55	真田町傍陽・大庭	大庭南	Ⅰ	974	25	28	58,500	11
56	真田町傍陽・曲尾	曲尾	Ⅰ	975	20	39	546,000	27
57	真田町傍陽・中組	中組	Ⅰ	976	58	58	6,500	6
58	真田町傍陽・岡保	岡保下	Ⅰ	977	27	28	21,450	11
59	真田町傍陽・松井新田	松井新田東	Ⅰ	978	31	39	50,050	6
60	真田町傍陽・松井新田	松井新田西	Ⅰ	979	33	33	19,500	5
61	菅平高原・西組	西組中	Ⅱ	10	20	22	19,500	4
62	菅平高原・西組	西組上	Ⅱ	11	22	28	19,500	1
63	真田町長・十ノ原	十ノ原東	Ⅱ	12	20	22	13,000	1
64	真田町長・十ノ原	十ノ原南	Ⅱ	13	51	58	6,500	1
65	真田町傍陽・沼入	沼入西	Ⅱ	14	22	39	13,000	1
66	真田町傍陽・沼入	沼入東	Ⅱ	15	26	39	6,500	1
67	真田町長・渋沢	下渋沢南	Ⅱ	16	22	22	13,000	1
68	真田町長・渋沢	渋沢橋東	Ⅱ	17	28	28	29,250	1
69	真田町長・渋沢	渋沢水源地	Ⅱ	18	22	22	29,250	3
70	真田町長・菅平口	菅平口上	Ⅱ	19	28	31	104,000	1
71	真田町傍陽・大良	大良	Ⅱ	20	20	39	741,000	2
72	真田町傍陽・矢坪	矢坪上	Ⅱ	21	30	51	71,500	1
73	傍陽・矢坪	矢坪	Ⅱ	22	20	31	292,500	1
74	真田町傍陽・松井新田	松井新田北	Ⅱ	23	35	39	19,500	4
75	真田町傍陽・松井新田	松井新田南	Ⅱ	24	37	39	19,500	1

※危険箇所等の種類　Ⅰ：危険箇所内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設、駅、旅館等のある場合を含む）存在する。
Ⅱ：危険区域内に人家が1～4戸存在する。

(12) 重要水防区域

R7.1.1 現在

	水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種　別	左右岸の別	警戒の度　合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
1	上田市	千曲川	国	一級	右	B	3,025	1	上田市下塩尻(坂城町境～上田大橋上流)	1.9	漏水	月の輪
2	上田市	千曲川	国	一級	右	B	1,310	1	上田市下塩尻(下塩尻樋管上下流)	1.9	法崩れ・すべり	崩壊対策
3	上田市	千曲川	国	一級	左	B	676	1	上田市小泉（坂城町上田市境～六ヶ郷用水樋門上流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
4	上田市	千曲川	国	一級	右	B	245	1	上田市小泉（坂城町上田市境～六ヶ郷用水樋門上流)	1.9	堤防高不足	積土嚢
5	上田市	千曲川	国	一級	右	B	260	1	上田市下塩尻	1.9	堤防高不足	積土嚢
6	上田市	千曲川	国	一級	右	B	205	1	上田市下塩尻	1.9	堤防断面不足	積土嚢
7	上田市	千曲川	国	一級	右	B	85	1	上田市下塩尻	1.9	堤防断面不足	積土嚢
8	上田市	千曲川	国	一級	右	B	5	1	上田市下塩尻	1.9	水衝・洗掘	木流し 蛇　籠
9	上田市	千曲川	国	一級	右	B	125	1	上田市下塩尻	1.9	堤防断面不足	積土嚢
10	上田市	千曲川	国	一級	右	A	1,006	1	上田市上塩尻(上田大橋上下流)	1.9	水衝・洗掘	木流し 蛇　籠
11	上田市	千曲川	国	一級	左	A	90	1	上田市小泉(浦野川下流)	1.9	堤防高不足	積土嚢
12	上田市	千曲川	国	一級	左	A	90	1	上田市小泉(浦野川下流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
13	上田市	千曲川	国	一級	左	B	20	1	上田市小泉(浦野川下流)	1.9	堤防高不足	積土嚢
14	上田市	千曲川	国	一級	左	B	20	1	上田市小泉(浦野川下流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
15	上田市	千曲川	国	一級	左	A	360	1	上田市下之条(上田大橋上流)	1.9	水衝・洗掘	木流し 蛇　籠
16	上田市	千曲川	国	一級	右	B	175	1	上田市上塩尻(上田大橋上流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
17	上田市	千曲川	国	一級	右	B	75	1	上田市上塩尻(上田大橋上流)	1.9	堤防高不足	積土嚢
18	上田市	千曲川	国	一級	右	A	100	1	上田市上塩尻(上田大橋上流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
19	上田市	千曲川	国	一級	右	A	100	1	上田市上塩尻(上田大橋上流)	1.9	堤防高不足	積土嚢
20	上田市	千曲川	国	一級	右	A	100	1	上田市常磐城(古舟橋下流)	1.9	水衝・洗掘	木流し 蛇　籠
21	上田市	千曲川	国	一級	右	B	30	1	上田市常磐城(古舟橋下流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
22	上田市	千曲川	国	一級	右	B	356	1	上田市常磐城(古舟橋下流)	1.9	堤防高不足	積土嚢
23	上田市	千曲川	国	一級	左	B	50	1	上田市中之条(古舟橋下流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
24	上田市	千曲川	国	一級	左	B	239	1	上田市中之条(古舟橋上流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
25	上田市	千曲川	国	一級	右	B	90	1	上田市常磐城(古舟橋上流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
26	上田市	千曲川	国	一級	右	B	193	1	上田市常磐城(古舟橋上流)	1.9	水衝・洗掘	木流し 蛇　籠
27	上田市	千曲川	国	一級	右	B	184	1	上田市常磐城(古舟橋上流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
28	上田市	千曲川	国	一級	左	B	445	1	上田市御所(古舟橋上流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
29	上田市	千曲川	国	一級	左	B	120	1	上田市御所(古舟橋下流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
30	上田市	千曲川	国	一級	左	A	474	1	上田市諏訪形(上田橋上下流)	1.9	水衝・洗掘	木流し 蛇　籠
31	上田市	千曲川	国	一級	左	B	80	1	上田市諏訪形(上田橋上流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
32	上田市	千曲川	国	一級	右	B	499	1	上田市天神(上田橋下流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢

	水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種　別	左右岸の別	警戒の度　合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
33	上田市	千曲川	国	一級	右	B	30	1	上田市天神（上田電鉄別所線千曲川橋梁上流）	1.9	堤防断面不足	積土嚢
34	上田市	千曲川	国	一級	右	B	50	1	上田市天神（上田電鉄別所線千曲川橋梁上流）	1.9	堤防高不足	積土嚢
35	上田市	千曲川	国	一級	右	B	50	1	上田市天神（上田電鉄別所線千曲川橋梁上流）	1.9	堤防断面不足	積土嚢
36	上田市	千曲川	国	一級	右	要注意	716	1	上田市天神（上田電鉄別所線千曲川橋梁上流）	1.9	破堤跡	
37	上田市	千曲川	国	一級	右	B	40	1	上田市天神（上田交通別所線千曲川橋梁上流）	1.9	堤防高不足	積土嚢
38	上田市	千曲川	国	一級	右	B	40	1	上田市天神（上田交通別所線千曲川橋梁上流）	1.9	堤防断面不足	積土嚢
39	上田市	千曲川	国	一級	右	B	296	1	上田市常田（常田新橋下流）	1.9	堤防断面不足	積土嚢
40	上田市	千曲川	国	一級	左	B	117	1	上田市小牧（常田新橋下流）	1.9	堤防高不足	積土嚢
41	上田市	千曲川	国	一級	左	A	200	1	上田市小牧（常田新橋下流）	1.9	堤防高不足	積土嚢
42	上田市	千曲川	国	一級	左	A	588	1	上田市小牧（常田新橋上下流）	1.9	堤防断面不足	積土嚢
43	上田市	千曲川	国	一級	左	B	1,414	1	上田市小牧（常田新橋上流～小牧橋上流）	1.9	法崩れ・すべり	崩壊対策
44	上田市	千曲川	国	一級	左	A	100	1	上田市小牧（常田新橋上流）	1.9	水衝・洗掘	木流し蛇　籠
45	上田市	千曲川	国	一級	左	A	90	1	上田市小牧（常田新橋上流）	1.9	堤防高不足	積土嚢
46	上田市	千曲川	国	一級	左	B	295	1	上田市小牧（常田新橋上流）	1.9	堤防高不足	積土嚢
47	上田市	千曲川	国	一級	左	B	479	1	上田市小牧（常田新橋上流）	1.9	堤防高不足	積土嚢
48	上田市	千曲川	国	一級	左	B	816	1	上田市小牧（小牧橋上下流）	1.9	水衝・洗掘	木流し蛇　籠
49	上田市	千曲川	国	一級	右	B	270	1	上田市国分(小牧橋上流～北陸新幹線第二千曲川橋梁)	1.9	堤防高不足	積土嚢
50	上田市	千曲川	国	一級	右	A	270	1	上田市国分(小牧橋上流～北陸新幹線第二千曲川橋梁)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
51	上田市	千曲川	国	一級	右	B	20	1	上田市国分(小牧橋上流～北陸新幹線第二千曲川橋梁)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
52	上田市	千曲川	国	一級	右	B	833	1	上田市国分(北陸新幹線第二千曲川橋梁上流)	1.9	堤防高不足	積土嚢
53	上田市	千曲川	国	一級	右	B	70	1	上田市国分（神川合流点下流）	1.9	堤防断面不足	積土嚢
54	上田市	千曲川	国	一級	右	A	348	1	上田市国分（神川合流点下流）	1.9	堤防高不足	積土嚢
55	上田市	千曲川	国	一級	右	A	348	1	上田市国分（神川合流点下流）	1.9	堤防断面不足	積土嚢
56	上田市	千曲川	国	一級	右	A	110	1	上田市岩下（神川合流点上流）	1.9	堤防高不足	積土嚢
57	上田市	千曲川	国	一級	右	B	422	1	上田市岩下（神川合流点上流）	1.9	堤防断面不足	積土嚢

	水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
58	上田市	千曲川	国	一級	右	A	361	1	上田市岩下(神川合流点上流)	1.9	水衝・洗掘	木流し 蛇籠
59	上田市	千曲川	国	一級	左	B	698	1	上田市生田(生田)	1.9	水衝・洗掘	木流し 蛇籠
60	上田市	千曲川	国	一級	右	B	594	1	上田市大屋(大石橋下流)	1.9	堤防高不足	積土嚢
61	上田市	千曲川	国	一級	右	A	489	1	上田市大屋(大石橋下流)	1.9	堤防高不足	積土嚢
62	上田市	千曲川	国	一級	右	B	207	1	上田市大屋(大屋橋下流)	1.9	水衝・洗掘	木流し 蛇籠
63	上田市	千曲川	国	一級	左	A	74	1	上田市生田(依田川上下流)	1.9	堤防高不足	積土嚢
64	上田市	千曲川	国	一級	左	A	74	1	上田市生田(依田川上下流)	1.9	堤防断面不足	積土嚢
65	上田市	千曲川	国	一級		A		1	千曲川橋梁(上田電鉄別所線)	1.9	桁下余裕高不足	
66	上田市	千曲川	国	一級	右	A		1	塩尻水門樋門	1.9	パイピング	
国計							21,341	66				

	水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
67	上田市	瀬沢川	県	一級	左	A	50	1	大屋(大屋瀬沢川下流)	2.0	堤防高不足 溢水	積土俵
					右	A	50	1				
68	上田市	瀬沢川	県	一級	左	A	100	1	大屋(岩下橋下流)	2.0	無堤地 越水	積土俵
69	上田市	瀬沢川	県	一級	右	B	30	1	町吉田坂口宅西前	1.5	無堤地 決壊	積土俵 木流し
70	上田市	瀬沢川	県	一級	左	B	120	1	小井田(中瀬沢橋下流)	2.5	無堤地 決壊	木流し
					右	B	120	1				
71	上田市	瀬沢川	県	一級	左	B	80	1	小井田(小井田橋下流)	2.5	無堤地 溢水	積土俵
					右	B	80	1				
72	上田市	瀬沢川	県	一級	右	B	30	1	大日木(上野原線橋下流)	2.0	無堤地 決壊	木流し
73	上田市	矢出沢川	県	一級	左	A	4,100	1	諏訪部橋～蛇沢大橋	1.5	堤防高不足 護岸等の決壊	積土俵 木流し
					右	A	4,100					
74	上田市	矢出沢川	県	一級	左	B	50	1	長島(横山橋下流)	1.5	無堤地 越水	積土俵
75	上田市	湯川	県	一級	右	A	90	1	学海団地北側	1.5	無堤地 越水	積土俵
76	上田市	湯川	県	一級	右	A	30	1	保野(保野橋上流)	1.5	護岸等の決壊 越水	積土俵
77	上田市	湯川	県	一級	左	B	30	1	保野(上小島橋下流)	1.5	無堤地 決壊	木流し
78	上田市	湯川	県	一級	左	B	150	1	保野(堀内電気裏下流)	1.5	無堤地 越水	木流し
					右	B	150	1				
79	上田市	湯川	県	一級	右	A	30	1	下小島(下小島橋下流)	1.5	護岸等の 決壊	木流し
80	上田市	湯川	県	一級	右	B	50	1	別所(大湯橋下流)	1.5	無堤地 溢水	木流し
81	上田市	産川	県	一級	左	B	100	1	東五加(鎌倉橋上流)	1.5	護岸等の 決壊	積土俵
					右	B	100	1				
82	上田市	産川	県	一級	左	B	100	1	新町(新前橋上下流)	1.5	堤防高不足 越水	積土俵
					右	B	100	1				
83	上田市	産川	県	一級	右	B	50	1	手塚東久保	1.5	ガケ崩による 川のせき止め	積土俵 蛇籠
84	上田市	追開沢川	県	一級	右	B	120	1	山田集落中	1.5	無堤地 決壊	積土俵
85	上田市	浦野川	県	一級	右	B	50	1	越戸(越戸橋下)	1.5	護岸等の 決壊	積土俵 木流し
86	上田市	阿鳥川	県	一級	左	B	100	1	岡(岡より浦野へ上流)	1.0	護岸等の 決壊	積土俵 木流し
					右	B	100	1				
87	上田市	室賀川	県	一級	左	A	50	1	上室賀(片山橋上)	1.0	護岸等の 決壊	積土俵 木流し
88	上田市	室賀川	県	一級	左	A	80	1	小泉(和合永代橋下流)	0.8	護岸等の 決壊	積土俵 木流し

	水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種　別	左右岸の別	警戒の度　合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
89	上田市	室賀川	県	一級	右	B	100	1	上室賀(本組橋下流)	3.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠
90	上田市	室賀川	県	一級	右	B	100	1	上室賀(特別養護老人ホーム南側400m)	1.0	護岸等の決壊	木流し
91	上田市	神川	県	一級	左	A	100	1	神川橋上流	2.5	堤防高不足 溢水	積土俵 木流し
					右	A	100	1				
92	上田市	神川	県	一級	左	B	100	1	神里橋下	2.5	堤防断面不足 溢水	積土俵 木流し
93	上田市	神川	県	一級	左右	B	150	1	下郷橋下流	2.5	堤防高不足	積土俵
94	上田市	千曲川	県	一級	左	B	180	1	郷仕川原集落	1.5	護岸(堤防)老朽 決壊	木流し
95	上田市	千曲川	県	一級	左	B	600	1	石井県住横	1.5	護岸(堤防)老朽 決壊	木流し
96	上田市	千曲川	県	一級	左	B	175	1	大屋橋上	1.5	河岸崩落 決壊	ブロック 投入
97	上田市	依田川	県	一級	右	B	280	1	長瀬郵便局裏	1.2	根固洗掘 決壊	ブロック 投入
98	上田市	依田川	県	一級	右	B	300	1	三角橋上流	1.2	根固洗掘 決壊	ブロック 投入
99	上田市	依田川	県	一級	右	B	700	1	三角橋下流	1.2	根固洗掘 決壊	ブロック 投入
100	上田市	依田川	県	一級	右	A	100	1	丸子橋上下流	1.2	根固洗掘 決壊	ブロック 決壊
101	上田市	依田川	県	一級	右	B	50	1	腰越 市営住宅横	1.2	根固洗掘	ブロック 決壊
102	上田市	依田川	県	一級	右	A	400	1	馬坂1号橋上下流	1.2	護岸(堤防)老朽 決壊	木流し
103	上田市	依田川	県	一級	左	B	200	1	広域プール横	1.2	根固洗掘 決壊	ブロック 投入
104	上田市	依田川	県	一級	右	A	330	1	依田川橋上流	1.2	根固洗掘 決壊	ブロック 投入
105	上田市	依田川	県	一級	右	B	515	1	東郷橋上流	1.2	護岸(堤防)老朽 決壊	木流し
106	上田市	依田川	県	一級	左	B	200	1	東郷橋下流	1.2	護岸(堤防)老朽 決壊	木流し
					右	B	400	1				
107	上田市	内村川	県	一級	右	B	330	1	内村橋上下流	1.0	護岸(堤防) 洗掘	木流し
108	上田市	内村川	県	一級	左	A	250	1	霊泉寺橋	1.0	護岸高不足 越水	積土俵
					右	A	20	1				
109	上田市	内村川	県	一級	右	A	400	1	向橋上下流	1.0	護岸高不足 越水	積土俵
110	上田市	内村川	県	一級	右	A	150	1	弓場橋下流	1.0	護岸(堤防) 洗掘	積土俵
111	上田市	内村川	県	一級	左	B	50	1	比恵場橋 上下流	1.0	堤防高不足 越水	積土俵
					右	B	20	1				
112	上田市	霊泉寺川	県	一級	左	A	200	1	月見橋上下流	0.7	護岸(堤防)老朽 決壊	木流し
113	上田市	塩川沢川	県	一級	左	B	67	1	松葉橋上下流	1.0	護岸(堤防) 洗掘　決壊	木流し
					右	B	206	1				
114	上田市	深山沢川	県	一級	左	B	75	1	尚武橋上下流	1.0	護岸(堤防)老朽 決壊	木流し
					右	B	200	1				
115	上田市	深山沢川	県	一級	右	B	100	1	宮原橋上流	1.0	護岸(堤防)老朽 決壊	木流し
116	上田市	矢の沢川	県	一級	左	A	700	1	矢の沢橋 上下流	1.0	川幅狭少 内水氾濫	積土俵
					右	A	700	1				
117	上田市	矢の沢川	県	一級	左	A	50	1	東街道団地横	1.0	川幅狭少 内水氾濫	積土俵
118	上田市	長沢川	県	一級	左	B	100	1	落合橋上下流	1.0	護岸(堤防)老朽 決壊	木流し
					右	B	70	1				
119	上田市	神川	県	一級	左	A	150	1	つくし団地 上流	2.0	無堤防 決壊	木流し
					右	A	150	1				
120	上田市	神川	県	一級	左	A	200	1	つくし団地前	2.0	無堤防 決壊	木流し
					右	A	300	1				
121	上田市	神川	県	一級	左	A	100	1	下原	2.0	無堤防 決壊	木流し

	水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種　別	左右岸の別	警戒の度　合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
122	上田市	神川	県	一級	左	A	200	1	堀越堰頭首工対岸	2.0	無堤防決壊	木流し
123	上田市	神川	県	一級	左	A	200	1	白山橋上下流	2.0	無堤防決壊	木流し
124	上田市	神川	県	一級	左	B	100	1	山村広場横	2.0	護岸(堤防)老朽決壊	木流し
					右	B	300	1				
125	上田市	神川	県	一級	左	B	250	1	山村広場下流	1.5	護岸(堤防)老朽決壊	木流し
					右	B	230	1				
126	上田市	神川	県	一級	左	A	100	1	丸山橋上下流	2.0	護岸(堤防)高不足決壊	木流し
					右	A	100	1				
127	上田市	洗馬川	県	一級	右	A	190	1	土屋橋上下流	1.5	無堤地決壊	木流し
128	上田市	洗馬川	県	一級	右	B	80	1	五輪堂橋	1.5	護岸(堤防)老朽決壊	木流し
129	上田市	洗馬川	県	一級	左	A	200	1	赤石橋上流	1.5	河床洗掘決壊	石積み
					右	A	200	1				
130	上田市	洗馬川	県	一級	左	A	30	1	根古屋橋下流	1.5	護岸(堤防)弱体決壊	積土俵
					右	A	30	1				
131	上田市	洗馬川	県	一級	左	B	70	1	神川合流点上流	1.5	護岸(堤防)弱体決壊	積土俵
132	上田市	洗馬川	県	一級	左	B	30	1	千古温泉横	1.5	堤防高不足越水	木流し
133	上田市	渋沢川	県	一級	右	A	40	1	渋沢	1.5	無堤地決壊	木流し積土俵
134	上田市	角間川	県	一級	右	A	20	1	角間配水地付近頭首工上流	1.0	堤防高不足越水	木流し積土俵
135	上田市	角間川	県	一級	右	A	200	1	横沢	1.0	無堤地決壊	木流し
136	上田市	傍陽川	県	一級	右	A	100	1	石堂橋上流	1.5	護岸(堤防)弱体決壊	木流し
137	上田市	傍陽川	県	一級	右	A	20	1	新田橋下	1.5	護岸(堤防)弱体決壊	木流し
138	上田市	傍陽川	県	一級	右	A	100	1	岡保	1.5	無堤地決壊	木流し
139	上田市	堤入谷川	県	一級	左	A	100	1	旧堤公民館上	1.0	護岸(堤防)弱体決壊	木流し
					右	A	40	1				
140	上田市	半田入谷川	県	一級	左	A	100	1	三島平	1.0	無堤地決壊	木流し
					右	A	100	1				
141	上田市	武石川	県	一級	右	B	200	1	依田窪南部中北側	2.0	護岸等の決壊	木流し
142	上田市	武石川	県	一級	左	B	100	1	清水坂下流	2.0	護岸等の決壊	木流し
143	上田市	武石川	県	一級	左	B	100	1	清水坂上流	2.0	護岸弱体決壊	木流し
144	上田市	武石川	県	一級	左	B	100	1	半台	2.0	無堤地決壊	木流し牛枠
145	上田市	武石川	県	一級	左	A	40	1	小沢根	1.5	護岸(堤防)弱体・決壊	木流し牛枠
146	上田市	武石川	県	一級	右	A	170	1	町	1.5	護岸(堤防)弱体・決壊	木流し牛枠
147	上田市	武石川	県	一級	左	A	130	1	武石新橋上流	1.5	護岸(堤防)弱体・決壊	木流し牛枠
					右	A	100	1				
148	上田市	武石川	県	一級	右	B	200	1	小原	1.5	護岸等の決壊	木流し牛枠
149	上田市	武石川	県	一級	右	B	50	1	土井橋上流	1.5	護岸等の決壊	木流し牛枠
150	上田市	茂沢川	県	一級	左	B	100	1	渡場	1.5	堤防高不足決壊	木流し牛枠
151	上田市	茂沢川	県	一級	右	B	130	1	二本木	1.5	堤防高不足決壊	木流し
152	上田市	小沢根川	県	一級	右	A	20	1	上原	1.5	無堤地決壊	木流し
153	上田市	余里川	県	一級	右	A	80	1	トキノス橋上流	1.0	無堤地決壊	木流し
県計							24,708	113				

	水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種　別	左右岸の別	警戒の度　合	延長(m)	箇所数	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
154	上田市	常田川	市	準用	左	B	100	1	泉町から千曲川合流	1.0	護岸の決壊	積土俵木流し
					右	B	100	1				
155	上田市	狐塚沢川	市	準用	左	A	50	1	東街道団地横	1.0	護岸(堤防)高不足越水	積土俵
156	上田市	箱畳沢川	市	準用	左	A	150	1	下堰合流点付近	0.7	護岸(堤防)高不足越水	積土俵
					右	A	150	1				
157	上田市	鞍骨沢川	市	準用	左	A	560	1	依田川合流点上	1.0	護岸(堤防)高不足越水	積土俵
					右	A	560	1				
158	上田市	殿入沢川	市	準用	左	A	50	1	内村川合流点上	1.0	護岸(堤防)高不足越水	積土俵
					右	A	50	1				
159	上田市	大沢川	市	普通	左	A	20	1	掘田沢合流点	0.7	護岸(堤防)老朽決壊	木流し
					右	A	150	1				
160	上田市	練合沢川	市	普通	左	A	200	1	国道152号上	1.0	護岸(堤防)高不足越水	積土俵
					右	A	180	1				
161	上田市	大沢川	市	準用	左	A	20	1	大沢一号橋下流	1.0	無堤地決壊	木流し
162	上田市	熊久保川	市	普通	左	A	100	1	荒井	1.5	無堤地決壊	木流し
					右	A	100	1				
163	上田市	熊久保川	市	普通	左	A	300	1	竹室	1.5	無堤地決壊	木流し
					右	A	300	1				
164	上田市	大柏木川	市	普通	左	B	20	1	宮浦橋下流	1.0	護岸(堤防)弱体決壊	木流し
					右	B	30	1				
165	上田市	岩井堂川	市	普通	左	B	300	1	真田公民館上・下流	0.8	護岸(堤防)弱体決壊	木流し
					右	B	300	1				
166	上田市	唐沢川	市	普通	右	A	50	1	県道美ヶ原公園沖線南上流	1.0	堤防高不足越水	積土俵
市計							3,840	23				

総計　　延長 50,889m

(13) 水防上重要な水門及びため池

ア　水門

R7.1.1 現在

	河川名	河川の種別	名称	位置	操作の基準
1	千曲川	一級	欠口用水	塩尻字中之島	欠口頭首工管理規程による
2	千曲川	一級	六ヶ村堰	小牧字坂下	頭首工管理規程、上田農水頭首工取水規程
3	千曲川	一級	桝網用水	小牧字坂下	〃
4	千曲川	一級	二ヶ村堰	御所	二ヶ村堰頭首工管理規程による
5	千曲川	一級	六ヶ村堰神畑排水路水門	神畑	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合、電動式巻揚扉門操作
6	千曲川	一級	欠口排水路水門	下塩尻字長田	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合、手動式巻洋扉門操作
7	千曲川	一般	下塩尻排水樋門	下塩尻字殿海道	下塩尻樋門操作規則による
8	千曲川	一般	下半過用水取水口	小泉字伊勢宮河原	下半過用水管理規程
9	千曲川	一級	三好町乳児園前水門	御所	協定あり　慣行により大雨洪水注意報の場合、自治会で手動式巻揚扉門操作
10	千曲川	一級	鯉座川南小裏水門	中之条	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合、手動式巻揚扉門操作
11	矢出沢川	一般	中央西水門	中央西１丁目	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合、電動式巻揚扉門操作
12	浦野川	一級	三部落堰	越戸	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合、手動式巻揚扉門操作
13	浦野川	一級	小瀬堰	越戸	〃
14	浦野川	一級	山崎堰	仁古田	〃
15	浦野川	一級	高田堰	仁古田	〃
16	浦野川	一級	岡久保堰	岡	〃
17	浦野川	一級	樋尻子堰	小泉	〃
18	浦野川	一級	醤油久保堰	小泉	〃
19	浦野川	一級	山崎堰小泉排水路水門	小泉(境堰)	〃
20	室賀川	一級	五反田堰	下室賀	〃
21	室賀川	一級	太屋沢堰	下室賀	〃
22	室賀川	一級	下堰	下室賀	〃
23	室賀川	一級	中堰	下室賀	〃
24	室賀川	一級	赤坂堰	下室賀	〃
25	室賀川	一級	二本柳堰	下室賀	〃
26	室賀川	一級	上堰	上室賀	〃
27	阿鳥川	一級	浦野堰	浦野	〃
28	産　川	一級	堀之内堰	築地字堀之内	〃
29	産　川	一級	西沖堰	神畑(本郷)	〃
30	神　川	一級	堀越堰取水口	上野字堀越	〃
31	神　川	一級	大屋堰取水口	殿城字法楽寺	〃
32	神　川	一級	新屋堰取水口	上野字堀越	〃
33	神　川	一級	岩門堰取水口水門	上野字矢花	〃
34	神　川	一級	堀越堰余水吐水門	上野字堀越	〃
35	神　川	一級	新屋堰余水吐水門	上野字神出口	〃
36	神　川	一級	常田堰	古里字輿市久保	〃
37	神　川	一級	林之郷堰	殿城字宿組	〃
38	神　川	一級	吉田堰平沢川水門	殿城字中樋ノ口	〃
39	神　川	一級	吉田堰赤坂排水路水門	殿城字乱橋	〃
40	神　川	一級	久保堰	国分字宮ノ前	〃
41	神　川	一級	岩下堰	蒼久保字上川原	〃
42	神　川	一級	菅平ダム	菅平高原	菅平ダム操作規程による
43	神　川	一級	横沢第一堰堤	真田町長字湯の平	中部電力管理要領による
44	神　川	一級	横尾堰用水取入口	真田町長字柳又	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合、手動式巻揚扉門操作
45	神　川	一級	吉田堰用水取入口	真田町長字石舟	〃
46	依田川	一級	依田川頭首工	腰越字繁倉	上田市との協定に基づく依田川頭首工管理規定による

	河川名	河川の種別	名称	位置	操作の基準
47	依田川	一級	表川堰取水門	長瀬字上河原	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合、手動式巻揚扉門操作
48	依田川	一級	生田堰取水門	上丸子字川原	〃
49	依田川	一級	河原堰取水門	御嶽堂字三角組	〃
50	内村川	一級	内村ダム	鹿教湯温泉	内村ダム操作規則による
51	千曲川	一級	石井排水樋管	塩川字小金久保	石井排水樋管操作要領による
52	深山沢	一級	(塩川上堰)道久分水工	腰越字道久	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合、電動式巻揚扉門操作
53	深山沢	一級	(塩川下堰)下堰取水門	上丸子字横沢	〃
54	鞍骨沢川	準用	(塩川上堰)鞍骨沢排水門	上丸子字くら保祢	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合、手動式巻揚扉門操作
55	鞍骨沢川	準用	(塩川下堰)下堰鞍骨沢排水門	上丸子字三反田	〃
56	箱畳沢川	準用	(塩川上堰)箱畳沢排水門	上丸子字道林	〃
57	練合沢川	その他	(塩川上堰)練合沢排水門	長瀬字平戸	〃
58	練合沢川	その他	(塩川下堰)練合沢排水門	長瀬字八ツ口	〃
59	矢の沢川	一級	(塩川下堰)矢の沢排水門	長瀬字宮原	〃
60	狐塚沢川	普通	(塩川上堰)御伊勢山排水門	塩川字陣場	〃
61	狐塚沢川	普通	(塩川下堰)御伊勢山排水門	塩川字陣場	〃
62	殿入沢川	準用	(左岸幹線)殿入沢排水門	東内字中町	〃
63	依田川	一級	(左岸幹線)岩崎排水門	御嶽堂字岩崎	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合、電動式巻揚扉門操作
64	唐沢川	その他	(左岸幹線)唐沢排水門	御嶽堂字上組	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合、手動式巻揚扉門操作
65	原沢川	準用	(左岸幹線)原沢排水門	御嶽堂字原組	〃
66	原沢川	準用	(生田堰)原沢排水門	御嶽堂字芝付	〃
67	中沢川	普通	(生田堰)中沢川排水門	御嶽堂字反田	〃
68	中城沢川	普通	(生田堰)中城沢排水門	生田字中城	〃
69	武石川	一級	竜ケ沢堰堤	武石上本入	協定なし　異常気象など大雨による被害が予測された場合、上田市メール配信を発信
70	武石川	一級	竜ケ沢上堰堤	武石上本入	〃
71	武石川	一級	大堰	上武石	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合手動式巻揚扉門操作
72	武石川	一級	小寺尾堰	武石上本入	〃
73	武石川	一級	市之瀬堰	上武石	〃
74	武石川	一級	石経堰	下武石	〃
75	余里川	一級	余里大堰	武石余里	〃

イ　ため池

【上田地域】

R7.1.1 現在

	河川名	名称	位置	構造
1		大池	殿城	
2		山越池	殿城	
3		吉田池	芳田	
4		常田池	常入	蛭沢川の増水時は消防団で対応
5		須川池	諏訪形	

	河川名	名称	位置	構造
6		長池	上田原	
7		米倉池	築地	
8		宝池	福田	
9		古池	吉田	
10		桝池	吉田	
11		沢田池	吉田	
12		夫婦池	下之郷	
13		瓢箪池	下之郷	
14		迎原下池	下之郷	
15		迎原上池	下之郷	
16		宮原上池	下之郷	
17		鳥居上池	下之郷	
18		浅間池	下之郷	
19		居守沢大池	富士山	
20		中池	下之郷	
21		下之郷新池	下之郷	
22		清水池	古安曽	
23		久保池	富士山	
24		北ノ入池	富士山	
25		砂原池	富士山	
26		水沢池	富士山	
27		来光寺池	古安曽	
28		手洗池	古安曽	
29		平井寺池	古安曽	
30		倉保根池	本郷	
31		上原池	本郷	
32		小島大池	小島	
33		加古池	保野	
34		塩吹池	保野	
35		女池	五加	
36		男池	五加	
37		五加前池	五加	
38		共有池	舞田	
39		上平池	舞田	
40		中野前池	中野	
41		甲田池	十人	
42		上窪池	本郷	
43		荒池	十人	
44		塩野池	前山	
45		沢山池	野倉	
46		山田池	山田	
47		山田新池	山田	
48		舌喰池	手塚	
49		不動池	手塚	
50		竜王下池	手塚	
51		上一池	山田	
52		幕宮池	別所温泉	
53		入の池	上室賀	
54		大沢池	上室賀	
55		菅の沢池	下室賀	
56		樋の詰池	下室賀	
57		箕輪池	小泉	
58		泉池	小泉	

	河川名	名称	位置	構造
59		仁古田新池	仁古田	
60		西洞池	仁古田	
61		塩ノ入池	青木村当郷	
62		美志ヶ沢池	越戸	

【丸子地域】

R7.1.1 現在

	河川名	名称	位置	構造
1		深山原池	腰越権現田	
2		千石上池	腰越池ノ下	
3		千石下池	腰越池ノ下	
4		明神前池	腰越明神前	
5		菖蒲沢池	腰越菖蒲沢	
6		火打沢池	腰越音見	
7		北原大池	生田大洞	
8		北原新池	生田そり畑	
9		日向池(砂原池)	御嶽堂湯久保	
10		新原田新開池	御嶽堂新原田	
11		前田池(全体池)	御嶽堂新原田	
12		上池	生田上平	
13		新池	生田大窪	
14		下池	生田大山	
15		明賀池	生田明賀	
16		東山池	長瀬練合東山	
17		西山池	長瀬西山	
18		箱畳池	藤原田箱畳	
19		田楽池	東御市八重原田楽平	
20		中尾池	藤原田池下	
21		裏原池	藤原田裏原	
22		北神ノ倉西池	塩川北神ノ倉	
23		北神ノ倉東池	塩川北神ノ倉	

【真田地域】

R7.1.1 現在

	河川名	名称	位置	構造
1		西畝池	真田町本原下塚	

2　気象・水位観測施設の市内の整備状況

(1) 気象台関係の観測所

R7.1.1 現在

観測所名	観測種目							所在地	観測所の高さ（m）
	降水量	気温	相対湿度	風向風速	日照時間	積雪	その他		
上田	○	○	○	○	○			古里	502
菅平	○	○		○	○	○		菅平高原	1,253
鹿教湯	○							鹿教湯温泉	721

(2) 国土交通省関係の観測所

ア　雨量観測所

R7.1.1 現在

観測所	河川名	位　置	種　別
鹿教湯	内村川	西内字町屋敷	自記テレメーター
生田	千曲川	生田下梨平	自記テレメーター

イ　水位観測所

R7.1.1 現在

観測所	河川名	位　置	種　別
生田	千曲川	生田鵜ノ脇	自記テレメーター

(3) 県関係の観測所

ア　雨量観測所

R7.1.1 現在

観測所名	水系名	河川名	位　置	備　考
上田建設	信濃川	千曲川	材木町 1-2-6（上田建設事務所内）	自記テレメーター
内村ダム	信濃川	内村川	鹿教湯温泉(内村ダム管理事務所内)	自記テレメーター
三才山	信濃川	内村川	鹿教湯温泉（奥鹿教湯病院内）	自記テレメーター
上田塩田	信濃川	産　川	本郷 555-1 地先	自記テレメーター
真田	信濃川	神　川	真田町長 4211	自記テレメーター
東内	信濃川	内村川	東内字西ノ入 2980-3	自記テレメーター
巣栗	信濃川	武石川	武石上本入字巣栗 2384-66	自記テレメーター
菅平ダム（県企業局）	信濃川	神　川	菅平高原 1278-244	自記テレメーター
東組（県企業局）	信濃川	神　川	真田町長 1278-936	自記テレメーター
三才山トンネル料金所（県道路公社）	信濃川	内村川	鹿教湯温泉	テレメーター

イ　水位観測所

R7.1.1 現在

観測所名	河川名	位　置	備　考
依田橋	依田川	長瀬依田橋	自記テレメーター
内村ダム	内村川	鹿教湯温泉	自記テレメーター
霊泉寺橋	内村川	平井	自記テレメーター
内村橋	内村川	御嶽堂	自記テレメーター
神川	神　川	林之郷 576-8	自記テレメーター
浦野川	浦野川	越戸字小瀬 40	自記テレメーター
大日向（県企業局）	神　川	真田町長字伯耆 1620	自記テレメーター

(4) その他の観測所

ア　雨量観測所

R7.1.1 現在

観測所名	水系名	河川名	位　置	備　考
塩尻	信濃川	千曲川	上塩尻 941-14	自記テレメーター
別所温泉	信濃川	湯　川	別所温泉 9-1	自記テレメーター
上室賀	信濃川	室賀川	上室賀 1432-1	自記テレメーター
傍陽	信濃川	傍陽川	真田町傍陽 8414-3	自記テレメーター
丸子	信濃川	依田川	上丸子 824	自記テレメーター
真田	信濃川	神　川	真田町長 7178-1	自記テレメーター
武石	信濃川	武石川	下武石 742	自記テレメーター
上田地域広域連合消防本部	信濃川	千曲川	大手 2-7-16	総合気象観測装置

イ　積雪観測所

R7.1.1 現在

観測所名	位　置	備　考
上田	古里 2250	自記テレメーター
丸子	上丸子 824	自記テレメーター

ウ　水位観測所

R7.1.1 現在

観測所名	河川名	位　置	備　考
生田（東京電力）	千曲川	生田鵜ノ脇	自記テレメーター
横沢第一堰堤（東京電力）	神　川	真田町長字湯の平	自記テレメーター

(5) 市内の警報等の指定河川

ア　国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川

R7.1.1 現在

河川名	区　　域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
千曲川	左岸　上田市大字大屋字向河原 731 番の 4 地先から 飯山市大字一山字十二平 1934 番地先まで	生　田 杭瀬下 立ヶ花	千曲川河川事務所 長野地方気象台
	右岸　上田市大字大屋字南遠川原 502 番地先から 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 32 番地先まで		

イ　千曲川河川事務所管内の洪水予報の対象となる水位観測所

R7.1.1 現在

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
千曲川	生田	上田市生田	0.8 m	1.9 m	3.1 m	4.0 m	5.75 m

ウ　長野県知事と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川

R7.1.1 現在

河川名	区　　域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
千曲川	佐久市下越（臼田橋）から 上田市大屋（大屋橋）まで	下　越 塩名田	佐久建設事務所 長野地方気象台

エ　長野県内の洪水予報の対象となる水位観測所

R7.1.1 現在

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位
千曲川	塩名田	佐久市浅科	2.2 m	3.0 m	3.3 m	3.9 m

オ　県の指定河川（知事が指定した河川）
水防警報を行う河川名及びその区域、水防警報の対象となる水位観測所

R7.1.1 現在

河川名	区域		対象水位観測所				
	自	至	名称	位置	通報水位	警戒水位	特別警戒水位
依田川	小県郡長和町	上田市長瀬（千曲川合流点）	依田橋	上田市長瀬	1.5 m	1.8 m	3.8 m
神　川	和田（上田市境界）	上田市岩下（千曲川合流点）	神　川	上田市林之郷	0.9 m	1.1 m	2.7 m
浦野川	上田市真田町長（土合橋）	上田市下之条（千曲川合流点）	浦野川	上田市越戸	1.1 m	1.3 m	1.5 m

3　鉄道施設の状況

R7.1.1 現在

線　名	区　間	キロ程(km)	駅　数
北陸新幹線	上田駅	－	－
しなの鉄道線	大屋駅～西上田駅	9.7	4
上田電鉄別所線	上田駅～別所温泉駅	11.6	15

4　上田市における文化財等の状況（有形・建造物）

(1) 国県指定等文化財の防火施設の設置状況

R7.1.1 現在

名称	種別	所在地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
安楽寺八角三重塔	国宝	別所温泉 2361	○	○	○	○
信濃国分寺三重塔	国重文	国分 1051・1052	○	○	○	
前山寺三重塔	国重文	前山 300	○	○	○	
中禅寺薬師堂	国重文	前山 1721	○	○	○	
法住寺虚空蔵堂	国重文	東内 4313-イ、ロ	○	○	○	
旧常田館製糸場施設	国重文	常田 1-10-3	○	○		
西光寺阿弥陀堂	県宝	富士山 3036	○	○		
上田城（南櫓・北櫓・西櫓）	県宝	二の丸	○	○	○	
生島足島神社本殿内殿	県宝	下之郷 701	○	○	○	
生島足島神社歌舞伎舞台	県宝	下之郷 701	○	○	○	
信濃国分寺本堂（薬師堂）	県宝	国分 1049	○	○		
生島足島神社摂社諏訪社本殿及び門	県宝	下之郷 701	○	○		
文殊堂	県宝	西内 1368	○	○		
旧倉沢家住宅主屋ほか	県宝	築地 314-2	○	○		
上田蚕種協業組合事務棟	国登録	常田 3-4-57	○	○		
信州大学繊維学部講堂	国登録	常田 3-15-1	○	○		
信州大学繊維学部守衛所	国登録	常田 3-15-1	○	○		
信州大学繊維学部資料館	国登録	常田 3-15-1	○	○		
旧常田幼稚園園舎	国登録	常田 2-30-17	○	○		
花屋ホテル	国登録	別所温泉 169	○	○		
旧草間歯科医院	国登録	常田 2-29-4	○			
飯島商店店舗棟ほか	国登録	中央 1-1-21	○	○	○	○
筑波大学山岳科学センター菅平高原実験所大明神寮	国登録	菅平高原 278-294		○		

名称	種別	所在地	設置してある防火設備等			
			自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
旧松高産婦人科医院大正館ほか	国登録	常田 2-172-5		○		
相沢商店店舗	国登録	中央 2-20-2		○		
上田聖ミカエル及諸天使教会堂	国登録	中央 3-16-1	○	○	○	
小泉家住宅店舗兼主屋	国登録	中央 4-13-7		○		
旧佐藤家住宅（三ツ引）	国登録	上塩尻 90		○		
前山寺本堂ほか	国登録	前山 300	○	○		
りんどう橋	国登録	御嶽堂 4-1 地先				
旧佐藤家住宅（藤本）	国登録	上塩尻 91		○		

(2) 市指定文化財の防火施設の設置状況

R7.1.1 現在

名称	所在地	設置してある防火設備等			
		自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
上田藩主居館表門ほか	大手 1-4-32		○		
小泉大日堂	小泉 2075		○		
安楽寺経蔵・八角輪蔵	別所温泉 2361	○	○		
別所神社本殿	別所温泉 2338		○		
願行寺四脚門	中央 2-16-14		○		
常楽寺本堂	別所温泉 2347	○	○		
前山塩野神社拝殿及び本殿	前山 1681		○		
荒神宮本殿	諏訪形 466		○		
東昌寺鐘楼	浦野 571	○	○		
保野塩野神社廻り舞台	保野 429	○	○		
太郎山神社本殿	上田 2962		○		
旧宣教師館	下之郷 812	○	○		
旧上田市立図書館	大手 2-8-2	○	○		
笠原工業常田館製糸場	常田 1-10-3	○	○		
旧千曲会館	常田 3-15-1	○	○		
依水館	上丸子荒井村 1920	○			
安良居神社本殿	上丸子 1924 のイ	○	○		
南方薬師堂	塩川字前山		○		
平井諏訪神社奉納殿	平井 1090		○		
カネタの煙突	上丸子 404				
全芳院本堂	腰越 81		○		
飯沼郷蔵	生田字三角 5257-1				
妙見寺の鳴龍	下武石 妙見寺	○	○		
日吉社の社殿	下武石大宮諏訪社内		○		

５　河川、ため池の状況

【上田地域】

R7.1.1 現在

種別		名称	市内延長又は水面面積
１級河川	1	千曲川	20,000　m
	2	神川	17,000
	3	産川	11,200
	4	浦野川	3,500
	5	湯川	8,100
	6	矢出沢川	6,500
	7	黄金沢川	1,600
	8	瀬沢川	6,800
	9	阿鳥川	2,000
	10	室賀川	6,000
	11	追開沢川	4,600
	12	尾根川	7,100
	13	駒瀬川	5,800
	14	雨吹川	3,700
	15	神戸川	1,400
	16	尻無川	4,400
	17	水出川	500
準用河川	18	押出川１号	1,180　m
	19	押出川２号	620
	20	蛭沢川	2,880
	21	常田川	1,230
	22	前川	770
	23	金窓寺川	600
	24	中沢川	440
	25	鴻之巣川	1,000
	26	水出川	510
	27	西川	1,060
	28	観音沢川	750
	29	深沢川	830
	30	下越戸川	500
	31	西の宮川	600
	32	日向川	500
	33	大沢川	500
	34	上町川	300
	35	御屋敷川	200
	36	中組川	600
	37	中畑川	800
	38	越戸川	1,500
	39	西之入川	500
	40	神宮寺川	1,200
	41	原組川	1,200
	42	藤庄川	1,500
	43	氷沢川	2,200
	44	猫地川	800
	45	入の池川	1,000
	46	湯の入川	620
	47	樋の口沢川	550
	48	行沢川	3,700（内 2,800 砂）
	49	三郎川	2,300
	50	渕尻川	470
	51	東沢川	560
普通河川	1	原組川２号	700　m
	2	日陰川	300
	3	古屋川	300
	4	笹洞川	1,100
	5	西の沢川	（岳の組）300
普通河川	6	前沢川	300　m
	7	杉の沢川	300
	8	西の沢川	（浦野）300
	9	滝川	800
	10	山沢川	750
	11	金窓寺川	700
	12	木戸沢川	200
	13	不動沢川	300
	14	根連沢川	300
	15	初太郎沢川	400
	16	腰巻川（砂）	2,500
	17	塩野川（砂）	1,600
	18	曲沢川	800
	19	矢ノ口川（砂）	900
	20	滝の沢川	600
	21	向山川	900
	22	西向山川	600
	23	梅窪川	500
	24	諸岡川	1,000
	25	矢沢川（砂）	450
	26	赤坂川	1,400
	27	左口川	1,700
	28	岩下排水路	600
	29	大屋川	900
	30	堀越沢川	800
	31	水出ノ沢川	600
	32	梨ノ久保沢川	600
	33	上川原柳川	700
	34	常田排水路	1,500
	35	中央排水路	1,500
	36	和合沢川	1,200
	37	恩川排水路	700
	38	虚空蔵沢川	1,300
	39	声沢川	400
	40	魚の沢川	500
	41	大沢川	400
	42	山口排水路	600
	43	金井排水路	1,300
	44	瀬沢川	400
	45	桝網川	5,300
	46	矢出沢川	600
	47	西入川	600
農業用水	1	常田用水路	6,600　m
	2	桝網用水路	800
	3	吉田堰	5,000
	4	堀越堰	3,600
	5	新屋堰	3,600
	6	二区堰	1,800
	7	林ノ郷堰	1,500
	8	岩門堰	3,200
	9	大屋堰	2,000
	10	常田堰	3,900
	11	岩下堰	1,200
	12	久保堰	1,200
	13	六か村堰	5,000
	14	二か村堰	4,000

種別		名称	市内延長又は水面面積
農業用水	15	欠口用水	6,000 m
	16	八幡秋和堰	1,700
	17	山崎堰	4,400
	18	三部落堰	2,600
	19	高田堰	1,800
ため池	1	大池	3,000 ㎡
	2	山越池	1,000
	3	吉田池	12,000
	4	常田池	20,000
	5	須川湖	55,000
	6	長池	29,000
	7	米倉池	11,400
	8	宝池	12,000
	9	古池	20,000
	10	桝池	15,000
	11	沢田池	7,000
	12	夫婦池	5,500
	13	瓢箪池	1,500
	14	迎原下池	500
	15	迎原上池	500
	16	宮原上池	500
	17	鳥居上池	1,000
	18	浅間池	6,100
	19	居守沢大池	4,000
	20	中池	5,000
	21	下之郷新池	36,300
	22	清水池	5,000
	23	久保池	5,000 ㎡
	24	北ノ入池	78,000
	25	砂原池	10,000
	26	水沢池	13,400
	27	来光寺池	50,000
	28	手洗池	30,000
	29	平井寺池	14,000

種別		名称	市内延長又は水面面積
ため池	30	倉保根池	8,300 ㎡
	31	上原池	13,500
	32	小島大池	38,500
	33	加古池	5,800
	34	塩吹池	35,300
	35	女池	8,800
	36	男池	20,600
	37	五加前池	18,200
	38	共有池	17,800
	39	上平池	14,000
	40	中野前池	18,100
	41	甲田池	30,000
	42	上窪池	11,200
	43	荒池	7,600
	44	塩野池	10,400
	45	沢山池	117,500
	46	山田池	71,800
	47	山田新池	4,500
	48	舌喰池	61,400
	49	不動池	6,000
	50	竜王下池	1,200
	51	上一池	500
	52	幕宮池	12,600
	53	入の池	12,000
	54	大沢池	7,600
	55	菅の沢池	2,500
	56	樋の詰池	10,000
	57	箕輪池	5,000
	58	泉池	50,000
	59	仁古田新池	10,000
	60	西洞池	15,200
	61	塩ノ入池	24,400
	62	美志ヶ沢池	2,300

【丸子地域】

R7.1.1 現在

種別		名称	市内延長又は水面面積
1級河川	1	依田川	8,850 m
	2	内村川	18,253
	3	霊泉寺川	2,000
	4	長沢川	5,000
	5	深山沢川	2,200
	6	洞川	110
	7	矢の沢川	2,600
	8	塩川沢川	4,400
準用河川	1	狐塚沢川	570 m
	2	鞍骨沢川	570
	3	箱畳沢川	740
	4	殿入沢川	350
	5	栗山沢川	730
	6	御屋敷沢川	110

種別		名称	市内延長又は水面面積
準用河川	7	宮の入沢川	220 m
	8	梅の木沢川	250
	9	西沢川	150
	10	原沢川	1,800
普通河川	1	神田沢川	300 m
	2	大沢川	600
	3	山王沢川	800
	4	明賀沢川	500
	5	池下沢川	800
	6	中城沢川	700
	7	東川	1,650
	8	亀田沢川	150
	9	内川	700
	10	羽黒沢川	1,350

種別		名称	市内延長又は水面面積
普通河川	10	羽黒沢川	1,350 m
	11	西沢川	400
	12	原沢川	300
	13	洲崎川	1,100
	14	中沢川	600
	15	金山沢川	200
	16	中沢川	1,500
	17	唐沢川	800
	18	箱畳沢川	650
	19	押出沢川	400
	20	あやし沢川	400
	21	田ノ入沢川	200
	22	高呂下沢川	100
	23	平井寺沢川	100
	24	西ノ入沢川	200
	25	東原沢川	500
	26	所沢川	1,000
	27	左右原川	600
	28	伊勢戸沢川	300
	29	耳切沢川	180
	30	滝ノ沢川	100
	31	大沢川	100
	32	御屋敷沢川	300
	33	宮ノ入沢川	100
	34	湯原沢川	80
	35	八郎沢川	200
	36	山ノ神沢川	200
	37	戸羽沢川	300
	38	茂沢入沢川	180
	39	後沢川	300
	40	梅ノ木沢川	100
	41	なびゆ沢川	100
	42	市洞沢川	60
	43	西沢川	50
	44	中洞沢川	200
	45	まむし沢川	100
	46	楽やしき沢川	100
	47	細尾沢川	2,000
	48	沼沢川	180
	49	唐沢川	300
	50	渋田見川	600
	51	花河原沢川	300
	52	熊倉沢川	300
	53	南角沢川	360
	54	白矢沢川	100
	55	廣川原沢川	560
	56	鞍骨沢川	900
	57	宮ノ前川	250
	58	深山屋敷川	200
	59	火打沢川	400
	60	深山沢川	1,600
	61	石原沢川	250
	62	柿ノ木沢川	450
	63	石井川	900
普通河川	64	狐塚沢川	950
	65	矢ノ沢川	250
	66	明神沢川	550
	67	小金久保川	500
	68	郷尻沢川	1,950
	69	白山沢川	650
	70	蝮沢川	150
	71	入沢川	300
	72	水入沢川	400
	73	上大平沢川	1,500
	74	大星沢川	300
	75	塩川沢川	300
	76	がん沢川	1,400
農業用水	1	大堰	1,800 m
	2	赤岩用水	2,000
	3	戸羽用水	2,500
	4	荻窪用水	2,500
	5	和子用水	2,000
	6	新屋用水	2,500
	7	辰ノ口用水	2,000
	8	鵜ノ脇用水	1,700
	9	左岸幹線水路	7,510
	10	生田堰	3,600
	11	河原堰	360
	12	塩川上堰	11,260
	13	塩川下堰	7,910
	14	宮原堰	1,400
	15	石井堰	880
	16	狐塚堰	1,540
	17	表川堰	780
ため池	1	深山原池	990 ㎡
	2	千石上池	4,500
	3	千石下池	4,000
	4	明神前池	200
	5	菖蒲沢池	700
	6	火打沢池	320
	7	北原大池	21,000
	8	北原新池	3,200
	9	日向池(砂原池)	6,300
	10	新原田新開池	1,900
	11	前田池(全体池)	8,500
	12	上池	25,000
	13	新池	3,000
	14	下池	17,000
	15	明賀池	3,200
	16	東山池	1,400
	17	西山池	750
	18	箱畳池	37,000
	19	田楽池	14,200
	20	中尾池	1,500
	21	裏原池	3,000
	22	北神ノ倉西池	430
	23	北神ノ倉東池	1,350

【真田地域】

R7.1.1 現在

種別		名称	市内延長又は水面面積
一級河川	1	神川	21,364 m
	2	渋沢川	2,929
	3	和熊川	2,760
	4	真田角間川	3,220
	5	傍陽川	6,500
	6	堤入谷川	1,200
	7	洗馬川	8,829
	8	半田入谷川	2,300
準用河川	1	オボコ清水川	1,400 m
	2	ダボス川【唐沢川】	2,350
	3	原ヤチ東川	300
	4	大明神川	1,900
	5	中の沢川	2,780
	6	滝の入沢川	2,240
	7	つちやの沢	1,200
	8	高屋沢	350
	9	大沢川	5,300
	10	沼入川	2,130
	11	鳴尾川	1,450
	12	矢坪川	660
普通河川	1	燕川	1,200 m
	2	電通川	1,050
	3	大松川	1,000
	4	村田川	1,200
	5	三日城川	700
	6	白銀川	1,220
	7	オボコ清水川	800
	8	ダボス川	900
	9	大洞川	800
	10	ノボロ川	2,000
	11	渋沢川	940
	12	蛇塚沢	2,000
	13	高屋沢	2,040
	14	和熊川	1,550
	15	真田角間川	3,450
	16	雲雀沢	1,450
	17	古棒川	570
	18	岩井堂川	1,000
	19	小別当川	1,000
	20	戸沢川	640
	21	熊久保川	2,250
	22	大柏木川	3,290
	23	旁部川	2,800
	24	嫰板川	1,060
	25	鳴尾川	950
	26	一の沢川	2,550
	27	餅地川	1,070
	28	小板橋川	1,330
	29	大鷹尾川	1,030
	30	小鷹尾川	470
	31	唐沢	2,360
普通河川	32	此入川	880 m
	33	樋ノ口川	770
	34	当座川	410
	35	岡保川	800
	36	猛沢	1,880
	37	堤入谷川	2,650
	38	石堂沢	3,100
	39	大沢	2,000
	40	洗馬川	2,110
	41	加賀森川(2)	800
	42	加賀森川(1)	1,520
	43	大良川	650
	44	扇原川	630
	45	穴沢川	700
	46	半田入谷川	3,780
	47	菅ノ沢川(4)	950
	48	菅ノ沢川(3)	920
	49	菅ノ沢川(2)	640
	50	大倉川	730
	51	菅ノ沢川(1)	610
	52	日影川	570
	53	桂沢川	1,240
	54	高屋川	1,430
	55	宮原川	620
農業用水	1	吉田堰	3,500 m
	2	横尾堰	2,500
	3	窪堰	2,000
	4	法性寺堰	1,000
	5	角間堰	1,000
	6	内ノ原堰	1,000
	7	横沢発電所	
	8	山吹堰	1,500
	9	和熊用水(3)	1,000
	10	大日向中央用水	1,000
	11	大日向灌水	2,000
	12	曲尾用水	2,200
	13	下沖用水	400
	14	萩用水	2,000
	15	弾正堰	1,000
	16	三島用水	500
	17	小硲堰	2,000
	18	大庭堰	1,000
	19	大庭用水	200
	20	柏木堰	1,000
	21	岡保用水	1,400
	24	真田用水	500
	25	宮の上用水	1,000
	26	赤井用水	2,600
	27	岩下用水	1,900
池	1	西畝池	210 ㎡

【武石地域】

R7.1.1 現在

種別		名称	市内延長又は水面面積
一級河川	1	洞川	1,280 m
	2	権兵衛川	2,600
	3	武石川	13,546
	4	余里川	5,500
	5	茂沢川	4,000
準用河川	1	横沢川	1,500 m
	2	保代川	1,400
	3	小沢根川	6,200
	4	洞川	500
	5	鍛冶横沢川	500
	6	焼山川	400
	7	内の山川	500
	8	唐沢川	1,000
普通河川	1	鳥屋川	420 m
	2	田ノ入沢 1	450
	3	田ノ入沢 2	600
	4	田ノ入沢 3	740
	5	富沢山	270
	6	所沢川	1,180
	7	藤沢川	1,430
	8	中尾沢	450
	9	十二ノ沢	560
	10	道巣沢	930
	11	常滑川	1,360
	12	熊沢川	980
	13	板取	500
	14	正連坊沢	310
	15	唐沢 1	1,050
	16	横沢	1,590
	17	内の山沢 2	480
	18	内の山沢 1	1,250
	19	クルミ沢	630
	20	余里川 2	330
普通河川	21	親嶽沢	1,260 m
	22	余里川 1	3,010
	23	トキノス	1,200
	24	ホドガイ	1,990
	25	峠沢	1,200
	26	茅ヶ沢	780
	27	餅ヶ沢	820
	28	倉地無沢	980
	29	保代の沢	700
	30	唐沢 2	560
	31	巣栗沢	660
	32	源太窪	820
	33	ヒノキ沢	540
	34	ダキマワシ沢	3,470
	35	大久保沢	2,040
	36	落合沢	3,180
	37	ほそう沢	1,720
	38	湯沢	780
農業用水	1	大堰	4,720 m
	2	石経水路	2,850
	3	半台水路	940
	4	市之瀬水路	2,050
	5	堂坂水路	780
	6	二本木水路	1,980
	7	茂沢水路	1,240
	8	上茂沢水路	980
	9	権現水路	2,130
	10	横沢水路	3,160
	11	小寺尾水路	4,150
	12	上原水路	2,340
	13	大布施水路	1,340
	14	巣栗水路	1,580
	15	余里大堰	2,080

６　水防倉庫状況

R7.1.1 現在

名　　称	管理団体	所有及び補助単独別	位　　置	竣工年月
上田	国土交通省（戸倉）	国	常磐城（右岸古舟橋下流）	S50.3
半過		国	小泉（左岸鼠橋上流）	S55.3
上田	上田建設事務所	県	材木町上田合同庁舎内	S46.2
神川	上田市	市・補	大石橋北側 100m	H23.3
半過		市	上半過バス停東側	H18.1
神畑		市	神畑神畑橋北	S53.6
東部		市	材木町染谷第二児童公園内	H16.5
下塩尻		市・補	上塩尻新屋堤防右岸	S27.10
上塩尻		市	上塩尻上田大橋下流 100m	H23.4
諏訪形		市・補	諏訪形上田橋左岸上流 150m	S27.10
下之条		市	下之条対影橋上流 150m右岸	R5.1
中野		市	上本郷橋北側	S37.6
小泉		市・補	小泉日向橋下流 20m右岸	H2.3
上田中央消防署		市	上田中央消防署内	H29.1
上田南部消防署		市	上田南部消防署内	S56.4
上田東北消防署		市	上田東北消防署内	H7.1
川西消防署		市	川西消防署内	H6.12
真田消防署		市	真田消防署内	H7.11
下郷		市	下郷旧最終処分場敷地内	H4.9
丸子消防署		市	丸子消防署内	S54.5
西内		市	西内高梨橋下流 120m右岸	H16.2
東内		市	東内荻窪耳切橋下流 100m左岸	H17.12
丸子		市	御嶽堂丸子総合グラウンド北側	H5.3
依田		市	生田飯沼神社南側	S42.5
長瀬		市	長瀬西組児童公園北東 150m	H7.3
真田		市	真田地域教育事務所南側 50m	S57.10
武石		市	上武石字堀の内川原	H10.3

７　主要危険物貯蔵施設

R7.1.1 現在

地域名	品名	屋外タンク数	数量
上田地域	灯油、軽油、重油等	23 基	1,730.9 kℓ
丸子地域		10 基	628.5 kℓ
真田地域		4 基	305.0 kℓ
武石地域		4 基	105.4 kℓ

８　土砂災害警戒区域内・浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設

R7.1.1 現在

種類	施設名・事業所名	所在地	土砂災害					浸水想定区域		
			土石流		急傾斜地		警戒区域地すべり	河川名	想定最大降雨	浸水想定
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域				
診療所	下田眼科	常田 1-10-78						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
乳児院	うえだみなみ乳児院	常田 1-4-12						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
特定施設入居者生活介護	介護付き有料老人ホームうえだみなみ敬老園	常田 1-4-12						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
障害福祉サービス事業所	ほっとタイム常田	常田 1-3-19						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
公立保育園	南部保育園	常田 1-5-1						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
私立認定こども園	キッズ・うえだみなみ	常田 1-4-12						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
点字図書館	長野県点字図書館	材木町 1-2-5						矢出沢川		0.5m未満
学校	東小学校	材木町1-10-13						矢出沢川		0.5m未満
通所介護	ハッピーデイサービス	材木町2-14-63			●	●				
サービス付き高齢者向け住宅	ハッピーシニアリビング上田	材木町2-14-63			●	●				
診療所	田中クリニック	常入 1-7-42			●					
障害福祉サービス事業所	self-A・CPF 上田	天神 1-8-1 上田駅前ビルパレオ１F-2			●			千曲川	5.0m～10.0m 未満	
診療所	いずみ眼科	天神3-5-1　アリオ上田 2F						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
地域型保育事業所	上田さつき保育園	天神 3-5-90						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
学校	第二中学校	大手 1-1-45						矢出沢川		0.5m未満
学校	上田高等学校	大手 1-4-32						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
保育所	梅花幼稚園	大手 2-8-2						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
学校	清明小学校	大手 2-4-41						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
障害福祉サービス事業所	ぽけっと	大手 2-10-16						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
障害福祉サービス事業所	リズム	大手 2-8-10						矢出沢川		0.5m未満
放課後等デイサービス	あとらす	大手 3-6-1						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
認知症高齢者グループホーム	上田病院　赤松の家	中央 1-3-3						矢出沢川		0.5m未満
特別養護老人ホーム	上田大手門	中央 2-3-8						矢出沢川		0.5m 未満
認知症対応型共同生活介護	地域密着型認知症高齢者グループホーム上田大手門	中央 2-3-8						矢出沢川		0.5m 未満
軽費老人ホーム	ケアハウスざいもくちょう敬老園	中央 2-20-15						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満

種類	施設名・事業所名	所在地	土砂災害					浸水想定区域		
			土石流		急傾斜地		警戒区域地すべり	河川名	想定最大降雨	浸水想定
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域				
老人デイサービスセンター	デイサービス　Sora	中央 2-12-12						矢出沢川		0.5m 未満
特別養護老人ホーム	うえだ敬老園	中央 3-15-5						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
軽費老人ホーム	ケアハウスうえだ敬老園	中央 3-15-5						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
通所介護	うえだ敬老園デイサービスセンター	中央 3-15-5						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
保育所	聖ミカエル保育園	中央 3-16-1						矢出沢川		0.5m 未満
診療所	日新堂医院	中央 3-14-20						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
障害福祉サービス事業所	グループホーム竹の子	中央 4-14-14						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
障害福祉サービス事業所	スタジオライト	中央 4-7-23						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
児童発達支援センター	蓮の音こども園	中央 5-9-29						矢出沢川		0.5m 未満
保育所	甘露保育園	中央 5-9-29						矢出沢川		0.5m 未満
保育所	たちばな幼稚園	中央 6-3-3						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
診療所	クリニック岡田	中央 6-10-10						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
診療所	杉山クリニック	中央北 1-2-5						黄金沢川		0.5m～3.0m 未満
障害福祉サービス事業所	ともいき宝池和順	中央北 2-7-3						矢出沢川		0.5m 未満
障害福祉サービス事業所	ともいき宝池慈光	中央北 2-7-3						矢出沢川		0.5m 未満
障害福祉サービス事業所	和ホーム	中央北 2-7-3						矢出沢川		0.5m 未満
障害福祉サービス事業所	新田ホーム	中央北 2-7-5						矢出沢川		0.5m 未満
私立認定こども園	幼保連携型認定こども園芙蓉園	中央北 2-7-51						黄金沢川		0.5m～3.0m 未満
児童館	大星児童センター	中央北 3-1-42						黄金沢川		0.5m 未満
学校	北小学校	中央北 3-1-52						矢出沢川		0.5m 未満（一部）
学校	第三中学校	中央北 3-3-62	●							
診療所	医療法人三折堂　宮下医院	中央西 1-15-12						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
病院	整形外科上田花園病院	中央西 1-15-25						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
通所リハビリテーション	医療法人健救会柳澤病院	中央西 1-2-10						矢出沢川		0.5m 未満
認知症対応型共同生活介護	グループホーム北大手	中央西 1-2-10						矢出沢川		0.5m 未満
病院	（医）健救会柳澤病院	中央西 1-2-10						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
病院	安藤病院	中央西 1-1-20						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
保育所	上田幼稚園	中央西 2-8-3						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
私立認定こども園	かんぎおん	常磐城 3-7-48						千曲川	0.5m 未満	
私立認定こども園	かんぎおん	常磐城 3-7-48						矢出沢川		0.5m 未満
通所介護	上田市中央デイサービスセンター	常磐城 3-3-18						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
通所介護	高齢者福祉センター	常磐城 3-3-18						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
サービス付き高齢者向け住宅	茜プラザ	常磐城 4-5-9						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満

種類	施設名・事業所名	所在地	土砂災害					浸水想定区域		
			土石流		急傾斜地		警戒区域地すべり	河川名	想定最大降雨	浸水想定
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域				
サービス付き高齢者向け住宅	茜プラザ	常磐城 4-5-9						矢出沢川	0.5m～3.0m 未満	0.5m～3.0m 未満
老人デイサービスセンター	リハビリテーションらく	常磐城4-13-17						矢出沢川	0.5m～3.0m 未満	0.5m～3.0m 未満
老人デイサービスセンター	アースサポート上田	常磐城 5-1-26						矢出沢川	0.5m～3.0m 未満	0.5m～3.0m 未満
有料老人ホーム	サンパレスときわぎ	常磐城 5-1-19						矢出沢川	0.5m～3.0m 未満	0.5m～3.0m 未満
保育所	北保育園	常磐城 5-7-25						矢出沢川	0.5m未満	0.5m 未満
学校	西小学校	常磐城 5-1-53						矢出沢川	0.5m～3.0m 未満	0.5m～3.0m 未満
診療所	ささき小児科医院	常磐城 5-1-19						矢出沢川	0.5m未満	0.5m 未満
診療所	依田医院	常磐城 5-3-3						矢出沢川	0.5m～3.0m 未満	0.5m～3.0m 未満
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスJUMP！	常磐城 5-3-36						矢出沢川	0.5m～3.0m 未満	0.5m～3.0m 未満
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスGO！	常磐城 5-3-35						矢出沢川	0.5m～3.0m 未満	0.5m～3.0m 未満
通所介護	宅老所あっといーず上田	常磐城 6-1-20						矢出沢川		0.5m 未満
サービス付き高齢者向け住宅	あっといーず常磐城	常磐城 6-1-19						矢出沢川		0.5m 未満
通所介護	ニチイケアセンターときわぎ	常磐城 654-4						矢出沢川		0.5～3.0m 未満
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	ユニット型地域密着特別養護老人ホームすわべ敬老園	常磐城 2243-1						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
短期入所生活介護	ユニット型地域密着特別養護老人ホームすわべ敬老園	常磐城 2243-1						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
病院	信州上田医療センター	緑が丘1-27-21	●					黄金沢川		5.0m～10.0m 未満
診療所	上田市内科・小児科初期救急センター	緑が丘1-27-21	●					黄金沢川		0.5m 未満
子育て支援施設	上田市子育て支援施設ゆりかご	緑が丘1-27-32	●							
児童館	緑が丘児童館	緑が丘 2-5-21	●							
認知症高齢者グループホーム	ニチイケアセンター上田緑が丘	緑が丘3-21-12						矢出沢川		0.5m 未満
障害福祉サービス事業所	マーチ	上田 2037-1	●							
診療所	渡辺皮膚科・形成外科クリニック	小牧 374-3						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
障害福祉サービス事業所	和裁舎	小牧 1206-4						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
障害福祉サービス事業所	ごきげんスペースうえだ	小牧 1162-18						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
住宅型有料老人ホーム	さんてらす	小牧 312-3						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
児童クラブ	学童保育所たんぽぽ分室ふれんど	諏訪形 705-2						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
障害福祉サービス事業所	グループホームいこい	諏訪形1490-13			●	●				
私立認定こども園	三好町保育園	諏訪形 1169-1						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
学校	第四中学校	諏訪形 1200						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
障害福祉サービス事業所	重症心身障害者ケアホームいちごの家	諏訪形 1470-4			●					
認知症対応型通所介護	諏訪形デイサービスセンター	諏訪形 1694-4	●		●					

種類	施設名・事業所名	所在地	土砂災害					浸水想定区域		
			土石流		急傾斜地		警戒区域地すべり	河川名	想定最大降雨	浸水想定
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域				
認知症対応型共同生活介護	グループホーム諏訪形	諏訪形 1694-4	●		●					
学校	城下小学校	諏訪形 928-2						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
公立保育園	城下保育園	諏訪形 934						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
住宅型有料老人ホーム	フローレンス上田	諏訪形 1459-5	●							
通所リハビリテーション	御所苑	御所 666						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
私立認定こども園	三好町保育園乳児園	御所 232-3						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
診療所	城南医院	御所 373						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
短期入所療養介護	御所苑	御所 666						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
診療所	上田透析クリニック	御所 674						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
児童クラブ	学童保育所トットの家	中之条 519-4						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
児童クラブ	学童保育所トットの家分室スマイル	中之条 519-4						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
通所介護	デイサービスセンター一期一会	中之条 120						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
サービス付き高齢者向け住宅	一期一会中之条	中之条 120						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
通所介護	ほほ笑みホーム中之条	中之条 222-3						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
診療所	（医）半田循環器科・内科医院	中之条 416-3						千曲川	0.5m～3.0m 未満	
学校	南小学校	中之条 485						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
私立認定こども園	みのり保育園	中之条 501-10						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
学校	上田千曲高等学校	中之条 626						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
診療所	医療法人　堀こどもクリニック	中之条 800-5						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
障害福祉サービス事業所	上田しいのみ園	中之条 801						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
障害者支援施設	上田しいのみ園	中之条 801						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
障害福祉サービス事業所	上田市つむぎの家	中之条 802-2						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
診療所	医療法人　三原内科医院	中之条 99-21						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
診療所	あさむら耳鼻咽喉科クリニック	秋和 304-5						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
診療所	あきわ皮膚科	秋和 310-15						千曲川	0.5m～3.0m 未満	
老人デイサービスセンター	ツクイ上田秋和	秋和 541-1						矢出沢川		0.5m～3.0m 未満
有料老人ホーム	地域密着型有料老人ホーム　まど花	秋和 1147-４						矢出沢川		0.5m 未満
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園　あそびの森あきわ	秋和 864-3						矢出沢川		0.5m 未満
診療所	高野外科医院	秋和 493						矢出沢川		0.5m 未満
診療所	あきわ皮膚科	秋和 310-15						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
児童館	秋和児童センター	秋和 914						矢出沢川		0.5m 未満
障害福祉サービス事業所	ゆうゆう	上塩尻 19	●					千曲川	0.5m～3.0m 未満	

種類	施設名・事業所名	所在地	土砂災害					浸水想定区域		
			土石流		急傾斜地		警戒区域地すべり	河川名	想定最大降雨	浸水想定
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域				
通所介護	デイサービスあすか	上塩尻 192-5						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
公立保育園	塩尻保育園	上塩尻 195-1						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
学校	塩尻小学校	上塩尻 219						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
児童クラブ	塩尻児童クラブ	上塩尻 219						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
通所介護	東信医療生活協同組合元気倶楽部まゆ	上塩尻 243-1						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
認知症対応型通所介護	いきいきリハあすか	上塩尻 252-1	●					千曲川	5.0m～10.0m 未満	
通所リハビリテーション	上田生協診療所　デイケア絹の里	上塩尻 393-1						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
短期入所療養介護	介護老人保健施設ないろ	上塩尻 393-1						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
診療所	上田生協診療所	上塩尻 393-1						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
学校	上田西高等学校	下塩尻 868-38						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
通所型サービスA	ニチイケアセンターかわべ	上田原 847-4			●					
通所介護	ニチイケアセンターかわべ	上田原 847-4			● 一部					
認知症対応型通所介護	ニチイケアセンターかわべ	上田原 847-4			●					
通所介護	あさがお上田	下之条 636-1						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
								浦野川	0.5m 未満	
公立保育園	下之条保育園	下之条 801-イ						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
								浦野川	0.5m 未満	
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定有料老人ホーム　慎	神畑 260-１						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								産川		2.0m～5.0m 未満
通所介護	あおぞらの里上田原デイサービスセンター	神畑 217-7						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								産川		1.0m～2.0m 未満
特定施設入居者生活介護	ラ・ナシカうえだ	神畑 217-7						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								産川		1.0m～2.0m 未満
児童クラブ	学童保育所バッタの家	築地 750-6						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								産川		2.0m～5.0m 未満
診療所	ついじ内科消化器科クリニック	築地 539-2						浦野川	0.5m 未満	
診療所	はらだ内科クリニック	大屋 513-1						千曲川	0.5m～3.0m 未満	
老人デイサービスセンター	デイサービスセンターリハビリ処大屋	大屋 213						瀬沢川		0.5m～3.0m 未満
小規模多機能型住宅介護	ほほ笑みホーム大屋	大屋 248-1						瀬沢川		0.5m～3.0m 未満
認知症高齢者グループホーム	ほほ笑みホーム梨ノ木荘	大屋 239-3						瀬沢川		0.5m～3.0m 未満
障害福祉サービス事業所	ティア学園	大屋 83-7						瀬沢川		0.5m～3.0m 未満
学校	長野県上田養護学校	岩下 462-1						千曲川	5.0m～10.0m 未満	

種類	施設名・事業所名	所在地	土砂災害					浸水想定区域		
			土石流		急傾斜地		警戒区域地すべり	河川名	想定最大降雨	浸水想定
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域				
障害福祉サービス事業所	シャイン	岩下 502						千曲川	10.0m～20.0m 未満	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム神川愛の郷	蒼久保 1145-2						神川	0.5m～3.0m 未満	
診療所	かんがわクリニック	蒼久保 1144-1						神川	0.5m～3.0m 未満	
特別養護老人ホーム	神川苑	蒼久保 1181-6						瀬沢川		0.5m 未満
公立保育園	神川保育園	蒼久保 1212-1						瀬沢川		0.5m 未満
放課後等デイサービス	アオ	蒼久保 1212-1						瀬沢川		0.5m 未満
児童発達支援センター	カルディア会　上田いづみ園	蒼久保 558						瀬沢川		0.5m 未満
障害福祉サービス事業所	療育的な運動支援・安全な預かり　こどもプラス	国分 1890						千曲川	3.0m～5.0m 未満	
学校	神川小学校	国分 1386						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
								神川	3.0m～5.0m 未満	
児童クラブ	神川児童クラブ	国分 1386						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
								神川	3.0m～5.0m 未満	
通所介護	上田市神川デイサービスセンター	国分 533-20						神川	3.0m～5.0m 未満	
児童館	神川児童センター	国分 533-20						神川	3.0m～5.0m 未満	
公立保育園	国分保育園	国分 745-ｲ			●					
診療所	金井医院	国分 1122-1						千曲川	0.5～3.0m 未満	
障害福祉サービス事業所	多機能型事業所ワンズアルファ＆ステップ	国分 1-3-72						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
診療所	あきメンタルクリニック	国分 1169-1						千曲川	0.5m 未満	
私立幼稚園	日向幼稚園	小泉 1335 のｲ			●	●				
小規模多機能型居宅介護	医療法人緑風会ささいの家－きらめき－	古里 1220						神川	3.0m～5.0m 未満	
障害者支援施設	ともいきライフ住吉	住吉 1418-6			●					
障害福祉サービス事業所	わわ	殿城 4129-1	●							
小規模多機能型住宅介護	豊殿の家	上田市芳田 1192-1						瀬沢川		0.5m 未満
サービス付き高齢者向け住宅	やさしえよしだ	上田市芳田 1463-12						瀬沢川		0.5m 未満
サービス付き高齢者向け住宅	やさしえよしだⅡ	上田市芳田 1463-1						瀬沢川		0.5m 未満
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園　にしおか	上田市芳田 1411-1						瀬沢川		0.5m～3.0m 未満
障害福祉サービス事業所	参番館	古安曽 1680-4	●					浦野川	0.5m～3.0m 未満	
サービス付き高齢者向け住宅	A 愛ホーム	古安曽 2042-6						浦野川	0.5m 未満	
								尾根川		0.5m 未満
学校	東塩田小学校	古安曽 1113						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								尾根川		0.5m 未満

種類	施設名・事業所名	所在地	土砂災害					浸水想定区域		
			土石流		急傾斜地		警戒区域地すべり	河川名	想定最大降雨	浸水想定
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域				
障害福祉サービス事業所	絆園	古安曽 1650-1	●					浦野川	0.5m～3.0m 未満	
診療所	甲田クリニック	古安曽 1833						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								尾根川		0.5m～1.0m 未満
住宅型有料老人ホーム	A 愛ホーム	古安曽 2042-6						浦野川	0.5m 未満	
								尾根川		0.5m 未満
児童館	東塩田児童センター	古安曽 2056-1						浦野川	0.5m 未満	
								尾根川		0.5m 未満
子育て支援施設	東塩田子育てひろば	古安曽 2056-1						浦野川	0.5m 未満	
								尾根川		0.5m 未満
地域型保育事業所	すくすく園	古安曽 3908-5	●							
児童クラブ	東塩田児童クラブ	古安曽 1113						尾根川		0.5m～3.0m 未満
学校	塩田中学校	中野 377						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
学校	中塩田小学校	中野 93						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
児童クラブ	中塩田児童クラブ	中野 93						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
児童クラブ	中塩田児童クラブ分室	中野 658-1						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
子育て支援施設	中塩田子育てひろば	中野 93						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
短期入所生活介護	しものごう敬老園	下之郷 463-１						浦野川	0.5m 未満	
								尾根川		0.5m 未満
指定介護老人福祉施設	しものごう敬老園	下之郷 463-１						浦野川	0.5m 未満	
								尾根川		0.5m 未満
指定介護老人福祉施設	ユニット型しものごう敬老園	下之郷 463-１						浦野川	0.5m 未満	
								尾根川		0.5m 未満
学校	長野大学	下之郷 658-1			●	●				
公立保育園	東塩田保育園	下之郷 806-3						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								尾根川		0.5m 未満
障害福祉サービス事業所	グループホーム Fu-U	本郷 787-1						産川		0.5m 未満
障害福祉サービス事業所	四番館	五加 1073-1						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								産川		0.5m 未満
障害福祉サービス事業所	生活介護事業所Ｎａ２	保野 324-1						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								湯川		0.5m 未満
通所介護	コープながの福祉センター宅老所こーぷの家保野	保野 398						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								湯川		0.5m 未満
障害福祉サービス事業所	あらくさホーム	保野 428					●			
診療所	橋本医院	舞田 1						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								追開沢川		0.5m 未満
障害福祉サービス事業所	舞田館	舞田 232						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								追開沢川		0.5m～1.0m 未満
障害福祉サービス事業所	地域活動支援センターせせらぎ	八木沢 27						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								湯川		1.0m～2.0m 未満
障害福祉サービス事業所	グループホーム八木沢ハイツ	八木沢 15-1						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								湯川		0.5m 未満

種類	施設名・事業所名	所在地	土砂災害					浸水想定区域		
			土石流		急傾斜地		警戒区域地すべり	河川名	想定最大降雨	浸水想定
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域				
診療所	わかた内科	新町 180-1						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								産川		0.5m～1.0m 未満
通所介護	あすか苑デイサービスセンター	前山 397-8	●					浦野川	0.5m～3.0m 未満	
学校	塩田西小学校	山田 476-1						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								追開沢川		0.5m 未満
児童クラブ	塩田西児童クラブ	山田 476-1						追開沢川		0.5m 未満
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定有料老人ホーム　一期一会別所	別所温泉 214	●							
通所介護	通所介護センターなごやか	別所温泉 1828-2	●					浦野川	0.5m～3.0m 未満	
短期入所生活介護	別所温泉長寿園	別所温泉 1828-2	●					浦野川	0.5m～3.0m 未満	
指定介護老人福祉施設	別所温泉長寿園	別所温泉 1828-2	●					浦野川	0.5m～3.0m 未満	
公立保育園	浦里保育園	仁古田 171						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
通所リハビリテーション	川西生協診療所	仁古田 357-1						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
								阿鳥川		0.5m 未満
診療所	川西生協診療所	仁古田 357-1						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
学校	浦里小学校	浦野 237						浦野川	0.5m～3.0m 未満	
児童クラブ	浦里児童クラブ	浦野 57-4						浦野川	0.5m 未満	
公立保育園	室賀保育園	下室賀 2336-1			●					
障害者支援施設	しいのみ療護園	下室賀 2826			●					
通所介護	上田市室賀デイサービスセンター	上室賀 19			●			浦野川	0.5m～3.0m 未満	
短期入所生活介護	室賀の里短期生活介護センター	上室賀 19			●			浦野川	0.5m～3.0m 未満	
指定介護老人福祉施設	室賀の里	上室賀 19			●			浦野川	0.5m～3.0m 未満	
通所型サービスA	室賀デイサービスセンター	上室賀 19			●			浦野川	0.5m～3.0m 未満	
通所リハビリテーション	鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	鹿教湯温泉 1308			●					
通所型サービスA	鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	鹿教湯温泉 1308			●					
病院	長野県厚生(農協連)鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	鹿教湯温泉 1308			●	●				
通所リハビリテーション	鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院	鹿教湯温泉 1777	●		●					
介護療養型医療施設／短期入所療養介護	鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院	鹿教湯温泉 1777	●		●					
病院	長野県厚生(農協連)鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院	鹿教湯温泉 1777	●		●	●				

種類	施設名・事業所名	所在地	土砂災害					浸水想定区域		
			土石流		急傾斜地		警戒区域地すべり	河川名	想定最大降雨	浸水想定
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域				
障害福祉サービス事業所	鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院　指定療養介護事業所かりん	鹿教湯温泉1777	●		●					
障害福祉サービス事業所	長野県厚生農業協同組合連合会　鹿教湯三才山ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ 三才山病院	鹿教湯温泉1777	●		●					
認知症対応型共同生活介護	グループホームにしうち敬老園	西内 800			●					
障害福祉サービス事業所	絆ホーム	西内 7-1	●							
公立保育園	西内保育園	西内 8	●							
子育て支援施設	上田市西内子育て支援センター	西内 8	●							
通所介護(デイサービス)	にしうち敬老園デイサービスセンター	西内 800			●					
住宅型有料老人ホーム	にしうち敬老園	西内 800			●					
学校	旧西内小学校	平井 1704	●		●	●				
児童クラブ	西内児童クラブ	平井 1704	●		●	●				
診療所	塚原醫院	上丸子 1018-1	●					依田川	0.5m 未満	
学校	丸子中央小学校	上丸子 824	●							
障害福祉サービス事業所	みやま荘	上丸子 2073-5			●					
学校	丸子中学校	上丸子 1878						依田川	5.0m～10.0m 未満	
児童クラブ	丸子中央児童クラブ	上丸子 824	●							
特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	介護付き有料老人ホーム　まるこ敬老園	中丸子 1623-11						依田川	3.0m～5.0m 未満	
短期入所生活介護(ショートステイ)	ベルポートまるこ東	中丸子 1897-1						依田川	3.0m～5.0m 未満	
指定介護老人福祉施設	ベルポートまるこ東	中丸子 1897-1						依田川	3.0m～5.0m 未満	
子育て支援施設	丸子子育てサロン	中丸子 1623-34						依田川	5.0m～10.0m 未満	
通所リハビリテーション(デイケア)	丸子中央病院	中丸子 1771-1						依田川	5.0m～10.0m 未満	
介護療養型医療施設／短期入所療養介護	丸子中央病院	中丸子 1771-1						依田川	5.0m～10.0m 未満	
通所型サービス A(介護予防重点阿型ミニデイ)	丸子中央病院	中丸子 1771-1						依田川	5.0m～10.0m 未満	
病院	丸子中央病院	中丸子 1771-1						依田川	5.0m～10.0m 未満	
公立保育園	中丸子保育園	中丸子 1852-5						依田川	5.0m～10.0m 未満	
通所介護(デイサービス)	ベルポートまるこデイサービスセンター	中丸子 1897-1						依田川	5.0m～10.0m 未満	
学校	丸子修学館高等学校	中丸子 810-2	●							
障害福祉サービス事業所	ホームとんぼⅡ	中丸子 886-1	●							
障害福祉サービス事業所	ホームとんぼ	中丸子 886-1	●							
病児保育施設	丸子中央病院病児保育センター	中丸子 1771-1						依田川	5.0m～10.0m 未満	

種類	施設名・事業所名	所在地	土砂災害					浸水想定区域		
			土石流		急傾斜地		警戒区域地すべり	河川名	想定最大降雨	浸水想定
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域				
子育て支援施設	上田市中丸子子育て支援センター	中丸子 1852-5						依田川	5.0m～10.0m 未満	
住宅型有料老人ホーム	有料老人ホームひだまり	御嶽堂 320-1	●					依田川	5.0m～10.0m 未満	
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能あったかほーむ御嶽堂	御嶽堂 316-1	●					依田川	5.0m～10.0m 未満	
認知症対応型共同生活介護	グループホームつばさ	御嶽堂 316-1	●					依田川	5.0m～10.0m 未満	
住宅型有料老人ホーム	ケアライフ御嶽堂	御嶽堂 320-1	●					依田川	5.0m～10.0m 未満	
児童クラブ	丸子北児童クラブ	生田 3531						依田川	5.0m～10.0m 未満	
学校	丸子北小学校	生田 3556						依田川	5.0m～10.0m 未満	
診療所	大久保医院	生田 5046	●							
障害福祉サービス事業所	とんぼハウス	生田 5071-1	●							
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型特別養護老人ホーム　大樹	長瀬 2885						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
								依田川	3.0m～5.0m 未満	
公立保育園	長瀬保育園	長瀬 2466						依田川	3.0m～5.0m 未満	
診療所	沖山医院	長瀬 2826-1						依田川	5.0m～10.0m 未満	
短期入所生活介護	地域密着型特別養護老人ホーム　大樹	長瀬 2885						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
								依田川	3.0m～5.0m 未満	
短期入所生活介護	ショートステイ大樹	長瀬 2885						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
								依田川	3.0m～5.0m 未満	
障害福祉サービス事業所	きらり	長瀬 2885						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
								依田川	3.0m～5.0m 未満	
診療所	山浦内科クリニック	長瀬 3441-4						依田川	3.0m～5.0m 未満	
障害福祉サービス事業所	グループホーム第二ひまわり	長瀬宮下 2908-3						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
								依田川	0.5m～3.0m 未満	
公立幼稚園	ちぐさ幼稚園	塩川 2620						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
								依田川	0.5m 未満	
病院	メンタルサポートそよかぜ病院	塩川 3057-1						千曲川	5.0m～10.0m 未満	
								依田川	3.0m～5.0m 未満	
学校	菅平小中学校	菅平高原 1223-1419	●							
児童クラブ	菅平児童クラブ	菅平高原 1223-1419	●							
認知症対応型共同生活介護	真田グループホーム	真田町長 4205-2	●							
障害福祉サービス事業所	風の工房	真田町長 2464-1	●							
診療所	さなだクリニック	真田町長 3908-1	●							
学校	長小学校	真田町長 4200-3	●	●						

種類	施設名・事業所名	所在地	土砂災害					浸水想定区域		
			土石流		急傾斜地		警戒区域地すべり	河川名	想定最大降雨	浸水想定
			警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域				
児童クラブ	長児童クラブ	真田町長4238-1	●							
公立保育園	さなだ保育園	真田町長 6301			●					
学校	真田中学校	真田町長6326-1			●	●		神川	3.0m～5.0m 未満	
診療所	小林医院	真田町傍陽571	●							
学校	傍陽小学校	真田町傍陽6035-1			●	●				
公立保育園	そえひ保育園	真田町傍陽6293			●			傍陽川		0.5m～1.0m 未満(神川)
児童クラブ	傍陽児童クラブ	真田町傍陽6293			●			傍陽川		0.5m～1.0m 未満(神川)
障害福祉サービス事業所	ＯＩＤＥＹＯハウス	真田町傍陽8551-2			●	●		神川	0.5m～3.0m 未満	
子育て支援施設	上田市真田子育て支援センター	真田町傍陽6293			●			傍陽川		0.5m～1.0m 未満
認知症対応型共同生活介護	下原グループホーム	真田町本原668-1	●							
短期入所生活介護	依田窪特別養護老人ホーム短期入所生活介護事業	下武石 776-1	●							
指定介護老人福祉施設	依田窪特別養護老人ホーム	下武石 776-1	●							
学校	依田窪南部中学校	下武石 111						依田川	3.0m～5.0m 未満	
								武石川		1.0m～2.0m 未満
公立保育園	武石保育園	下武石 752	●							
通所介護	上田市武石デイサービスセンター「やすらぎ」	下武石 771-1	●							
診療所	上田市武石診療所	下武石 771-1	●							

第３章　災害応急対策計画

１　防災関係機関一覧表

(1) 指定地方行政機関及びその他出先機関

R7.1.1 現在

機　関　名	所　在　地	電話番号	衛星電話番号
自衛隊長野地方協力本部	長野市旭町 1108	026-233-2108	
陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766	(3 科)535-79
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町 1108	026-234-5123	
長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18	026-232-2738	(FAX)231-8850
千曲川河川事務所戸倉出張所	千曲市字芝宮 2222	026-275-0133	
長野国道事務所上田出張所	上田市踏入 2-16-33	22-2737	
東信森林管理署	南佐久郡臼田町臼田 1822	0267-82-2036	
上田労働基準監督署	上田市天神 2-4-70	22-0338	
上田郵便局	上田市中央西 2-2-2	23-2276	
上田地域振興局	上田市材木町 1-2-6	23-1260	(地域政策課)234-2182
上田保健福祉事務所	上田市材木町 1-2-6	23-1260	(総務課)234-2132
上田建設事務所	上田市材木町 1-2-6	23-1260	(総務課)234-2502
上田水道管理事務所	上田市諏訪形 613	22-2110	(事務室)234-8779
上田警察署	上田市天神 3-15-74	22-0110	
丸子警部交番	上田市上丸子 224-3	42-0110	

(2) 指定公共機関及びその他出先機関

R7.1.1 現在

機　関　名	所　在　地	電話番号	衛星電話番号
東日本旅客鉄道㈱上田駅	上田市天神 1-1887-17	21-0657	
日本貨物鉄道㈱関東支社 長野営業所	長野市大字栗田 2161 番地 大成第一ビル１階 101 号	026-266-7230	
東日本電信電話㈱長野支店	長野市新田町 1137-5	026-225-4389	
日本銀行上田代理店	上田市大手 2-2-12(八十二銀行上田支店内)	24-1182	
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町 1074	026-226-2073	(血液ｾﾝﾀｰ)231-8775
日本放送協会長野放送局	長野市稲葉 210-2	026-291-5200	
日本通運㈱上田支店	上田市殿城 146-1	27-0202	
中部電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱ 上田支社	上田市中央 1-7-29	23-8200	
東日本高速道路㈱関東支社 長野管理事務所	長野市松代町東寺尾字村北 1195-2	026-278-7701	

(3) 指定地方公共機関

R7.1.1 現在

機　関　名	所　在　地	電話番号	衛星電話番号
上田ガス㈱	上田市天神 4-29-3	22-0454	234-8772
長野都市ガス(株)東信支店	佐久市岩村田 1718-3	0267-68-5252	
長野県ＬＰガス協会上小支部	上田市材木町 1-2-6	23-3609	
上田電鉄㈱	上田市下之郷 498	39-7117	234-8774
しなの鉄道㈱	上田市常田 1-3-39	21-4700	
千曲バス㈱上田営業所	上田市秋和 112	22-2363	
上小トラック協会	上田市殿城 581-6	27-1316	
信越放送㈱上田放送局	上田市天神 1-8-37	24-2141	
㈱長野放送上田支局	上田市天神 2-1-22	24-3215	
㈱テレビ信州上田支局	上田市中央 2-8-11	27-3393	
長野朝日放送㈱上田支局	上田市天神 1-8-2	28-0010	
上田ケーブルビジョン㈱	上田市中央 6-12-6	23-1600	

(4) その他の機関

R7.1.1 現在

機　関　名	所　在　地	電話番号	備　　考
上田市医師会	上田市中央 2-22-10	22-0655	
小県医師会	上田市常田 2-1-10	24-1022	
上田市上下水道事業協同組合	上田市材木町 1-2-31	24-1329	
丸子テレビ放送㈱	上田市上丸子 1572-6	43-2111	
上田有線放送センター	上田市大手 2-7-10	25-2360	
川西有線放送農業協同組合	上田市小泉 914	25-2713	
一般社団法人 上田市防災支援協会	上田市御所 606-1	26-1515	

２　災害救助基準（災害救助法）

R7.1.1 現在

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置（法第 4 条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 340 円以内 （加算額） 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000 円（食費込・税込）／泊･人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第 4 条第 2 項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額　1戸当たり 6,775,000 ~~千~~円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3~~1~~ 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難場所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1 食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4 月～9 月）冬期（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増毎に加算
全壊、全焼、流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊、半焼、床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
注）　夏季：4 月～9 月、冬季：10 月～3 月							

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
医療	医療の方途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被害者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日（72 時間）以内	~~1~~ 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3 ヵ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヵ月以内）	

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流出半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童　　4,800 円 中学校生徒　　5,100 円 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校生徒　5,600 円	災害発生の日から(教科書)1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡したものを対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 219,100 円以内 小人(12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当り　3,500 円以内 (一時保存) 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1 体当たり 5,500 円以内 (検索) 捜索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第 4 条第 1 号	1　被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ　3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ　3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ　6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ　1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ　2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ　3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト　5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3　上水道配水池貯水量

(1) 上水道配水池

R7.1.1 現在

上田地域		丸子地域		真田地域		武石地域	
東部地区		丸子・依田・長瀬・塩川地区		菅平地区		上本入地区	
石舟浄水場	4,500 ㎥	腰越低区第1配水池	1,880 ㎥	低区	96 ㎥	上本入第1～第5	352 ㎥
小井田	3,070 ㎥	腰越低区第2配水池	1,770 ㎥	高区	480 ㎥		
大日木	400 ㎥	腰越高地区配水池	700 ㎥	高原	600 ㎥	武石地区	
赤坂	130 ㎥	池の芝配水池	500 ㎥	中ノ沢	480 ㎥	中央第1～第4	1,321 ㎥
氷沢	17 ㎥	平戸配水池	72.5 ㎥	大松	74 ㎥		
山口	2,000 ㎥	練合配水池	30 ㎥	西北	179 ㎥	余里地区	
樋之沢	110 ㎥	新藤原田配水池PC	700 ㎥	カントリー	216 ㎥	余里第1	90 ㎥
染屋浄水場	17,600 ㎥	藤原田配水池RC	60 ㎥	東組	280 ㎥		
北部	300 ㎥	箱畳配水池	150 ㎥	裏ダボス	504 ㎥	獅子ヶ城地区	
滝の宮	190 ㎥	尾野山配水池	73.2 ㎥	地区　計	2,909 ㎥	獅子ヶ城第1	471 ㎥
岩清水	63 ㎥	二本木配水池	70 ㎥				
神科	2,500 ㎥	茂沢配水池	70 ㎥	大日向地区			
大屋	160 ㎥	須賀湖高配水池	40 ㎥	大日向	353 ㎥		
長入	54 ㎥	須賀湖低配水池	40 ㎥	渋沢	50 ㎥		
地区　計	31,09 ㎥	郷仕川原配水地	10.8 ㎥	地区　計	403 ㎥		
		地区　計	6,166.5 ㎥				
川西地区				長地区			
倉升	2,060	東内・西内地区		長谷寺	88 ㎥		
須川	休止中	鹿教湯浄水場配水池	1,560 ㎥	真田	500 ㎥		
半過	77	鹿教湯配水池	500 ㎥	横尾	76 ㎥		
岡第1～第3	1,404	虚空蔵配水池	250 ㎥	地区　計	664 ㎥		
浦野	280	霊泉寺配水池	40 ㎥				
上室賀第1・第2	172	新屋配水池	343.5 ㎥	傍陽西部地区			
上洞	35	地区　計	2,693.6 ㎥	松井新田	155 ㎥		
越戸	64			中組	180 ㎥		
地区　計	4, 092 ㎥			地区　計	335 ㎥		
				傍陽中央地区			
				傍陽第1	289 ㎥		
				傍陽第2	114 ㎥		
				穴沢高・低区	60 ㎥		
				三島平	50 ㎥		
				地区　計	513 ㎥		
				本原地区			
				赤井	180 ㎥		
				本原中央	1,216 ㎥		
				地区　計	1,396 ㎥		
上田地域　合計	35,156 ㎥	丸子地域　合計	8,890.1 ㎥	真田地域　合計	6,220 ㎥	武石地域　合計	2,234 ㎥

(2) 長野県営水道配水池

R7.1.1 現在

諏訪形浄水場	4,310 ㎥	合　　計	7,210 ㎥
原峠	2,900 ㎥		

4　消防機関の組織体制

R6.4.1 現在

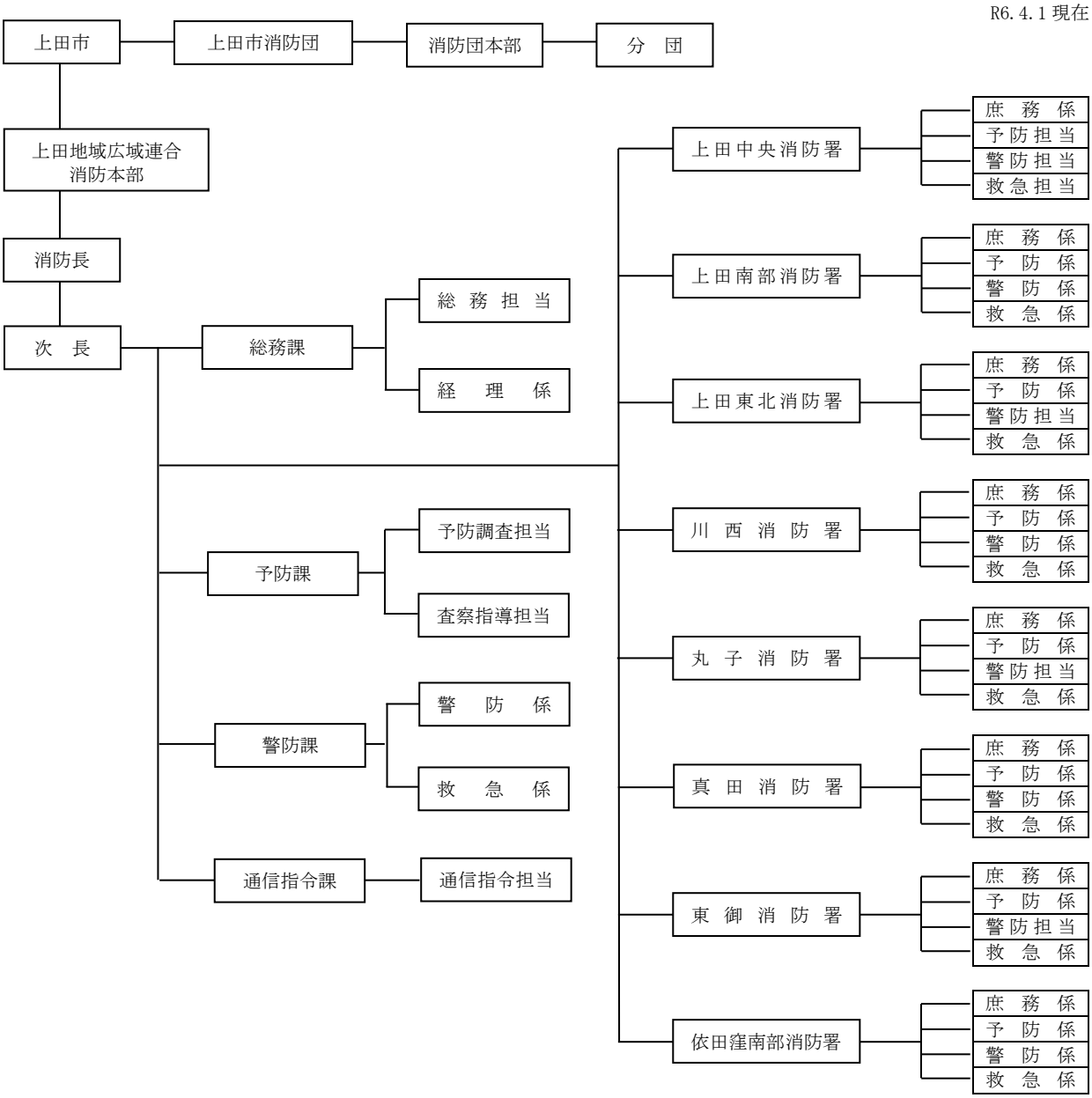

5　消防署管轄表

【消防署の分団別管轄区域】

R6.4.1 現在

名　称	管轄区域
上田中央消防署	第１、２、３、５、６、８、１０分団の一部
上田南部消防署	第７、１４、１５、１６、１７分団
上田東北消防署	第１２、１３、１０分団の一部
川西消防署	第１８、１９、２０分団、青木村
丸子消防署	丸子第１、２、３、４、５、６分団
真田消防署	菅平分団、長分団、傍陽分団、本原分団
東御消防署	東御市
依田窪南部消防署	武石東部分団、武石西部分団、長和町

６　消防団管轄表

R6.4.1 現在

方面隊	分団名称	管轄区域
第１方面隊	第１分団	踏入、泉町、上常田、中常田、下常田、北常田、材木町、常入、横町
	第１０分団	大屋、岩下、下青木、みすず台南、みすず台北、上青木、梅が丘、久保林、黒坪、上沢、国分、下堀、上堀
	第１２分団	畑山、伊勢山、神科新屋、野竹、西野竹、笹井、川原、岩門、染屋、蛇沢、金井、山口、大久保、長島、金剛寺、富士見台、住吉が丘
	第１３分団	森、大日木、長入、宮之上、小井田、中吉田、町吉田、ひかり、桜台、下吉田、林之郷、下郷、岩清水、矢沢、赤坂、漆戸
第２方面隊	第２分団	北天神町、南天神町、鷹匠町、本町、松尾町、末広町、大手町、泉平、天神の杜
	第３分団	海野町、丸堀町、原町、馬場町、袋町、鍛冶町、田町、柳町、上紺屋町、上鍛冶町、上川原柳町、下川原柳町、愛宕町、上房山、下房山、新田
	第５分団	下紺屋町、木町、北大手町、緑が丘、鎌原、新屋、緑が丘北、緑が丘西、西脇、新町、諏訪部、生塚、常磐町、城北
	第８分団	秋和、上塩尻、下塩尻
第３方面隊	第１４分団	下本郷、五加、上本郷、中野、上小島、下小島、保野、舞田、八木沢、セレーノ八木沢、東五加、学海南、学海北、八舞
	第１５分団	平井寺、鈴子、石神、柳沢、下之郷、奈良尾、富士山中組、下組、桜
	第１６分団	十人、東前山、西前山、手塚、塩田新町、山田、野倉
	第１７分団	上手、院内、大湯、分去
第４方面隊	第６分団	小牧、諏訪形、三好町、御所、中之条、千曲町、中村、須川、朝日ヶ丘
	第７分団	上田原、川辺町、倉升、下之条、神畑、築地、東築地、半過、福田、吉田
	第１８分団	浦野、岡、仁古田、越戸、藤之木、浦野南団地
	第１９分団	上室賀、下室賀、ひばりヶ丘
	第２０分団	小泉
第５方面隊	丸子第１分団	西内、平井
	丸子第２分団	荻窪、和子、下和子、辰ノ口
	丸子第４分団	御嶽堂、飯沼、茂沢、尾野山、北原
第６方面隊	丸子第３分団	腰越、三反田、海戸、沢田、八日町、中丸子、下丸子
	丸子第５分団	上長瀬、長瀬中央、下長瀬
	丸子第６分団	藤原田、南方、坂井、狐塚、石井、郷仕川原
第７方面隊	菅平分団	菅平
	長分団	大日向、角間、横沢、真田、十林寺、石舟、戸沢、つくし、横尾、四日市
	傍陽分団	入軽井沢、岡保、傍陽中組、大庭、曲尾、萩、田中、下横道、中横道、上横道、穴沢、三島平
	本原分団	赤井、小玉上郷沢、下郷沢、上原、下塚、出早、竹室、荒井、中原、表木、大畑、下原、町原
第８方面隊	武石東部分団	烏屋、沖、薮合、中島、七ケ、小沢根、余里
	武石西部分団	片羽、堀之内、市ノ瀬、下本入、権現、下小寺尾、上小寺尾、唐沢小原、築地原、大布施巣栗、西武

７　消防機関の人員・消防施設等の現況

(1) 上田地域広域連合消防本部

（　）内は、左の人数のうちの兼務者数　　R6.4.1 現在

消防本部		消防署	
所　属	人　数	所　属	人　数
消防長	1	上田中央消防署	41　(1)
消防次長	2	上田南部消防署	20
総務課	11	上田東北消防署	23
予防課	10	川西消防署	14
警防課	4　(1)	丸子消防署	23
通信指令課	11	真田消防署	16
		東御消防署	26
		依田窪南部消防署	17
計	37　(1)	計	180　(1)
合　計		217 (2)	

※　上田市等へ派遣中の職員及び短時間勤務再任用職員を含む

(2) 消防団の現勢力

R6.4.4 現在

種別	定数	実員	自動車ポンプ	小型動力ポンプ付積載車	バイク	その他車両
上田市	1,850 人	1,545 人	22 台	76 台	11 台	9 台

(3) 上田地域広域連合消防本部の消防車種別の保有状況

R6.4.1 現在

種類＼署別	消防本部	消防署								
		上田中央	上田南部	上田東北	川西	丸子	真田	東御	依田窪南部	合計
ポンプ車		1	1	1	1	1		1		6
水槽付ポンプ車			1	1	1	1	1	1	2	8
水槽車								1	1	2
化学車		1								1
梯子車		1	1							2
高規格救急車(その他救急車)		2	1	2	1	1	1	2	1	11
指令車、広報車	3	1	1	1	1	1	1	1	1	11
指導車	2							1		3
救助工作車		1				1		1		3
トライアル車等	6									6
その他	5	1	1	2	1	1	1	1	1	14
合計	16	8	6	7	5	6	4	9	6	67

8 消防水利の確保

R6.4.1 現在

種別	消火栓					防火水槽					その他			合計
	65m/m		50m/m		小計	40 ㎥以上		20 ㎥以上 40 ㎥未満		小計	池等	プール	小計	
	地下	地上	地下	地上		有がい	無がい	有がい	無がい					
上田市	1,733	2,993		4	4,730	373	44	258	118	793	61	47	108	5,631

※消防法第 21 条第 1 項の規定による指定消防水利を含む

9 救急告示医療機関等

(1) 災害拠点病院

R7.1.1 現在

施　設　名	所　在　地	電話番号
独立行政法人国立病院機構　信州上田医療センター	緑が丘 1-27-21	22-1890

(2) 救急告示医療機関

R7.1.1 現在

施　設　名	所　在　地	電話番号
独立行政法人国立病院機構　信州上田医療センター	緑が丘 1-27-21	22-1890
医療法人慈善会　安藤病院	中央西 1-1-20	22-2580
医療法人健静会　上田病院	中央 1-3-3	22-3580
医療法人健和会　小林脳神経外科・神経内科病院	常田 3-15-41	22-6885
医療法人共和会　塩田病院	中野 29-2	38-2221
医療法人仁和会　整形外科　上田花園病院	中央西 1-15-25	22-2325
医療法人健救会　柳澤病院	中央西 1-2-10	22-0109
長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	鹿教湯温泉 1308	44-2111
丸子中央病院	中丸子 1771-1	42-1111
医療法人慈修会上田腎臓クリニック	住吉 322	27-2737
医療法人慈善会　安藤病院	中央西 1-1-20	22-2580

１０　災害対策用ヘリポート一覧表

R7.1.1 現在

No.	所在地住所	ヘリポート等の名称	施設管理者又は占有者	施設規模			広さ
				大型	中型	小型	長さ×幅(m)
物拠 1	常盤城 1-1-30	上田城跡公園第二体育館	上田市長				60×60
物拠 2	御嶽堂 1-1	丸子総合体育館	上田市長				60×40
物拠 3	真田町長 7199-1	真田中央公民館	上田市長				60×40
物拠 4	上武石 2	武石村民体育館	上田市長				58×325
H拠 1	国分 2034	千曲川市民緑地グランド （上堀河川敷グランド)	上田市長		○		260×90
H拠 2	下之条 330	上田古戦場公園 多目的グランド	上田市長	○			120×130
H拠 3	御嶽堂 1-1	丸子総合グランド	上田市長	○			164×115
H拠 4	真田町長 7220-1	真田運動公園グラウンド	上田市長	○			85×110
H拠 5	上武石 476-5	武石総合グランド	上田市長				130×85
1	二の丸 4-58	市営陸上競技場	上田市長		○		180×80
2	下之郷乙 935	自然運動公園 多目的グランド	上田市長		○		120×95
3	芳田 3780-4	市民の森公園 多目的グランド	上田市長	○			100×100
4	上塩尻 623	アクアプラザ駐車場	上田市長			○	104×43
5	下塩尻 1040-4	塩尻河川敷グランド	上田市長		○		85×75
6	諏訪形	諏訪形河川敷グランド	上田市長		○		230×92
7	中之条 1011-45	古舟河川敷グランド	上田市長		○		92×87
8	小泉	半過河川敷グランド	上田市長		○		120×90
9	小泉 2575-2	半過ヘリポート	上田市長		○		40×40
10	腰越 418-3	依田窪プール駐車場	上田市長		○		116×53
11	中丸子 1821-2	ベルパーク	上田市長		○		57×43
12	真田町長 1223-2050	菅平高原市営 第２グラウンド	上田市長	○			100×90
13	真田町長 1223-1751	グリーンフィールド	上田市長	○			100×90
14	武石上本入 2469	練馬区武石少年自然の家 グランド	練馬区長			○	80×80

１１　大規模特殊災害時における広域航空消防応援

(1) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

１　目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第４４条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

２　用語の定義

(1)　要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2)　要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3)　応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4)　応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

３　対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1)　大規模な地震、風水害等の自然災害

(2)　山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

(3)　高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4)　航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5)　その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

４　広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1)　調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2)　火災出場

消火活動のための出場

(3)　救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4)　救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5)　救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

５　広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、

山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6　市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

(1)　要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

①　応援側市町村
②　要請者・要請日時
③　災害の発生日時・場所・概要
④　必要な応援の概要

(2)　要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3)　消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められたときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4)　所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5)　要請側市町村の消防長は、第１号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第２号から第４号までの規定に準じて行うものとする。

①　必要とする応援の具体的内容
②　応援活動に必要な資機材等
③　離発着可能な場所及び給油体制
④　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
⑤　離発着場における資機材の準備状況
⑥　現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
⑦　他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
⑧　気象の状況
⑨　ヘリの誘導方法
⑩　要請側消防本部の連絡先
⑪　その他の必要事項

7　市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

(1)　応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

(2)　所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は、要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8　都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知

(1)　都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第６項（第４号を除く。）を準用する。この場合において、第６項第１号中「前項」とあるのは「第５項」と、「応援側

市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第３号中「応援側市町村が属する都道府県の県知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第５号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

(2)　応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9　要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第６項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第６項及び前項に定める手続をしなければならない。

10　広域航空消防応援の中断

(1)　応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

(2)　応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県知事」と読み替えるものとする。

(3)　前２号により広域航空消防応援を中断したときは、第７項又は第８項に準じてその連絡を行うものとする。

11　広域航空消防応援の始期及び終期

(1)　広域航空消防応援は、第２号及び第３号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2)　ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

(3)　ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12　広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

(1)　広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときには、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2)　当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13　広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

(1)　要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

(2)　前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14　要請側都道府県の措置等

(1)　要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。

(2)　要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け

出等を行うものとする。

15　応援側市町村等の届出

(1)　ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

①　保有ヘリの性能及び活動能力

②　特別救助隊等の隊員数

③　特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表１及び別表２のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

(2)　ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合も同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

①　保有ヘリの性能及び活動能力

②　当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③　特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16　消防庁長官の情報提供

(1)　消防庁長官は、第１４項第２号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2)　消防庁長官は、前号各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17　広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)　消防組織法第４９条第１項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成１５年政令第３７９号）第５条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。

(2)　広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。

(3)　前２号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18　要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19　この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

(2) 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート

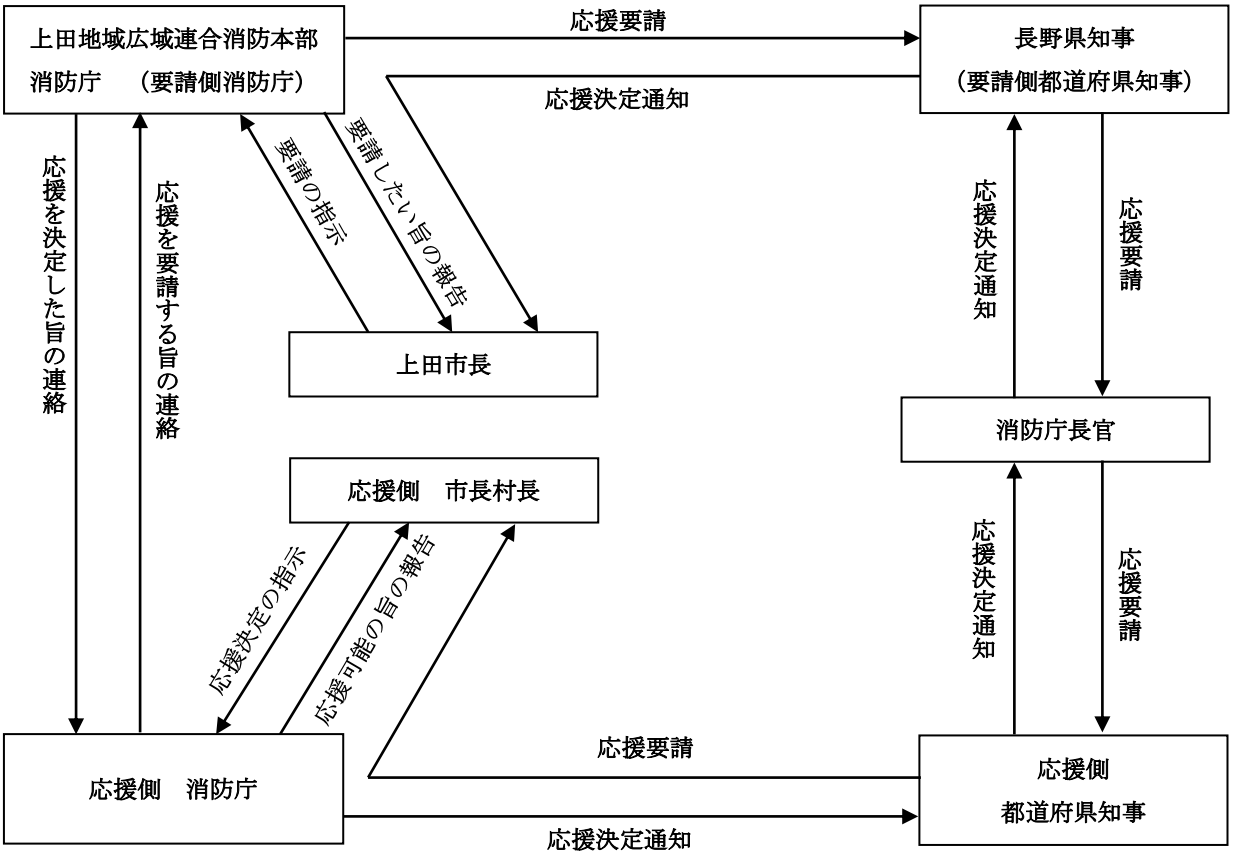

※　なお、大規模特殊災害に際し、消防庁長官の求めに応じ都道府県の区域を越えて行われた消防応援に対しては、財団法人全国市町村振興協会において「消防広域応援交付金」の公布制度がある。

(3) 消防広域応援交付金公布細則（抜粋）

(趣旨)

第１条　この細則は、財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規定（昭和６２年規定第２６号。次条において「規定」という。）第７条の規定に基づき、財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(受援市町村の申請)

第２条　規定第４条に規定する消防広域応援を受けた市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「受援市町村」という。）の申請は、様式第１号の消防広域応援交付金交付申請書に様式第２号の消防広域応援実績報告書（受援市町村用）を添付して行うものとする。

２　前項の申請を行った受援市町村は、消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）に交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(応援市町村の報告)

第３条　前条第２項の通知を受けた応援市町村は、様式第３号の消防広域応援実績報告書（応援市町村用）により消防広域応援の内容を協会に報告するものとする。

(交付決定の通知)

第４条　協会は、交付金の交付を決定したときは、応援市町村に対してその旨を通知するものとする。

(指定口座の通知)

第５条　応援市町村は、前条の通知を受けたときは、協会へ指定する金融機関の口座を通知するものとする。

（交付金の交付）

第６条　協会は、前条の指定する金融機関の口座の通知があったときは、応援市町村に交付金を交付するとともに受援市町村に交付金の交付済通知を行うものとする。

（都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合の特例）

第７条　応援市町村が都道府県が保有するヘリコプターを用いて消防広域応援を行った場合については、第２条第２項中「消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）」とあるのは「消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）の属する都道府県（以下「都道府県」という。）」と、第３条から第６条までの規定中「応援市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第１号中「下記市（町村）」とあるのは「下記都道府県」と、「応援市町村名」とあるのは「都道府県名」と、「○○市（町村）」とあるのは「○○県（都道府）」と、様式第２号中「応援消防機関名」とあるのは「都道府県名」と、「市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第３号中「応援市町村用」とあるのは「都道府県用」と、「応援消防機関」とあるのは「都道府県」と読み替え、様式第３号中「市町村名」を削ってこの細則を適用するものとする。

附　則

この細則は、昭和６２年４月１日から実施する。

この細則は平成６年９月１日から施行し、同年８月１日以降に発生した災害に係わる交付金について適用する。

この細則は、平成２７年５月１日から施行する。

（4）消防広域応援交付金申請手続き

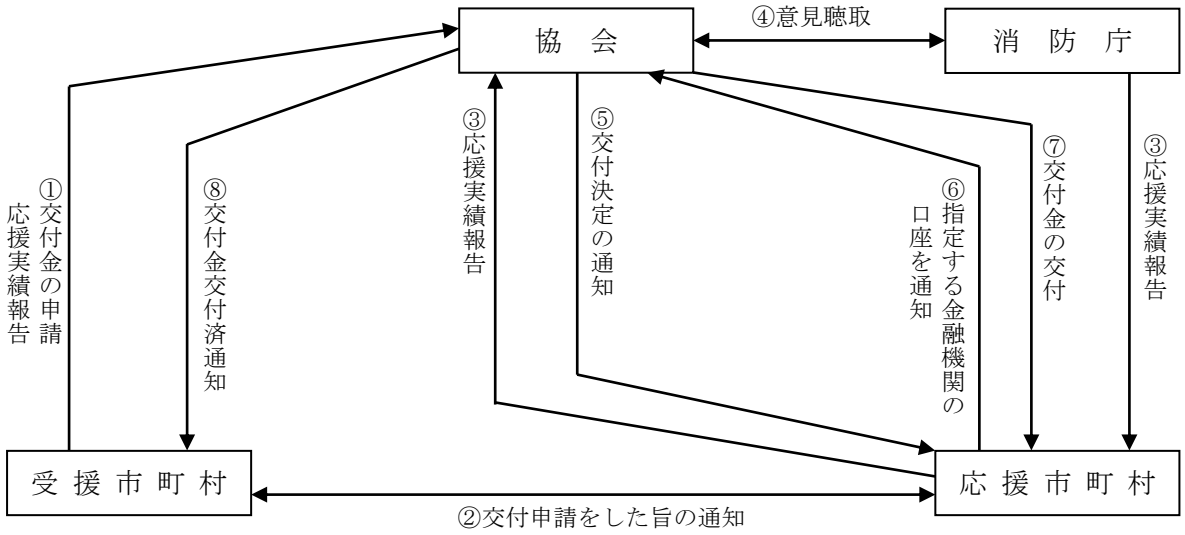

１２　災害時応援協定

(1) 協定締結団体等連絡先

R7.1.1 現在

	項目	協定名称	締結団体	連絡先
1	県内市町村	長野県市町村災害時相互応援協定	県内全市町村	
2		長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	長野県危機管理防災課	026-235-7184
3	県内消防	長野県消防相互応援協定	消防事務受託市・一部事務組合・広域連合	
4	姉妹都市	災害時における相互応援に関する協定	鎌倉市総合防災課	0467-23-3000
5			上越市防災危機管理課	025-526-5111
6			豊岡市防災課	0796-23-1111
7			九度山町地域防災課	0736-54-2019
8			練馬区防災計画課	03-5984-1327
9	防災協定都市	災害時相互応援に関する協定	上尾市危機管理防災課	048-775-5140
10			沼津市危機管理課	055-934-4803
11	外国人集住都市	外国人集住都市会議災害時相互応援協定	外国人集住都市会議会員都市	0749-65-8711
12	情報収集・提供	災害時における郵便局と上田市の協力協定	郵便事業会社上田支店（旧上田市内郵便局）	0268-23-2276
13		千曲川河川事務所と上田市における防災情報ネットワークに関する協定	国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所防災情報課	026-227-7875
14		道路損傷等による危険箇所の情報提供の協力に関する協定	長野県タクシー協会上小支部	0268-22-8484 （菅平観光ﾀｸｼｰ（株））
15		災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局 北陸地方整備局	(関東)048-608-3151 (北陸)025-280-8880
16		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	03-6864-3167
17		電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板に関する協定	中電興業株式会社（上田営業所）	0268-23-2315
18	通信	アマチュア無線による災害時応援協定	上田市アマチュア無線非常通信協力会	（会長）
19	放送	災害時におけるケーブルテレビ放送及びラジオ放送の要請に関する協定	株式会社上田ケーブルビジョン 丸子テレビ放送株式会社	0268-23-1600 0268-43-2111
20	救援	災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人上田青年会議所事務局	0268-22-5074
21		上田市災害救援ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	上田市社会福祉協議会	0268-27-2025
22	物資の調達	災害時における物資調達及び施設使用等に関する協定	信州うえだ農業協同組合総務企画部	0268-25-7800
23		災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープながの 災害対策本部事務局	026-261-1200 026-261-1222
24		災害時における物資供給の協力に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター事務局	025-371-4185
25		災害時における飲料水の供給に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング株式会社東信支店	0268-64-8620
26		災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	上田卸商業協同組合事務局	0268-22-6649
27		災害時における飲料水の供給に関する協定	信越ペプシコーラ販売株式会社	026-284-2414
28		災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ本部	0495-25-1000

	項目	協定名称	締結団体	連絡先
29	物資の調達	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオンリテール株式会社 北陸信越カンパニー長野事業部	0263-27-3811
30		災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合事務局・同上小支部	026-254-5600
31		災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定	長野ＬＰ協会上小支部 一般社団法人長野県ＬＰガス協会	0268-23-3609 （上田地域振興局商工観光課内）
32		災害時における物資供給の協力に関する協定	コムパックシステム株式会社	0268-24-9500
33		災害時における物資等の供給に関する協定	アークランドサカモト株式会社	0268-28-6341
34		災害時における物資の供給並びに被災者に対する支援協力に関する協定	株式会社 イトーヨーカ堂	0268-26-7711 （アリオ上田）
35		災害時における物資供給に関する協定	大東建託株式会社（業務課）	0268-26-6601
36	給水	長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱	会員市町村・水道事業団・一部事務組合・長野県企業局	
37		給水援助協定	長野県企業局	026-235-7371
38		災害時の応急活動の連携に関する協定	長野県企業局	026-235-7371
39		給水援助協定	東御市	0268-62-1111（代）
40		給水援助協定	長和町	0268-68-3111（代）
41		給水援助協定	青木村	0268- 49-0111（代）
42		災害時等における水質検査業務に関する協定	上田薬剤師会	0268-22-6130
43	応急措置等	災害時等の応急措置に関する協定	上田市上下水道事業協同組合	0268-24-1329
44		災害等の応急措置に関する協定	丸子水道工事事業協同組合	0268-42-2539 （小林燃料店）
45		災害時における応急措置に関する協定	一般社団法人上田市防災支援協会	0268-26-1515
46		災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定	長野県環境整備事業協同組合事務局	0267-88-6566
47		災害時における資機材リースの協力に関する協定	一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部	0265-49-8252 （事務局）
48		災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	社団法人長野県建築士会上小支部	0268-26-1412（上田地域振興局建築課内）
49		地震等大規模災害時における被災建築物等の解体撤去に関する協定	協同組合長野県解体工事業協会事務局	026-219-2455
50		災害時における調査、測量及び設計等の応急復旧業務に関する協定	上田市測量設計業協議会	0268-24-8230
51		災害時における応援に関する協定	株式会社ジーシーシー自治体サービス	027-232-1100
52		災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定	一般社団法人長野県警備業協会	026-226-1211
53		災害時等の応急対策業務に関する協定	上田市電設業協会	0268-42-2456 （松山電機㈱）
54		無人航空機による災害応急対策活動に関する協定	有限会社ヒカリ	0268-85-2681
55		大規模災害時における応急対策業務に関する協定	長野県建設業協会上小支部	0268-24-8133
56		災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定	上田地域シェアサイクル活用推進協議会ほか	0268-23-5134 （都市計画課）
57		電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定	日産自動車株式会社、長野日産自動車株式会社、日産プリンス長野販売株式会社	日産自動車株式会社 東日本リージョナルセールオフィス　関東グループ

	項目	協定名称	締結団体	連絡先
58	電気	災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人中部電気保安協会 長野支店上田営業所	0268-23-0985
59		災害時における相互協力に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社上田営業所	0268-23-8200
60	要援護者支援	災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人上田しいのみ会 法人事務局	0268-31-0001 （しいのみ療護園内）
61			社会福祉法人上田明照会事務局	0268-27-6633
62			社会福祉法人りんどう信濃会 法人事務所	0265-82-4435
63			社会福祉法人かりがね福祉会 法人本部	0268-72-3431
64			社会福祉法人恵仁福祉協会	0268-72-2781 （アザレアンさなだ）
65			社会福祉法人敬老園本部	0268-28-1170
66			社会福祉法人ジェイエー長野会 本部	026-236-2308
67			社会福祉法人別所清明会	0268-38-3160 （長寿園）
68			社会福祉法人依田窪福祉会 法人本部	0268-85-2202
69			医療法人光仁会	0268-39-1187 （チェリーガーデン）
70			医療法人丸山会	0268-42-1111
71			医療法人共和会	0268-38-2221
72			医療法人慈修会	0268-27-2737
73			依田窪医療福祉事務組合	0268-68-0281
74		災害時等における要援護者の輸送協力に関する協定	長野県タクシー協会上小支部	0268-22-8484 （菅平観光ﾀｸｼｰ（株））
75	被災者支援	災害時における被災者支援に関する協定	長野県行政書士会上田支部	0268-25-8720
76		災害時における法律等相談業務に関する協定	長野県弁護士会	026-232-2104
77	医療救護等	災害時における妊産婦等への医療救護活動及び支援等に関する協定	長野県助産師会上小地区	62-0168 （助産師とうみ）

※上田地域広域連合との協定

R7.1.1 現在

	項目	協定名称	締結団体	連絡先
1	医療救護等	災害時の医療救護についての協定	上田市医師会	0268-22-0655
2			小県医師会	0268-24-1022
3			上田小県歯科医師会	0268-22-2160
4		災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給についての協定	上田薬剤師会	0268-22-6130
5	物資の調達	災害時における応援協力に関する協定	上小生コン事業協同組合	0268-36-3393

(2) 県内市町村

ア　相互応援

長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

（代表市町村の設置等）

第２条　市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記１に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

２　代表市町村が被災した場合に備え別記１に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第２順位及び第３順位の市町村を定めるものとする。

（応援の内容）

第３条　市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1)　物資等の提供及びあっせん

ア　食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材

イ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　救援及び救助活動に必要な車両等

エ　ごみ、し尿処理のための車両及び施設

オ　避難収容施設（避難場所、応急仮設住宅等）

カ　火葬場

(2)　人員の派遣

ア　救護及び応急措置に必要な職員

イ　消防団員

(3)　その他

ア　避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置

イ　ボランティアのあっせん

ウ　児童・生徒の受け入れ

エ　前２号に掲げるもののほか、災害救助法第２３条第１項に定める救助

(4)　前３号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第４条　応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　応援を要請する内容

ア　物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ　人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ　その他、必要な事項

（緊急時における自主的活動）

第５条　代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

２　市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記１に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度６強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

４　代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記１に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

５　前項に規定する場合において、別記１に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前２項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記２に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

６　別記２に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

７　前４項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

２　応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

３　前２項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村　及び応援市町村が協議して決める。

４　応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

５　前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第７条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記１に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第８条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記１に掲げるブロックごと又は、

ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（防災体制の強化等）

第９条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

２　市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

（補則）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

２　この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附　則

（施行期日）

１　この協定は、平成８年４月１日から施行する。

（協定の成立）

２　この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附　則

この協定は、平成２３年１２月１６日から施行する。

（別記１）

ブロック名	代表市町村	構　成　市　町　村
佐 久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曽	木曽町	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北 信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

（別記２）

被災ブロック	応援するブロック
佐　久	上　小
上　小	佐　久
諏　訪	上伊那 木　曽
上伊那	諏　訪 飯　伊
飯　伊	上伊那 木　曽
木　曽	飯　伊 諏　訪
松　本	長　野
大　北	北　信
長　野	松　本
北　信	大　北

（備考）応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

（趣旨）

第１条　この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（代表市町村）

第２条　代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　被災市町村の情報収集と情報把握

(2)　災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握

(3)　応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け

(4)　輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡

(5)　応援活動等に関する県との連絡調整

(6)　前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

２　代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

（応援要請の手続）

第３条　応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

(1)　要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。

(2)　所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。

(3)　所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。

２　被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

（応援実施の手続）

第４条　被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合、被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

２　被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

（応援物資の受領の通知）

第５条　被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

（応援終了報告）

第６条　被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

（緊急時における自主的活動）

第７条　協定第５条により自主的に応援活動を実施する場合において、被災市町村との連絡確保に努め、

連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

（経費の負担）

第８条　応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の範囲内とする。

（情報交換）

第９条　協定第７条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

(1)　連絡担当部局及び通信手段一覧表

(2)　備蓄物資、資機材一覧表

(3)　その他応援に必要な情報

付　　則

（施行期日）

この実施細則は、平成８年４月１日から施行する。

（実施細則の改正）

この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

（実施細則の成立）

この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書を持って証する。

イ　被災県等への支援

長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第２条　支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第３条　この協定に関し必要な事項は、別に定める。

２　この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附　則

この協定は、平成２４年１２月１２日から適用する。

平成２４年１２月１２日

甲　住所　長野市大字南長野字幅下６９２－２
長野県知事　阿　部　守　一

乙　住所　長野市大字長野字加茂北１４３－８
長野県市長会長　母　袋　創　一

丙　住所　長野市大字長野字加茂北１４３－８
長野県町村会長　藤　原　忠　彦

長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第１　総 則

１　目　的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　用語の意義

(1)　代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

(2)　ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

(3)　先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

(4)　現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

(5)　後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

(6)　調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第２　被災県等への支援

１　支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等。

(1)　「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）

(2)　「災害応援に関する協定書」（中部圏知事会）

(3)　「震災時等の相互応援に関する協定書」（関東地方知事会）

(4)　「災害時の相互応援に関する協定書」（新潟県）

(5)　県が新たに締結する災害時応援協定

２　支援の内容

主に、次の支援を行う。

(1)　被災県等への職員派遣及び物資の提供

(2)　被災者の受入及び施設の提供

①　県内医療機関での傷病者の受入

②　県内での避難場所、応急仮設住宅等の提供

(3)　その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

３　支援の実施又は終了の決定

(1)　被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場

合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。
(2)　前項の承認後、県は、市町村に対して、知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定又は終了を通知するものとする。

第３　支援体制の整備

１　先遣隊の派遣

(1)　被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
(2)　先遣隊は、県職員２名と市町村職員２名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
(3)　先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

２　現地支援本部の設置

(1)　先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。
なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。

(2)　現地支援本部は、次の業務を行う。
①　被災県等との連絡体制の確立
②　被災県等の支援ニーズの把握
③　被災県等での職員、物資等の受入調整
④　広域避難を実施する場合の調整
⑤　被災県等に対する支援の実施
⑥　その他、支援に必要な業務
(3)　現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

３　後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

(1)　後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック１名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。
(2)　後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。
(3)　後方支援本部の業務
①　現地支援本部との連絡体制の確立
②　現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
③　支援内容の県及び市町村への割り振り
④　支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
⑤　費用精算業務
⑥　その他支援に必要な業務
(4)　調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

①　支援方針
②　現地支援本部及び後方支援本部の体制
③　支援の終了
④　その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第４　県及び市町村において実施する事項

１　県が実施する事項

(1)　本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
(2)　県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
(3)　支援可能な職員、物資等の確保
(4)　その他支援に必要な事項

２　代表市町村が実施する事項

(1)　本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
(2)　ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
(3)　支援可能な職員、物資等の確保
(4)　ブロック内の連絡体制の整備
(5)　その他支援に必要な事項

３　代表市町村以外の市町村が実施する事項

(1)　本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
(2)　支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
(3)　その他支援に必要な事項

第５　その他

１　訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

２　姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

３　本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

(3) 県内消防

長野県消防相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第３条　この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

（代表消防機関の指定）

第４条　この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

２　地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

３　代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

（応援要請）

第５条　災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

(1)　隣接応援要請　隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2)　地域応援要請　隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う応援要請

(3)　全県応援要請　全ての市町村等に対して行う応援要請

(4)　特殊応援要請　他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請

（応援隊の派遣）

第６条　前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

２　市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第７条　応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

（応援経費等の負担）

第８条　この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1)　応援側の負担する経費等

ア　応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当

イ　応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金

ウ　応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費

エ　応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費

オ　燃料及び給食等に係る経費

(2)　要請側の負担する経費等

ア　応援隊による消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 29 条第３項の規定に基づく損失補償費及び同法第 36 条の３第１項の規定に基づく損害補償費

イ　応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費

ウ　要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費

エ　大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費

オ　第５条第４号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3)　前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

（補則）

第 10 条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附　則

（施行期日）

１　この協定は、平成８年２月 14 日から施行する。

（長野県広域消防相互応援協定の廃止）

２　法第 21 条の規定により、県内を 10 ブロックに編成して昭和 41 年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自１通を保有する。

附　則（平成 12 年７月１日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 12 年７月１日から適用する。

附　則（平成 13 年７月１日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 13 年７月１日から適用する。

附　則（平成 15 年 11 月１日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 15 年 11 月１日から適用する。

附　則（平成 18 年９月１日）

この協定は、公布の日から施行し、平成 18 年９月１日から適用する。

附　則（平成 27 年４月８日）

この協定は、平成 27 年４月８日から効力を生ずる。

別表（第３条関係）

地域区分	市町村等
北信	長野市　須坂市　千曲坂城消防組合　岳北広域行政組合　岳南広域消防組合
東信	上田地域広域連合　佐久広域連合
中信	松本広域連合　北アルプス広域連合　木曽広域連合
南信	諏訪広域連合　上伊那広域連合　南信州広域連合

（4）姉妹都市

ア　鎌倉市

災害時における相互応援に関する協定

上田市と鎌倉市は、両市が都市提携の盟約の締結市であることにかんがみ、いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は次に掲げるとおりとする。

(1)　常備消防隊の派遣

(2)　応急復旧活動等に必要な人員の派遣及び車両等の提供

(3)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

(4)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(5)　ボランティアのあっせん

(6)　児童及び生徒の受入れ

(7)　被災者に対する住宅のあっせん

(8)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号及び第２号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数

(3)　前条第３号及び第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

（応援のため派遣された人員の指揮）

第４条　応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は応分の負担をするものとする。

２　前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺

族に対する補償は、応援市が負うものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）

第７条　両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、当事者署名押印の上、各１通を保有する。

平成１８年８月１８日

上田市長　　母　袋　創　一

鎌倉市長　　石　渡　徳　一

イ　上越市

姉妹都市災害時相互応援に関する協定

上田市と上越市（以下「姉妹都市」という。）は、姉妹都市において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　救援及び救助活動に必要な車輌等の提供

(3)　被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供

(4)　救援、応急復旧に必要な職員の派遣

(5)　児童、生徒の受入

(6)　被災者に対する住宅の提供

(7)　前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第２条　応援を要請する市（以下「要請都市」という。）は、次の事項を明らかにして、第８条第１項に定める連絡担当部局に対して電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車輌、資機材の種類、品名、数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数及び業務内容

(4)　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数

(5)　前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

(6)　応援場所及び応援場所への経路

(7)　応援期間

(8)　その他必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第４条　応援のため派遣された職員は、要請都市の市長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担区分は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1)　第１条第１号から第３号までに掲げる応援の経費については、原則として要請都市の負担とする。

(2)　第１条第４号に掲げる応援の経費については、応援都市の負担とする。

(3)　第１条第５号及び第６号に掲げる応援の経費については、原則として要請都市の負担とする。

（損害賠償等）

第６条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はそ

の活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援都市が負担するものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出動）

第７条　災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

２　前項の応援に要した費用の負担については、第５条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

（連絡担当部局）

第８条　姉妹都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（他市町村の災害に対する応援の協力）

第９条　各姉妹都市は、それぞれの友好都市又は相互応援協定締結市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合等、特別の事情があるときは、姉妹都市に対して協力を求めることができるものとする。

（資料の交換）

第１０条　両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、姉妹都市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、各市長が署名の上、各自１通を保有する。

平成１８年８月１８日

上田市長　　母　袋　創　一

上越市長　　木　浦　正　幸

ウ　豊岡市

災害時における相互応援に関する協定

上田市と豊岡市（以下これらを「協定都市」という。）は、姉妹都市提携盟約書を取り交わした都市として、相互協力の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した協定都市（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　被災都市が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋

(2)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資器材の提供

(3)　救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋

(4)　消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援

(5)　ボランティア等の斡旋

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又はその他の通信手段により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の概況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(4)　応援場所及びその経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援を行った協定都市（以下「応援都市」という。）も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

（連絡の窓口）

第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するものとする。

（損害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1)　応援活動に従事した職員が応援活動中又は被災都市への往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2)　応援活動に従事した職員が、応急活動中第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災

都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的活動）

第７条　協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

（職員指揮権）

第８条　応援のため派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

（訓練等）

第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、それぞれが実施する防災訓練等に積極的に協力するものとする。

２　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（協　議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、協定都市の長双方が署名の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年８月１８日

上田市長　　母　袋　創　一

豊岡市長　　中　貝　宗　治

エ　九度山町

災害時における相互応援に関する協定書

上田市と九度山町（以下これらを「協定都市」という。）は、姉妹都市提携盟約書を取り交わした都市として、相互協力の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した協定都市（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　被災都市が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋

(2)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資器材の提供

(3)　救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋

(4)　消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援

(5)　ボランティア等の斡旋

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又はその他の通信手段により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の概況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(4)　応援場所及びその経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援を行った協定都市（以下「応援都市」という。）も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

（連絡の窓口）

第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するものとする。

（損害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1)　応援活動に従事した職員が応援活動中または被災都市への往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2)　応援活動に従事した職員が、応急活動中第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的活動）

第７条　協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

（職員指揮権）

第８条　応援のため派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

（訓練等）

第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、それぞれが実施する防災訓練等に積極的に協力するものとする。

２　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（協　議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、協定都市の長双方が署名の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年８月１８日

上田市長　　母　袋　創　一

九度山町長　　岡　本　　章

オ　練馬区

練馬区と上田市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と上田市（以下これらを「協定都市」という。）は、友好提携に関する合意書を取り交わした都市として、相互協力の精神に基づき、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援活動が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

(1)　被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供および斡旋

(2)　食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供

(3)　救援および救助活動に必要な車両等の提供および斡旋

(4)　救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の応援

(5)　ボランティア等の斡旋

(6)　被災者の一時受入れ

(7)　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第３条　被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他の通信手段により、応援を行う当事者（以下「応援都市」という。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の概況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の活動内容、職種および人員

(4)　前条第６号に掲げる応援を要請するときは、一時避難を希望する被災者の人数および期間

(5)　応援場所およびその経路

(6)　応援の期間

(7)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

２　被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を立て替えるものとする。

（連絡の窓口）

第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

(1)　応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市への往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2)　応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

（自主的活動）

第７条　協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

（職員指揮権）

第８条　応援のために派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

（訓練等）

第９条　協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

２　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（応援協力）

第１０条　協定都市は、このほかに共に災害時の応急対策等の協定を締結している埼玉県上尾市が被災し、双方に応援要請があった場合は、協力して効果的効率的な応援を行うものとする。

２　前項の場合において、埼玉県上尾市から飲料水の供給に関する応援要請により、上田市が埼玉県上尾市に対し、飲料水を供給するための給水車を派遣するときは、上田市は、練馬区に対して飲料水の補給の要請を行うことができる。

３　練馬区は、前項の要請があったときは、給水車に飲料水の補給を行うものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

（旧協定の失効）

第１２条　平成 18 年 8 月 18 日付けで協定都市において締結した災害時における相互応援に関する協定は、本協定の施行をもって失効するものとする。

（施行期日）

第１３条　この協定は、平成２５年４月３日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、署名し、各１通を保有するものとする。

平成２５年４月３日

東京都練馬区豊玉北六丁目１２番１号
練馬区
練馬区長　志　村　　豊　志　郎

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
上田市
上田市長　母　袋　創　一

(5) 防災協定都市

ア　上尾市

災害時相互応援に関する協定書

災害時相互応援に関する協定書(平成１８年８月１８日)の全部を変更する。

(趣旨)

第１条　この協定は、上尾市及び上田市（以下「協定市」という。）の、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市（以下「被災市」という。）独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災市が応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供

(3)　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供

(4)　救援及び災害復旧に必要な職員の派遣

(5)　ボランティア等の斡旋

(6)　被災者の一時受入れ

(7)　前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援の要請手続)

第３条　被災市は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前条第６号に掲げる応援を要請するときは、一時避難を希望する被災者の人数及び期間

(7)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主的活動)

第４条　災害の際に通信途絶等により被災市から前条の要請がない場合、応援しようとする協定市は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

２　前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

３　応援する協定市は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

４　前項の規定により職員を派遣した場合は、協定市の友愛精神のもとに行うものであり、被災市から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市の市長の指揮のもとに活動するものとする。

(経費の負担)

第６条　応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

２　被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

３　応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

４　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては、応援市が賠償の責めに任ずる。

（連絡担当部局）

第７条　相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（体制の整備）

第８条　この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第９条　この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（交流の促進）

第１０条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるようにするため、常日頃から、教育団体、青少年団体、自治会等を含めた市民レベルの幅広い交流の促進に努めるものとする。

（応援協力）

第１１条　協定市は、このほかにともに災害時の応急対策等の協定を締結している東京都練馬区が被災し、協定市の双方に東京都練馬区から応援要請があった場合は、協力して効果的かつ効率的な応援を行うものとする。

２　前項の場合において、東京都練馬区から飲料水の供給に関する応援要請により、上田市が東京都練馬区に対し、飲料水を供給するための給水車を派遣するときは、上田市は、上尾市に対して飲料水の補給の要請を行うことができる。

３　上尾市は、前項の要請があったときは、給水車に飲料水の補給を行うものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の１月前までに申し出がないときは、この期間は更に３年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、市長署名の上、それぞれ１通を保有する。

平成２５年４月３日

上尾市長　島　村　　譲

上田市長　母　袋　創　一

イ　沼津市

災害時相互応援に関する協定書

（趣　旨）

第１条　この協定は、上田市及び沼津市（以下「協定市」という。）の、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市（以下「被災市」という。）独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災市が応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供

(3)　被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供

(4)　救援及び災害復旧に必要な職員の派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援の要請手続）

第３条　被災市は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（自主的活動）

第４条　災害の際に通信途絶等により被災市から前条の要請がない場合、応援しようとする協定市は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

２　前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

３　応援する協定市は、被災直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

４　前項の規定により職員を派遣した場合は、協定市の友愛精神のもとに行うものであり、被災市から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、被災市の市長のもとに活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

２　被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

３　応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
４　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市が、被災市との往復路の途中において生じたものについては、応援市が賠償の責を負う。

（連絡担当部局）
第７条　相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。
２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（体制の整備）
第８条　この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）
第９条　この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成２１年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の１月前までに申出がないときは、この期間は、更に３年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、署名の上、それぞれ１通を保有する。

平成１８年８月１８日

上田市長　　母　袋　創　一

沼津市長　　斉　藤　　衛

(6) 外国人集住都市会議会員都市

外国人集住都市会議災害時相互応援協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、外国人集住都市会議会員都市（以下「会員都市」という。）の所在する地域で地震等による災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援等が必要な外国人に対し十分な応急措置が困難である場合に、応急対策及び復旧対策に関し相互に応援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（担当窓口）

第２条　この協定に関する窓口（以下「担当窓口」という。）は、外国人集住都市会議担当部署とする。

２　担当窓口は、会員都市の所在する地域において地震等による災害が発生し、他の会員都市の応援が必要となった際には、速やかに連絡調整を行うものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　インターネット等を活用した翻訳支援又は通訳支援

(2)　外国人に対する応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣等

(3)　報道機関、大使館等に関する連絡調整

(4)　前３号に定めるもののほか外国人の支援のために特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第４条　応援を受けようとする会員都市（以下「被災都市」という。）は、被害の状況を明らかにし、担当窓口を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、被災都市以外の会員都市は相互に連絡調整し、自主応援活動を行うことができるものとする。

（応援の実施）

第５条　応援の要請を受けた会員都市は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要する経費の負担は、第９条の規定に基づく実施細目のとおりとする。

（情報の共有）

第７条　会員都市は、平常時より災害時における相互の応援に備えるために、防災に対する情報を交換し、共有するように努めるものとする。

（他の協定との関係）

第８条　この協定は、会員都市が別に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条及び消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定により締結した相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項については、会員都市が協議して別に実施細目を定めるものとする。

（雑則）

第１０条　外国人集住都市会議の新規加入都市又は退会都市は、特段の事情のない限り、加入承認通知書又は退会承認通知書の受領をもって、この協定を締結し、又は解約したものとみなす。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度会員都市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第１２条　この協定は、平成２２年１１月８日から効力を発生するものとする。

この協定は、座長都市へのすべての会員都市による同意書の提出をもって、成立したものとみなす。

平成２２年１１月８日

群馬県	伊勢崎市
	太田市
	大泉町
長野県	上田市
	飯田市
岐阜県	大垣市
	美濃加茂市
静岡県	浜松市
	富士市
	磐田市
	掛川市
	袋井市
	湖西市
	菊川市
愛知県	豊橋市
	豊田市
	小牧市
三重県	津市
	四日市市
	鈴鹿市
	亀山市
	伊賀市
滋賀県	長浜市
	甲賀市
岡山県	総社市

平成２４年４月１日

外国人集住都市会議新規加入により第１０条に基づき協定締結

滋賀県　愛荘町

外国人集住都市会議災害時相互応援協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、外国人集住都市会議災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第９条に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（経費等の負担）

第２条　協定第３条各号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費等の負担については、次のとおりとする。

(1)　応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援の要請を受けた会員都市（以下「応援都市」という。）の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において、被災都市の負担とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。

(3)　応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については被災都市が、被災都市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援都市の負担とする。

(4)　前３号に定めるもののほか、応援業務に要する経費等については、被災都市と応援都市との間で協議して定めるものとする。

（経費の請求）

第３条　前条に定める経費の請求は、応援都市の首長名による請求書（関係書類添付）により、担当窓口を経由して被災都市の長に宛てて行うものとする。

（準　用）

第４条　協定第４条第２項に規定する自主応援活動に要する経費等の負担及び経費の請求については、前２条の規定を準用する。

（職員の派遣）

第５条　協定第３条第２号に規定する職員（以下「派遣職員」という。）は、原則として正規職員とするが、応援都市各自の判断により決定できるものとする。

（派遣職員の指揮）

第６条　派遣職員は、原則として被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

（協　議）

第７条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度会員都市が協議して定めるものとする。

（実施細目の発効）

第８条　この実施細目は、平成２２年１１月８日から効力を発生するものとする。

平成２２年１１月８日

群馬県	伊勢崎市	
	太田	市
	大泉	町
長野県	上田	市
	飯田	市
岐阜県	大垣	市
	美濃加茂	市
静岡県	浜松	市
	富士	市
	磐田	市
	掛川	市
	袋井	市
	湖西	市
	菊川	市
愛知県	豊橋	市
	豊田	市
	小牧	市
三重県	津	市
	四日市市	
	鈴鹿	市
	亀山	市
	伊賀	市
滋賀県	長浜	市
	甲賀	市
岡山県	総社	市

平成２４年４月１日

外国人集住都市会議新規加入により第１０条に基づき協定締結

滋賀県	愛荘	町

(7) 災害情報の収集等

ア　上田市内郵便局代表

災害時における郵便局と上田市の協力に関する協定

上田市内の郵便局（以下「甲」という。）と上田市（以下「乙」という。）は、上田市内に発生した地震その他災害時において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、上田市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1)　災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害時別事務取扱い及び援護対策並びに避難場所への郵便差出箱の設置

(2)　甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

(3)　乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(4)　甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（上田市災害対策本部への参加）

第４条　乙は、上田市災害対策本部への職員の派遣を甲に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制への参加）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第６条　甲は、乙等の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては上田郵便局副局長、乙においては上田市政策推進部総務課長とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成９年１月１６日

上田市内郵便局代表
上田郵便局長　　山　腰　建　美

上田市長　　竹　下　悦　男

イ　千曲川河川事務所

千曲川河川事務所と上田市における防災情報ネットワークに関する協定書

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所（以下「甲」という。）及び上田市（以下「乙」という。）は、甲及び乙が有する情報を千曲川における光ケーブル等ネットワークを活用し、双方向の伝達による情報の共有化を図り、防災・危機管理等のための防災情報ネットワークを構築するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙が有する情報を、甲が整備する光ケーブル等ネットワークにより甲、乙双方向の伝達による情報の共有化を図り、防災情報ネットワークを確立することで、千曲川の流域住民に対する洪水被害・異常渇水被害等の予防、災害時の迅速な避難及び平常時の河川等に関する情報提供に役立てることを目的とする。

（提供する情報）

第２条　提供する情報については、以下のとおりとする。

（１）甲が乙に提供する情報は、別紙－１のとおりとする。

（２）乙が甲に提供する情報は、別紙－２のとおりとする。

（３）甲が乙に提供する情報及び乙が甲に提供する情報は、甲が整備する光ケーブル等ネットワークにより常時提供する。

（４）別紙－１及び別紙－２の内容に変更及び修正があった場合には随時通知するものとする。

（映像情報の選択）

第３条　甲は、複数の映像情報を常設の光ケーブル等ネットワークで乙へ提供することとし、映像情報の画面切り替えは乙が行う。カメラの方向・倍率等の移動又は変更については、甲が行うものとする。

（接続及び費用）

第４条　相互の接続は別図のとおりとし、費用については、原則次のとおりとする。

（１）光ケーブル等の接続及び機器の設置の費用は甲が負担するものとするが、その設置における乙の施設及び敷地内の使用については無償とする

（２）乙の施設に設置する機器の電力は、乙の施設から受電し、電気料金は乙の負担とする

２　前項にかかる機器等の保守点検、消耗品等の維持管理については甲の責任において行うものとする。

（情報に対する責任）

第５条　受信する情報及び映像情報について、次の事項に掲げる場合は、その責任を甲及び乙それぞれに問わないものとする。

（１）天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による情報送信の停止又は異常値の送信

（２）保守、点検による情報送信の停止

（意見交換）

第６条　甲及び乙は、この協定の目的に鑑み、提供情報及びその活用状況等について随時意見交換を行うとともに、必要に応じ提供情報及びその活用のあり方について見直しを図るものとする。

（連絡窓口）

第７条　情報の確実な提供、円滑な連絡等を図るため別紙－３のとおり担当者を定める。変更のある場合はその都度通知するものとする。

（協議事項）

第８条 下記の事項については、甲・乙協議の上決定するものとする。

（１）この協定書に記載のない事項が発生した場合

（２）機器・装置等の更新・改変等が生じた場合

（３）提供された情報を乙自ら使用する以外に使用する場合

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、甲及び乙いずれからも、この協定の改廃について申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２１年５月２９日

長野市鶴賀字峰村７４

甲　国土交通省　北陸地方整備局　千曲川河川事務所

所　長　　安　達　孝　美

上田市大手一丁目１１番１６号

乙　上　田　市

上田市長　　母　袋　創　一

ウ　長野県タクシー協会上小支部

道路損傷等による危険箇所の情報提供の協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と長野県タクシー協会上小支部（以下「乙」という。）は、道路損傷等による危険箇所の情報提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲が管理する道路等における損傷、土砂崩落、倒木等による危険箇所について、乙が業務運行中に知り得た情報を速やかに甲へ通報し、甲はその情報に基づいて応急措置を実施することにより、道路上での事故の未然防止及び市民が安全で安心して暮らせる生活環境の向上を図ることを目的とする。

（情報提供の内容）

第２条　乙が行う情報提供の内容は、次の事項とする。

（１）　陥没、穴ぼこ等の道路損傷

（２）　道路上への土砂崩落、土砂流出又は落石

（３）　道路上への倒木

（４）　その他危険があると思われるもの

（情報提供の方法）

第３条　乙が業務運行中に危険箇所を発見したときは、別紙様式により甲へ通報するものとする。

２　甲の連絡先は、都市建設部管理課（夜間休日にあっては、上田市役所当直）とする。ただし、前条第２号から第４号のいずれかに該当し、緊急かつ危険度が高い場合にあっては、上田地域広域連合消防本部（１１９番）へ通報を行うものとする。

（情報交換）

第４条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行うものとする。

（協　議）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第６条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年１１月１８日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

長野県上田市
乙　長野県タクシー協会上小支部
上記代表者　支部長　　中　島　健　彦

エ　国土交通省関東地方整備局、北陸地方整備局

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）と、上田市長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、上田市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　上田市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合

二　上田市災害対策本部が設置された場合

三　その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第３条　両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること。

二　公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関すること。

三　その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協議に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、３通作成し、甲乙丙押印のうえ各１通を所有する。

平成２３年　７　月　１　日

甲）　埼玉県さいたま市中央区新都心２－１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　　下　保　　修

乙）　新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１
国土交通省
北陸地方整備局長　　前　川　　秀　和

丙）　長野県上田市大手一丁目１１番１６号
上田市
上　田　市　長　　母　袋　　創　一

オ　ヤフー株式会社

災害に係る情報発信等に関する協定

上田市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、上田市内における地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲乙が相互に協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（取組の内容）

第２条　本協定における取組の内容は、次に掲げる事項の中から、甲乙両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1)　乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙が提供するサービス（以下「ヤフーサービス」という。）上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2)　甲が、上田市内の避難場所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3)　甲が、上田市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4)　甲が、災害発生時の上田市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難場所におけるボランティア受入情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5)　甲が、上田市内の避難場所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6)　乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのウェブリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

２　甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、相互に窓口となる連絡先及びその担当者名を連絡するものとし、これに変更が生じた場合は速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲乙両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までに甲又は乙により書面をもって本協定を終了する旨の通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議のうえ解決を図るものとする。

本協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２７年　８月２８日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

東京都港区赤坂九丁目７番１号
乙　ヤフー株式会社
上記代表者　代表取締役　宮　坂　　学

カ　中電興業株式会社（上田営業所）

電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と中電興業株式会社上田営業所（以下「乙」という。）は、上田市内の屋外広告物禁止地域における「電柱巻付型のスポンサー広告付避難場所誘導看板」（以下「看板」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上田市内に看板を掲出することにより、市民に対し、災害時の避難場所を周知するとともに、平常時からの防災意識を啓発することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 看板　乙の実施している広告事業のうち、電柱に設置する看板（巻き付け）に、災害時の避難場所誘導案内表示とスポンサー広告とを併せて記載するものをいう。

(2) 避難場所　甲が定める避難場所をいう。

(3) 広告主　本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

(4) 電柱　中部電力株式会社が所有する電柱をいう。

（避難場所の情報提供）

第３条　甲は、看板掲出のために必要な避難場所の情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙の業務）

第４条　乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

(1) この協定の目的にかなう広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

(2) 掲出された看板の維持管理、及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。

(3) 看板の掲出状況について、甲の求める時に報告を行うこと。

(4) 避難場所の変更等により、看板の表示に訂正が生じた場合は、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。

（看板の仕様・掲出）

第５条　看板の仕様・掲出については、甲乙協議のうえ、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとするとともに、次の各号に該当するもので、周辺の景観並びにユニバーサルデザインに十分配慮するものとする。

(1) 避難誘導を目的としたものであり、スポンサー広告の占める割合や設置の間隔などが必要最小限のものであること。なお、スポンサー広告の占める割合は長さの１/4 以下かつ 30 ㎝以下であること。

(2) 景観上の配慮について、平成６年策定の業界自主規制（長さ 120 ㎝以内ほか）を遵守したものであること。

２　看板に記載する避難場所誘導案内表示は、看板掲出場所から最も近い距離の避難場所を記載することとする。ただし、地域の事情及び河川・道路等の状況により、これにより難い場合は、甲の判断に委ねるものとする。

（経費等）

第６条　看板の掲出及び維持管理にあたり、必要な一切の経費は、乙並びに広告主が負担するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要となる事項、及び協定に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

本協定締結のあかしとして本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２９年６月５日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上田市長　母袋　創一

長野県上田市中央一丁目７番２９号
乙　中電興業株式会社　上田営業所
所　長　三浦　明史

（8）通信

アマチュア無線による災害時応援協定

上田市（以下「甲」という。）と上田市アマチュア無線非常通信協力会（以下「乙」という。）とは、上田市が災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）に基づき実施する災害時における情報の収集・伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上田市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、乙のアマチュア無線局が甲に協力して、災害時における情報の収集・伝達を行うため必要な事項について定めるものとする。

（通信活動の性格）

第２条　前条におけるアマチュア無線局の活動は、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条第４号に規定する非常通信の範囲内において、ボランティア精神に基づき行われるものとする。

（構成員）

第３条　この協定において、情報の収集・伝達を行う者は、乙の構成員（以下「構成員」という。）とする。

２　乙は、毎年１回構成員名簿の見直しを行い、甲に提出するものとする。

（災害）

第４条　この協定において「災害」とは、災対法第２条第１項第１号に定めるものとする。

（要請等）

第５条　甲は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集・伝達上必要があると認めるときは、乙及び構成員に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請を受けた構成員は、速やかに情報の収集・伝達に協力するものとする。

（情報の提供）

第６条　構成員は、甲から要請がなくても必要と思われる災害情報については、甲に提供することができるものとする。

（情報収集・伝達訓練）

第７条　甲と乙は、災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年甲の行う訓練に参加するものとする。

（災害補償）

第８条　この協定に基づき情報の収集・伝達等に従事した者が当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったとき、上田市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年上田市条例第３６号）の規定に基づき、甲が補償するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成１０年６月３日から平成１１年３月３１日までとする。

２　前項の協定期間の満了する１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、協定期間

は更に１年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（雑則）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実績にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１０年６月３日

甲　　上田市長　　平　尾　哲　男

乙　　上田市アマチュア無線非常通信協力会
会　　長　　成　澤　直　義

(9) 放送

（株）上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送（株）

災害時におけるケーブルテレビ放送及びラジオ放送の要請に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と株式会社上田ケーブルビジョン（以下「乙」という。）と丸子テレビ放送株式会社（以下「丙」という。）は、地震、風水害及び武力攻撃事態その他の非常事態（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるケーブルテレビ放送及びラジオ放送（以下「放送」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号、以下「災対法」という。）第５７条及び大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号、以下「大震法」という。）第２０条の規定に基づき、甲が乙及び丙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第２条　甲は、災対法第５６条の規定による通知又は警告が必要なときは、災対法第５７条の規定に基づき、乙及び丙に放送を行うことを求めることができる。

２　前項の規定は、甲が大震法第９条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、大震法第２０条の規定に基づき、乙及び丙に対し放送を行うことを求めるときにも準用する。

３　前２項の規定のほか、甲は、災害等の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙及び丙に対し放送を求めることができる。

（要請の手続き）

第３条　甲は、乙及び丙に対し次に掲げる事項を明らかにして放送の要請を行うものとする。

(1)　放送要請の理由

(2)　放送事項

(3)　その他必要な事項

２　前項の要請手続きは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は他の手段をもって行い、事後速やかに書面を提出するものとする。

（臨時災害放送局の開設）

第４条　甲は、乙及び丙が行うラジオ放送が住民への災害情報の伝達に有効と判断される場合は、乙及び丙に対し臨時災害放送局の開設及び運営を要請することができる。

２　乙及び丙は、甲に対し臨時災害放送局の開設及び運営に関する人的及び物的支援を行うものとする。

３　乙及び丙は、臨時災害放送局の運営に関し、可能な範囲においてあらゆる放送手段を講じるものとする。

４　開設する場合の免許主体及び事業主体は、甲とする。

（災害情報の提供）

第５条　甲は、災害の規模、被害の状況、避難場所の開設及び復旧見通し等災害に関する情報を乙及び丙に対し、可能な限り速やかに提供するよう努めるものとする。

（放送の実施）

第６条　乙及び丙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都

度自主的に決定し、放送するものとする。

２　乙及び丙は、甲の保有する国から災害等の情報を受信する装置を通じて提供を受けた次の各号に掲げる緊急度の高い情報に関しては、第２条及び第３条の規定にかかわらず、放送を実施するものとする。

(1)　市民に避難等の危険回避行動を求める情報

(2)　市民に大きな被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある災害等に関する情報

(3)　その他、危機管理上、迅速な広報を必要とする情報

（連絡責任者等）

第７条　第３条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲、乙及び丙に連絡責任者を置くものとする。

２　連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

３　連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を持つものとする。

４　連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

（協　議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

（適　用）

第９条　この協定は平成２５年１１月２０日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を３通作成し、甲乙丙署名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２５年１１月２０日

甲　長野県上田市大手一丁目１１番１６号
上田市
上記代表者　上田市長　母袋　創一

乙　長野県上田市中央六丁目１２番６号
株式会社上田ケーブルビジョン
上記代表者　代表取締役社長　中沢　利樹男

丙　長野県上田市上丸子１５７２番地６
丸子テレビ放送株式会社
上記代表者　代表取締役社長　池田　宏

(10) 救援

ア　一般社団法人上田青年会議所

災害時における支援活動に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と一般社団法人上田青年会議所（以下「乙」という。）上田市内外において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、原則として災害時において、甲の協力要請に基づき乙が地域貢献活動の一環として協力を行う際に被災地の状況を的確かつ迅速に把握し、円滑に総合的な救援活動を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　この協定に定める災害時の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に書面により要請を行ったときをもって発動する。ただし、書面により難い場合は、口頭により要請したときに発動するものとし、事後速やかに書面にて通知する。

（協力範囲）

第３条　乙は前条による甲の要請に基づき、乙の持つ組織力や機動力、会員及び会員の所属する会社等の各法人又は個人が持つ専門技能並びに長野県内外に広がる会員ネットワーク、各種関係団体とのつながり等を最大限に活かし、状況に応じて次に掲げる協力を行うものとする。

（１）支援物資等の調達活動及び受付

（２）支援物資等の仕分け、輸送及び配給活動

（３）専門的な知識や技能を活用した総合的な救援活動

（４）市内外で発生した災害に関する情報収集及び双方向の情報交換

（５）その他甲乙協議により定めた活動

２　前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との調整及び広報等の支援を行うものとする。

（費用）

第４条　支援物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、実費分につき甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第５条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害発生時の対応に関する情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定の普及及び啓発）

第６条　乙は、災害発生時の活動を円滑に行うため、平常時から乙の会員及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２６年　３月　４日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上記代表者　上田市長　母袋　創一　　印

長野県上田市大手一丁目１０番２２号
乙　一般社団法人　上田青年会議所
上記代表者　理事長　　五十嵐　克也　　印

イ　上田市社会福祉協議会

上田市災害救援ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人上田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、上田市地域防災計画に基づき、上田市災害救援ボランティアセンターの設置・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、上田市内で災害が発生した場合に、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、上田市災害救援ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置・運営について、甲及び乙の役割分担等について定めるものとする。

（市の責務）
第２条　甲は、災害ボランティア活動が被災地の早期復旧・復興において重要な役割を担うことを認識し、ボランティア活動支援を行うセンターが確実に機能するための措置を講じるとともに、市地域防災計画に基づく市の対策を適切に実施する責務を有する。

（情報共有）
第３条　甲及び乙は、災害が発生した場合には、災害ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の支援に資する情報を速やかに共有する。

（センターの設置）
第４条　乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲と協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）
第５条　センターの設置場所は、上田市ふれあい福祉センター内とする。ただし、当該施設が被災等により使用できない場合、甲及び乙は協力して、それに代わる場所を確保するものとする。
２　甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの出張所機能を持つ現地ボランティアセンターを設置する必要があると認めたときは、乙と協議の上、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）
第６条　乙は、センターの運営に当たり、甲のほか、ボランティア活動支援団体等から必要な協力を得るものとする。

（センターの業務）
第７条　センターの業務は、次のとおりとする。
(1) ボランティアの受付、登録、ボランティア保険の加入
(2) ボランティア情報の広報
(3) ボランティア活動のコーディネート
(4) 関係機関との連絡調整
(5) その他災害ボランティア活動に必要な業務

（報告）
第８条　乙は、ボランティアの需給状況について、随時、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第９条　費用負担は、被災地の早期復旧・復興のため、第７条に定めるセンターの業務が滞りなく遂行できることを基本とする。

２　甲は、センターの設置・運営に要する経費のうち、災害救助法の国庫負担の対象となる費用を負担する。

３　前項以外の費用負担については、甲乙協議の上、決定する。

（資機材の確保）

第 10 条　乙は、平常時から災害ボランティア活動に必要な資機材の確保に努めるとともに、甲は、必要に応じて協力するものとする。

（人材育成）

第 11 条　乙は、平常時から甲と協力し、災害ボランティア活動が円滑に実施されることを目的とした研修会等を実施し、センターの運営支援に携わる者の育成に努めるものとする。

（体制整備）

第 12 条　甲及び乙は、平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、センターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和３年３月３１日

甲　上田市大手一丁目 11 番 16 号
上田市長　　土　屋　陽　一　　印

乙　上田市中央三丁目５番１号
上田市社会福祉協議会会長　宮之上　孝司　　印

（11）物資の調達

ア　信州うえだ農協

災害時における物資調達及び施設使用等に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と信州うえだ農業協同組合（以下「乙」という。）は、上田市内で地震や風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における必要な物資調達及び施設使用等（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害時において、甲と乙が協力して応急対策を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時において、応急対策を実施する必要があると認められるときは、乙に対して第３条に規定する範囲において協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で、甲に対し、応急対策を行うものとする。

（応急対策の範囲）

第３条　前条の規定による甲が乙に要請する応急対策の範囲は、次に掲げるものとする。

（１）乙により調達や製造が可能な食料品、日用雑貨、燃料等の物資の供給に関すること

（２）乙が所有又は管理する倉庫等を使用した緊急支援物資等の一時保管及びこれに付随する設備、備品、重機、車両、運搬作業等に関する労務の提供に関すること

（３）乙が所有又は管理する駐車場等施設の被災者への一時避難場所及びこれに付随する被災者へのトイレ、水道水、テレビやラジオ等で知り得た災害情報等の提供に関すること

（４）乙が所有又は管理する倉庫における、市が保有する災害時の応急活動に使用する資器材等の事前保管に関すること

（５）その他甲が必要と認め、かつ乙が提供できる応急対策に関すること

（要請手続等）

第４条　第２条第１項の規定による要請は、甲が乙に対して、災害時支援要請書（様式第１号）により行うことを原則とする。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（災害時の体制整備等）

第５条　乙は、要請に基づき直ちに対応できる体制を確保するものとする。

２　乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ連絡責任者を定め、平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　第２条第１項による要請に基づいて乙が行った応急対策の費用（以下「対価等」という。）は、甲の負担とする。

２　第３条第１号に定める物資（以下、「物資」という。）の対価等は、災害時直前における適正な価格とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

３　その他応急対策に要した費用負担については、甲が定める単価等を基準として、甲乙協議のうえ算出するものとする。

４　前三項に掲げる負担に関しては、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（物資等の運搬及び引渡し）

第７条　第３条で定める物資の供給場所及び緊急支援物資等の引渡場所は、甲が指定する。

２　前項の供給場所及び引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

３　甲は、第１項の供給場所及び引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、受領するものとする。

４　乙は、物資の供給及び引渡しの際、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

（１）供給及び引渡しの日時及び場所

（２）供給及び引渡しにかかる物資の品目及び数量

（費用の支払い）

第８条　甲は、乙が応急対策実施後、乙から費用の請求があった場合は、速やかに乙の指定する支払先に対価等を支払うものとする。

（報　告）

第９条　乙は、要請による応急対策を実施した場合は、実施状況等その他必要な事項について書面にて報告するものとする。

（平時からの連携）

第１０条　乙は、平時から甲との連携により、防災知識の普及啓発等を通じて、乙の組合員の防災対策の推進を図るとともに、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙いずれからも協定の解除又は変更について申出がないときは、さらに１年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

（協　議）

第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　４　年　３　月　１　日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上記代表者　上田市長　土　屋　陽　一

長野県上田市大手二丁目７番１０号
乙　信州うえだ農業協同組合
上記代表者　代表理事組合長　眞　島　　実

イ　コープながの

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）とは、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、相互協力して災害時における市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について、次のとおり協定する。

（協力事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し協力要請を行った時をもって発動する。

（協力要請）

第２条　災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

第４条　甲が乙に要請する災害時の主な応急生活物資は、別表のとおりとする。

２　乙は、甲の要請により前項に規定する以外の応急生活物資の供給も行うものとする。

（要請手続）

第５条　甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第６条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取り）

第７条　応急生活物資の引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第８条　第３条及び第６条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、他の生活協同組合等との間の提携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供）

第１０条　甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

２　甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、生活物資の供給等の情報交換を行うものとする。

３　甲と乙は平常時から連絡体制を確保するとともに、応急生活物資等について情報交換を行い災害時に備えるものとする。

（生活物資の安定供給）

第１１条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努めるものとする。

（ボランティア活動の推進）

第１２条　乙は、災害時の生活物資配布等のボランティア活動を組合員の協力を得て推進するものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成１１年２月２３日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　　平　尾　哲　男

長野県長野市篠ノ井御幣川６６８番
乙　生活協同組合コープながの
上記代表者　理 事 長　　米　原　俊　夫

別表（第４条関係）

最優先供給品目	☆容器入り水・飲料　　☆牛乳（ＬＬその他） ☆パン（菓子パン・調理パン・食パン）　☆果物（バナナ等） ☆レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて供給する品目	○缶詰（イージーオープン）　○ハム・ソーセージ ○インスタントラーメン ○バター・ジャム　○緑茶・コーヒー・紅茶　○米　○粉ミルク ○電池 ○懐中電灯　○ろうそく　○マッチ・簡易ライター　○軍手 ○ポリバケツ ○飲料用ポリタンク　○カセット式ガスコンロ及びボンベ ○紙コップ・紙皿 ○トイレットペーパー　○洗剤・石けん　○紙おむつ　○生理用品 ○濡れティッシュ　○ごみ袋　○運動靴　○蚊取り線香（夏） ○使い捨てカイロ（冬）

(1)「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目

(2)「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者のニーズの変化等の状況に対して調達・供給する。

(3) 品目は、上記の他、甲乙協議のうえ、そのつど指定できるものとする。

ウ　ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター

災害時における物資供給の協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、　乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の協力要請）

第３条　災害時において、甲が物資を必要とするときには、甲は乙に対して調達が可能な物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定する物資

（要請手続）

第５条　甲の乙に対する要請手続は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるも　のとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

３　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条及び第７条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が物資の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第１０条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時

に備えるものとする。

（協 議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年3月１３日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
乙　NPO 法人　コメリ災害対策センター
上記代表者　理事長　　捧　　賢　一

別表（第４条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大 分 類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水 関 係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	緊急ミニトイレ

エ　北陸コカ・コーラボトリング（株）

災害時における飲料水の供給に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、飲料水を迅速かつ円滑に被災地に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給の協力要請）

第３条　災害時において、甲が飲料水を必要とするときには、甲は乙に対して調達が可能な飲料水の供給について協力を要請することができる。

（協力の内容）

第４条　乙が、甲の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

(1)　乙は、第５条の規定により設置した地域貢献型自動販売機内の飲料水を甲に無償提供するものとする。

(2)　乙は、甲が必要とする数量の飲料水を優先的に供給するものとし、その対価は災害発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

２　甲は、住民への情報提供のため、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができる。

（地域貢献型自動販売機の設置、撤去及び増設）

第５条　乙は、地域貢献型自動販売機を甲の指定する場所に設置するものとする。なお、設置にあたっては、転倒防止に十分注意するものとする。

２　地域貢献型自動販売機の撤去及び増設については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請手続等）

第６条　第４条第１項第２号に係る甲の乙に対する要請手続は、数量や引渡場所等を記載した文書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、飲料水の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　飲料水の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して、確認のうえ引き取るものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

３　甲は、乙が前項の規定により飲料水の運搬を行うときは、乙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の支払い）

第８条　飲料水の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水の供給等についての情報交換を　　行い、災害時に備えるものとする。

（協 議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年１１月５日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上 田 市 長　　母　袋　創　一

富山県高岡市内島３５５０番地
乙　北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　稲　垣　晴　彦

様式第１号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

会社名
代表者　　様

上田市長

物資（飲料水）供給要請書

災害時における飲料水の供給に関する協定書第３条の規定により、下記のとおり飲料水の供給を要請します。

なお、飲料水の供給を実施したときは、協定書第６条第２項に規定する実施状況報告書（様式第２号）の提出をお願いします。

記

１　供給を要請する物資

希望搬入日	物　資　名 （規格等）	数　量	引渡希望場所 （搬入先）	備考
月　　日				

２　その他必要な事項

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

上田市長　様

会社名
代表者

物資（飲料水）供給実施状況報告書

災害時における飲料水の供給に関する協定書第６条第２項の規定により、下記のとおりの飲料水供給の実施状況について報告します。

記

１　供給を実施した物資（飲料水）

希望搬入日	物　資　名 （規格等）	数　量	引渡希望場所 （搬入先）	備考
月　　日				

２　その他必要な事項

キ　（株）カインズ

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、上田市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、甲と乙が相互に協力して生活物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第３条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、甲は乙に対して調達が可能な生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が調達可能な物資とする。

(1)　日用品等の生活必需品

(2)　災害時の応急対策に必要な物資

(3)　その他甲が指定する物資

（要請手続）

第５条　甲の乙に対する要請手続は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した物資発注書（様式第１号）をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

２　甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の優先供給に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を物資供給報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（生活物資の引渡等）

第７条　生活物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ、引き取るものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として、乙または乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙は必要に応じて、甲に対し運搬の協力を求めることができる。

３　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）
第８条　第６条及び第７条の規定により、乙が供給した生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、乙が生活物資の優先供給及び運搬終了後、乙の提供する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の支払い）
第９条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）
第１０条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」（様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成２４年３月２８日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上記代表者　上 田 市 長　　母　袋　創　一

群馬県高崎市高関町３８０番地
乙　株式会社カインズ
上記代表者　代表取締役社長　土　屋　裕　雅

ク　イオンリテール（株）

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオン上田店（以下「乙」という。）とは、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における被災者に対する防災活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲と乙が協力して避難場所の提供、生活物資の供給等、被災者に対する防災活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

(1)　乙が、調達可能な生活物資を甲に供給すること。

(2)　乙が、所有又は管理する駐車場を、一時避難場所として被災者に提供すること。

(3)　乙の店舗において食糧、生活物資、水道水、トイレ等を被災者に可能な範囲で提供すること。

(4)　乙の店舗において、テレビやラジオ等で知り得た災害情報を可能な範囲で被災者に提供すること。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が調達可能な生活物資とする。

(1)　日用品等の生活必需品

(2)　災害時の応急対策に必要な物資

(3)　その他甲が指定する物資

（要請手続）

第５条　甲は、乙に対して、生活物資等の供給を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後文書を提出するものとする。

（協力実施）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の優先供給に努めるものとする。

（生活物資の引渡等）

第７条　生活物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して生活物資を確認のうえ、引き取るものとする。

２　甲が指定する場所までの生活物資の運搬は、原則として、乙または乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙は必要に応じて、甲に対し運搬の協力を求めることができる。

３　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第８条　第６条及び第７条の規定により、乙が供給した生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が生活物資の優先供給及び運搬終了後、乙の提供する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の支払い）

第９条　生活物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第１０条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては上田市総務部危機管理防災課長、乙においてはイオン上田店店長とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年７月９日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

長野県上田市常田二丁目１２番１８号
乙　イオンリテール株式会社　北陸信越カンパニー長野事業部
上記代表者　事業部長　佐　方　圭　二

ケ　長野県石油商業組合・同組合上小支部

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合（以下「乙」という。）と長野県石油商業組合上小支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的に供給をすることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、上田市地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、もって市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時等において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次に掲げる協力を要請することができるものとする。

(1)　甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油

(2)　甲が指定する災害対策上重要な施設、避難場所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供

(3)　乙及び丙等が取り扱う物資（前２号に規定する石油類燃料を除く。）の供給、要員の動員等

(4)　乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者、観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」

という。）に対する一時休憩所としての施設、水道水及びトイレの提供

(5)　乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報等、地図等による通行可能な道路情報及び近隣の避難場所に関する情報等の提供

(6)　乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

２　前項の要請は、石油類燃料の供給等要請書（別記様式第１号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第３条　乙及び丙等は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第４条　乙及び丙等は、第２条第１項第１号から第３号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに救援実施報告書（別記様式第２号）を提出するものとする。

（経費の負担）

第５条　第２条第１項第１号から第３号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）に負担させるものとし、その価格は災害発生時直前における通常の価格を基準とし、供給先と乙及び丙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第６条　甲は、乙及び丙等からの請求が供給先にあったときは、その費用を速やかに支払うよう、必要に応じて指示するものとする。

（事故等）

第７条　乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ない事由が発生し供給等を中断したと

きは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第８条　第２条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（協力体制の構築）

第９条　甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

２　甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

（防災意識の向上）

第１０条　乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等、組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

（市民への周知）

第１１条　甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

（協定の有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第１３条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２５年３月１３日

甲　上田市
　　上田市長　母　袋　創　一

乙　長野県石油商業組合
　　理事長　　渡　邉　一　正

丙　長野県石油商業組合上小支部
　　支部長　　角　田　峰　雄

コ　長野ＬＰ協会上小支部・一般社団法人長野県ＬＰガス協会

災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と長野ＬＰ協会上小支部（以下「乙」という。）と一般社団法人長野県ＬＰガス協会（以下「丙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）におけるＬＰガスの供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、ＬＰガスに係る保安の確保、市が指定する公共施設等へのＬＰガスの優先供給等災害時における協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対して、次に掲げる業務の協力を要請することができる。

（１）　甲が指定する公共施設等へのＬＰガスの優先供給

（２）　甲が設置する応急仮設住宅におけるガス供給設備に関する工事及びＬＰガスの供給

（３）　被災地域のＬＰガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対するＬＰガスの緊急点検、修繕及び供給

（４）　供給設備設置場所以外で発見されたＬＰガス容器の回収及び保管

（５）　販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査及び甲への情報提供

（６）　前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びＬＰガスの供給のために特に必要な業務

２　乙は、甲から前項の規定による要請を受けた業務の一部について、丙に対し協力を要請することができる。

３　前２項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（費　用）

第３条　第２条第１項第１号及び第２号に規定する業務に要した費用は、原則として甲が当該ＬＰガスの供給等を受けた者（以下「供給先」という。）に負担させるものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の適正価格を基準として、供給先と乙が協議の上決定する。

２　甲は、乙から費用の請求が供給先にあったときは、その費用を速やかに支払うよう、必要に応じて指示するものとする。

（災害補償）

第４条　第２条に規定する協力要請に伴う業務に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、甲、乙及び丙は誠意をもって協議するものとする。

（１）　業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合

（２）　当該損害について、乙、丙又は業務に従事した者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

（３）　当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

（供給設備の整備等）

第５条　甲は、災害時における円滑なＬＰガスの供給のため、公共施設等にＬＰガス供給設備を設置し、又は防災に必要な資機材の整備を行うよう努めるものとする。

２　乙及び丙は、甲が行う設備の設置又は資機材の整備にあたり、必要な情報を甲に提供するものとする。

（連絡体制）

第６条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理防災課、乙及び丙においてはそれぞれの事務局とする。

２　甲、乙及び丙は、この協定の運用に支障をきたさないよう、協力要請の方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

３　甲、乙及び丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

（緊急連絡網の整備等）

第７条　乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成しこれを甲及び丙に提出するものとする。

２　乙は、前項の緊急連絡網について毎年１回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲及び丙に提出するものとする。

（防災訓練等への参加）

第８条　乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙は相互に協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、甲乙丙署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２６年６月３０日

甲　上田市
　　上田市長　母　袋　創　一

乙　長野ＬＰ協会上小支部
　　支部長　　山　田　一　雄

丙　一般社団法人長野県ＬＰガス協会
　　会　長　　柳　澤　勝　久

サ　コムパックシステム株式会社

災害時における物資供給の協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）とコムパックシステム株式会社（以下「乙」という。）は、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と相互に協力して被災者に対する物資の供給を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害時において、甲が物資を必要とする時には、甲は乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

（供給物資の種類）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資の種類は次のとおりとし、乙が調達可能な物資とする。

（１）段ボール製簡易ベッド、段ボール製間仕切り（折り畳んだ状態のもの）

（２）段ボール製シート、段ボールケース等の段ボール製品

（３）粘着テープ

（４）その他乙の取扱商品

（要請手続）

第４条　甲の乙に対する要請手続は物資供給要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給）

第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を物資供給報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　乙は、甲と調整のうえ、甲が指定する場所へ物資を納入するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は必要に応じて、甲に対し運搬の協力を求めることができる。

３　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第７条　第５条及び第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が物資の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害発生時直前における価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の支払い）
第８条　物資の供給及び運搬に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときには、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（平常時の協力）
第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
２　平常時において、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で参加し、供給物資に関して市民への周知に努める。

（その他の支援）
第１０条　乙は、災害時における甲からの要請時に、避難所等に乙の社員を派遣し、第３条の物資について組立作業の補助や指導を行うものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から１年間とする。ただし、期間満了日までに、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年3月１５日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上田市長　母袋　創一

長野県上田市秋和９４０
乙　コムパックシステム株式会社
代表取締役社長　鈴木　由彦

シ　アークランドサカモト株式会社

災害時における物資等の供給に関する協定

上田市（以下「甲」という。）とアークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害、大規模火災等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙の協力を得て被災者に対して、速やかに、かつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合、品目、数量、場所等を明示した要請書（様式第１号）をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業の支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲（別表）での供給を行うものとする。

（１）日用品

（２）その他乙の取扱い商品

（引渡し等）

第５条　物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

（経費の負担）

第６条　第４条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第７条　甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（用地の提供）

第８条　甲は、乙に対し、災害が発生した場合、住民の避難場所として用地の提供を要請することができるものとする。

２　提供を要請する用地の範囲は、乙の営業に支障のない範囲内とし、提供期間は概ね１カ月程度とす

る。

（平常時の活動）

第９条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第１０条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとする。

（協議）

第１１条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年１２月２０日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母袋　創一

新潟県三条市上須頃４４５番地
乙　アークランドサカモト株式会社
代表取締役社長　坂本　雅俊

ス　株式会社イトーヨーカ堂

災害時における物資の供給並びに被災者に対する支援協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給並びに被災者に対する支援協力に関し、以下のとおり合意し「災害時における物資の供給並びに被災者に対する支援協力に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（主　旨）

第１条　本協定は、地震・風水害及びその他の災害が発生又は発生するおそれのある場合において、食料その他の物品の調達及び被災者の応急救済に係わる支援活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙は、甲の要請に基づき、食料、生活用品等緊急応援物資（以下「物資」という。）を乙の業務に支障のない範囲で供給するものとする。

２　乙は、乙の所有する下記施設において、被災者に対し次の事項について支援するものとする。

（１）　水道、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（２）　テレビ・ラジオ等で知り得た災害等に関する情報を可能な範囲で提供すること。

（３）　地震時における被災者の一時避難場所として、下記施設（以下「使用施設」という。）を提供するよう努めること。

所在地	長野県上田市天神三丁目５番１号
施設名	アリオ上田
使用施設	屋外イベント広場

（４）　甲から提供を受けた災害情報等を、来店者等に対して可能な範囲で提供すること。

（支援の要請手続き）

第３条　前条第１項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話若しくはその他の方法をもって要請できるものとし、事後、速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

２　甲は、災害時等であって、地域住民の避難が必要と判断した場合は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして使用施設の一時避難場所としての利用の協力を、文書で要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話若しくはその他の方法をもって要請できるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（１）　協力を要請する理由

（２）　協力を要請する施設名称と開設予定日時

（３）　その他必要な事項

（連絡責任）

第４条　本協定に基づく支援協力に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：　危機管理防災課長

乙：　株式会社セブン＆アイ・ホールディングス総務部渉外担当

但し、第２条第２項の乙の連絡責任者は、アリオ上田ＳＣ管理事務所担当とする。

２　甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について事前に協議し定めておくものとする。

（物資の引渡し及び運搬）
第５条　物資の引渡場所は、甲乙協議の上、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙が委託した者（以下、これらを併せて「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。
２　甲は、引渡場所に職員等を派遣し、乙等から物資の引渡しを受けたときは、物資を確認の上、速やかに乙に受領書を交付するものとする。
３　甲は、物資を運搬する乙等の車両を、緊急車両又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（所有権の移転等）
第６条　物資の所有権は、乙等が甲に引渡した時に、乙から甲に移転するものとする。

（一時避難場所としての使用条件及び使用期間）
第７条　一時避難場所としての使用は、原則、乙の営業時間内とする。
２　一時避難場所としての使用期間は、大規模な災害等の発生時に警報等が発令されてから甲が避難所を開設するまでとする。ただし、甲乙が協議を行い、使用期間を延長することができるものとする。
３　甲が避難所を開設した場合、原則甲が避難者を使用施設から避難所へ誘導する。

（現場責任者の派遣）
第８条　甲は、第２条の規定による一時避難場所の提供を乙から受ける場合は、甲の職員を乙の使用施設に現場責任者として派遣し、乙の協力の下、一時避難場所における地域住民の安全管理等を行う。

（避難時の事故等に係る責任）
第９条　乙は、避難者が乙の一時避難場所を使用している際に、乙の責に帰さない事由により発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（費用の負担）
第１０条　第２条第１項の規定により、乙が物資を提供した場合は、提供した物資の代金及び引渡場所までの物資の運搬に要した費用（以下これらを「代金等」という。）を甲が負担する。
２　前項の物資の代金については、災害発生時直前における物資の適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　甲は、代金等について、乙から支払請求書を受理してから３０日以内に、乙に支払うものとする。

（損害賠償責任）
第１１条　運搬業務に係る車両の運行に際し、乙の責めに帰すべき事由により当該車両の運転手若しくは同乗者又は第三者及び物損に生じた損害の賠償の責めは、乙が負うものとする。
２　甲は、甲がその責めに帰すべき事由により運搬業務に係る車両を損傷し、又は滅失した場合は、その損害の賠償の責めを負うものとする。
３　乙が甲からの要請を受けて一時避難場所を提供した際、避難者が乙の施設等を破損させたときは、甲が費用を負担する。

（一時避難場所の終了）
第１２条　甲は、一時避難場所としての使用を終了する際は、乙に対し文書で通知するものとする。

（情報の交換）

第１３条　甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第１４条　本協定書の有効期間は、本協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、有効期間満了の１箇月前までに、甲又は乙から書面による更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は有効期間満了日の翌日から起算して引き続き１年間同一の条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（実施の細目）

第１５条　本協定の実施に関し、必要な計画その他の細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（疑義等の決定）

第１６条　本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本協定書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年５月３１日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上田市長　土　屋　陽　一

東京都千代田区二番町８番地８
乙　株式会社 イトーヨーカ堂
代表取締役社長　三　枝　富　博

セ　大東建託株式会社

災害時における物資供給に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と大東建託株式会社 上田支店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第２条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）
第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。
(1)「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）
第４条　第２条の要請は、「物資発注書（様式第１号)」をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）
第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書（様式第２号)」により甲に報告するものとする。

（運搬及び引渡し）
第６条　乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。
２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は甲及び乙が協議して決定するものとする。

（費用の負担）
第７条　乙が供給した物資及び消耗品の代金については乙が負担することとし、物資の運搬に要した経費は、運搬を行った者が負担するものとする。
２　乙が供給したトレローム及び使用後継続利用可能な物資については、甲から乙に返却するものとする。

（従事者の損害補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（連絡責任者）
第９条　甲と乙は、この協定の運用にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）
第 10 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。
２　乙は甲が実施する防災に関する甲民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

（協定の破棄）
第 11 条　乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ケ月前までに、甲・乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第 13 条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、相互が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　６年　９月　１日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
上田市
上田市長　土　屋　陽　一

東京都港区港南二丁目１６番１号
大東建託株式会社
代表取締役社長執行役員　竹内　啓

(12) 給水

ア　会員市町村・水道事業団・一部事務組合・長野県企業局

長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である　市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

（会長等の責務）

第２条　会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

２　会長は、応援業務の全般について掌あく調整し、必要な指示を行うものとする。

３　部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

（会員の責務）

第３条　災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

２　災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

（相互応援地区）

第４条　応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

２　応援地区は、東信、北信、中信、南信の４地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

３　応援地区の業務は、当該地区の理事４人をもって構成する応援地区会議により運営する。

４　前項の理事の互選により１名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

５　応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

６　応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

７　前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

（応援要請）

第５条　被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会から必要な応援活動を受けるものとする。

(1)　水道等の被害状況

(2)　応援の種類（応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供等）

(3)　必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）

(4)　応援の期間・場所

(5)　前号の集合日時及び集合場所

(6)　応援先の連絡先・責任者

（応援活動）

第６条　応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他

の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

２　前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

(1)　応急給水作業

(2)　応急復旧作業

(3)　応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

３　前号各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（連絡担当部局等）

第７条　各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

（応急給水作業）

第８条　応急給水作業の応援期間は、原則として１５日以内とする。

２　各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（応急復旧作業）

第９条　応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

（応急復旧資材の供出）

第 10 条　各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請のあったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

（応援職員の派遣）

第 11 条　各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請のあったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

２　前項の規定により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは必要な給水用具、作業用工器具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

３　応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

４　応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

５　応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

（応援経費の負担）

第 12 条　この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

（連絡担当部局等の報告）

第 13 条　各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年４月１日現在の状況を、様式第１号から様式第４号までに掲げるところにより、４月１５日までに会長に報告するものとする。

２　会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

（会員以外の市町村等への応援等）

第 14 条　会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

２　日本水道協会への応援の要請に関することは、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとす

る。

（防災連絡会議の設置）

第15条　応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

２　防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

（補　則）

第16条　この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和５９年１１月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年１月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年５月２５日から施行する。

長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要領

第１　長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、必要な事項について定める。

第２　要綱第12条の規定に基づく応援活動に要した経費の負担（以下「応援費用」という。）について、被災会員及び応援会員がそれぞれ負担する経費は原則として別表１のとおりとする。

２　応援会員は、応援活動に要した費用を請求しようとするときは、別表１の負担区分に従い、被災会員と協議の上請求を行うものとする。

別表１　応援活動に要した経費の負担区分一覧

	被災会員が負担すべき費用	応援会員が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費	給料 地域手当等基本的な手当
管材料費	綱ぎ手、直管等	－
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費）	－
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送費	損料
滞在費用	食糧費（弁当） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食糧費 携行する寝袋、テント等 被服（防寒服、割当のない職員分、クリーニング代） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担「往復途上」

附　則

この要領は、平成２３年５月２５日から施行する。

イ　長野県企業局

給水援助協定

長野県公営企業管理者　吉沢　正（以下「甲」という。）と上田市長　土屋陽一（以下「乙」という。）は、災害等非常時における相互給水援助について、次のとおり協定する。

（給水援助の範囲）

第１条　甲及び乙は、災害等非常時においては、それぞれの給水区域内における給水に支障のない範囲内で相互に給水援助をするものとする。

（給・受水の地点）

第２条　甲及び乙が相互に行う給水援助地点は、以下の地点とし、各地点に設置した給水援助施設（以下「緊急連絡管」という）により行う。

（１）　上田市仁古田３００番地３　（仁古田緊急連絡管）
（２）　上田市上田原１６３９番地１　（倉升緊急連絡管）
（３）　上田市福田３９２番地２　（福田緊急連絡管）
（４）　上田市小泉１１６５番地３　（小泉緊急連絡管）
（５）　上田市神畑乙１８９番地２　（神畑緊急連絡管）
（６）　上田市生田４２７６番地２９　（生田緊急連絡管）
（７）　上田市小泉２０番地２　（第六中学校緊急連絡管）

（施設の所有権及び管理）

第３条　緊急連絡管の所有権はその設置者とし、管理は甲乙協力して行うものとする。

（給水の手続）

第４条　甲及び乙は、給水を受けようとするときは、速やかにその理由を明記した給水依頼書により相手方に給水を依頼し、承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により依頼することができる。

（経費の負担）

第５条　給水援助に伴う経費は、受水者が負担するものとする。

（協定期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１箇月前までに甲、乙から何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算してさらに１年間の効力を有するものとし、以後も同様とする。

（補則）

第７条　この協定に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

２　この契約の締結日において、令和２年７月２８日締結の給水援助協定は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ各自１通を所持する。

令和　6年　8月　6日

甲　　長野県公営企業管理者
　　吉　沢　　正

乙　　上田市長
　　土　屋　陽　一

ウ　長野県企業局

災害時の応急活動の連携に関する協定

上田市上下水道局（以下「市水道局」という。）と長野県企業局（以下「県企業局」という。）は、上田市において地震、風水害その他の災害が発生し、水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）の応急活動の連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に市水道局及び県企業局が連携して応急活動を迅速かつ的確に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「応急活動」とは、災害時の応急給水活動及び応急復旧活動をいう。

（情報共有）

第３条　市水道局及び県企業局は、災害時に次の方法により情報を共有するものとする。

(1)　市水道局は、避難所の開設状況、道路の被災状況等の県企業局が応急活動を行うために必要な情報を県企業局に連絡するものとする。

(2)　県企業局は、県営水道の給水区域の被災状況、断水状況、復旧見通し等の情報を市水道局に連絡するものとする。

（応急給水活動）

第４条　県企業局は、災害時において上田市の応急対策方針を踏まえて、県営水道の給水区域の応急給水活動を行うものとし、市水道局はそのための調整を行うものとする。

（施設の相互利用）

第５条　市水道局及び県企業局は、応急給水活動において水を補給する施設（配水池、予備水源、安心の蛇口等をいう。以下「給水基地」という。）の情報を共有し、災害時に相互に利用することができる。ただし、利用にあたっては、給水基地の施設管理者の指示に従うものとする。

（広報活動）

第６条　市水道局は、県企業局が行う県営水道の給水区域の住民への被災状況、断水状況、復旧見通し等に関する広報について、上田市広報担当部局と調整し、効果的な広報になるよう協力するものとする。

（費用負担）

第７条　この協定による活動に要した経費については、原則として相互に負担を求めないものとする。

（その他）

第８条　この協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に定めるもののほかこの協定の実施に関し必要な事項は、市水道局と県企業局が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書を２通作成し、市水道局と県企業局が両者署名の上、各自その１通を保有するものとする。

平成 29 年 7 月 26 日

上　田　市　長　　母袋　創一

長野県公営企業管理者　　小林　利弘

エ　東御市

給水援助協定

東御市長　(以下「甲」という。)と上田市（以下「乙」という。)は、災害等非常時における相互給水援助について、次のとおり協定を締結する。

なお、平成２０年１０月１日に締結した給水援助協定は、本協定書の締結により廃止する。

（給水援助の範囲）

第１条　甲及び乙は、災害等非常時においては、それぞれの給水区域内における給水に支障のない範囲内で相互に給水援助をするものとする。

（給・受水の地点）

第２条　甲及び乙が相互に行う給水援助地点は以下の地点とする。

（１）上田市大屋 438 番地先

（２）上田市塩川 268 番地 3 先

（３）上田市塩川 5374 番地 2 先

（給水の手続き）

第３条　甲及び乙は、給水を受けようとするときは、速やかにその理由を明記した給水依頼書（様式第１号）により相手方に給水を依頼し、承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により依頼することができる。

（経費の負担）

第４条　給水援助に伴う経費は、受水者が負担するものとする。

２　給水者は、給水援助に伴う経費を給水援助費用請求書（様式第２号）により受水者に請求するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１ヶ月前までに甲又は乙から異議の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から起算してさらに１年間の効力を有するものとし、以後も同様とする。

（補則）

第６条　この協定に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲と乙が署名押印のうえ各自１通を保有する。

令和４年１１月　１５日

甲　長野県東御市２８１番地２
東御市
上記代表者　東御市長　花岡　利夫

乙　長野県上田市大手一丁目１１番１６号
上田市
上記代表者　上田市長　土屋　陽一

オ　長和町

給　水　援　助　協　定

長和町(以下「甲」という。)と上田市(以下「乙」という。)は、災害等非常時における相互給水援助について、次のとおり協定を締結する。

なお、平成２１年４月１日に締結した給水援助協定は、本協定書の締結により廃止する。

(給水援助の範囲)

第１条　甲及び乙は、災害等非常時においては、それぞれの給水区域内における給水に支障のない範囲内で相互に給水援助をするものとする。

(給・受水の地点)

第２条　甲及び乙が相互に行う給水援助地点は、以下の地点とする

小県郡長和町古町１７８番地６

(給水の手続)

第３条　甲及び乙は、給水を受けようとするときは、速やかにその理由を明記した給水依頼書（様式第１号）により相手方に給水を依頼し、承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により依頼することができる。

(経費の負担)

第４条　給水援助に伴う経費は、受水者が負担するものとする。

２　給水者は、給水援助に伴う経費を給水援助費用請求書（様式第２号）により受水者に請求するものとする。

(協定期間)

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲又は乙から異議の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から起算してさらに１年間の効力を有するものとし、以後も同様とする。

(補則)

第６条　この協定に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が署名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和４年１１月１５日

甲　長野県小県郡長和町古町４２４７番地１
長和町
上記代表者　長和町長　羽田　健一郎

乙　長野県上田市大手一丁目１１番１６号
上田市
上記代表者　上田市長　土屋　陽一

様式第１号（第３条関係）

給　水　依　頼　書

年 月 日

（依頼先）

水道事業者

給水援助協定第３条の規定により依頼します。

給水場所	
給水理由	
必要な機械器具及び資材の規格と量等	

添付書類

１　給水場所位置図

様式第２号(第４条関係)

給 水 援 助 費 用 請 求 書

年　　月　　日

（請求先）

水道事業者

給水援助協定第４条第２項の規定により請求します。

１給水援助の内容

○給水援助日・要した機械器具及び資材等

（１）給水援助日　　年　　月　　日

（２）要した機械器具及び資材等

２　請求額及び内訳

区分	費用額（円）	積算根拠	備考
合計（請求額）			

(注)給水援助に要した経費の負担は、 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱によること。

(応援経費の負担) 第１２条　この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

カ　青木村

給　水　援　助　協　定

上田市長　土屋陽一（以下「甲」という。）と青木村長　北村政夫（以下「乙」という。）は、災害等非常時における相互給水援助について、次のとおり協定を締結する。

（給水援助の範囲）

第１条　甲及び乙は、災害等非常時において、それぞれの給水区域内における給水に支障のない範囲内で相互に給水援助をするものとする。

（給水援助の要請）

第２条　甲及び乙は、それぞれの給水区域より給水を受けようとするときは、速やかにその理由を明記した給水要請書（様式第１号）により相手方に給水を要請し、承諾を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、口頭により要請することができる。

（給水援助地点）

第３条　甲及び乙が相互に行う給水援助地点は、主に以下の地点とする。

（１）小県郡青木村大字村松２６番地１
　　道の駅あおき敷地内消火栓

（２）上田市浦野１２６番地２
　　上田地域広域連合消防本部　川西消防署敷地内消火栓

（給水援助活動）

第４条　甲及び乙は、給水援助の要請に対する承諾により、前条の給水援助地点から給水援助を受けることができる。

２　甲及び乙は、前項に掲げる給水援助のほかに、給水援助活動等に従事する職員の派遣について要請があったときは、給水区域内における給水に支障のない範囲内で給水援助活動等に従事する職員を派遣するものとする。

（応急復旧資機材等の供出）

第５条　甲及び乙は、前条に掲げる給水援助活動のほかに車両・資機材の供出について要請があったときは、給水区域内における給水に支障のない範囲内で供出するものとする。

（経費の負担）

第６条　給水援助に伴う経費は、受水者が負担するものとする。

２　給水者は、給水援助に伴う経費を給水援助費用請求書（様式第２号）により受水者に請求するものとする。

（訓練）

第７条　甲及び乙は、定期的に合同の訓練を行い、災害等非常時に備えるものとする。

（協定期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲又は乙から異議の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から起算してさらに１年間の効力を有するものとし、以後も同様とする。

（補則）

第９条　この協定に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年２月２６日

甲　　長野県上田市大手一丁目１１番１６号

上田市

上記代表者　上田市長

乙　　長野県小県郡青木村大字田沢１１１

青木村

上記代表者　青木村長

キ　上田薬剤師会

災害時等における水質検査業務に関する協定書

上田市上下水道局（以下「甲」という。）と一般社団法人上田薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時等における水道水質検査業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害時の要請）

第１条　甲は、災害等により水道法（昭和３２年法律第１７７号）に定める定期又は臨時の水質検査ができない場合及び甲の管内の災害等によって水道水質事故が発生した場合に、乙に水質検査業務を要請することができる。

２　乙は、要請があった場合、状況により乙の協力関係にある長野県内の薬剤師会に対し、水質検査業務に関する協力を依頼することができる。

（業務の内容）

第２条　乙が行う業務の内容は、甲が指定した水質検査に関する業務とする。

２　乙は、乙の検査員を甲の施設に派遣することができる。

（完了の報告）

第３条　乙は、業務が完了したときは、その結果を電話、メール等にて甲へ直ちに報告するとともに、分析結果を書面にて甲へ速やかに提出するものとする。

（経費の負担）

第４条　業務に要した経費は、甲が負担するものとし、当該経費における負担額は、その都度、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第５条　乙は、業務により、乙の検査員が死亡又は負傷などをしたときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）を適用し、補償を行うものとする

（損害の負担）

第６条　乙は、業務により第三者に損害を及ぼした場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

２　乙は、前項に規定する損害が生じたときは、その事実を電話、メール等にて甲へ直ちに報告するとともに、その状況を書面にて甲へ遅滞なく報告するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日まで　とする。ただし、この協定の有効期間満了の１月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、引き続き１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要があるときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年１１月１８日

甲　　上田市真田町長７１７８番地１
上田市上下水道局
上記代表者　上田市長　土屋　陽一

乙　　上田市国分９９４番地１号
一般社団法人　上田薬剤師会
上記代表者　会長　飯島　康典

(13) 応急措置等

ア　上田市上下水道事業協同組合

災害時等の応急措置に関する協定

上田市長　平尾　哲男（以下「甲」という。）、上田市上下水道事業管理者　田口　邦勝（以下「乙」という。）と上田市上下水道事業協同組合理事長　矢野　幸三郎（以下「丙」という。）とは、災害時における応急措置の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、上田市地域防災計画に定める事項又は事故等により、甲又は乙が丙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲又は乙は、前条の規定により応急措置を実施する必要が生じた場合は、丙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力要請するものとする。

(1)　災害等の状況及び協力を要請する事由
(2)　必要とする人員
(3)　必要とする資材及び機材の種類及び数量
(4)　必要とする場所、内容及び期間
(5)　その他必要な事項

（協力の実施）

第３条　丙は、甲又は乙から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲又は乙の現地責任者の指示を受け要請に従って、応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第４条　応急措置の円滑な実施を図るため、丙は、組織体制、連絡体制等を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第５条　この協定に基づく協力のために要した経費は、甲乙丙協議のうえ定める額を甲及び乙が負担する。

２　前項の規定により、甲及び乙が負担する費用の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第６条　甲又は乙は、丙が第３条の規定により応急措置従事中に災害を受けたときは、上田市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 36 号）の規定に準じて補償を行うものとする。

２　丙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第７条　応急措置従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第８条　丙は、第３条の規定により応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲又は乙に報告するものとする。

(1)　応急措置に従事した人員及び名簿

(2)　応急措置に使用した機器類の種別及び台数

(3)　応急措置に従事した人員のそれぞれの応援に従事した時間

(4)　応急措置に使用した機器類の使用時間数

(5)　その他必要な事項

２　甲又は乙は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、丙に対し速やかに協力要請の解除を通知するものとする。

（費用等の請求）

第９条　丙は、第５条に規定する費用及び第６条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲又は乙の定めるところにより行うものとする。

（支払）

第１０条　甲又は乙は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協定期間）

第１１条　この協定の有効期間は、平成１３年６月１９日から平成１４年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲、乙又は丙から何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新することができるものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

（疑義等の決定）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証するため、本協定書３通を作成し、甲、乙及び丙三者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成１３年６月１９日

甲　　上　田　市　長　　平　尾　哲　男

乙　　上田市上下水道事業管理者　　田　口　邦　勝

丙　　上田市上下水道事業協同組合理事長　矢　野　幸三郎

イ　丸子水道工事事業協同組合

災害等の応急措置に関する協定書

丸子町長（以下「甲」という。）、丸子町水道工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害及び配水管破裂（以下「災害等」という。）時における応急措置の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、丸子町防災計画（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う。災害等による応急措置（以下「応急措置」という。）を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、防災計画等に基づき応急措置を実施する必要が生じた場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出する。

(1)　災害等の状況及び協力を要請する事由
(2)　必要とする人員
(3)　必要とする資材及び機材の種類並びに数量
(4)　必要とする活動場所、活動内容及び期間
(5)　その他必要事項

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け要請に従って応急措置に従事するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき応急措置に従事した場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を文書をもって、甲に報告するものとする。

(1)　応急措置に従事した人員及び名簿
(2)　応急措置に使用した機械類の種別及び台数
(3)　応急措置に従事した人員のそれぞれの応急措置に従事した時間
(4)　応急措置に使用した機械類の使用時間数
(5)　その他必要な事項

２　甲は、前項による応急措置の完了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請の解除を通告するものとする。

（連絡責任者）

第５条　応急措置に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、あらかじめ甲乙共の連絡責任者を定めておくものとする。

（経費の負担）

第６条　この協定に基づく応急措置のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

２　前項の規定により、甲が負担する井用の精算単価は、災害等発生における実勢単価とする。

（災害補償等）

第７条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がない場合、丸子町消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年丸子町条例第１６号）の規定により補償する。

２　乙の環境活動により生じた建設機械の損傷の係る負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第８条　応急措置中に、第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の請求）

第９条　乙は、第６条に規定する経費及び第７条に規定する災害補償等（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払い）

第１０条　甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は、平成１０年７月１日から平成１１年６月３０日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定の有効期間が延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙署名押印して、各自１通を保有するものとする。

平成１０年７月１日

甲　（住所）丸子町大字上丸子１６１２番地
丸 子 町 長　堀　内　憲　明

乙　（住所）丸子町水道工事業協同組合
理 事 長　　山　本　忠　義

ウ　上田市防災支援協会

災害時における応急措置に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と 上田市防災支援協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急措置の万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第１条　この協定は、上田市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う応急措置を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は防災計画に基づき、応急措置を実施する必要が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

（１）災害の状況及び協力を要請する事由

（２）必要とする人員

（３）必要とする資材及び機材の種類及び数量

（４）必要とする場所、内容及び期間

（５）その他必要な事項

（応急措置の実施）

第３条　乙は甲から応急措置の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示を受け、要請に従って応急措置に従事するものとする。

（事前計画）

第４条　応急措置を円滑に実施するため、乙は、組織体制及び連絡体制を事前に定めておかなければならない。

（経費の負担）

第５条　この協定に基づく応急措置に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

２　前項の規定により、乙が実施した応急措置に対して甲が負担する費用の積算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（損害補償）

第６条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、上田市消防団員等公務災害補償条例（平成１８年上田市条例第２２６号）の規定に準じて補償を行うものとする。

２　乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第７条　応急措置の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報 告）

第８条　乙は、第３条の規定により応急措置に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（１）応急措置に従事した人員、名簿及びそれぞれの応援に従事した時間
（２）応急措置に使用した機器類の種別、台数及び使用時間数
（３）その他必要な事項

２　甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

（費用等の請求）

第９条　乙は、第５条に規定する費用及び第６条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支 払）

第１０条　甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協定期間）

第１１条　この協定の有効期間は、平成２０年２月１４日（調印日）から平成２０年３月３１日までとする。ただし、この協定の期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に１年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２０年２月１４日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市材木町一丁目２番３１号
乙　上田市防災支援協会
上記代表者　会　長　深　井　正　文

エ　長野県環境整備事業協同組合

災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と長野県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるし尿等の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、し尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「し尿等」とは、災害時において処理をする必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（協力事項の発動）

第３条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（し尿等の収集運搬の協力要請）

第４条　災害時において、甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して実施可能な範囲において、協力を要請することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により、甲から協力の要請を受けた時は、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、し尿等の収集運搬を行うものとする。

（要請手続）

第５条　前条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、業務の内容、車両台数、場所等を記載した文書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（し尿等の収集運搬の実施）

第６条　乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、要請業務に優先的に協力するものとする。

２　乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を報告書（様式第２号）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第７条　前条の規定により乙が実施したし尿等の収集運搬にかかる費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第８条　第７条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

２　乙は、役員の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

（損害補償及び損害賠償）

第１０条　乙が行う要請業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、上田市消防団員等公務災害補償条例（平成１８年上田市条例第２２６号）の規定に準じて補償を行うものとする。

２　乙は、甲の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項、及び協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２２年２月２６日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上記代表者　上田市長　　母　袋　創　一

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉９５７番地２９
乙　長野県環境整備事業協同組合
上記代表者　理 事 長　　尾　沼　好　博

オ　長野県建設機械リース業協会

災害時における資機材リースの協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と長野県建設機械リース業協会（以下「乙」という。）は、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のリースに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害時等において、甲と乙が協力して、資機材のリースを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（リースの協力要請）

第３条　災害時において、甲が資機材のリースを必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定により、甲から資機材のリースの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、資機材のリースを実施するものとする。

（リースの範囲）

第４条　甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

(1)　別表に掲げる資機材

(2)　乙の業務の範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続）

第５条　第３条に規定する甲の乙に対する要請手続は、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した文書（様式第１号）もって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材のリースの協力）

第６条　乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のリースについて、優先的に行うものとする。

２　乙は、甲からの要請事項を実施した時は、実施後速やかにその実施状況を報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（資機材の搬入等）

第７条　資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡を受けるものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

３　甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条及び第７条の規定により乙がリースした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるリース及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払い）

第９条　前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第１０条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のリース等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２２年　２月２６日

甲　長野県上田市大手一丁目１１番１６号
　　上　　田　　市
　　上記代表者　　上田市長　母　袋　創　一

乙　長野県飯田市上郷黒田２７３１番地１
　　長野県建設機械リース業協会
　　上記代表者　　会　　長　若　尾　信　夫

別表（第４条関係）

○発電機（2～3KVA）	○ツイントイレ
○発電機（10～25KVA）	○本水洗トイレ
○インバーター発電機	○簡易水洗トイレ
○屋内用電圧調整器	○会議用テーブル
○トランス昇圧・降圧	○折いす
○水中ポンプ	○ホワイトボード（脚付）
○エンジンポンプ	○くず入れ
○コードリール（屋内）	○コピー機
○コードリール（屋外）	○レーザープリンター
○投光機（500ｗ・1kw）	○ノートパソコン
○投光機（2 灯式）	○衛星電話
○投光機（4 灯式）	○コードレス電話
○投光機（バルーン型）	○ブルーヒーター
○軽トラック	○石油ストーブ
○組立ハウス	○テレビデオ
○コンテナハウス（3 坪クラス）	○ファンヒーター
○コンテナハウス（4 坪クラス）	○扇風機

カ　（社）長野県建築士会上小支部

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会上小支部（以下「乙」という。）は、上田市内において震災、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力し、迅速かつ円滑に災害対応を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、上田市における災害時に、上田市地域防災計画に基づき甲が指定する避難施設に対し、乙が応急危険度判定を実施することにより、上田市民のより安全を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

（応急危険度判定）

第２条　「長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」により登録された判定士が、「被災建物応急危険度判定マニュアル」により行う。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要が生じたときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

(1)　災害の状況及び協力を要請する事由

(2)　応急危険度判定の実施内容

(3)　その他必要な事項

２　前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。

２　乙は、震度５弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

３　乙は、災害発生後８時間以内に甲が指定した避難施設の応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長を要請することができる。

（事前計画）

第５条　乙は、災害時の応急危険度判定の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定め、甲に文書で報告しなければならない。

２　乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第６条　乙は、応急危険度判定に従事したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

(1)　応急危険度判定結果

(2)　従事した人員及び名簿

(3)　活動内容及び状況

(4)　従事によって知り得た災害情報

(5)　その他必要な事項

（経費の負担）

第７条　この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は、甲乙協議の上決定する額を甲が負担するも

のとする。

（災害補償）

第８条　この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、上田市消防団員等公務災害補償条例（平成１８年条例第２２６号）の規定に準じて、補償を行うものとする。

（経費等の請求）

第９条　乙は、第７条に規定する経費及び前条に規定する災害補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（経費等の支払）

第１０条　甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費等を支払うものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、平成２５月３月３１日までとする。ただし甲及び乙のいずれからも本協定の改廃について申し出がない場合は、更に１年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当って疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年3月２８日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　　母　袋　創　一

上田市材木町一丁目２番６号　上小地方事務所建築課内
乙　社団法人　長野県建築士会上小支部
上記代表者　支 部 長　　有　賀　健　一

キ　協同組合長野県解体工事業協会

地震等大規模災害時における被災建築物等の解体撤去に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と協同組合長野県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害発生時における建築物等の解体撤去に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、上田市内において地震等大規模災害発生時に、甲が乙に対して、被災した建築物等の解体撤去について協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　地震等大規模災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な災害を生ずるものをいう。

(2)　建築物等　住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設等の建築物及び橋梁、道路等公共土木施設その他の工作物をいう。

(3)　災害廃棄物　災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次の各号に掲げる事業について乙に協力を要請することができるものとする。

(1)　被災した建築物等の解体

(2)　災害廃棄物の撤去

(3)　前２号に伴う必要な措置

２　乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する解体撤去に可能な限り協力する。

（要請手続）

第４条　甲は、前条の規定により乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭により要請し、事後において、速やかに文書で通知する。

(1)　被災の状況

(2)　解体撤去を実施する地区、内容及び期間

(3)　その他必要な事項

（解体撤去の実施）

第５条　乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い解体撤去を実施するものとする。

２　甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第６条　甲は、解体撤去に円滑な協力を得られるように、乙に必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、地震等大規模災害時にこの協定に協力できる会員を甲に報告するものとする。

（実施報告）

第７条　乙は、解体撤去を実施したときは、次に掲げる事項を文書で報告するものとする。

(1)　解体撤去を実施した地区、内容及び期間

(2)　解体撤去に従事した人員、車両、資機材等

(3)　その他必要な事項

（費用の負担）

第８条　第３条の要請に基づき実施した解体撤去に要した費用は、甲が負担し、その価格は地震等大規模災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害の負担）
第９条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、上田市消防団員等公務災害補償条例（平成１８年条例第２２６号）の規定に準じて補償を行うものとする。
２　乙の現場活動により生じた建設機械の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（第三者に対する措置）
第１０条　解体撤去の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（費用等の請求）
第１１条　乙は、第８条に規定する費用及び第９条に規定する補償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。
（支払）
第１２条　甲は、前条の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに費用等を支払うものとする。
（協定期間）
第１３条　この協定の有効期間は、平成２４年１２月１８日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、この協定の期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に１年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。
（疑義等の決定）
第１４条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２４年１２月１８日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母袋　創一

長野県長野市南県町６８５番地２
乙　協同組合長野県解体工事業協会
上記代表者　理事長　江本　源俊

ク　上田市測量設計業協議会

災害時における調査、測量及び設計等の応急復旧業務に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と上田市測量設計業協議会（以下「乙」という。）は、上田市内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧対応に必要な調査、測量及び設計等の業務(以下「応急復旧業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が乙の協力を得て行う応急復旧業務を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　災害時において、甲が応急復旧業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対して次の事項の協力を要請することができる。

(1)　甲が管理する道路、河川、公園、農林業用施設等（以下「公共施設等」という。）の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務

(2)　被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、甲が公共施設等の復旧に関して必要と認める業務

２　前項による要請は、文書により行うものとする。ただし、災害時の状況により文書による要請ができない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、第２条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、特別な理由がない限り速やかに協力し、甲の指示に従って業務を実施するものとする。

（協力体制）

第４条　乙は、応急復旧業務を早期に実施できるよう、事前に必要な連絡系統や動員方法等を定め、協力体制の確立を図るものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の規定に基づき応急復旧業務を実施した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1)　応急復旧業務の実施期間及び場所

(2)　応急復旧業務の内容

(3)　応急復旧業務に従事した会員名

(4)　その他必要な事項

（費用の負担）

第６条　この協定に基づく応急復旧業務に要した費用は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、この協定に基づき応急復旧業務に従事した者が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がある場合を除き、上田市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年条例第 226 号）の

規定に準じて補償を行うものとする。

（第三者に対する措置）

第８条　この協定に基づく応急復旧業務により、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用等の支払）

第９条　乙は、第６条に規定する費用及び第７条に規定する補償を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに費用等を乙に支払うものとする。

（平素の協力）

第 10 条　乙は、平素より甲に協力して防災に努めるものとし、公共施設等における危険箇所を乙の会員が業務遂行中に発見した場合には、速やかに甲へ通報するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年　５月２６日

甲　上田市
上田市長　母　袋　創　一　　㊞

乙　上田市測量設計業協議会
会　長　　増　澤　延　男　　㊞

ケ　株式会社ジーシーシー自治体サービス

災害時における応援に関する協定

上田市上下水道局（以下「甲」という。）と株式会社ジーシーシー自治体サービス（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害及び大規模事故の発生時又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時に上下水道施設（以下「水道施設等」という。）が被災し、又は被災する恐れがある場合に、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めることにより、水道施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（応援要請）

第２条　甲は、災害時において乙の応援が必要であると判断した場合は、乙に対し応援要請をすることができる。

（応援要請の手続）

第３条　甲は、前条に係る応援要請をする場合は、次の事項を文書で行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、文書で行うものとする。なお、乙は、応援要請に対し、文書により回答するものとする。

（１）災害及び水道施設等の被害の状況
（２）必要とする人員数
（３）応援の場所及び内容
（４）応援の期間
（５）その他必要な事項

（応援要員の派遣）

第４条　乙は、甲から応援要請があった場合は、業務に支障がない場合に限り積極的に応援業務に従事するものとする。

２　乙は、本応援業務を行う場合は甲の指示に従うものとする。

（事前計画）

第５条　乙は、応援要請に係る業務を円滑に行うため、あらかじめ組織及び連絡体制を定めておかなければならない。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、災害等情報の伝達を正確に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておかなければならない。

（応援業務）

第７条　乙が行う応援業務は、次のとおりとする。

（１）電話及び窓口対応
（２）広報活動
（３）乙が所有する給水車両及び付随する機材による応急給水業務
（４）その他応援が必要とされる業務

（経費の負担）
第８条　本応援業務に係る乙の経費は、原則、乙の負担とする。但し、甲が前条以外の特別な理由により応援を要請した場合は、乙の経費等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

（労災補償）
第９条　本応援業務に係り乙の応援要員が負傷、疾病又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（第三者に対する損害賠償）
第１０条　本応援業務中、乙が第三者に損害を与えた場合は、その賠償方法及び賠償額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（報告）
第１１条　乙は、本応援業務に従事した場合は、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）応援業務に従事した人員数及び従事した期間
（２）応援業務に使用した機材等の種類、個数及び使用時間
（３）その他必要な事項

（経費等の請求）
第１２条　乙は、第８条に規定する経費等を請求する場合は、甲の指示に従うものとする。

（経費等の支払）
第１３条　甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合は、請求を受けてから３０日以内に支払うものとする。

（有効期間）
第１４条　本協定の有効期間は、協定締結日から令和３年９月３０日までとする。但し、期日満了の日の１か月前までに甲乙いずれからも本協定の改廃について申し出がない場合は、さらに１年間この協定を更新したものとし、以後も同様とする。

（協定の継承）
第１５条　甲又は乙は、本協定の締結後において、甲若しくは乙の組織（以下「組織」という。）又は甲の区域（以下「区域」という。）に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとし、この協定に定めた事項は、それぞれの組織の継承者が引き継ぐものとする。
２　前項の規定により引き継がれた事項は、変更後の組織及び区域のすべてに適用されるものとする。

（その他）
第１６条　本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年１０月１日

甲　　長野県上田市真田町長７１７８番地１
上田市上下水道局
上記代表者　上田市長　土　屋　陽　一　　印

乙　　群馬県前橋市三俣町二丁目１１番地１０
株式会社ジーシーシー自治体サービス
代表取締役　岡田　淳　　印

コ　一般社団法人長野県警備業協会

災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県警備業協会（以下「乙」という。）とは上田市内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において交通及び地域安全の確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を迅速かつ円滑に行い、もって市民生活の早期安定等を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　この協定により甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（１）災害時等における緊急交通路の誘導及び災害現場での安全確保等に関する業務

（２）被災地における防火・防犯の安全パトロール

（３）避難所及び救援物資備蓄場所等の安全確保のための業務

（４）被災状況等の情報提供業務

（５）その他甲において必要と認める安全確保のための業務

（要請）

第３条　甲は、災害が発生し前条に規定する業務の遂行において乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務の実施）

第４条　乙は、前条により要請を受けたときは、特別の理由がない限り、要請を受けた業務（以下「要請業務」という。）を実施する。

２　前項の規定による要請業務の実施は、乙が、乙の会員である警備事業者（以下「警備事業者」という。）の従業員のうち、要請業務に対する専門的知識及び技能を有するもの（以下「警備員」という。）を従事させることにより行うものとする。

３　甲は、乙又は要請業務に従事する警備事業者に対し、必要な情報等を提供するものとする。

（報告）

第５条　乙は、要請業務の実施状況について、文書により速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　要請業務に要した費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、別紙「警備料金の単価内訳表」に基づき算定する。

（費用の支払い）

第７条　前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が乙に支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第８条　甲は、要請業務に際し、乙又は警備事業者に生じた損害については、補償しないものとする。

（第三者に対する損害賠償）
第９条　要請業務中に第三者に対して損害を与えたときは、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（訓練）
第 10 条　乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

（出動可能人員等の把握）
第 11 条　乙は、警備事業者ごとの出動可能人員等を地域別に把握し、毎年甲に通知するものとする。
２　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）
第 12 条　この協定及び実施細目に定めのない事項や疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第 13 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年８月２６日

甲　長野県上田市大手１１番１６号
上　田　市
上田市長　母袋　創一　　印

乙　長野市中御所１丁目５番１号
一般社団法人長野県警備業協会
会　長　　竹花　長雅　　印

（別紙）

警備料金の単価内訳表

1　昼間（実働８時間当たり）の単価

（単位：円）

項目＼警備別	交通誘導警備（※１）		施設警備（※２）		
	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B	警備員A	警備員B	警備員C
一般管理費（法定福利費、労務管理費等）	ア（基準単価）×0.23				
現場管理費（安全管理費、宿舎費等）	ア（基準単価）×0.18				
合計（警備員１名当たりの単価）	ア（基準単価）×1.41				

※１　国土交通省土地・建設産業局が毎年発表する「公共工事設計労務単価」に定める単価のうち、長野県の「交通誘導警備員A」及び「交通誘導警備員B」を適用する。

※２　国土交通省官庁営繕部が毎年実施している、建築保全業務労務単価の実態調査に基づいて決定し公表する単価のうち、隣接する新潟県の「警備員A」、「警備員B」及び「警備員C」の日割基礎単価を適用する。

◎応援派遣を必要とする場合は、宿泊・交通費の実費（広域派遣費）を別途積算するものとする。

2　正規の勤務時間が夜間（22:00～5:00）の場合の１時間当たりの加算額（３に該当する場合を除く）
ア÷８×100分の25

3　時間外（正規の勤務時間を超えて業務を行う場合）の１時間当たりの支給額
ア÷８×100分の25
（夜間（22:00～5:00）に及ぶ場合は、２で定めた加算額を加える）

サ　上田市電設業協会

災害時等の応急対策業務に関する協定

上田市(以下「甲」という。)と上田市電設業協会(以下「乙」という。)とは、災害時等の応急対策業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目　的)

第１条　この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て、応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能維持及び復旧を図ることを目的とする。

(応急対策業務の内容)

第２条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（１）甲が管理する公共施設の電気設備全般にかかる損壊箇所の把握及び応急措置の支援。

（２）甲及び乙は災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供。

（３）その他甲が必要と認める業務。

２　次に掲げる設備は、前項の対象としない。

（１）配電線、電力計などの電力会社設備

（２）高圧受変電設備など電気主任技術者の管理が必要な設備

(協力要請の方法)

第３条　甲は、前条の応急対策業務にかかわる応援を必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（１）災害の状況及び応援を要請する理由

（２）応援を要請する応急対策業務の内容

（３）応援を必要とする日時、場所及び期間

（４）前各号に定めるもののほか必要な事項

(応急対策業務の実施)

第４条　乙は、前条の規定に基づく要請が甲からあったときは、可能な範囲において協会員(以下「会員」という。)をして応急対策業務を実施させるものとし、その会員を甲に報告するものとする。

(事前計画)

第５条　応急対策業務を円滑に実施するため、乙は組織体制及び連絡体制を事前に定めておかなければならない。

(経費の負担)

第６条　この協定に基づく応急対策業務に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

２　前項の規定により、乙が実施した応急対策業務に対して甲が負担する費用の積算単価は災害発生時における実勢単価とする。

(損害補償)

第７条　甲は、第３条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、上田市消防団員等公務災害補償条例(平成１８年条例第２２６号)の

規定に準じて補償を行うものとする。

２　　乙の現場活動により生じた機材の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する措置）

第８条　応急対策業務の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報　告）

第９条　乙は、第３条の規定により応急対策業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（１）応急対策業務に従事した人員、名簿及びそれぞれの応援に従事した時間

（２）応急対策業務に使用した機器類の種別、台数及び使用時間数

（３）その他必要な事項

２　甲は、前項による応急対策業務の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

（費用等の請求）

第１０条　乙は、第６条に規定する費用及び第７条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときには、甲の定めるところにより行うものとする。

（支　払）

第１１条　甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は令和元年 12 月 17 日（調印日）から令和２年３月 31 日までとする。ただしこの協定の期間満了１月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に１年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（疑義等の決定）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　元 年　１２　月　１７　日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　　上 田 市
上記代表者　上田市長　土屋　陽一

上田市上丸子１７１７－５
乙　　上田市電設業協会
上記代表　　会 長　　松山　三二

災害時等の応急対策業務に関する連絡体制

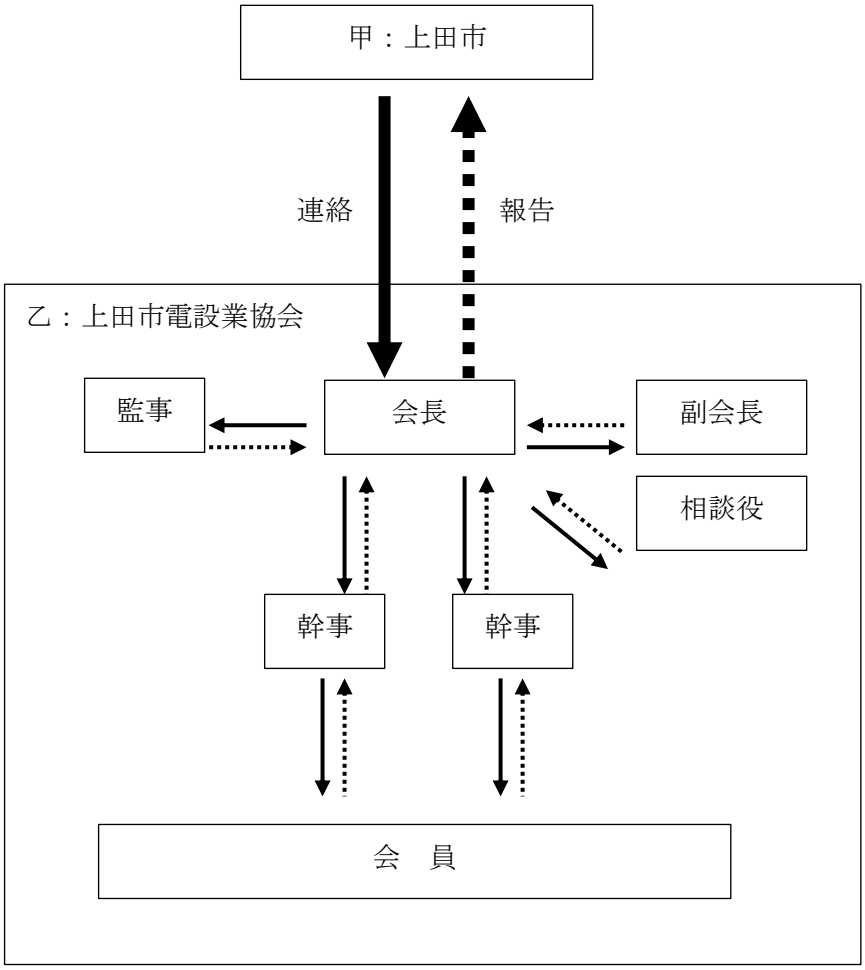

シ　有限会社ヒカリ

無人航空機による災害応急対策活動に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と有限会社ヒカリ（以下「乙」という。）は、無人航空機による災害応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、上田市に災害等が発生した場合に、無人航空機による災害応急対策活動により、詳細な被災状況を把握し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的としている。

（活動内容）

第２条　甲が乙に対して要請する活動の内容は、無人航空機を活用した被災状況の映像撮影又は画像撮影とする。

２　前項のほか、甲が乙に活動を要請する場合は、甲乙協議のうえ実施を決定する。

（活動の実施範囲）

第３条　実施範囲は、上田市内とする。

２　災害等の状況により甲が必要と認める場合には、甲は乙に対し、前項に規定する実施範囲以外に出動を要請することができる。なお、出動の決定は、甲乙協議により行う。

（無人航空機を飛行させる者の変更）

第４条　乙は甲に対し､「無人航空機を飛行させる者（資格保持者）」を記載した資格確認書を提出する。

２　前項の「無人航空機を飛行させる者（資格保持者）」に変更が生じた場合は、乙はあらためて甲に対し資格確認書を提出する。

（活動開始要請前の対応）

第５条　乙は、第３条に定める活動の実施範囲の最新の気象情報及び災害の発生情報に常に留意する。

２　災害等が発生するおそれがある場合及び災害等が発生した場合、甲は乙に対し、連絡体制、人員の確保の可否、無人航空機の状況等の確認を依頼することができる。

３　前項の依頼があった場合は、乙は速やかに調査し、甲に対し報告する。

（活動開始の要請）

第６条　甲は、災害時に情報収集等のため必要と認める場合は、乙に対し書面により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、書面によらず電話などの方法で要請することとし、後日速やかに乙に書面を提出するものとする。

２　乙は、活動開始の要請を受けた場合は、速やかに第４条に定める「資格確認書」に掲載した「無人航空機を飛行させる者（資格保持者）」を担当技術者として定める。また、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合は、甲と協議し、同等の技能を有する者を指定する。

３　乙は、活動開始の要請を受けた場合は、甲に連絡体制、人員の確保の可否、無人航空機の状況、天候等を速やかに報告する。

（実施体制）

第７条　乙は、活動開始の要請を受けた場合、直ちに活動を実施する。

２　活動の指示は、上田市職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従う。

（活動完了の報告）
第８条　乙は、活動が完了した時は、直ちにその旨を電話、メール等にて甲へ報告するとともに、速やかに撮影した映像、画像データを甲に提出する。
２　乙は、活動の完了後２週間以内に、開始時間・終了時間及び人員体制・使用した資機材等の内訳について書面により速やかに甲へ報告する。

（活動の成果物の所有権及び著作権）
第９条　乙は甲に対し、乙が撮影した映像、画像の所有権及び著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）を譲渡する。
２　前項に定める権利は、費用の支払完了の際に、乙から甲に移転するものとする。

（費用の請求）
第１０条　乙は、活動完了報告の後、当該活動に要した費用（前条に定める所有権及び著作権譲渡に係る費用を含む）の見積書を甲に提出する。

（費用の支払い）
第１１条　甲は、前条の規定による見積書の提出を受けた時は、内容を精査し、その費用を乙に支払う。

（情報の保護）
第１２条　乙は、活動上知り得た情報及び個人情報を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

（保証）
第１３条　乙は甲に対し、乙が撮影した映像、画像が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

（損害補償）
第１４条　甲は、この協定に基づき応急復旧業務に従事した者が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がある場合を除き、上田市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年条例第 226 号）の規定に準じて補償を行うものとする。

（損害の負担）
第１５条　活動の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
２　活動の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、又は人員や使用した資機材等に損害が生じた場合、乙はその事実を直ちに甲へ電話、メール等にて報告するとともに遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲乙協議して定める。

（保有機体に関する情報の共有）
第１６条　乙は第４条の「資格確認書」に掲載した、機体の数量等を把握し、甲へ別途定める書面により定期的（12ヶ月程度）に報告する。
２　前項の保有機体等の情報に変更があった場合、又は機体の現状について甲が特に報告を求めた場合、乙は別途定める書面により甲へ速やかに報告する。

（航空法における許可等）
第１７条　本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当する事が想定されるため、乙は、無人航空

機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう、必要な安全確保を行う。
２　航空法の許可・承認の申請手続き等については、甲乙は協力して事務手続きにあたる。

（防災訓練の参加）
第１８条　第２条で定める災害応急対策活動を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する訓練への参加を要請することができる。
２　前項の訓練での乙の活動内容は、甲乙協議のうえ決定する。また訓練に関する費用は乙の負担とする。

（甲乙間の連絡窓口）
第１９条　甲乙間の連絡窓口（氏名、役職、平日昼夜・休日の連絡先（携帯電話、メール等））は、甲乙間で別途指定する連絡表にて共有するものとし、本協定以外の目的には使用しない。

（安全の確保）
第２０条　乙は、活動にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守し、担当技術者の安全確保に努めなければならない。

（緊急通行車両等事前届出）
第２１条　乙は甲に対し、乙が保有している車両のうち災害対策基本法第７６条に定める緊急通行車両として登録可能な車両を届け出る。

（協定の期間）
第２２条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して１年間とする。ただし、期間満了の日の３ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合、期間満了の翌日から起算して１年間延長するものとする。以降同様とする。

（協定の解除）
第２３条　甲又は乙において、協定を継続できない事情が発生した場合は、甲乙協議のうえ協定を解除することができる。

（その他）
第２４条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　２年　２月１３日

甲　長野県上田市大手一丁目１１番１６号

上田市長　土屋　陽一

乙　長野県上田市武石沖１７１番地２

有限会社ヒカリ
代表取締役　前島　廣太郎

ス　長野県建設業協会上小支部

大規模災害時における応急対策業務に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と長野県建設業協会上小支部（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害発生時における甲が実施する応急対策業務（以下「応急対策業務という」）に関して、乙に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第２条　応急対策業務は、甲が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第３条　甲は、前条に規定する業務について、市管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なとき、乙に協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第４条　乙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

（連絡体制）

第５条　甲と乙は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

２　甲は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第６条　甲は、第３条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、乙に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は、原則書面（災害時支援要請書（様式１））による（電子メール又はこれに類するものを含む。以下同じ。）ものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。

２　甲は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

３　乙は、第１項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を甲に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、乙は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

（業務の実施）

第７条　乙から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

２　会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間及び建設資機材等を乙に報告するものとする。乙はこれを取りまとめ甲に報告するものとする。

（業務の指示）

第８条　応急対策業務の実施に当たっては、甲が原則書面により指示し、乙はその指示に従うものとす

る。指示を口頭としたときは、速やかに書面により指示の内容を示すものとする。
　また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、甲は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

（業務の報告）
第９条　会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに乙に報告し、乙はこれを取りまとめ甲に報告するものとする。

（請負契約）
第 10 条　甲と会員とは、上田市財務規則（平成 18 年規則第 45 号）等の所定の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。
２　会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

（損害補償）
第 11 条　請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。
２　会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

（協　議）
第 12 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附　則
この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。
ただし、期間満了の日から１か月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときはさらに１年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年３月１１日

甲　上田市大手一丁目１１番１６号
上田市
上記代表者　上田市長　土 屋　陽 一

乙　上田市材木町一丁目２番３１号
長野県建設業協会上小支部
上記代表者　支 部 長　柳 沢　昌 美

セ　上田地域シェアサイクル活用推進協議会

災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と上田地域シェアサイクル活用推進協議会（以下「乙」という。）と上田地域シェアサイクル運営主体である上田電鉄株式会社（以下「丙１」という。）、株式会社ハビタット（以下「丙２」という。）、株式会社日本海コンサルタント（「丙３」という。）（以下、丙１～丙３までの総称を「丙」という。）は、上田市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における「上田市・千曲市広域シェアサイクル」（以下「シェアサイクル」という。）の使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時において、甲、乙及び丙が互いに連携しシェアサイクルを活用することで、甲が行う上田市地域防災計画に定める災害応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）において円滑な移動若しくは情報収集を可能とし、もって災害対策に役立てることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　災害時において、甲は、乙及び丙に対し、次に掲げる事項を要請することができる。ただし、シェアサイクルシステム用設備の障害等により、乙及び丙が全部若しくは一部の機能が提供できなくなった場合又は安全な提供が難しいと判断した場合等は、この限りでない。

(1)　乙から甲への、専用ＩＣカード（以下「本カード」という。）の配布

(2)　本カードを用いた甲によるシェアサイクルの使用

(3)　前２号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が協議の上定める事項

２　本カードの管理方法及び数量等については、別に定める。

（要請手続等）

第３条　甲の乙に対する要請手続は「災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定による専用ＩＣカード使用要請書」（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、甲の要請を受けた場合、丙と協議の上、速やかに前条に規定する要請事項の実施に努めるものとする。

（費用負担）

第４条　本協定に基づくシェアサイクルの使用等に係る費用は、無償とする。

２　本協定に基づいた使用に起因するシェアサイクルの全部又は一部の損傷、紛失等によって生じた費用の負担については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失に起因する場合は、甲が費用の負担をするものとする。

（目的外使用の禁止）

第５条　甲は、シェアサイクル及び本カードを応急対策業務以外の目的で使用しないものとする。

（管理運営）

第６条　シェアサイクルの管理運営は、丙の責任において行う。

（責任者・担当者）

第７条　甲、乙及び丙は、本協定に関する責任者及び担当者をそれぞれ定めて互いに通知するものとする。
２　甲、乙及び丙は、前項の責任者及び担当者に変更があった場合は、速やかに互いに通知するものとする。
３　乙は、丙の構成に変更があった場合は、後任となる者との「上田市シェアサイクル運営業務委託」の契約に際して、本協定への協力を仕様に含めるものとする。

（有効期間）
第８条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から、令和６年３月２１日付けで乙と丙が締結した「上田市シェアサイクル運営業務」に関する委託契約の契約期間満了までとする。ただし、乙が令和７年度以降も運営業務を行い、かつ期間満了の１か月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときはさらに１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協議）
第９条　本協定の内容に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書５通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上各自１通を保有する。

令和６年８月２２日

甲　長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号
上田市長　土屋 陽一

丙１　長野県上田市天神一丁目 2 番 1 号
上田電鉄株式会社
代表取締役社長　山本 修

乙　長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号
上田地域シェアサイクル活用推進協議会
会　　長　佐藤 安則

丙２　長野県上田市材木町一丁目 9 番 15 号小幡ビル 3F
株式会社ハビタット
代表取締役　酒巻 弘

丙３　石川県金沢市泉本町 2 丁目 126 番地
株式会社日本海コンサルタント
代表取締役社長　黒木 康生

災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定実施細則

令和６年８月２２日付をもって締結した「災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定」（以下「協定書」という。）第２条第２項の規定について、実施細則を次のとおり定める。

（専用ＩＣカードの管理方法）

第１条　平時において、専用ＩＣカード（以下「本カード」という。）の管理、保管については、丙からの提供を受け、乙において行う。

２　丙から乙へ提供する本カードは１０枚とし、必要に応じ甲、乙及び丙が協議の上、数量を変更できるものとする。

（本カードの配布方法）

第２条　甲は、災害時において、甲の設置する災害対策本部又は各対策部の判断により、乙に本カードの配布を要請することができる。

２　乙は、甲の要請を受けた場合、丙と協議の上、速やかに本カードを使用する対策部に必要数を配布するものとする。

（本カードの返却について）

第３条　甲は、本カードの使用後、速やかに乙に返却するものとする。

２　乙は、前項の返却を受けた後、本カードの数量やシェアサイクルの破損の有無等を確認し、結果を丙に報告するものとする。

ソ　日産自動車株式会社

電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定

上田市（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）と長野日産自動車株式会社（以下「丙１」という。）と日産プリンス長野販売株式会社（以下「丙２」といい、丙１と総称して以下「丙」という。）は、電気自動車を活用した持続可能なまちづくりの実現及び上田市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）の対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、電気自動車の普及啓発を進めるとともに、上田市における持続可能なまちづくりの実現に向けた温室効果ガスの排出削減や、自助力、共助力、公助力向上を図るための災害対策強化等、地域課題の解決に向けて相互に連携して取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項において連携するものとする。

(1) 電気自動車の普及促進、利活用に関すること。

(2) サステナブルツーリズムに関すること。

(3) 防災・災害対策に関すること。

(4) その他、甲、乙及び丙が協議し必要と認めること。

（電気自動車の普及促進）

第３条　甲は、上田市の持続可能なまちづくりの実現に向け、温室効果ガスの排出削減対策として電気自動車の積極的な導入や上田市内の電気自動車普及に向けた諸施策を実施するものとする。

（広報活動、イベント等への協力）

第４条　乙及び丙は、第２条第１号に規定する連携事項に関連して、甲が主催するイベント等において、環境意識の向上や電気自動車の普及啓発、防災の広報活動を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車から電力供給を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。

２　前項の協力内容は、甲、乙及び丙の協議により、イベント等の都度、取り決めるものとする。

３ 甲、乙及び丙は、協定に係るプレスリリースその他外部への公表等は、あらかじめ他の当事者と公表内容等について協議するものとする。

（電気自動車等の情報提供）

第５条　乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜甲に提供する。

（電気自動車を活用したサステナブルツーリズムの推進）

第６条　甲は、電気自動車を活用したサステナブルツーリズムを推進するため、上田市の主要な観光地に電気自動車で訪れた際に受けられる、電気自動車優遇策の実施に努めるものとする。

２　前項に伴い、甲、乙及び丙は、電気自動車優遇策を受けられる施設等及び電気自動車の充電スタンド設置場所の周知に努めるものとする。

（災害時対応の趣旨）

第７条　災害時において、大規模停電が発生するおそれがある場合に、甲が電気自動車を非常用電源として活用できる体制を整え、丙の協力を得て、電力不足が想定される甲指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第８条　丙は、災害時において、避難所等が開設された場合、甲からの要請に基づき、次の事項について可能な範囲において協力するものとする。

(1) 電気自動車の貸与

(2) 電気自動車用充電スタンドの使用許諾

（協力の要請）

第９条　前条に規定する協力の要請は「災害時における協力要請書」（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

２　丙は、甲の要請があった場合において協力をしたときは、甲に対し「災害時における支援活動報告書」（様式第２号）を提出するものとする。

（電気自動車の貸与）

第１０条　丙は、丙の指定する日時及び場所で、第８条に基づき貸与可能な電気自動車（以下「貸与車両」という。）を甲に貸与し、原則として電力供給のため、甲に使用させるものとする。

２　丙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

３　甲が貸与車両を丙の指定する場所から甲の電力供給場所へ移動する場合は、甲の責任において行うものとする。

（電気自動車の貸与期間）

第１１条　電気自動車の貸与期間は、原則として貸与開始日から１週間以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じて、その貸与期間を甲丙が協議して延長できるものとする。

（充電スタンドの使用許諾）

第１２条　丙は、充電スタンドが使用可能な場合、甲に対して丙の指定する日時及び場所において、充電スタンドの使用を許諾するように努めるものとする。

２　前項に基づく使用許諾期間は、原則として貸与車両と同じ貸与期間とする。

（貸与車両の管理等）

第１３条　甲は、善良なる管理者の注意をもって、貸与車両を管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲丙間が協議して取り決める。

２　甲は、充電スタンドを丙から提示される使用条件に従って使用するものとする。

３　甲は、貸与期間中、貸与車両若しくは充電スタンドに故障又は紛失等があった場合、直ちに丙に通知するものとし、その対応について甲丙が協議して取り決めるものとする。

４　甲は、甲の責めに帰すべき事由により、貸与車両若しくは充電スタンドを故障させ、又は貸与車両を滅失し、これにより丙に損害が生じたときは、丙に対しその損害を賠償するものとする。ただし、相互の責めに帰さない理由により貸与車両若しくは充電スタンドが故障し、又は貸与車両が滅失したときは、その責任について甲丙が協議して取り決めるものとする。

（事故時の対応）
第１４条　甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、丙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

（外部給電器の使用上の注意）
第１５条　甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

（貸与車両の返却）
第１６条　甲は、貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、丙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲丙が協議して決定する。

（費用の負担）
第１７条　この協定に基づく貸与車両及び充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

（平時からの連携）
第１８条　丙は、平時から甲との連携により、防災知識の普及啓発や備蓄の確保等丙の防災対策の推進を図るとともに、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（連絡調整）
第１９条　この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ「連絡調整者名簿」（様式第３号）により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定した者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

（有効期間）
第２０条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和７年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了する日の３箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、有効期間は、さらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（譲渡制限）
第２１条　甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保の用に供してはならないものとする。

（協議）
第２２条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、必要に応じて意見交換又は協議を行うものとする。
２　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年１２月９日

甲　長野県上田市大手一丁目１１番１６号
上田市
上田市長

乙　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
日産自動車株式会社
理事

丙１　長野県長野市川合新田３６１６の１
長野日産自動車株式会社
代表取締役社長

丙２　長野県上田市材木町一丁目１６番１７号
日産プリンス長野販売株式会社
代表取締役社長

（14）電気

ア　一般財団法人中部電気保安協会長野支店

災害時における電気の保安に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、上田市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち、電気の保安について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第２条　乙は、甲の施設の電源復旧の支援を行う。

２　乙は、電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに甲が乙以外の者と電気の保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があったときは、可能な限り支援を行う。

３　乙は、甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。

４　甲及び乙は、災害復旧に当たって、相互に協力し、電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（相互の連絡）

第３条　甲及び乙は、この協定を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続）

第４条　甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で指定し、要請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、災害時の状況により文書による要請ができない場合は、口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第５条　乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は、無償とする。

（損害補償）

第６条　乙は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、乙の従業者が死亡又は負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）を適用し、補償を行うものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第７条　甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲及び乙の双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第８条　乙は、乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降書面に変更があった

場合は、速やかに再提出するものとする。

（防災訓練）

第９条　乙は、甲が主催する防災訓練に参加するものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年１２月１８日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

長野県長野市桐原一丁目５番８号
乙　一般財団法人　中部電気保安協会
上記代表者　長野支店長　倉　持　高　久

イ　中部電力パワーグリッド株式会社上田営業所

災害時における相互協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社上田営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「上田市区域」という。）で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第２条　甲及び乙は、上田市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

２　前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第３条　甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

２　甲は、前項第１号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第４条　乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

２　甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第５条　乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

２　乙は、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（打ち合わせ会の設置）

第６条　甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため打ち合わせ会を設置し、定期的な情報交換等を実施することとする。

（情報管理の徹底）

第７条　甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹

底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第８条　本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

（損害賠償）

第９条　損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲（乙）が故意又は過失により乙（甲）の施設等を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に対し損害賠償を行う。

(2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲（乙）に故意又は過失がある場合は甲（乙）が賠償を行う。

２　前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

（協定の有効期間）

第 10 条　本協定の有効期間は、協定の締結日から１年間とする。

２　期間満了３か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

（対応窓口）

第 11 条　本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲 ： 上田市　危機管理防災課

乙 ： 中部電力パワーグリッド株式会社上田営業所　総務グループ

（疑義等の解決）

第 12 条　本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

（その他）

第 13 条　本協定は２通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

２０２０年　４　月　７　日

甲　　長野県上田市大手一丁目１１番１６号
上田市長　土　屋　陽　一　　印

乙　　長野県上田市中央一丁目７－２９
中部電力パワーグリッド株式会社
上田営業所長　大　厩　朋　幸　　印

(15) 要援護者支援

ア （社福）上田しいのみ会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　上田しいのみ会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるも

のとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年3月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市下室賀２８２６番地
乙　社会福祉法人　上田しいのみ会
上記代表者　理 事 長　植　松　文　江

イ　（社福）上田明照会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　上田明照会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、

甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市中央北二丁目７番３号
乙　社会福祉法人　上田明照会
上記代表者　会　　長　横　内　浄　真

ウ　（社福）りんどう信濃会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　りんどう信濃会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

駒ヶ根市赤穂１６３９８番地１５２
乙　社会福祉法人　りんどう信濃会
上記代表者　理 事 長　樋　口　太　三

エ　（社福）かりがね福祉会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　かりがね福祉会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市真田町長６４３０番地１
乙　社会福祉法人　かりがね福祉会
上記代表者　理 事 長　宮　下　博　一

オ　（社福）恵仁福祉協会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　恵仁福祉協会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市真田町長７１４１番地１
乙　社会福祉法人　恵仁福祉協会
上記代表者　理 事 長　黒　澤　博　身

カ　（社福）敬老園

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　敬老園（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、

甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市大字常磐城２２５６番地１
乙　社会福祉法人　敬老園
上記代表者　理 事 長　斉　藤　俊　明

キ　（社福）ジェイエー長野会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　ジェイエー長野会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、

甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

長野市南長野北石堂町１１７７番地３
乙　社会福祉法人　ジェイエー長野会
上記代表者　理 事 長　茂　木　　守

ク　（社福）別所清明会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　別所清明会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、

甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市別所温泉１８２８番地２
乙　社会福祉法人　別所清明会
上記代表者　理 事 長　斉　藤　元　康

ケ　（社福）依田窪福祉会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　依田窪福祉会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市下武石７７６番地１
乙　社会福祉法人　依田窪福祉会
上記代表者　理 事 長　羽　田　健　一　郎

コ　（医法）光仁会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と医療法人　光仁会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、

甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市大字保野７１０番地
乙　医療法人　光仁会
上記代表者　理 事 長　松　原　陽　子

サ　（医法）丸山会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と医療法人　丸山会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、

甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市上丸子３３５番地５
乙　医療法人　丸山会
上記代表者　理 事 長　丸　山　和　敏

シ　（医法）共和会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と医療法人　共和会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、

甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市中野２９番地２
乙　医療法人　共和会
上記代表者　理 事 長　堀　内　　健

ス　（医法）慈修会

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と医療法人　慈修会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成１９年３月２３日から平成２０年３月２２日までとする。ただし、

甲又は乙から期間満了１箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１９年３月２３日

上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

上田市住吉３２２番地
乙　医療法人　慈修会
上記代表者　理 事 長　塚　田　　修

セ　依田窪医療福祉事務組合

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と依田窪医療福祉事務組合（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障がい（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲が乙の運営する介護老人保健施設において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第２条　甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

(1)　被災した在宅等の要援護者の緊急受入れ

(2)　上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

２　乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

３　乙は、甲の要請のない場合において、乙の施設に避難した者を避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受け入れたときには、遅滞なく甲に報告しなければならない。

４　甲は、乙の施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。

（緊急受入れの期間）

第３条　甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として３０日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

（手続き等）

第５条　甲は、第２条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(1)　受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2)　受け入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3)　受入れ要請期間

（緊急受入れ可能人数等に係る協議）

第６条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

２　前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

（対象者の移送）

第７条　甲の要請に基づき乙が受入れを了承した場合、対象者の移送は、当該対象者の家族又は介助者（以下「家族等」という。）により行うことを基本とする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、

甲は、乙の施設への要援護者の移送を行うように努めるものとする。
２　乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲で移送について協力するように努めるものとする。

（介助者の確保）

第８条　乙は、第２条の規定により対象者を受け入れた場合は、当該対象者の介助者と協力して生活支援を行う。
２　乙は、乙の施設における要援護者の受入れにあたり、介助者に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。
３　甲は、前項の連絡があった場合には、他の施設に協力要請を行うなど、介助者の確保に努めるものとする。

（緊急受入れ期間の短縮への努力）

第９条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるように配慮するとともに、対象者の安全で安心な生活拠点確保を進めることにより、要援護者の緊急受入れ期間の短縮に努めるものとする。

（災害時の情報共有）

第 10 条　甲及び乙は、災害時における要援護者の受入れを速やかに行うため、平時から必要な情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。
２　乙は、甲が関係行政機関に対し、前項の規定による必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

（個人情報の取扱い）

第 11 条　乙は､乙の施設で要援護者の緊急受入れを行うために知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他の関係法令の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（協定の有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和６年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了１月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令５年１２月１３日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上田市
上記代表者　上田市長　土屋　陽一

長野県小県郡長和町古町２８５７番地
乙　依田窪医療福祉事務組合
上記代表者　組合長　羽田　健一郎

ソ　長野県タクシー協会上小支部

災害時等における要援護者の輸送協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と長野県タクシー協会上小支部（以下「乙」という。）は、災害時等における要援護者の輸送協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第１条　この協定は、上田市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲と乙が協力して、高齢者、障害者、傷病者等の要援護者（以下「要援護者」という。）を社会福祉施設、医療機関等の要援護者施設（以下「要援護者施設」という。）へ迅速かつ安全に輸送するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、　乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時等において要援護者を要援護者施設へ輸送する必要があると判断したときには、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）乙が所有する事業用車両による要援護者の輸送業務

（２）その他要援護者の輸送に必要な業務

（協力の範囲）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力に努めるものとする。

（要請手続）

第５条　甲の乙に対する要請手続は、文書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第６条　第３条の規定により乙が行った輸送協力に要した経費については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費は、輸送終了後、乙の提出する報告書（様式第２号）に基づき、災害発生直前におけるタクシー料金を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払い）

第７条　輸送協力に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（事故）

第８条　乙は、その事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任）

第９条　乙は、その事業用車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与

えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第１０条　乙は、乙が雇用している運転者が輸送協力中に、死亡又は負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）を適用し、補償を行うものとする。

（情報交換）

第１１条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協 議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年１１月１８日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上記代表者　上田市長　母　袋　創　一

長野県上田市
乙　長野県タクシー協会上小支部
上記代表者　支部長　　中　島　健　彦

(16) 被災者支援

ア　長野県行政書士会上田支部

災害時における被災者支援に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と長野県行政書士会上田支部（以下「乙」という。）は、上田市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害時に被災者が行う行政手続き等の円滑な実施のため、甲の要請に基づき、乙が実施する被災者支援のための行政書士が関与できる相談業務（以下「行政書士業務相談」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時において、行政書士業務相談の必要があると認められるときは、乙に対して第３条に規定する範囲において協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定により要請を受けたときは、乙の本会と協力して、可能な範囲で乙の会員の中から相談員を選出し、派遣するものとする。

（行政書士業務相談の範囲）

第３条　前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務相談は、次に掲げるものとする。

（１）罹災証明書申請書類に関する相談・申請支援業務
（２）自動車登録申請書類に関する相談
（３）相続関係書類に関する相談
（４）許認可申請書類に関する相談
（５）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
（６）その他行政書士法（昭和２６年法律第４号）に定める業務に関する相談

（要請手続等）

第４条　第２条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した災害時支援要請書（様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、その後速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

２　要請内容は、前条に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ決定するものとする。

（災害時の体制整備等）

第５条　乙は、要請に基づき直ちに対応できる体制を確保するものとする。

２　乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ連絡責任者を定め、平時から連絡調整に努めるものとする。

（相談者の負担）

第６条　要請による行政書士業務相談は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（費用負担）

第７条　要請による行政書士業務相談に要する人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

（損害の補償）
第８条　要請による行政書士業務相談を実施する際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（報　告）
第９条　乙は、要請による行政書士業務相談を実施した場合は、実施状況等その他必要な事項について書面にて報告するものとする。

（平時からの連携）
第１０条　乙は、平時から甲との連携により、防災知識の普及啓発や備蓄の確保等乙の会員の防災対策の推進を図るとともに、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙いずれからも協定の解除又は変更について申出がないときは、さらに１年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

（協　議）
第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各１通を保有する。

令和３年１０月　１日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上記代表者　上田市長　土　屋　陽　一

長野県東御市常田６１３番地２東
乙　長野県行政書士会上田支部
上記代表者　支部長　　林　　辰　幸

イ　長野県弁護士会

災害時における法律等相談業務に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、上田市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための法律等相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害時に甲の要請に基づき、乙が実施する被災者支援のための法律等相談業務について、必要な事項を定めるものとする。

（要　請）

第２条　甲は、災害時において、法律等相談業務の必要があると認められるときは、乙に対して協力を要請することができる。

２　前項の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した災害時支援要請書（様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、その後速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

３　乙は、第１項の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で乙の会員の中から法律等相談員を選出し、派遣するものとする。

（災害時の体制整備等）

第３条　乙は、要請に基づき直ちに対応できる体制を確保するものとする。

２　乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ連絡責任者を定め、平時から連絡調整に努めるものとする。

（法律等相談業務の実施）

第４条　法律等相談業務を実施する場合において、長野県災害支援活動士業連絡会と連携して業務を行う必要があると判断した場合には、甲乙協議のうえ、乙が調整を行うものとする。

（報　告）

第５条　乙は、要請による法律等相談業務を実施した場合は、実施状況等その他必要な事項について書面にて報告するものとする。

（費用負担）

第６条　要請による法律等相談業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

２　要請による法律等相談業務に要する報酬等その他の経費は、乙が負担するものとする。

（損害の補償等）

第７条　要請による法律等相談業務を実施する際に、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、甲は負担を負わないものとする。

（平時からの連携）

第８条　乙は、平時から甲との連携により、乙が開催するイベントや広報活動等を通じて、甲による防災対策の推進に協力するとともに、甲の依頼に基づき甲が指定する防災訓練に可能な範囲で参加するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙いずれからも協定の解除又は変更について申出がないときは、さらに１年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

（協　議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各１通を保有する。

令和３年１２月２７日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号
甲　上　田　市
上記代表者　上田市長　土　屋　陽　一

長野県長野市妻科４３２番地
乙　長野県弁護士会
上記代表者　会　長　　久　保　田　明　雄

(17) 医療救護等

ア　長野県助産師会上小地区

災害時における妊産婦等への医療救護活動及び支援等に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県助産師会上小地区（以下「乙」という。）とは、上田市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における妊婦、産婦、じょく婦、新生児及び乳幼児（以下「妊産婦等」という。）への医療救護活動及び支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、甲の要請に基づき、甲が行う災害時の妊産婦等への医療救護活動及び支援等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　災害時において必要と認めた場合は、乙に対し、第４条に規定する活動の範囲において協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、助産師を派遣するものとする。

（助産師に対する指揮）

第３条　助産師が行う妊産婦等に対する医療救護活動及び支援等に関する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

（助産師が実施する活動の範囲）

第４条　乙が派遣する助産師は、甲が指定緊急避難場所又は災害現場等に設置する救護所、その他甲が指定する場所において、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 妊産婦に対する保健指導及び心身のケア

(2) じょく婦又は乳児に対する保健指導及び心身のケア

(3) 医療機関等への搬送の要否の判断に関する助言と連絡調整の協力

(4) その他必要な事項

（助産師の移動手段）

第５条　甲は、妊産婦等への医療救護活動及び支援等が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段の確保について、必要に応じて支援を行うものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　甲の要請に基づき、乙が派遣する助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が携行するものとする。

２　甲は、乙の派遣する助産師が医薬品又はその他の資材を必要とする場合は、可能な範囲で供給するものとする。

（費用弁償）

第７条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動及び支援等を実施した場合に要する次の各号の費用は、甲が負担する。

(1) 助産師の派遣に要する経費

(2) 助産師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

２　前項の規定による費用弁償等の額は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
３　本条第１項及び第２項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、その定めるところによるものとする。

（損害補償）
第８条　甲の要請に基づき、医療救護活動及び支援等に従事した助産師が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲、乙は誠意をもってその補償を協議し、別に定める範囲において補償を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、災害救助法が適用された場合は、その定めるところによるものとする。

（平時からの連携）
第９条　乙は、妊産婦等への医療救護活動及び支援等が円滑に実施できるよう、災害時の組織体制等を定めた医療救護計画を策定し、これを甲に報告するものとする。
２　乙は、要請に基づき直ちに対応できる体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ連絡責任者を定め、平時から連絡調整に努めるものとする。
３　乙は、平時から甲との連携により、妊産婦等のための災害への備えに関する啓発、助言等を通じて、防災対策の推進を図るとともに、甲の依頼に基づき、甲が指定する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

（細目）
第 10 条　この協定を履行するための必要な事項については、医療救護活動実施細目に定める。

（有効期間）
第 11 条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙いずれからも協定の解除又は変更について申出がないときは、さらに１年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

（協議）
第 12 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、関係法令の定めによるもののほか、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各１通を保有する。

令和 4 年 5 月 6 日

長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号
甲　　上　田　市
上記代表者　上田市長

長野県松本市島内 4660-4　稼ぐ家姫 13 号 102 号室
乙　　長野県助産師会上小地区
上記代表者

医療救護等（上田地域広域連合締結分）

ア　上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会

災害時の医療救護についての協定書

上田地域広域行政事務組合（以下「甲」という。）と社団法人上田市医師会（以下「乙」という。）、社団法人小県郡医師会（以下「丙」という。）及び社団法人上田小県歯科医師会（以下「丁」という。）とは災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、災害時における広域的な対応を図るため、甲を組織する市町村（坂城町を除く。以下「組織市町村」という。）がそれぞれ策定する地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に行う医療救護に対する乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第２条　乙等は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙等は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

３　甲は、前２項の規定により乙等から提出を受けた医療救護計画を、組織市町村に周知するものとする。

（医療救護班の派遣）

第３条　組織市町村は、それぞれの防災計画に基づき、必要に応じ乙等に医療救護班の派遣を要請するとともに、甲に報告するものとする。

２　乙等は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班の派遣を要請した組織市町村に派遣するものとする。

３　緊急やむを得ない事情により、乙等が第１項の規定による組織市町村からの要請を待たずに医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲を通じて派遣した組織市町村に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第４条　乙等が派遣する医療救護班に対する指揮は、医療救護活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、派遣を受ける組織市町村が、乙等のそれぞれの代表者を通じて行う。

２　乙等のそれぞれの代表者は医療救護活動の総合調整を図るため、必要に応じて協議するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　乙等が派遣する医療救護班は、派遣を受ける組織市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

２　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　負傷の程度の判定

(2)　負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

(3)　救急処置の実施

(4)　救急活動の記録

(5)　死体の検索

(6)　その他必要な事項

（医療救護班の輸送）

第６条　派遣を受ける組織市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第７条　乙等が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、派遣を受ける組織市町村が供給するものとする。

（救護所の設置等）

第８条　組織市町村又は甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

２　組織市町村又は甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙等の協力を得て救護所を設置する。

３　派遣を受ける組織市町村は、救護所において医療救護活動が必要とする給食及び給水を行うものとする。

（医療費）

第９条　救護所における医療費は、無料とする。

２　収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第１０条　派遣を受けた組織市町村は、乙等が医療救護を実施した場合に要する次の費用を負担するものとする。

(1)　医療救護班の派遣に要する費用

(2)　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（損害補償）

第１１条　派遣を受けた組織市町村は、医療救護活動従事中に乙等が災害を受けたときは、甲の上田地域広域行政事務組合に上田市及び組織市町村の条例を準用する条例（平成３年組合条例第１６号）第２項第９号の規定に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。

２　第８条の規定による救護所を設置した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、派遣を受けた組織市町村が負担する。

（第三者に対する損害補償）

第１２条　医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲・乙等及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第１３条　乙等は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を派遣した組織市町村に報告するものとする。

２　組織市町村は、前項に規定する報告を乙等から受けたときは、報告書を取りまとめ速やかに甲に提出するものとする。

（費用等の請求）

第１４条　乙等は、第１０条に規定する費用及び第１１条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

（費用等の支払）

第１５条　派遣を受けた組織市町村は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を精査し、適当であると認めたときは、その費用を速やかに乙等に支払うものとする。

（細目）

第１６条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第１７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲、乙等及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第１８条　この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成９年２月１日から平成９年３月３１日までとする。

２　前項の協定期間の満了する日の１か月前までに、甲又は乙等から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁各々が記名押印のうえ、各自１通をそれぞれ保有する。

平成９年２月１日

長野県上田市天神二丁目４番５５号
甲　上田地域広域行政事務組合
上記代表者
上田地域広域行政事務組合長　竹　下　悦　男
長野県上田市中央二丁目２２番１０号

乙　社団法人上田市医師会
上記代表者
上田市医師会長　宮　下　美　生
長野県上田市常田二丁目１番１０号

丙　社団法人小県郡医師会
上記代表者
小県郡医師会長　小川原　辰　雄
長野県上田市材木町一丁目３番６号

丁　社団法人上田小県歯科医師会
上記代表者
上田小県歯科医師会長　宮　坂　昌　弘

医療救護活動実施細則

平成９年２月１日付をもって締結した「災害時の医療救護についての協定書」（以下「協定書」という。）第１６条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（医療救護組織）

第１条　医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関から構成する。

２　医療救護班は、医師１名及び看護婦２名又は歯科医師１名及び歯科衛生士２名で構成し、必要がある場合は、保健婦又は助産婦を加えることができる。

（実施報告）

第２条　乙等は、協定書第３条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、各班ごとの医療救護活動実施報告書（様式第１号）、医療報告書（様式第２号）、助産報告書（様式第３号）及び医薬品等使用報告書（様式第４号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

（事故報告）

第３条　乙等は、協定書第３条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（様式第５号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

（医療施設等損傷報告書）

第４条　乙等は、協定書第３条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、医療施設及び設備損傷報告書（様式第６号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第５条　協定書第１０条第１項第１号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第６条　乙等は、協定書第１４条に規定する費用等の請求は、費用弁償請求書（様式第７号）医薬品等実費弁償請求書（様式第８号）及び医療施設及び設備の損傷に係る損害補償請求書（様式第９号）により派遣した組織市町村に請求するものとする。

（別表）

費用の種類	対象者	費用算定の基礎となる規定
報　　酬	医師 歯科医師 保健婦 助産婦 看護婦	災害救助法施行規則（昭和３４年長野県規則第３号）第９条別表第３の１の例による。この場合において、同表の１のア中「日当」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。
	歯科衛生士	災害救助法施行規則第９条別表第３の１のアの（ウ）の例による。
旅　　費	医師 歯科衛生士	特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和５５年上田市条例第２号）第１１条、第１２条及び第１４条の例による。
	保健婦 助産婦 看護婦 歯科衛生士	職員の旅費に関する条例（昭和４６年上田地域広域行政事務組合条例第７号）第２条の規定に基づく職員の旅費に関する条例（昭和３５年上田市条例第４０号）の例による。
時　間　外 勤 務 手 当	医師 歯科医師 保健婦 助産婦 看護婦 歯科衛生士	上田地域広域行政事務組合に上田市および組織町村の条例を準用する条例（平成３年上田地域広域行政事務組合条例第１６号）第２条第１１号の例による。この場合において、同条第１１号に規定する条例第４２条の勤務１時間当たりの給与額は、災害救助法施行規則第９条別表第３の１に規定する日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

※　様式は省略

イ　上田薬剤師会

災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給についての協定書

上田地域広域行政事務組合（以下「甲」という。）と社団法人上田薬剤師会（以下「乙」という。）とは災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定書は、災害時における広域的な対応を図るため、甲を組織する市町村（坂城町を除く。以下「組織市町村」という。）がそれぞれ策定する地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に行う医療救護及び医薬品等の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第２条　乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

３　甲は、前２項の規定により乙から提出を受けた医療救護計画を、組織市町村に周知するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第３条　組織市町村は、それぞれの防災計画に基づき、必要に応じ乙に薬剤師班の派遣を要請するとともに、甲に報告するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、薬剤師班の派遣を要請した組織市町村に派遣するものとする。

３　緊急やむを得ない事情により、乙が第１項の規定による組織市町村からの要請を待たずに薬剤師班を派遣した場合は、速やかに甲を通じて派遣した組織市町村に報告し、その承認を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮）

第４条　乙が派遣する薬剤師班に対する指揮は、医療救護活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、派遣を受ける組織市町村が、乙の代表者を通じて行う。

（薬剤師班の業務）

第５条　乙が派遣する薬剤師班は、派遣を受ける組織市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所及び医薬品等の集積場所において医療救護を行う。

２　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1)　傷病者等に対する調剤及び服薬指導

(2)　医療救護班への薬剤服用に関する助言

(3)　医薬品等の仕分け及び管理

(4)　その他必要な事項

（薬剤師班の輸送）

第６条　派遣を受ける組織市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第７条　乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものとする。

２　派遣した組織市町村から医薬品等の供給の要請を受けた場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（救護所の設置等）

第８条　組織市町村又は甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

２　派遣を受ける組織市町村又は甲は、救護所において薬剤師班が必要とする給食及び給水を行うものとする。

（調剤費）

第９条　救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第１０条　派遣を受けた組織市町村は、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用を負担するものとする。

(1)　薬剤師班の派遣に要する費用

(2)　薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

２　医薬品等の供給を要請した組織市町村は、医薬品等を供給した場合の実費を負担するものとする。

３　前２項に定める費用の額については、別に定める。

（損害補償）

第１１条　派遣を受けた組織市町村は、医療救護活動従事中に乙が災害を受けたときは、甲の上田地域広域行政事務組合に上田市及び組織町村の条例を準用する条例（平成３年組合条例第１６号）第２条第９号の規定に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。

２　第８条の規定により設置した救護所において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、派遣を受けた組織市町村が負担する。

（第三者に対する損害補償）

第１２条　医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第１３条　乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を派遣した組織市町村に報告するものとする。

２　乙は、第７条第２項の規定に基づき医薬品等を供給したときは、そのつど甲の定めるところにより供給した組織市町村に報告するものとする。

３　組織市町村は、前２項に規定する報告を乙等から受けたときは、報告書を取りまとめ速やかに甲に提出するものとする。

（費用等の請求）

第１４条　乙は、第１０条に規定する費用及び第１１条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

（費用等の支払）

第１５条　派遣及び医薬品等の供給を受けた組織市町村は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用を速やかに乙に支払うものとする。

（細目）

第１６条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第１７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第１８条　この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成９年２月１日から平成９年３月３１日までとする。

２　前項の協定期間の満了する日の１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年２月１日

長野県上田市大手一丁目１１番１６号

甲　上田地域広域行政事務組合

上記代表者　上田地域広域行政事務組合長　竹　下　悦　夫

長野県上田市大字国分９９４番地１

乙　社団法人　上田薬剤師会

上記代表者　上田薬剤師会長　　工　藤　義　房

医療救護活動及び医薬品等供給実施細則

平成９年２月１日付をもって締結した「災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書」（以下「協定書」という。）第１６条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（薬剤師班）

第１条　薬剤師班は、薬剤師２名で構成し、必要がある場合は、人数を増やすことができる。

（実施報告）

第２条　乙は、協定書第３条の規定に基づき薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、各班ごとの医療救護活動実施報告書（様式第１号）、医療救護報告書（様式第２号）、医薬品等使用報告書（様式第３号）及び医薬品等分類報告書（様式第４号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

２　乙は、協定書第７条第２項の規定に基づき医薬品等を供給したときは、そのつど医薬品等引渡し書（様式第５号）により速やかに供給した組織市町村に報告するものとする。

（事故報告）

第３条　乙は、協定書第３条の規定に基づく医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（様式第６号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

（施設等損傷報告書）

第４条　乙は、協定書第３条の規定に基づく医療救護活動において、施設及び設備を損傷したときは、施設及び設備損傷報告書（様式第７号）により速やかに派遣した組織市町村に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第５条　協定書第１０条第１項第１号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第６条　乙は、協定書第１４条に規定する費用等の請求は、費用弁償請求書（様式第８号）医薬品等実費弁償請求書（様式第９号）及び施設及び設備の損傷に係る損害補償請求書（様式第１０号）により派遣した組織市町村に請求するものとする。

（別表）

費用の種類	対象者	費用算定の基礎となる規定
報　　酬	薬剤師	災害救助法施行規則（昭和３４年長野県規則第３号）第９条別表第３の１の例による。この場合において、同表の１のア中「日当」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。
旅　　費	薬剤師	職員の旅費に関する条例（昭和４６年上田地域広域行政事務組合条例第７号）第２条の規定に基づく職員の旅費に関する条例（昭和３５年上田市条例第４０号）の例による。
時間外勤務手当	薬剤師	上田地域広域行政事務組合に上田市および組織町村の条例を準用する条例（平成３年上田地域広域行政事務組合条例第１６号）第２条第１１号の例による。この場合において、同条第１１号に規定する条例第４２条の勤務１時間当たりの給与額は、災害救助法施行規則第９条別表第３の１に規定する日当の額を一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

※　様式は省略

（18）物資の調達

上小生コン事業協同組合

災害時における応援協力に関する協定書

上田地域広域連合（以下「甲」という。）、上小生コン事業協同組合（以下「乙」という。）及び上田地域広域連合規約（平成１０年長野県指令９地第１２８９号。）第４条第６号の消防に関する事務（消防団及び水利施設に関する事務を除く。）を共同処理する市町村（別表の第６項の市町村欄に掲げる市町村。以下「丙」という。）は、丙の区域内に係る火災、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、丙の区域内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害防ぎょ活動に係るこの応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請及び応援要請）

第２条　甲は、災害時において、丙から要請があったときに、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。ただし、甲が、災害防ぎょ活動のため必要があると判断したときは、この限りでない。

２　乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、応援協力を行うものとする。

（応援協力の内容）

第３条　前条第２項に規定する応援協力は、次に掲げるものとする。

（１）消火用水の供給

（２）資材用砂、砂利等の供給

（３）乙の組合員が所有する工場敷地の提供

（４）その他、乙の応援協力が可能なもので甲及び丙が必要と認めるもの

（要請手続）

第４条　甲は、第２条第１項に規定する応援協力の要請を行うときは、応援協力要請書（様式第１号。以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の対応）

第５条　乙は、甲から第２条第１項に規定する要請を受けたときは、直ちに要請事項に対応するものとする。

（報告）

第６条　乙は、第２条第２項及び第３条に規定する応援協力を実施したときは、その応援協力の終了後、速やかに応援協力報告書（様式第２号。以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　第２条第２項及び第３条に規定する応援協力に要した経費は、被災した市町村が負担するもの

とする。

２　前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（経費の支払）

第８条　前条の規定により、乙から経費の請求があった場合、甲及び丙がその内容が適当であると認めたときは、丙は、その経費を速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第９条　甲及び乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（様式第３号）により相手方に報告するものとする。その内容に変更があった場合も同様とする。

（災害補償）

第１０条　この協定に基づく業務に従事した者に係る災害補償は、その応援協力を受けた市町村の消防団員等公務災害補償条例の損害補償の規定によるものとする。

（情報提供）

第１１条　乙は、乙が応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び丙に可能な限り速やかに提供するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間終了日１か月前までに、甲乙丙いずれからも協定解消の通知がない場合は、さらに１年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙間で協議のうえ、決定するものとする。

（附則）

第１４条　この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書を６通作成し、甲乙丙署名押印のうえ、各自１通保有する。

平成３０年　４月１７日

甲　長野県上田市上丸子１６１２番地
　　上田地域広域連合
　　広域連合長　　土屋　陽一

乙　長野県上田市蒼久保１０３９番地６
　　上小生コン事業協同組合
　　理事長　　髙見沢　健

丙　長野県上田市大手一丁目１１番１６号
　　上田市
　　上田市長母袋創一代理　上田市副市長　　井上　晴樹

長野県東御市県２８１番地２
　　東御市
　　東御市長　　花岡　利夫

長野県小県郡青木村大字田沢１１１番地
　　青木村
　　青木村長　　北村　政夫

長野県小県郡長和町古町４２４７番地１
　　長和町
　　長和町長　　羽田　健一郎

様式第１号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

上小生コン事業協同組合
理事長　　様

上田地域広域連合
広域連合長

応援協力要請書

災害時における応援協力に関する協定書第４条に基づき、下記のとおり応援協力を要請します。

記

１　要請日時

２　災害の種別

３　災害発生場所

４　災害の状況

５　応援協力の種別

６　その他必要な情報

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

上田地域広域連合
広域連合長　　様

上小生コン事業協同組合
理事長

応援協力報告書

災害時における応援協力に関する協定書第６条に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　災害の種別

２　災害発生場所

３　災害発生日時

４　応援協力受報時間

５　応援協力の種別

６　応援協力の行動経過
（１）従事時間（開始時間及び終了時間）
（２）車両等の種別及び台数
（３）人員

７　応援協力の概要

８　応援協力に要した資材等の種別及び数量

９　応援協力従事者の負傷等の有無及び状況

１０　その他必要事項

様式第３号（第９条関係）

連絡責任者届

（団体名）　　年　　月　　日現在

役職	ふりがな 氏名	連絡先 電話番号	備考 （連絡順等）

１３　上田市防災行政無線の運用

（1）デジタル防災行政無線

上田市防災行政無線　系統図

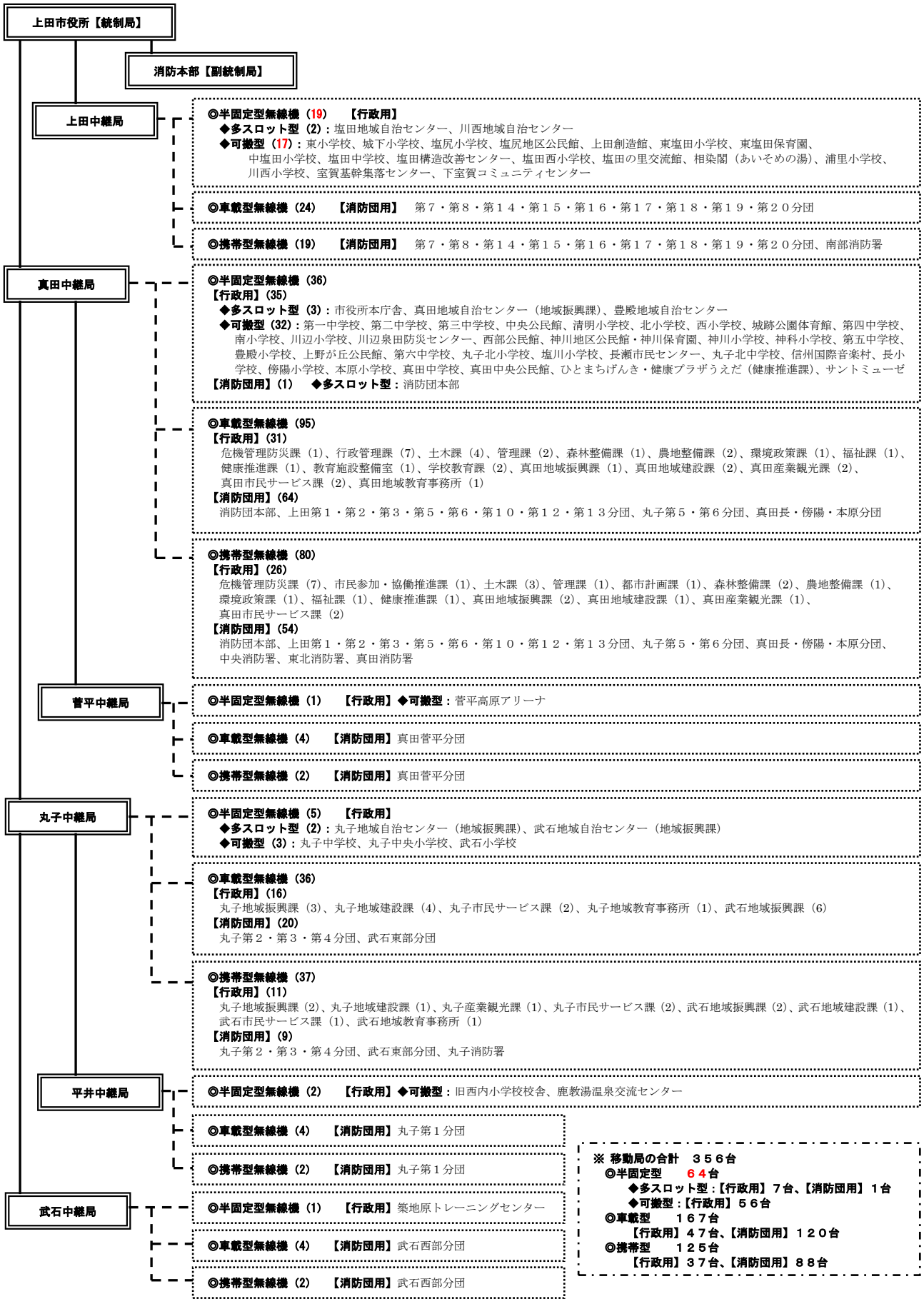

※　表中の車載型及び携帯型無線機は常設場所です。緊急時等には、市内全域で利用することができます。

１４　被害状況判定基準

分類	用　　語		被　害　程　度　の　判　定　基　準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することはできないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要があるもののうち、「重傷者」とは、１月以上の治療を要する見込みのものとする。
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要があるもののうち、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟		一つの独立した建物とする。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を問わない。営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を１世帯として取扱う。
	全壊（全壊･全流失）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）		住家がその居住のための基本的機能の一部をを喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
	一部破損		損壊の程度が半壊半焼にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
非住家被害	非住家		住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、寺社、仏閣等は非住家とする。ただし、これら施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物		例えば市役所庁舎、公民間、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害		非住家に対する全壊又は半壊の被害を受けたもの
世帯数被害	り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者		り災世帯の構成員とする。
田畑被害	流失、埋没		田・畑の耕土の厚さ１割以上が流失し、埋没とは砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの
	冠水		稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもので、耕地、作物に被害を受けたもの

分類	用　　語	被 害 程 度 の 判 定 基 準
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市道（道路法第２条第１項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 （ただし、橋梁を除いたものとする。）
	道路冠水	高速自動車道、一般国道、県及び市道（道路法第２条第１項に規定する道路、以下同じ）の一部が冠水し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 （ただし、橋梁を除いたものとする。）
	橋梁被害	市道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川被害	河川法にいう１級河川及び２級河川（河川法を適用又は準用される河川）若しくはその河川の維持管理上必要な堤防、護岸、利水、河床その他の施設もしくは護岸を保全するために保護することを必要とする河川で被害を受け、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	電車の運行が不能となった程度の被害を受けたもの
	通信被害	電話とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。 電気とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	崖くずれ	崖くずれによって人・住家等に被害が生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの
	砂防被害	砂防法第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	文教施設被害	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を要する被害を受けたもの
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾及び漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするもの
用語の解説	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	その他の公共施設	農業水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾漁港及び下水道とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚、貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

１５　水防資材の確保

(1) 水防資材

R7.1.1 現在

区分＼水防庫等			上田中央署	諏訪形	下塩尻	上塩尻	東　部	上　田南部署	半　過	下之条	神　畑	中　野	上　田東北署	神　川	下　郷	川西署
面　　積(㎡)			8	33	33	50	8	6	10	9	10	34	8	11	27	1
鉄　　線 8#			1					3			1	2	10	177	10	
鉄　　線 10#			5	350				1	8	1	1	13	10	135	5	20
鉄　　線 12#			2			10	1								5	
鉄　　線 14#																
鉄　　線 18#																
なまし鉄線			1		1								25		30	
杭　1.0m													1			
杭　1.3m				90												
杭　1.5m				63							5		14		18	
杭　2.0m				10					45		40	11	37		20	
杭　3.0m				50												
杭　4.0m				100												
杭　5.0m																
樹脂袋			5,150	1,300	300	1,859	1,180	2,910	600			840	4,405	1,200	550	4,400
縄(玉)			7	5	10			3	4	5	3	5	4			
蛇かご	テ	3m	32				5		1							
		5m	42		36		5									
	キ	2m														
		3m	22					90								
		5m	4		6			4								
剣スコ			19	3	3	6	13	26		2	2	1	10	3	5	10
角スコ			14			5		8					3			
掛矢			2	2	2	4	1	1				1	3	2	1	
ツルハシ			6	1	1	3	10	4	3			1	2	2	1	2
鎌			22					16	1				12	2	3	10
唐クワ			3					3	2				3	1	2	3
ねばきり													5			
手斧			9			1		1					2	1		
ハンマー			6			2		1	5				1	1	1	3
ナタ			5	2	2			3	4	2			3	2	2	3
ペンチ			8	2	2	2	2	7	2	2			3	2	2	2
照明器具																
シノ			15	2	2	5		4	2	2		2	4	2	2	3
ワイヤー																
防水シート			31	11	1	38	3		6		15	3	38	15	22	27
番線カッター			2	2	1	10	1	4					2	1	1	1
トビロ							8		3							2
ざる			15	10	9		10	13	10	6	10	22	9	4	11	3
のこぎり			16			5		11	5				8		1	11
二輪車													2		2	
鉄杭　1.0m						30							3		7	
鉄杭　1.3m						7										17
鉄杭　1.5m						18							20			
トラロープ			9			2	12						2			1
砂（m3）			4				3	4					5			9
玉石（m3）				28	20							15				
カラーコーン			29										8			12
ポール			10										4			7
土のう			801					316		340			300	270	163	
金てこ																

R7.1.1 現在

区分＼水防庫等			小　泉	丸子署	西　内	東　内	丸　子	依　田	長　瀬	真田署	真　田	武石地域自治ｾﾝﾀｰ	合　計
面　　積(㎡)			16	16	16	50	50	36	30	18	35	40	555
鉄　　線 8#			50			50			100	100			504
鉄　　線 10#			150	20	20						27		766
鉄　　線 12#				20	20								58
鉄　　線 14#										70			70
鉄　　線 18#			15										15
なまし鉄線													57
杭　1.0m							11					50	62
杭　1.3m													90
杭　1.5m													100
杭　2.0m			45				28		62				298
杭　3.0m												28	78
杭　4.0m											31	120	251
杭　5.0m												30	30
樹脂袋			1,500	4,300	4,200	1,200	1,250	1t 用:13 他:1,000 袋	1,050	4,050	800	400	44,457
縄(玉)			8				1		2				57
蛇かご	テ	3m	6		3						116		69
		5m	6					39			444	39	253
	キ	2m									0		
		3m									224		112
		5m									38		28
剣スコ			9	5	5	12	5	33	5	12	4	65	258
角スコ				5	5	2	2		2	12		30	88
掛矢			3	2	2	5	5	8	4	2	5	13	68
ツルハシ			3	3	3	3	3	10(先のみ 4)	3	2	3	15	84
鎌			5	14	14	5	2	15		32	10		163
唐クワ			4	2	2					12	2		39
ねばきり											7	20	32
手斧			3	1	1					5	4		28
ハンマー			8	1	1			4		2	11		47
ナタ				12	12	4	4	12		8			80
ペンチ			4	6	6					2	2		56
照明器具				2	2								4
シノ			2	7	7	4	4	22		4			95
ワイヤー				3	3							8	17
防水シート			12	21	20	3	15	110	14	50	3	2	460
番線カッター			1	3	3			18		4		3	57
トビロ			2	4	4			11		6			43
ざる			13	4	4					3	9		165
のこぎり			2	6	6	3	3	26		10	3		116
二輪車													4
鉄杭　1.0m										9			49
鉄杭　1.3m													24
鉄杭　1.5m													38
トラロープ				2	2						1		31
砂（m3）			4	6	6					4			45
玉石（m3）			5										68
カラーコーン				10	10								69
ポール				8	8								37
土のう				200	220	500	50		45			130	3,335
金てこ				2	2	3	3						10

(2) 水防玉石

【上田地域】

R7.1.1 現在

集石所	諏訪形	下塩尻	塩尻新屋	神川上沢	林之郷	下郷	中野	小泉	合　計
数量(m3)	28	20	20	23	27	7	15	5	145

(3) 水防用砂

R7.1.1 現在

集石所	中央署	南部署	東北署	川西署	丸子署	真田署	合計
数量(m3)	4	4	4.5	4.5	4	4	25

１６　災害用医薬品目（備蓄場所１箇所あたり）

(1) 内服薬

薬　　効	一　般　名	規格単位		最低備蓄量
催眠鎮痛剤	トリアゾラム	0.25mg	T	440
解熱鎮痛剤	アセメラシン	30mg	T	2,200
	ジクロフェナクナトリウム	25mg	T	2,200
	アセトアミノフェン	200mg	T	2,200
消炎鎮痛剤	ロキソプロフェンナトリウム	60mg	T	440
抗不安薬	ジアゼパム	2mg	T	2,640
消化器用剤（鎮痙剤）	臭化ブチルスコポラミン	10mg	T	540
消化器用剤（制吐剤）	塩酸メトクロプラミド	5mg	T	540
消化器用剤（止しゃ剤）	塩酸ベルベリンゲンノショウコ	1mg	T	2,160
消化器用剤（下剤）	センナ葉エキス	12mg	T	140
抗生物質（ﾆｭｰｷﾉﾛﾝ系）	レボフロキサシン	100mg	T	880
抗生物質（ﾏｸﾛﾗｲﾄﾞ系）	クラリスロマイシン	200mg	T	120
	クラリスロマイシン（小児用）	10%	1g	180
抗生物質（ｾﾌｪﾑ系）	セフテラムピボシキル	100mg	T	450
	塩酸セフカペンピボキシル	100mg	T	450
抗ウィルス剤	リン酸オセルタミビル	75mg	ＣＰ	300
	ザナミビル	5mg	1ﾌﾞﾘｽﾀｰ	600
	リン酸オセルタミビル（小児用）	3%	1g	150
循環器用剤（降圧剤）	ニルバジピン	2mg	T	220
	ベニジピン	4mg	T	220
	ニフェジピン	10mg	T	140
	アムロジピン	2.5mg	T	140
冠血管拡張剤	硝酸イソソルビド	20mg	T	140
	ニトログリセリン	0.3mg	T	210
抗ヒスタミン剤	メキタジン	3mg	T	140

(2) 注射薬

薬　　効	一　般　名	規格単位		最低備蓄量
睡眠鎮静剤	ジアゼパム	10 mg	A	440
鎮痛剤	塩酸ブプレノルフィン	0.2mg	A	320
	ペンタゾシン	15mg	A	320
抗痙攣剤	フェノバルビタール	100mg	A	110
交感神経刺激剤	ノルエピネフリン	1mg	A	220
	エピネフリン	1mg	A	220
副交感神経遮断薬	アトロピン硫酸塩水和物	0.05%	1ml・A	220
利尿剤	フロセミド	20mg	A	100
気管支拡張剤	アミノフィリン	250mg	A	180
副腎皮質ホルモン剤	デキサメタゾン	1.7mg	A	110
消化器用剤（鎮痙剤）	臭化ブチルスコポラミン	20mg	A	110
抗生物質（ｱﾐﾉｸﾞﾙｺｼﾄﾞ系）	硫酸ゲンタマイシン	40mg	V	360
抗生物質（ﾍﾟﾆｼﾘﾝ系）	ピペラシリン	1g	V	180
抗生物質（ﾍﾟﾆｼﾘﾝ系）	ペニシリンＧカリウム	100 万単位	V	180
抗生物質（ｾﾌｪﾑ系）	セファゾリンナトリウム	1g	V	180
輸液（糖類）	ブドウ糖	5%	500ml・本	80
輸液（維持液）	１／３Barrow 液　KN 液 MG3 号		500ml・本	460
輸液（細胞外液補充液）	乳液リンゲル液		500ml・本	300
輸液（血漿補充剤）	ﾋﾄﾞﾛｷｼｴﾁﾙﾃﾞﾝﾌﾟﾝ配合剤		500ml・本	110
生理食塩水	生理食塩		100ml・本	200
生理食塩水	生理食塩		500ml・本	500

(3) 外用薬

薬　効	一　般　名	規格単位		最低備蓄量
局所麻酔薬	塩酸リドカイン	2%	30ml・本	10
抗生物質（外皮用剤）	硫酸ゲンタマイシン	0.10%	10g・本	110
	硫酸フラジオマイシン	10cm×10cm	枚	100
熱傷治療剤	スルファジアゾン銀	100g	本	20
	ブクラデシンナトリウム	3%	30g	20
消炎鎮痛剤（貼付剤）	インドメタシン	10cm×14cm	枚	1,600
消炎鎮痛剤（坐薬）	インドメタシン	25mg	個	100
	ジクロフェナクナトリウム	50mg	個	100
	アセトアミノフェン	100mg	個	40
消毒剤	グルコン酸クロルヘキシジン	5%	500ml・本	50
	エチルアルコール	70%	500ml・本	12
	エチルアルコール	70%	5L・本	40
	速乾性手指消毒ｱﾙｺｰﾙｼﾞｪﾙ		500ml・本	30
	塩化ベンザルコニウム	0.2%	300ml・本	20
	ポビドンヨード	10%	250ml・本	86
	次亜塩素酸ナトリウム	6%	500ml・本	30
	次亜塩素酸ナトリウム	6%	1.8L・本	5
含嗽剤	ポビドンヨード	7%	30ml・本	20
合成抗菌剤（点眼剤）	レボフロキサシン	0.5%	5ml・本	36
洗浄用整理食塩水	生理食塩水		500ml・本	704

(4) 衛生材料

薬　効	規格単位		最低備蓄量
絆創膏（紙テープ）	12mm×9m	本	280
絆創膏（布テープ）	12mm×5m	本	120
救急絆創膏	Mサイズ 19mm×72mm	枚	13,200
滅菌ガーゼ	30cm×30cm ４つ折り	反	20
	7.5cm×10cm	枚	4,000
脱脂綿	100g（カット綿を含む）	個	250
清浄綿（酒精綿）	ｴﾀﾉｰﾙ 80%又はｲｿﾌﾟﾛﾊﾟﾉｰﾙ 70%含浸	枚	5,200
三角巾	大	枚	100
伸縮包帯	5cm×5m	個	280
プラスチックスプリント材	腕用（M）	枚	80
プラスチックスプリント材	足用（L）	枚	80
マスク	ｻｰｼﾞｶﾙﾏｽｸ（ひも、耳かけ問わず）	本	1,000
ディスポ手袋（滅菌品）	（双）プラスチック又はラティクス	足	200
ディスポ手袋（未滅菌品）	（枚）プラスチック又はラティクス	枚	3,000
輸液セット	翼状針（２１G又は２３G）付	セット	1,300
小児輸液セット	翼状針（２５G）付	セット	800
ディスポーザル注射器	1ml	本	1,000
	2.5ml	本	1,000
	5ml	本	1,000
	10ml	本	1,000
	30ml	本	800
	50ml	本	650
	21G	本	1,000
	22G　　1.25	本	1,000
	23G	本	1,000
	25G	本	1,000
ディスポーザル翼状針	21G 又は 23G	本	1,000

１７　災害医薬品備蓄事業所及びワクチンの保管場所

(1) 災害用医薬品備蓄事業所

R6.3.1 現在

地区名	所在地	名称	電話番号
上田	秋和 262	㈱メディセオ上田支店	22-3510

(2) 緊急用血清及びワクチンの保管場所一覧表

R6.3.1 現在

名称	所在地	電話番号	休日・夜間連絡先	ワクチンの種類
上田保健福祉事務所	材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	23-1260	同左	乾燥まむしウマ抗毒素 乾燥ガスえそウマ抗毒素

１８　庁用車両の現況

【上田地域】

R7.1.1 現在

課別	普通車			大型車		軽自動車			特殊車	備考
	乗用	バン	貨物	バス	ﾏｲｸﾛ	乗用	バン	貨物		
危機管理防災課									1	無線 1
秘書課	2									
交流文化スポーツ課		1								
交流文化芸術センター							1			
市立美術館	1									
広報課							1			
豊殿地域自治センター						1		1		
塩田地域自治センター		1				1				
川西地域自治センター							1	1		
行政管理課	8	6		1	1	8	7	3		無線 5、拡声器 2
マルチメディア情報センター		1								
税務課						1	1			
収納管理課						2	1			
人権共生課（市民プラザ・ゆう）						1				
環境政策課						1				無線 1
廃棄物対策課			4					3	1	
資源循環型施設建設関連事業課	1									
福祉課						2	2			無線 1
障がい者支援課						2			1	
高齢者介護課	1					3	3	1		
国保年金課						4				
健康推進課		1				3	6			無線 1
子育て・子育ち支援課	1					3				
保育課						2				
点字図書館							1			
地域医療政策室	1									
商工課										
管理課		1		3			3	1		無線 1
土木課		1	3				2	1	8	無線 3
都市計画課			1				1	4		
建築課							1			
ささらの湯					1					
土地改良課							4			無線 2
森林整備課	1	1					1	2		
教育総務課	1						1			
第一学校給食センター			5			1				
第二学校給食センター			8				1			
学校教育課（市内小中学校含む）		1	1	1		2	2	15		無線 1
公民館						1	3			
図書館							1		1	
上田情報ライブラリー						1				
国分寺資料館		1						1		
スポーツ推進課		2	1			2	2	6		
生涯学習・文化財課		1					1	1		
議会事務局	2									
サービス課							1			
下水道課							2	1	1	拡声器 1
浄水管理センター			3			1	6	2	1	拡声器 1
上下水道基盤強化対策室							1			拡声器 1
合　　計	19	18	26	5	2	42	58	43	16	総計　229

【丸子地域】

R7.1.1 現在

課別	普通車			大型車		軽自動車			特殊車	備考
	乗用	バン	貨物	バス	ﾏｲｸﾛ	乗用	バン	貨物		
地域振興課	3	1	2	2	1	1		1		無線 3、拡声器 1
市民サービス課	1	1	2			7	3	1		無線 2、拡声器 2
産業観光課	1		1				1	1		無線 12
建設課	1						3	3		無線 4
丸子地域教育事務所								4		無線 1
丸子・武石上下水道課						1	1	2	3	拡声器 5
丸子学校給食センター			4			1		1		
丸子図書館							1		1	
丸子文化会館							1			
公文書館							1			
下水道課								1		
浄水管理センター			1			1	3	2	3	
合　　計	6	2	10	2	1	11	14	15	7	総計　68

※丸子・武石上下水道課の特殊車 3 台のうち 1 台は、給水車を指す。

【真田地域】

R7.1.1 現在

課別	普通車			大型車		軽自動車			特殊車	備考
	乗用	バン	貨物	バス	ﾏｲｸﾛ	乗用	バン	貨物		
地域振興課	6	1		1	1	2	1			無線 1、拡声器 1
市民サービス課						2	1	1		無線 2
産業観光課						2	1	3		無線 2
建設課	2		1				1	1	7	無線 2
真田地域教育事務所								1	1	無線 1
経営管理課	1					1				
サービス課							3			拡声器 2
上水道課	2		1				7	1	2	拡声器 11
下水道課	1		1				2	1	1	拡声器 2
浄水管理センター							1	1	1	拡声器 1
合　　計	12	1	3	1	1	7	17	9	12	総計　63

※上水道課の特殊車 2 台とは、給水車を指す。

【武石地域】

R7.1.1 現在

課別	普通車			大型車		軽自動車			特殊車	備考
	乗用	バン	貨物	バス	ﾏｲｸﾛ	乗用	バン	貨物		
地域振興課	2	3		1	1	2	4	1		無線 6、拡声器 1
産業観光課					2			1	1	2ｔトラック 1 マイクロバス 2 台は雲渓荘
市民サービス課		1				1	1			
武石診療所						1				
合　　計	2	4		1	3	4	5	2	1	総計　22

１９　緊急車両等事前届出状況

【上田地域】

R7.1.1 現在

庁用番号	所属	車両登録番号	種別	車両の用途
800	行政管理課	501 も 9674	乗用（8 人）	被災者の救難、救助、その他の保護　外
706	行政管理課	501 ほ 9738	乗用（6 人）	被災者の救難、救助、その他の保護　外
623	行政管理課	400 ち 2383	小型貨物	被災者の救難、救助、その他の保護　外
771	行政管理課	400 つ 7423	小型貨物	被災者の救難、救助、その他の保護　外
864	環境政策課	480 ぬ 6448	軽貨物	清掃、防疫、その他の保険衛生　外
556	土木課	400 た 3651	2ｔダンプ	生活必需品等物資の輸送
969	市民参加・協働推進課	501 ね 4239	小型乗用（青パト）	交通の規制、緊急輸送の確保　外
579	学校教育課	400 た 7413	小型貨物	災害を受けた児童及び生徒の応急教育　外

【丸子地域】

R7.1.1 現在

庁用番号	所属	車両名	車両登録番号	車両の用途
080	地域振興課	三菱キャンター	長野 11 そ　5354	生活必需品等物資の輸送

２０　給水用器具類配備状況

R7.1.1 現在

項目	内容	保有数量	内訳			
			泉町	真田	丸子	浄水場
車両	加圧給水車(3.0m³)	1 台		1		
	加圧給水車(2.0m³)	1 台			1	
	加圧給水車(1.7m³)	2 台		1	1	
給水容器	車両用タンク(2.0m³)ステンレス製	1 基	1			
	車両用タンク(1.0m³)ステンレス製	5 基	2		1	石舟 1 腰越 1
	車両用タンク(2.0m³)ポリ製	1 基				腰越 1
	車両用タンク(0.5m³)ポリ製	9 基	5			腰越 4
	組立式タンク(1.0m³)	27 基	27			
	組立式タンク(0.5m³)	4 基	3		1	
	給水袋(6 ﾘｯﾄﾙ)	3,250 枚	2,700	350	200	

２１　下水道災害対策用資材の備蓄場所

R7.1.1 現在

下水道施設名	設置場所	電話番号	敷地面積（m²）
上田終末処理場	秋和 29	24-5855	53,600
南部終末処理場	下之条 1155-15	29-8150	40,000
別所温泉終末処理場	別所温泉山王田 9-1	39-2111	9,940
丸子浄化センター	生田川原地内 2600	43-0270	30,000
西内浄化センター	平井下弓場 1756-5	45-3656	11,670
菅平浄化センター	菅平高原 1278-2826	74-3421	22,000
真田浄化センター	真田町長 6247-1	72-5311	5,570

２２　道路通行規制区間及び規制基準

(1) 高速道路

R7.1.1 現在

路線名	区間	「通行止」規制基準
上信越自動車道	上信越自動車道 （佐久ＩＣ～坂城ＩＣ）	連続雨量：140㎜ 連続雨量：110㎜＋時間 30 ㎜

(2) 主要地方道

R7.1.1 現在

路線名	担当事務所名	規制区間		規制基準値	
				通行注意	通行止
		自　都市　町村字 至　都市　町村字	延長(km)	時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量
長野上田線	上田	上田市下半過（上田市境）から 上田市山口まで	2.5	15㎜ 40㎜	20㎜ 60㎜

２３　油流出事故対策用資材の備蓄状況

R7.1.1 現在

備蓄場所名	所在地	電話番号	資材内容		
			オイルマット	中和剤等	オイルフェンス
上田地域広域連合消防本部 上田中央消防署	大手 2-7-16	26-0019	繊維マット 225 枚	スターダスト（粉末状）11 袋 ＡＣライト 4 袋	ビニロン（25M）
上田地域広域連合消防本部 上田南部消防署	小島 550-1	38-0119	繊維マット 250 枚	スターダスト（粉末状）16 袋 ＡＣライト 4 袋	（削除）
上田地域広域連合消防本部 上田東北消防署	芳田 1515-1	36-0119	繊維マット 300 枚	スターダスト（粉末状）4 袋 ＡＣライト 6 袋	
上田地域広域連合消防本部 川西消防署	浦野 126-2	31-0119	繊維マット 200 枚	ＡＣライト 6 袋	
上田地域広域連合消防本部 丸子消防署	上丸子 1603-1	42-0119	繊維マット 250 枚	ＡＣライト 6 袋	
上田地域広域連合消防本部 真田消防署	真田町長 7174-1	72-0119	繊維マット 280 枚 ロールタイプマット 65m×4 巻 オイルブロッターひも付き 1.3m×8 本 6.5m×13 本	粉末ゲル化剤ｼｰﾄ 40 枚 液体中和剤 108ℓ ＡＣライト 4 袋	ビニロン 20M×1 10M×1
上田地域広域連合消防本部 依田窪南部消防署	長和町古町 2640-1	68-0119	繊維マット 332 枚 オイルブロッター2 箱 （吹き流しタイプ）	αゲルシート 70 枚 粒状オイルブロック 5 箱 ｽﾀｰﾀﾞｽﾄ（粉末状）31 袋 ＡＣライト 6 袋 液状油分解材 24ℓ	
上田市上下水道局 染屋浄水場	古里 2250	22-0658	油吸着マット 400 枚（45cm×45cm） 油吸着マット 17 枚（50cm×50cm）	粉末活性炭 10 kg×15 袋（ﾄﾞﾗｲ）	
上田市上下水道局 石舟浄水場	真田町長 4100	72-2138	油吸着マット 200 枚（65cm×65cm） ロールタイプマット 0.65m×65m×1 巻	粉末活性炭 10 kg×111 袋（ﾄﾞﾗｲ）	
上田市上下水道局 腰越浄水場	腰越 845	42-2602	油吸着マット 944 枚	粉末活性炭 10 kg×26 袋（ﾄﾞﾗｲ） 粉末活性炭 10 kg×98 袋（ｳｴｯﾄ）	
上田市上下水道局 鹿教湯浄水場	西内 1766-13	44-2140	油吸着マット 100 枚	粉末活性炭 15 kg×180 袋	
上田市上下水道局 泉町水源地	踏入 1-2066	29-9983	油吸着ﾏｯﾄﾛｰﾙﾀｲﾌﾟ 0.65m×0.65m×5m×10 本 0.65m×0.65m×13m×2 本	粉末活性炭 250kg×3 袋（ﾄﾞﾗｲ） 粉末活性炭 250kg×7 袋（ｳｴｯﾄ） 粉末活性炭 10kg×150 袋（ｳｴｯﾄ）	
泉町防災倉庫	国分 1 丁目 1281-2		油吸着マット 300 枚（50cm×50cm）		
上田市上下水道局 新屋取入口	上野 562-5	26-2023	油吸着ﾏｯﾄﾛｰﾙﾀｲﾌﾟ 0.65m×0.65m×5m×20 本 0.65m×0.65m×65m×1 本	粉末活性炭 10 kg×95 袋（ﾄﾞﾗｲ） 粉末活性炭 10 kg×135 袋（ｳｴｯﾄ）	
下水道課 上田終末処理場	上田市秋和 29	24-5855	油吸着マット 100 枚		
下水道課 丸子浄化センター	生田 2600	43-0270	油吸着マット 20 枚		
下水道課 菅平浄化センター	菅平高原 1278-2826	74-3421	油吸着マット 200 枚 油吸着マット（万国旗状） 6.5m×4 本、13m×2 本		
下水道課 真田浄化センター	真田町長 6247-1	72-5311	油吸着マット 100 枚		
環境政策課	大手 1-11-16	23-5120	油吸着マット 420 枚 油吸着マット（万国旗状） 6.5m×4 本、13m×2 本		
丸子地域自治センター 市民サービス課	上丸子 1612	42-1054	繊維系マット 200 枚		
真田地域自治センター 市民サービス課	真田町長 7178-1	72-0154	繊維系マット 300 枚	ＡＣライト 4.5kg×4 袋	
武石地域自治センター 市民サービス課	下武石 742	85-2312	繊維系マット 180 枚		

２４　緊急輸送関係路線一覧表

(1) 緊急交通路交通規制対象予定道路

ア　警察庁指定広域交通規制対象道路

R7.1.1 現在

路線名	区間	交通検問所
関越自動車道上越線	群馬県境（佐久市）～新潟県境（信濃町）	佐久 IC、長野 IC
国道 18 号・18 号上田ＢＰ	群馬県境（軽井沢町）～新潟県境（信濃町）	軽井沢、野尻

イ　その他幹線道路

R7.1.1 現在

路線名	区間	関連都県
国道 142 号	国道 141 号跡部交差点（佐久市）～ 国道 20 号 BP 湖北ﾊﾞｲﾊﾟｽ南交差点（岡谷市）	
国道 144 号	国道 18 号ＢＰ住吉交差点～群馬県境（上田市）	群馬県
国道 152 号	国道 18 号大屋交差点～ 県道諏訪白樺湖湖小諸線大門峠交差点（茅野市）	
国道 254 号	群馬県境（佐久市）～国道 19 号平瀬口交差点(松本市)	
国道 406 号	国道 18 号東和田交差点（長野市）～ 国道 144 号菅平口交差点	

(2) 震災対策緊急輸送路線

ア　第一次震災対策緊急輸送路

R7.1.1 現在

路線名	区間	指定延長(ｋｍ)
上信越自動車道	佐久県境～信濃町県境	111.4
国道 18 号	軽井沢県境～信濃町県境	123.5
国道 141 号	上田市新田 R18 号交点～上田市上堀 R18 号交点	3.0
国道 143 号	上田市 R18 号 BP 交点～松本市 R254 号交点	46.5
国道 144 号	上田市 R18 号交点～上田市県境	20.2
国道 152 号	上田市 R18 号交点～伊那市高遠町 R361 号交点	80.0
国道 254 号	上田市 R152 号交点～松本市 R19 号交点	32.2
県道荻窪丸子線	上田市 R254 号交点～上田市上丸子 R152 号交点	3.4

イ　第二次震災対策緊急輸送路

R7.1.1 現在

路線名	区間	指定延長(ｋｍ)
主要地方道真田東部線	上田市真田町 R144 号交点～東御市 R18 号交点	16.7
主要地方道長野真田線	長野市 R403 号交点～上田市 R144 号交点	24.6
主要地方道美ヶ原公園沖線	上田市上武石～上田市武石沖 R152 号交点	2.5
主要地方道上田丸子線	上田市 R18 号交点～上田市 R254 号交点	14.1
主要地方道長野上田線	千曲市 R403 号交点～上田市天神 R141 号交点	23.7

ウ　市指定緊急輸送路

R7.1.1 現在

路線名	区間	指定延長(ｋｍ)
市道天神町新屋線	主要地方道長野上田線交点～国道 18 号交点	1.0
市道新参町線	市道天神町新屋線交点～国道 141 号交点	0.5
市道川原柳踏入線	国道 141 号交点～国道 18 号交点	1.6
市道秋和踏入線	国道 18 号交点～主要地方道長野上田線交点	2.9
市道川原柳豊里線	国道 144 号交点～東御市境	4.6
市道小島手塚線	主要地方道上田丸子線築地下之郷バイパス交点 ～「塩田支所前」交差点	2.0
市道川辺町国分線	主要地方道上田丸子線交点～国道 18 号交点	4.0

第４章　復旧計画

１　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

	対象災害(自然災害)	根拠法令等	受給遺族	支給額
災害弔慰金	1 １つの市町村において 5 世帯以上の住宅を滅失した災害 2 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 3 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村 3 経費負担 国　1/2 県　1/4 市　1/4	配偶者 子 父母 孫 祖父母 上記が存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹	1 生計維持者の方が死亡した場合 500 万円 2 その他の方が死亡した場合 250 万円 ※支給制限あり
災害障害見舞金	同上	同上	対象災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者	1 生計維持者の方 250 万円 2 その他の方 125 万円

２　上田市災害見舞金等の支給額

災害の程度				見舞金等の額（１被災者につき）
人身災害		死亡		200,000 円以内
		負傷 3 箇月以上の臥床又は入院を要する場合 30 日以上の臥床又は入院を要する場合 20 日以上の臥床又は入院を要する場合 10 日以上の臥床又は入院を要する場合		 100,000 円以内 70,000 円以内 50,000 円以内 30,000 円以内
建物災害	居住に供していた建物	全壊・全焼・全流失	持家・借家のとき	200,000 円以内
			貸家のとき	50,000 円以内
		半壊・半焼・半流失	持家・借家のとき	100,000 円以内
			貸家のとき	30,000 円以内
		一部損壊・一部焼失・一部流失	持家・借家のとき	50,000 円以内
			貸家のとき	10,000 円以内
		床上浸水	持家・借家のとき	50,000 円以内
		床下浸水	持家・借家のとき	10,000 円以内
		その他相当程度の災害と認められる場合	持家・借家のとき	30,000 円以内
	居住に供していない建物	損害部分の床面積が 199 平方メートル以上の場合	持家・借家のとき	100,000 円以内
		損害部分の床面積が 100 平方メートル以上 199 平方メートル未満の場合	持家・借家のとき	50,000 円以内
		損害部分の床面積が 33 平方メートル以上 100 平方メートル未満の場合	持家・借家のとき	30,000 円以内
		損害部分の床面積が 33 平方メートル未満の場合。ただし、生計を維持するに使用していた建物であり、かつ、当該建物の 3 分の 2 以上の被害があるものに限る。	持家・借家のとき	10,000 円以内
		床上浸水	持家・借家のとき	50,000 円以内
		床下浸水	持家・借家のとき	10,000 円以内

3　災害援護資金・生活福祉資金の貸付

種別	対象となる世帯	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の市町村民税における前年の総所得金額が次の額未満の世帯に限る。 1 人世帯：220 万円 2 人世帯：430 万円 3 人世帯：620 万円 4 人世帯：730 万円 5 人以上:1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額 ※住居が滅失した場合は 1,270 万円	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村 3 経費負担 国　2/3 県　1/3 4 対象災害 都道府県内で災害救助法による救助が適用された市町村が 1 以上ある災害	1 世帯主の 1 か月以上の負傷　150 万円 2 家財等の損害 ア 家財の 1/3 以上の損害　150 万円 イ 住宅の半壊　170 万円 ウ 住宅の全壊　250 万円 エ 住宅全体が滅失若しくは流失　350 万円 3 1 と 2 が重複した場合 1 と 2 のアの重複　250 万円 1 と 2 のイの重複　270 万円 1 と 2 のウの重複　350 万円	1 措置期間 3 年 2 償還期間 10 年(措置期間含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 利率 年 3% (措置期間中は無利子)
生活福祉資金	1 低所得者世帯 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度） 2 障害者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯 3 高齢者世帯 65 歳以上の高齢者の属する世帯	1 根拠要綱 生活福祉資金貸付制度要綱 2 実施主体 都道府県社会福祉協議会	貸付上限額の目安 150 万円	1 措置期間 貸付の日から 6 月以内 2 償還期間 7 年 3 利率 無利子又は年 1.5%

4　被災者生活再建

(1) 被災者生活再建支援金の支給

(対象となる自然災害)　10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

(制度の対象となる被災世帯)

① 住宅が「全壊」した世帯
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

被害区分 住宅の被害程度	基礎支援金	加算支援金 住宅の再建方法		計
① 全壊（損害割合 50%以上） ② 解体 ③ 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
④ 大規模半壊（損害割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
⑤ 中規模半壊（損害割合 30%台）	―	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

※加算支援金のうち、2 以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとします。
※単数世帯の支援金の額は、各該当欄の 3/4 とします。

(2) 上田市被災者生活再建支援金の支給

(対象となる自然災害)　4(1)被災者生活再建支援金の支給対象とならない災害

(制度の対象となる被災世帯)

① 住宅が「全壊」した世帯
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
⑥ 住宅が「半壊」した世帯

被害区分 住宅の被害程度	基礎支援金	加算支援金 住宅の再建方法		計
① 全壊（損害割合 50%以上） ② 解体 ③ 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
④ 大規模半壊（損害割合 40%台）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
⑤ 中規模半壊（損害割合 30%台）	25 万円	建設・購入	100 万円	125 万円
		補修	50 万円	75 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	50 万円
⑥ 半壊（損害割合　20%台）	25 万円	建設・購入	25 万円	50 万円
		補修	25 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	12.5 万円	37.5 万円

※加算支援金のうち、2 以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとします。
※単数世帯の支援金の額は、各該当欄の 3/4 とします。

様式

様式１　危険箇所実態調査票

危　険　箇　所　実　態　調　査　票

危険箇所の種別
調査か所　　調査期日
調　査　者 所　属　　氏　名
危険箇所の状況
必 要 な 措 置
備　　考

様式２　危険か所調査報告書

危　険　箇　所　調　査　報　告　書

年　　月　　日

上　田　市　長　　様

部長
（　　課）

災害危険箇所調査結果について（報告）

このことについて下記のとおり報告いたします。

記

１　調査期間
２　調査箇所
３　異常箇所
４　必要措置
５　その他

１　調査箇所については、危険区域の種類別に箇所数及び合計を記入する。
２　異常箇所及び必要措置について多数ある場合には、総括的なことを記入し、別紙に一覧表にまとめて添付する。
３　調査終了後３日以内に危機管理防災課へ提出する。

様式３　職員配備状況報告

配　置　体　制　報　告

上　　田　　市　　長　様
上田市災害対策本部長　様

年　　月　　日

部長　氏名

課（班）名	配 備 人 員	配 備 完 了 日 時	備　　考
課 班	人	日　　時　　分	
課 班	人	日　　時　　分	
課 班	人	日　　時　　分	
課 班	人	日　　時　　分	
課 班	人	日　　時　　分	
課 班	人	日　　時　　分	

様式４　対策本部内応援要請

応　援　要　請　書 上田市災害対策本部長　　様 年　月　日 部長　氏名	
1　要　請　理　由	
2　応援を要請する班	
3　応援を要請する人員	
4　従事事務内容	
5　従　事　時　間	年　月　日　時　分から　　年　月　日　時　分まで

様式５　県および近隣市町村への応援要請

応　援　要　請　書 様 年　月　日 上田市災害対策本部長　氏名　印	
1　要　請　理　由	
2　応援を要請する部・課	
3　応援を要請する人員	
4　従事事務内容	
5　従　事　時　間	年　月　日　時　分から　年　月　日　時　分まで

様式６　指定行政機関に対する派遣要請

応　援　要　請　書 様 年　月　日 上田市災害対策本部長　氏名　印	
1　派遣を要請する理由	
2　派遣を要請する職員の職種	
3　応援を要請する職員数	
4　派遣を必要とする機関	年　月　日　時　分から　年　月　日　時　分まで
5　派遣される職員の給与及び勤務条件	
6　その他の必要事項	

様式７　建物被害調査報告書

建 物 被 害 調 査 （ 発 生 ・ 中 間 ・ 確 定 ） 報 告 書

年　　月　　日　午前 午後　　時　　分発生被害

（救護対策部責任者氏名　　印 ）　　（環境対策部　消毒等実施責任者氏名　　印 ）

自治会名	名称 世帯主氏名 事業所名簿	世帯人員又は従業者数	住所	浸水・土砂災害の区分	被害状況（棟）						延床面積㎡	農家（非農家）の別	防疫状況		汲取要否		保健指導		備考（原因など）
					床下浸水	床上浸水			半壊	全壊流失			必要（不必要）の別	実施（未実施）の別	要	否	した	しない	
						1～49cm	50～99cm	100cm以上											

記入上の注意

1 「浸水・土砂災害の区分」欄・・・浸水被害の場合は空欄とし、土砂災害の場合は○印を付す。

2 「被害状況」欄・・・床下、床上浸水は、畳面を基準とする。非住家の場合には、住家であったと仮定して、畳面を想定し、その畳面を基準とする。

3 「延床面積」欄・・・一般住宅以外ののもの場合（工場、事務所、学校等の場合には、その延床面積を記入する。）

4 「備考」欄・・・被害原因、側溝、河川の氾濫当原因を記入のこと。消防団の出動の有無についても記入する。

様式８　床上・床下浸水調査結果表

床 上 ・ 床 下 浸 水 調 査 結 果 表

（調査責任者氏名　　）

連合自治会名	自治会名	住　家			非 住 家			消 毒 状 況		汲取必要戸数	保健指導戸数	備　考
		床上棟数	床下棟数	その他	床上棟数	床下棟数	その他	床 上	床 下			

様式９　公共土木施設・農業施設・公共施設　被害調査報告書

公共土木施設
農業施設　被害調査（発生・中間・確定）報告書
公共施設

（　　年　　月　午前・午後　　時　　分発生災害）　　部　　課長　　印

被害場所	被害の種類	被害の内容	被害金額	応急処置の概要	備考（位置図番号）

1　公共土木施設（河川、道路、橋りょう等）、農業施設（農地、農道、水路、ため池等）、及び公共施設の被害調査報告に使用する。

2　縮尺 1／50,000 の被害か所の位置図を添付し、災害発生後（発生報告･･･ただちに、中間報告…3 日以内に、確定報告…1 週間以内に）危機管理防災課へ提出する。

様式 10　地区別被害状況調

地区別被害状況調

地域振興局名	上田地域振興局
調査時刻	年　月　日　時　分
報告時刻	年　月　日　時　分

市町村名	上田市

区分 / 地区名	人的被害					住家の被害														地区全体	備考
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計	全壊（焼）			半壊（焼）			一部破損			床上浸水			床下浸水				
						棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	世帯人員	
	人	人	人	人				人			人			人			人			人	人	

様式 11　世帯別被害調査表

世　帯　別　被　害　調　査　票

災害名		発信地域振興局名	上　田　地　域　振　興　局
市町村名	上　田　市	調　査　時　刻	年　月　日　時　分
		報　告　時　刻	年　月　日　時　分

地区名	被災世帯主氏名	世帯主の年齢	世帯主の職業	世帯人員	被害状況									世帯区分							市町村民税課税状況			学童		備考
					人的被害				住家の被害					被保護		身障	老人	母子	要保護	その他	非課税	均等割	所得割	中学生徒	小学児童	
					死亡	行方不明	重傷	軽傷	全壊（焼）	半壊（焼）	一部破損	床上浸水	床下浸水	生活扶助	その他の扶助											

様式 12　相談カード

相　談　カ　ー　ド　（地震災害）

被　災　者	住所				
	氏名		被災人員	男　女	計
	電話	自宅　　勤務先			
被　災　状　況	宅地	地割れ　、　崩壊			
	家屋	倒壊（全、半、一部）		火災（全、半、一部）	
	人身				
要　望　事　項					

相　談　カ　ー　ド　（地震災害）

被　災　者	住所				
	氏名		被災人員	男　女	計
	電話	自宅　　勤務先			
被　災　状　況	宅地	地割れ　、　崩壊			
	家屋	倒壊（全、半、一部）		火災（全、半、一部）	
	人身				
要　望　事　項					

様式 13　公用負担命令書

公用負担命令書

第　　号

年　　月　　日

事務取扱職氏名

物件名 規格 数量	物件の所有者、管理者またはこれに準ずる者の住所、氏名	使用収用処分の目的及び箇所	担当職員の職氏名	摘要

印 ---------- 切　取　線

公　用　負　担　命　令　伝　票

物件名、規格数量、負担の内容、使用収用処分

水防法第 21 条第 1 項により公用負担を命ずる。

年　　月　　日

水防管理者

上田市長

事務取扱者

職名　　氏名

殿

公用負担命令権限証

第　　号

公　用　負　担　命　令　権　限　証

職氏名

上記の者に上田市管轄区域における水防法第 21 条第 1 項の権限を委任したことを証明する。

年　　月　　日

水 防 管 理 者

上田市長

様式 14　医療救護班・助産救護班　出動報告書

医療救護班
助産救護班　出動報告書　医療救護班
助産救護班

班員		班員		編成出動状況
資格	氏名	資格	氏名	

上記のとおり　　　月　　　日　出動したので報告します。

年　　月　　日

（関係機関等の別）

責任者　　　　　　　　　　　印

上田市長　様

様式 15　取扱患者台帳

取　扱　患　者　台　帳								医療救護班 助産救護班
年月日	住　所	氏　名	職 業	年齢	性 別	傷 病 名	死　体 検案数	措 置 概 要
計								

様式 16　救援実施状況

救援実施状況　　年　　月　　日										医療救護班 助産救護班
品　名	数 量	単 価	金　額	調 達 先 そ の 他	患者数	内　訳				備 考
						外科	内科	眼科	その他	

様式 17　指示の伝達

指　示　の　伝　達

年　　月　　日

指示　発令者	
発令の理由	
避難所の名称及び所在地	
避　　難　　経　　路	
注意事項（火災・盗難の予防 携行品、服装）	

様式 18　指示の県への報告

指　示　の　県　へ　の　報　告

年　　月　　日

指示　発令者	
発令の理由	
避　難　の　対　象　区　域	
発　　令　　の　　日　　時	年　　月　　日　　時　　分
避　　難　　場　　所	

様式 19　避難者名簿

避　難　者　名　簿

避難所名	(　　)枚目中(　　)枚
避難責任者　　自治会長　氏名	

	避難日	避難者氏名	住所	（自治会）	性別	年齢	負傷の状況	その他記載事項
1				（　　）				
2				（　　）				
3				（　　）				
4				（　　）				
5				（　　）				
6				（　　）				
7				（　　）				
8				（　　）				
9				（　　）				
10				（　　）				
11				（　　）				
12				（　　）				
13				（　　）				
14				（　　）				
15				（　　）				
	記入例	○　上田 太郎	上田市大手 1-11-16	（大手町）	男	52	右足首捻挫、軽いやけど	4 人家族本人以外安否不明

避難者が直接記入してください。世帯主は氏名の前に「○」を記入してください。
自治会長は取りまとめ、避難所常駐職員または避難所開設職員に渡してください。
避難所常駐（開設）職員は、対策（警戒）本部に避難者名簿を提出すること。

様式 20　避難所物品使用状況簿

避　難　所　物　品　使　用　状　況　簿

避難所

責任者 認印（ｻｲﾝ）	年月日	収容人員	物品使用状況		増減経過	備　考
			品　名	数　量		
計	日間　　人					

1　「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人数の増減経過は「増減経過」欄に記入しておくこと。

2　「物品の使用状況」欄は、開設期間中に使用した品目別数を記入すること。

3　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名および収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式 21　避難所用品物品受払簿

避 難 所 用 品 物 品 受 払 簿

品　名		単　位		避 難 所	
年　　月　　日	摘　　要 （購入先、受入先、払出先）	受	払	残	備　　考 （購入金額等）
計					

1　「摘要」欄に購入または受入先および払出先を記入すること。
2　「備考」欄に購入金額を記入しておくこと。
3　最終行欄に受、払、残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式 22　避難所の設置および収容状況

避 難 所 の 設 置 お よ び 収 容 状 況

避難所の名称	所在地	種別 (既存建物・野外仮設)	開設時期	実人員	開設日数	延人員	備考
				人	日間	人	
計		既存建物	年　月　日から 年　月　日まで		日間	人	
		野外仮設	年　月　日から 年　月　日まで		日間	人	

1　「種別」欄は、既存建物の場合と、野外仮設の場合に区分すること。

2　「計」欄は、既存建物の場合と、野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

様式 23　炊き出しその他による食品給与物品受払簿

炊き出しその他による食品給与物品受払簿

品　名	
単　位	

上　田　市

年　月　日	摘　　要 （購入先、受入先、払出先）	受	払	残	備　　考 （購入単価、購入金額）
計					

1　「摘要」欄に購入先または受入先および払出先を記入すること。
2　「備考」欄に購入単価および購入金額を記入しておくこと。
3　最終行欄に受、払、残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式24　炊き出し受給者名簿

炊　き　出　し　受　給　者　名　簿

上　田　市

世帯主氏名	家族数	給与内訳					備考
		月　日	月　日	月　日	月　日	合計	
		朝　昼　夕	朝　昼　夕	朝　昼　夕	朝　昼　夕		
計							
品　名（単位）							
精　米（Kg）							

1　「朝 昼 夕」欄には、支給食数を記入すること。

2　他市町村の住民であるときは、その住所を「備考」欄に記入しておくこと。

様式 25　食料品現品給与簿

食　料　品　現　品　給　与　簿

上　田　市

給与 年月日	給与人数	食　数	給与物品内訳					受領者					備　考
			米	乾パン	缶詰	副食	調味料	住所	世帯主氏名	家族数	受領印 (ｻｲﾝ)	避難先 市町村名	

様式 26　物資受払簿

物　資　受　払　簿

品　名	
単　位	

上　田　市

年　月　日	摘　　要 （購入先、受入先、払出先）	受	払	残	備　　考
計					

1　「摘要」欄に購入先または受入先および払出先を記入すること。

2　最終行欄に県受入分および市調達分を明らかにしておくこと。

様式 27　物資給与および受領簿

物　資　給　与　お　よ　び　受　領　簿

上　田　市

住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯構成員数	人

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

給与年月日	品　　名	数　量	備　　考	給与年月日	品　　名	数　量	備　　考